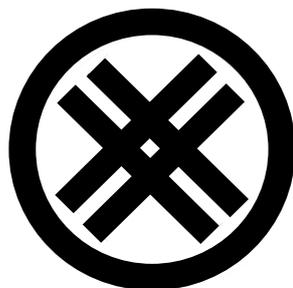


松田家の歴史

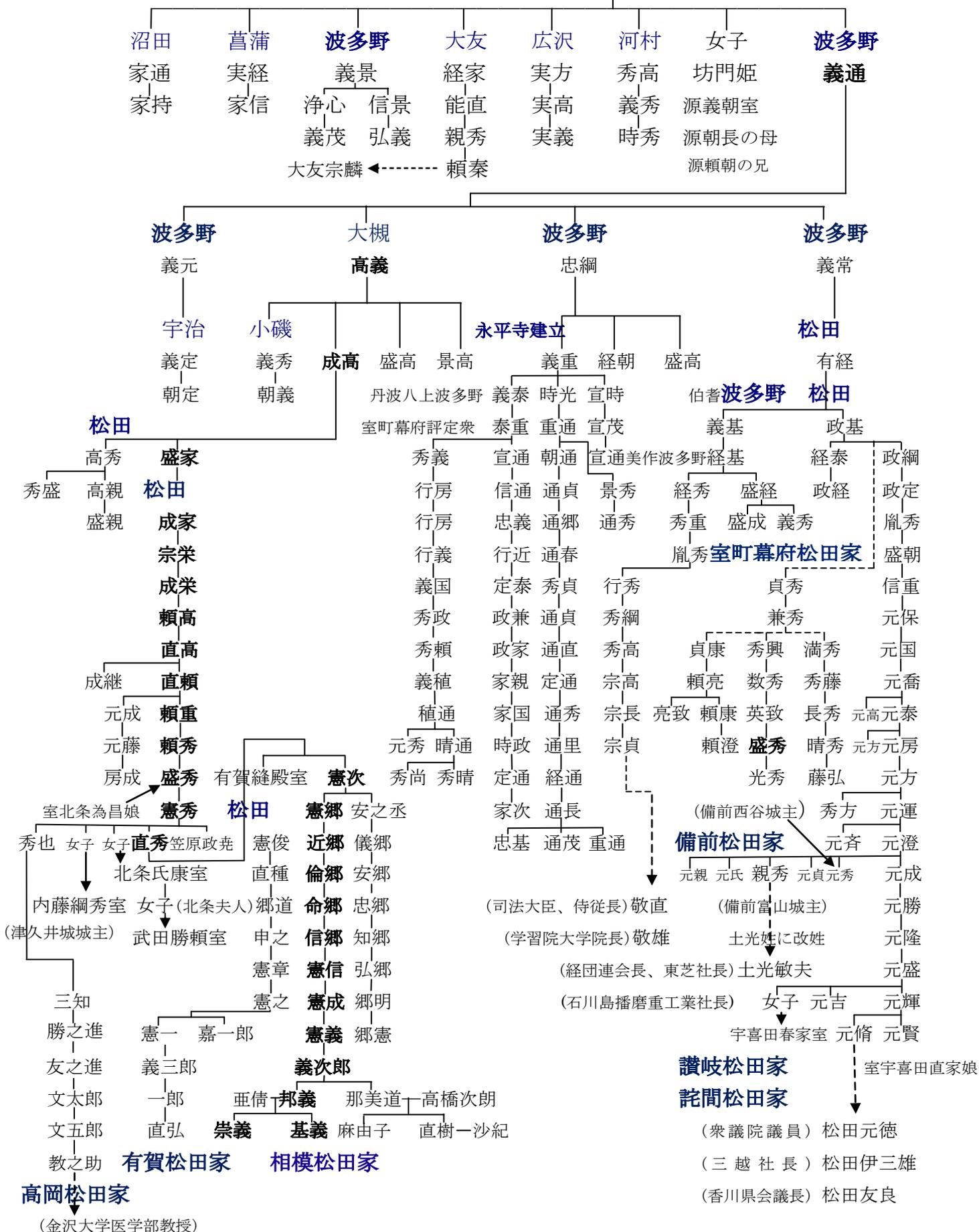


目次	ページ
系図 (1) 松田家と一族	1
系図 (2) 松田家と一族	2
松田家関係略年表	3~5
松田家発給文書一覧表	6~7
松田家の起こり 神代の時代?から鎌倉時代 松田亭	8~10
南北朝の頃の松田家	11
備前松田家	12
備前松田一族と家臣団 松田家 土光敏男 松田伊三雄	13~14
備前松田一族と家臣団 宇垣家 宇垣一成 宇垣纏	15
備前松田一族と家臣団 大村家 大村清一 大村襄治	16
備前松田一族と家臣団 檜村家 横井家 大森家	17
備前松田家と城 金川城、岡山城、徳倉城、等	18~22
備前松田家と寺院 蓮昌寺、道林寺、大乘寺	23~24
本阿弥家と松田家	25
室町幕府の松田家	26~36
室町幕府の松田家関係文書 京都祇園祭と松田家	28~34
室町幕府の波多野家関係文書	35
波多野家 永平寺 (曹洞宗大本山) 波多野敬直	37
相模松田郷の松田家	38~4
松田家の所領高と領地	40
北条家家臣団 小田原の松田屋敷と武田信玄	41
小田原の松田屋敷と徳川三代将軍家光	41~42
津久井城城主 内藤家のその後	45
高岡松田家 群馬松田家 甲斐松田家 長野松田家	46
埼玉松田家	47
大石家と松田家	48~49
相模松田一族で活躍した人々 松田頼秀、松田憲秀	50~75
北条夫人 (武田勝頼正室) (松田憲秀邸の門柱 60)	76
北条氏の敗因	77
相模松田一族と城 小田原城、山中城、松田城、等	78~82
相模松田一族と寺院 龍泉寺、宗閑寺、本因寺、等	83~86
松田家関係古文書	87~169
笠原政堯考と古文書	170~175
明治以降の松田家	175
松田一族と家紋	176
松田家の関連した事が記載されている書物と著者	177
小田原北条家時代の松田家略系図 松田一族のその後	177
松田家略系図	178
加賀藩前田家侍帳	179~184
あとがき 松田邦義	185
除籍簿謄本 (謄本) 松田憲信、憲成、憲義、義次郎、邦義	186~190

松田家と一族 (2)

(松田邦義作成)

藤原鎌足—不比等—房前—魚名—藤成—豊沢—村雄—秀郷—千常—文脩—文行—公行
—公光(相模守)—(波多野)経範—経秀—秀遠—遠義



松田家の歴史

松田家関係略年表

- 480年頃 常盤大連(ときわのおおむらじ)、欽明天皇より中臣の姓を賜る。
- 645 中臣常盤大連より4代目の中臣鎌足、中大兄皇子と共に乙巳の変を起こし、蘇我蝦夷、蘇我入鹿を討ち大化の改新を行った。
中臣鎌足、天智天皇より藤原の姓を賜る。
- 940 藤原鎌足より7代目藤原秀郷は平将門を下総国幸島で討ち、平将門の乱を鎮圧した。
藤原鎌足より13代目公光は相模守となり、相模国秦野に土着して武門となり、代々一帯を開拓した。
14代目藤原経範は波多野に改姓し、波田野家の始祖となる。
波田野経範の6代目有常は、松田郷に住み、初めて松田を称し、松田家の始祖となる。
経範より8代目の成家は松田を称し、相模松田家初代となる。
- 1180 石橋山の合戦。
- 1192 源頼朝、鎌倉幕府を開く。
- 1213 和田義盛の乱起こる。
- 1221 承久の乱。
- 1243 波多野義重永平寺を開基。
- 1333 相模松田家一族は新田義貞軍に加わり、鎌倉幕府を討つ。
- 1336 足利尊氏、足利幕府を開く。
- 1351 足利尊氏、直義兄弟争う。
- 1462 **足利政知、松田頼秀の跡地東大友半分を鶴岡八幡宮へ寄進する。**
- 1467 応仁の乱が起こる。
- 1471 **松田頼秀、龍泉寺(相模原市青野原)を開基。**
- 1483 福岡合戦が起こり、備前国に於ける戦国時代へ突入の契機となる。
- 1486 上杉定正、相模国糟谷で家臣の太田道灌を謀殺する。
- 1491 北条早雲、足利政知の子茶々丸を攻め殺し、伊豆韮崎に入る。
- 1494 **松田頼秀、扇谷上杉定正・大森藤頼と対立し、窮地に陥る。**
- 1495 北条早雲、大森藤頼の小田原城を奪取し、相模へ進出する。
- 1516 北条早雲、三浦義同・義意の籠城する新井城を攻め、三浦氏を滅ぼす。
- 1522 将軍足利義晴、松田元高を京都に招く。
- 1524 北条氏綱、上杉朝興の江戸城を攻略する。
- 1538 北条氏、国府台にて足利義明・里見義堯軍を破る。足利義明は戦死。
- 1546 北条氏康、北条綱成らの守る河越城の救援に向かい、敵将の上杉朝定を討つ。
- 1552 北条氏康、関東管領の上杉憲政を上野平井城に攻め、越後に追う。
- 1553 **河村郷三宮寺が建立され、棟札に松田康隆の名が記される。**
- 1554 北条・武田・今川の三国同盟結ばれる。
- 1555 **松田盛秀、有山源右衛門尉に關戸宿の間屋を申し付ける。**
- 1559 「北条氏所領役帳」が作成される。
- 1560 今川義元、上洛途中の桶狭間にて織田信長に討たれる。
- 1561 上杉謙信、小田原城へ攻め寄せる。
- 1561 上杉謙信、武田信玄と川中島で合戦を行う。
- 1564 北条氏、里見義弘・太田資正らの軍勢と国府台で戦い、勝利する。
- 1566 上野国金山城の由良成繁父子、北条氏に属す。

松田家の歴史

- 1567 北条氏、里見義弘と三船山に戦う。北条方の太田氏資が戦死する。
- 1568 **苅野庄谷ケ村の白旗大明神が再建され「地頭左馬助殿」と記される。**
北条・武田・今川の三国同盟決裂する。
備前松田家、約235年続いたが宇喜多氏に敗れ、没落。
- 1569 武田信玄、北条綱成・**松田憲秀**らの守る駿東郡深沢城へ攻め寄せる。
武田信玄、小田原城へ攻め寄せる。**松田憲秀邸武田信玄に焼かれる。**
松田憲秀、山口郷左衛門尉を私領横手村の代官に任じる。
北条氏康、上杉謙信同盟を結ぶ。
- 1570 北条氏康の子三郎、上杉謙信の養子となり、景虎と名乗る。
- 1571 北条綱成・**松田憲秀**らの籠城する深沢城が武田信玄に明け渡される。
北条氏康が没する。
北条氏、上杉謙信との同盟を破棄し、再び武田信玄と結ぶ。
- 1573 武田信玄が没する。
織田信長、越前の朝倉義景と近江の浅井長政を滅ぼす。
足利義昭、織田信長に京より追放され、足利幕府滅びる。
- 1575 **松田憲秀、長泉院へ山中の松木伐採禁止の制札を下す。**
北条氏政、**松田新六郎**に笠原氏の陣代と豆州郡代を命じる。
- 1575 織田信長・徳川家康の連合軍、長篠の戦で武田勝頼を破る。
- 1577 北条氏、房総の里見氏と同盟を結ぶ。
- 1578 上杉謙信が没する。上杉景勝と上杉景虎との「御館の乱」が起こる。
- 1579 **松田憲秀、山口郷左衛門に白子村 20 貫文の知行地を宛がう。**
松田憲秀、長泉院へ板屋ケ窪 1 貫 500 文の地を寄進する。
「御館の乱」で敗れた上杉景虎自害する。上杉景勝を支援した武田勝頼と
北条氏の関係は急速に悪化する。
北条氏、武田勝頼の伊豆・相模侵攻を警戒し、足柄城の普請を強化する。
波多野秀治(八上城主)、織田信長に滅ぼされる。
- 1580 **里見義頼、武田氏に対する北条氏への援兵派遣の意向を松田憲秀に伝える。**
北条氏政、家督を子氏直に譲る。
- 1581 **北条氏、浜居場城の掟書を作成し、浜居場城に在番する松田家配下の者に下す。**
武田勝頼、**松田新六郎(笠原新六郎)**の内応により武田氏の属城となった
戸倉城に家臣の曾弥河内守を遣わす。
- 1582 武田勝頼、織田信長の軍勢に甲斐国を攻められ、**北条夫人・信勝**と共に天
目山近くの田野で自害した。武田氏滅亡。
織田信長、明智光秀に討たれる。
信長の家臣滝川一益、北条氏と上野国神流川で戦い敗走する。
**松田憲秀、諏訪氏の重臣千野左兵衛尉に書状を送り、信濃統治について協
力を求める。**
北条氏直と徳川家康、甲斐・信濃両国の領有をめぐり、御坂峠周辺で戦う。
北条氏直、徳川家康と和睦する。翌月に**松田憲秀、里見氏の家臣上野筑後守
にその状況を伝える。**

松田家の歴史

- 1584 豊臣秀吉、小牧長久手にて徳川家康と戦い敗れる。
松田憲秀、靈山寺に竹木伐採禁止の朱印状を下す。
- 1585 北条氏、荻野の市法度を定め、松田康長に制札を与える。
松田憲秀、関戸の有山源右衛門に対して新宿開設を許可する。
- 1586 豊臣秀吉、徳川家康と和睦する。秀吉の妹朝日姫、家康に嫁す。
松田憲秀、関戸の有山源右衛門ら6人の百姓に郷中の管理を任せる。
豊臣秀吉の関東・奥両国惣無事令(私戦停止令)が出される。
- 1587 松田憲秀、山口若狭守へ給所及び陣夫の扶助として、関戸勝河村の内より
25貫文を宛行う。
豊臣秀吉、九州の島津氏を制圧する。
北条氏、相模・武蔵両国の郷村に農兵召集のための名簿を作成させる。
北条氏、松田康長が管理する山中城の普請を桑原百姓中に命じる。
北条氏、豊臣秀吉の来攻に備え領国の将兵を小田原城に召集する。
- 1588 豊臣秀吉、聚楽第に後陽成天皇の行幸を仰ぎ、諸大名に忠誠を誓わせる。
北条氏規、豊臣秀吉に謁見する。
松田憲秀、関戸の有山源右衛門従前通り関銭徴収の権利を認める。
- 1589 松田憲秀、家督を子の直秀に譲り、栢山村や横手村を隠居領として受け取る。
松田憲秀・直秀、上総の万喜城主土岐為頼に北条氏政の上洛を伝える。
松田憲秀、山口郷左衛門尉ら3名に横手村20貫文を宛行う。
松田憲秀、山口若狭守へ関戸乞田村25貫文を宛行う。
豊臣秀吉、北条氏が真田昌幸の名胡桃城を奪取した為、北条氏討伐の軍令を諸将に発する。
北条氏、小田原・千津島・荻野等の鋳物師に大筒の鋳造を命じる。
- 1590 松田直秀、長泉院へ殺生禁止・寺領安堵等の判物を与える。
豊臣秀吉、京都を発し、北条氏討伐の軍を関東に進める。
3月29日北条氏の前線の山中城が落城し、松田康長が戦死する。
松田直秀、長泉院へ中沼郷5貫文を寄進する。
北条氏直、豊臣秀吉に降伏する。
- 1595 豊臣秀次、切腹。
- 1597 松田直秀、四郎左衛門直憲と名を変え前田利家に4000石で召抱えられる。
- 1599 松田直憲、前田家家臣一万石大峪城主片山延高を徳川家康に内通したので油断しないようにとの前田利家公遺言により、利長公の命で、大阪で上意討ちする。

松田家の歴史

松田家発給文書一覧表

和 曆	西 曆	受 取 人	所 蔵 者 等 (敬称略)
松田頼秀書状			
(3) 明応 3年	9月17日	1494 龍泉庵	龍泉寺 新編武蔵国風土記稿
松田六郎左衛門尉判物(連書)			
(4) 天文12年	9月吉日	1543 寺山清三郎	国立公文書館
松田盛秀判物			
(7) 天文 24年	1月11日	1555 有山源右衛門	多摩市 杉田勇 多摩市教育委員会
松田家円形印			
(20) 天正 7年	3月 4日	1579 長泉院	南足柄市 長泉院
(29) 天正 10年	7月23日	1582 山口郷左衛門 同弥太郎	新編武蔵国風土記稿
(33) 天正 12年	10月12日	1584 靈山寺	沼津市 靈山寺
(36) 天正 13年	3月23日	1585 有山源右衛門	多摩市 杉田勇
(41) 天正 14年	3月12日	1586 有山源衛門他5名	国立公文書館
(42) 天正 15年	5月 8日	1587 山口若狭守	飯能市 大江洋一
松田憲秀壺形印			
(49) 天正 17年	5月16日	1589 小沢二郎左衛門尉	小田原市 小澤敬
(50) 天正 17年	5月16日	1589 山口若狭守	飯能市 大江洋一
(52) 天正 17年	8月22日	1589 山口若狭守	飯能市 大江洋一
(53) 天正 17年	10月3日	1589 山口若狭守	飯能市 大江洋一
松田憲秀書状及び判物			
(14) 永祿 12年	11月24日	1569 山口郷左衛門尉	飯能市 大江洋一
(16) 天正 3年	2月21日	1575 長泉院	国立公文書館
(19) 天正 7年	3月 3日	1579 山口郷左衛門尉	飯能市 大江洋一
(28) 天正 10年	7月13日	1582 千野左兵衛尉	市原市 千野厚
(30) 天正 10年	11月12日	1582 上野筑後守	千葉県三芳村 高橋義隆
(46) 天正 16年	9月23日	1588 有山源右衛門	国立公文書館
(47) 天正 16年	11月15日	1588 肥田越中守	鎌倉市 雲頂庵
(51) 天正 17年	6月22日	1589 土岐為頼	東大史料編纂所
(66) 年 未詳	1月12日	相馬胤永	取手市 広瀬晋一
(67) 年 未詳	1月27日	土岐治綱	秋田図書館
(74) 年 未詳	6月25日	土岐治綱	秋田図書館
(81) 年 未詳	11月 8日	相馬治胤	秋田図書館
(85) 年 未詳	12月11日	原太炊助	東大史料編纂所

松田家の歴史

松田直秀書状及び判物

(48)天正 16年 11月15日	1588	肥田越中守	神奈川県立博物館
(51)天正 17年 6月22日	1589	土岐為頼	東大史料編纂所
(54)天正 18年 1月26日	1590	長泉院	南足柄市 長泉院
(58)天正 18年 3月20日	1590	長泉院	国立公文書館

松田康長書状及び制札(連書)

(57)天正 18年 3月19日	1590	箱根神社	箱根神社
(59)天正 18年 3月21日	1590	箱根神社	箱根神社
(83)年 未詳 11月21日		三島護摩堂	東大史料編纂所

松田康成書状

(62)天正 18年 5月11日	1590	山本信濃守	国立公文書館
------------------	------	-------	--------

「雑学」目次

ページ

「貫と文」

39

「松田憲秀邸の門柱（浜松町駅前）」

60

「松田」の付く日本全国の地名

117

「松田」の付く日本全国の川・沢・岳など

124

「小田原評定」

139

「氏姓の由来」

150

「中臣(藤原)姓の後裔」

152

「日本全国の松田姓について」

153

「百八ッ火」

158

「風魔小太郎」

164

「遠山の金さん」

167

「惣領と庶子」

173

松田家の歴史

松田家の起り

松田家の高祖は中臣鎌足である。中臣家は、古来より神道を司る家系で、鎌足も元々は神祇伯に任命されていたが、任官を辞退し、古来よりの家業を捨て、官僚の道を選択した。「中臣神道」は鎌足、不比等の活躍で、それまで力を持っていた「物部神道」を弱らしめると共に、仏教が国家祭祀の中心になっていた時代に政治的に台頭した中臣家が巻き返して提示した神道で、その後の日本の神道の中心になるものである。その根本は大祓詞（おおはらえのことば）に見られるような「けがれとはらい」の思想である。中臣家の系図は「古事記」によれば八百万神（やおよろずのかみ）に先駆け、最初に高天原（たかまがはら）に現れる神である天御中主尊（あめのみなかぬしのみこと）から始まる。

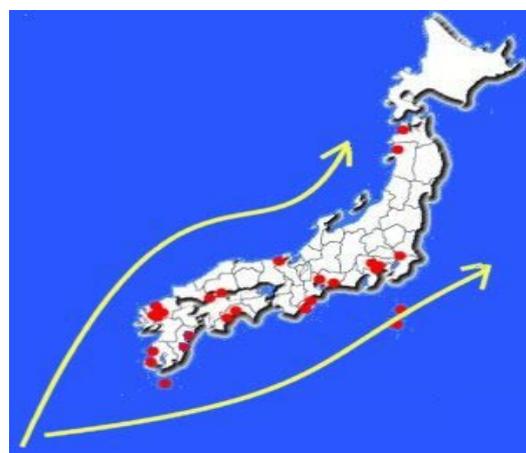
天御中主尊一天八下尊一天三下尊一天合尊一天八百日尊一天八十万日尊一津速魂尊一市千魂命一居々登魂命一天児屋根命一天押雲命一天多祢伎祢命一宇佐津臣命一大御食津臣命一伊賀津臣命一梨迹臣命一神間勝命一久志宇賀主命一国摩大鹿嶋命一巨狭山命一跨耳命一大小橋命一阿麻毗舍卿一音穗臣一阿毗古連一真人大連一賀麻大夫一黒田大連一（中臣）常盤大連一可多能祐連一御食子一鎌足（藤原）と流れ、中臣と称するのは欽明天皇より中臣の姓を賜った中臣常盤大連（なかとみときわのおおむらじ）からで、中臣家の始祖となっている。ただし、中国の「史記」によると、日本ではまだ文明が発達せず、国と言う概念が無かった頃、中国の徐福は秦の始皇帝に、「東方の三神山に不老不死の霊薬がある」と具申し、始皇帝の財宝と共に木工技術者、製鉄技術者、造船技術者、機織技術者、紙職人、農耕技術者、漁業捕鯨の技術者などの専門家と共に数千人を従えて紀元前 210 年に秦から東方に船出した。到着した土地で、徐福は王となり中国には戻らなかったと言われている。日本各地に徐福の一行が上陸したと言う徐福伝説が伝えられている。例えば、和歌山県的那智勝浦町や新宮市には古くから徐福伝説が残っているなど、日本各地に徐福伝説が残っているのである。また、この徐福伝説は中国にも残っている。徐福が神武天皇であるとする説も中国にはある。



佐賀県佐賀市金立神社



童男山古墳の徐福像(福岡県八女市)



徐福伝説のある地域

松田家の歴史

中臣鎌足は中大兄皇子（後の天智天皇）と共に、それまで天皇家を蔑ろにし、政治を我が物にしていた蘇我蝦夷、蘇我入鹿を討ち、政治の中心を天皇家に戻した。これが乙巳の変（いっしのへん）であり、この政変から始まる一連の政治改革である大化の改新（645年）となるのである。後に天皇より藤原の名を賜り、藤原鎌足と称し、藤原家の始祖となる。その子不比等は太政大臣となり、正一位を賜った。不比等の子房前（ふささき）は太政大臣となり、藤原北家の祖となった。

鎌足の7代目藤原秀郷は940年平将門を下総国幸島で討ち、平将門の乱を鎮圧した。藤原秀郷は俵藤太（田原藤太藤原秀郷）とも呼ばれ、近江三上山のムカデを退治した話が残っている。秀郷は鎮守府将軍、下野押領使として東国に下ったが、鎌足の13代目公光の時に相模守となり、相模国秦野に土着して武門となり一帯を開拓した。14代経範は波多野に改姓し、波多野家の始祖となっている。19代義常は松田郷に住んでおり、その子有常は松田次郎と名乗り、初めて松田を称し、松田家の始祖となる。この頃兄弟、叔父甥の間で、河村氏、沼田氏、大友氏、渋沢氏、大槻氏、広沢氏、等に各々分かれて独立の家を起し、秦野盆地を中心として、その周辺の大住郡、足柄上郡、足柄下郡、餘綾郡、の四郡に亘って分立し、一族相結んで繁栄した。波多野義通の妹（坊門姫）と源義朝との間に生まれたのが源朝長（源頼朝の兄）である。波多野義通は京都に上って源義朝に仕えていたが、保元の乱後、源義朝の父源為義を殺さなければならない羽目になって、源義朝との間が不和になり、相模の国に帰って来た。源義朝の次男、源朝長は母（坊門姫）の実家で養育されたが、その邸を**松田亭**と言った。源朝長（16歳）は「平治の乱」の時に父源義朝に従い平清盛・重盛らと戦って敗れ、父と共に尾張の国を目指して逃げる途中、美濃国青墓（岐阜県大垣市青墓町）で傷が重く歩けなくなった為に父源義朝に殺された。

当初、波多野、松田一族は源氏方であったが、源為義の事もあり、源氏の没落と共に平家方についた。当時の武士、土豪達は源氏か平家かというよりも自分達の土地をどう守るかという事が重要であった。従って形勢の良い方につく事が普通であった。その後、源頼朝の挙兵当時には波多野義常は平家方大庭景親方であった。大庭景親も最初は源氏方であったが、平治の乱で源義朝が敗死し、景親は罪を得て斬られるところを平家に救われ、これに大恩を感じて平家の家人として仕えていた。一方、景親の兄大庭景義は頼朝の挙兵に早くから参じており、頼朝の側近として仕えていた。義常は1180年石橋山の合戦では大庭景親と共に頼朝軍を破り、頼朝の鎌倉入りの際にも一族と共に松田城に籠もり抗戦をした。その後、義常は頼朝に追われ自害をした。義常の嫡男松田有常はこの時、大庭景義の懐島の屋敷にいて難を免れた。源頼朝の腹違いの兄（源朝長）の母は長男松田有常の伯母でもあり、又、大庭景義は頼朝の父義朝の重臣で、鎌倉幕府の長老であった。松田有常は大庭景義の外甥でもあったので、景義は義常誅伐の事件の起る事を事前に察知していて、秘かに保護を加えたものである。後に大庭景義は義常の子有常を伴って頼朝の元に参上して、厚免を請願した。このころの鎌倉鶴岡八幡宮の流鏑馬（やぶさめ）で松田有常が妙技を披露し、頼朝に気に入られたという話も残っている。

松田家の歴史

1333年新田義貞は鎌倉幕府を討つ為に武蔵の国に入ったが、その途中分倍河原で鎌倉北条軍に敗れ、困窮していたが、相模の国の同志軍、松田、三浦、河村、土肥、土屋、本間等6000余騎の大勢で義貞の陣へ馳せ参じたので、俄かに勢いを得て、連勝を続け、鎌倉に攻め入った。これにより鎌倉幕府は滅亡したのである。

南北朝において松田家は河村氏と共に南朝方の後醍醐天皇に味方をして活躍したが、終始新田氏に組して半世紀に亘る苦戦の歴史を続けた。楠木正成、新田義貞、北畠親房などが相次いで没後南朝方は一時全く勢いを失ったが、1351年北朝方で足利尊氏、直義の兄弟が争って内紛を起したので、この機会に南朝方の勢力を回復しようとして、新田義貞の子義興、義宗、脇屋義治などの新田一党が関東の同志を糾合して、足利方と武蔵国小手指原、入間河原、高麗原などで壮烈なる戦いを行った。この時、松田、河村党は新田氏に属し、これらの地に奮戦して殊功をたてるが、新田方は大打撃を受けて鎌倉に退いた。義興、義治の新田軍は鎌倉を出て総勢約6000騎が松田城、河村城や西丹沢の諸城に移った。新田義興、義治二将の松田、河村入りは、足利方には重大問題となり、足利尊氏自ら大軍を率いて鎌倉を出て攻め込んで来たので、足柄の地はしばらく一大戦場と化すのである。松田、河村党の奮戦によって城の守りが堅く足利方は攻めあぐんでいた。しかし、足利方は、畠山国清の5000余騎を新たに加えて猛攻したので、新田義興、脇屋義治は城を落ちて越後に下り、新田義宗と共に越後半国を領地にして時運を待つことになる。この1年半の戦い、籠城戦によって河村氏は、一家の精魂尽きたものか、以後振るわなくなり、室町時代新興大森氏に屈してその属配となった。しかし、強靱松田家はなお健在で、大森氏に対しても拮抗を続けていった。

このころの松田一族は各地に分散し、松田本家は南朝方であったが、備前松田家は足利幕府の北朝方に属していた。明らかに相模松田家の後裔で、その地で栄えたものには、室町幕府の重臣となった松田家、伊勢神宮の社家となった松田家、備前、備後の豪族松田家、因幡（鳥取県）の松田家、出雲（島根県）の松田家、伯耆（島根県の中部～西部）の松田家、等があるが、武家方として働いた主な松田家は松田郷の相模松田家、備前松田家、室町幕府の松田家である。松田家二代目正基（有経の子）の弟義基は「松田三郎住伯州」とあって、伯耆国に住んだ。

松田家の歴史

備前松田家

松田有常の子孫に盛朝がおり、1221年承久の乱に随兵し、その功によって鎌倉幕府より備前の国に領土を賜った。これは「太平記」十四を見ると、武家方の将に「備前国守護松田十郎盛朝」が記載されている。

南北朝の頃には備前国の守護の位置に在ることがわかる。盛朝は備前の半国、御野、津高、赤坂、磐梨の四郡を領していた。その後、相模の松田元国は鎌倉幕府討伐の功をあげて備前国御野郷伊福郷を賜り、同地方に居住して富山城を拠点とした。以後、元喬一元泰一元方一元運一元澄と続くが、元澄は1467年応仁の乱では赤松方に加わり、山名氏の追い落としに功を挙げて赤松氏被官となり、旧領を安堵されて、伊福郷の守護代的地位となった。又、この伊福郷松田家と金川松田家とは一族であり、併存し協力し合ってきた。後に、備前松田家として一本化された。

1483年には福岡合戦が起こり、備前国に於ける戦国時代へ突入の契機となった。守護赤松政則は、備前西部に強大な力を持ってきた松田家を滅ぼそうと、備前三石城の浦上則国に追討を命じた。これに対し、金川城にいた松田元成は山名氏へ援軍を依頼し、元成らは赤松方の福岡城を攻め落とした。元成はその勢いに乗じて、備前一国を手中にしようとして、一挙に三石城へ攻め寄せようとしたが大敗を喫し、元成は追撃にあい、自害して果てた。その後、大村盛恒は主君の自刃場所を探し当て、その場所で後を追って自刃した。元成の子元勝はこの事を聞き、元成と大村盛恒の墓を建てた。その子元隆が金川城を本拠にして、西備前に君臨し、浦上氏と対立した。1522年將軍足利義晴は松田元隆を京都に招いた。この頃松田家の勢いは強盛で、京では所司代を務め、傍ら妙覚寺の別当職についていた。なを、南北朝期に松田家は、中国地方に日蓮宗の布教活動を行っていた大覚寺僧正に深く帰依し、代々日蓮宗を篤く保護し、「備前法華」の基礎を築いた。

備前松田家は天王寺合戦での元隆の戦死後、元盛一元輝と継承した。一方、備前国では宇喜多直家の台頭が著しくなり、勢力を拡大していった。この頃元輝の子松田元賢は宇喜多直家の娘を室としていたが、直家は松田家攻撃を開始した。元賢と弟の盛明は必死で抵抗したが、元賢は討ち死にし、盛明一人が備中に逃れ、城は落城した。かくて、13代、235年間続き、南北朝以来西備前最大の国衆勢力であった備前松田家も宇喜多氏の前に没落したのである。



松田元成と大村盛恒の墓石（岡山県指定文化財史跡）

松田家の歴史

備前松田一族と家臣団

- 松田元販、松田賢信、松田三郎、松田元秀、松田尚郷、松田又次郎、松田信貞、松田上野介、松田彦次郎、松田久兵衛尉、松田穩岐守、松田能登守、等々。
- 藤原安房権守元久 藤原鎌足の9代目藤原千常の子定近の6代目。後三年の役の時に奥州に赴き、源義家に従い戦功をたてて、1087年12月26日に相模の国秦野に3000貫を加領された。
- 藤原安房権守元高 「平治の乱」で源義朝に従い、1159年12月26日京都六条河原で平清盛の軍勢と戦って討ち死にした。
- 藤原安房守元貞 室は波多野義通の娘。初め木曾義仲に従い、戦功をたてたが、後に鎌倉に入り、源頼朝に従って、源平の合戦で活躍した。その功により、相模国松田郷に2500貫を賜った。
- 藤原武蔵守元信 1216年32年間居住した鎌倉より松田郷に館を建築移住し、松田姓を名乗った。松田郷に移住したのは3代将軍源実朝が鶴岡八幡宮で暗殺された二か月後である。
- 松田元遠 丹後守。室は斎藤氏十郎経明の娘。藤原元信（松田元信）が松田郷に移り、松田姓を名乗って32年後、神奈川七曲山城を築城した。武州神奈川郡に8000貫を加領された。
- 松田左近将監元連 第二回元寇弘安の役（1281年）に兵を率いて九州に出兵した。1285年の霜月騒動で松田左近将監元連の長男元保と三男元倍が戦死した。
- 松田元保 元連の次男元保は兄弟を失ったが、大活躍し、備前国伊福郷（岡山市の中心部）を加領された。
- 松田元国 鎌倉幕府崩壊の直前、神奈川七曲山城より備前国伊福郷に転じて、鎌倉9代将軍守邦親王に奉仕し、その功により備前国守護に任ぜられた。富山城を築き、本拠地とした。別の説では松田盛朝が1221年承久の乱に髓兵し、その功によって鎌倉幕府より備前国に領地を賜ったとある。
- 松田元澄 1467年応仁の乱が起こると、東軍の赤松氏方に付き、西軍の山名氏を追い落とした功績により、赤松氏の被官となり、伊福郷の守護代に相当する地位に就いた。1483年頃備前国西部に確固たる勢力を築いた。
- 松田元成 松田元澄の子。相模松田家6代松田直頼の次男ともいわれている。尼子義久の娘を室とした。官途は左近将監。備前松田家中興の祖と称され、1480年居城を富山城から金川城に移した。吉井川を境にして浦上氏に対抗していた。山名俊豊と結んで主家赤松氏や浦上氏に対抗し、浦上則国拠る福岡城を攻略。攻撃してきた浦上氏を1483年福岡合戦に於いて撃破した。その後元成は浦上氏本拠三石城まで追撃をしたが、浦上則宗の反撃にあい自刃した。元成は妙国寺を建立し、元成、元勝、元隆の三代は熱心な日蓮宗不授不施派で、備前に日蓮宗を興隆させたといわれる。

松田家の歴史

松田元勝 松田元成の子。右大臣三条実光の娘を室とした。1485年山名氏と協力して赤松政則方浦上則国を敗死させた。1497年浦上宗助が松田惣右衛門抛る富山城に来襲した為元勝は金川城を出撃し、宗助を挟撃し、危機に陥れるが浦上家臣宇喜多能家により撃退された。1503年旭川合戦で浦上村宗・宇喜多能家と戦う。松田元勝が京都所司代であった時三条西実隆から玉松の称を授かり、以後金川城は玉松城とも称した。2009年は玉松城になって500年になり、これを記念して玉松会(松田家と家臣団の会)は記念碑を建立する。

松田元隆 松田元勝の子。1522年將軍足利義晴により京都所司代に命ぜられる。又、日蓮宗妙覚寺の別当も務めた。1531年浦上村宗とともに摂津天王寺の戦いで討ち死にした。

松田元盛 松田元隆の子。宇喜多長勝の娘を室とした。

松田元輝 松田元盛の子。官途は左近将監。虎倉城主であった家臣伊賀久隆に裏切られ、その銃弾を受けて討ち死にした。

松田元賢 松田元輝の子。松田孫次郎元賢 1562年宇喜多直家の娘を室に迎えた。1568年宇喜多直家の攻撃を受け、家臣の裏切りもあり苦戦し、逃亡途中討ち死にした。

松田盛明 元賢の弟。1568年宇喜多春家の攻撃により、備中に逃れた。

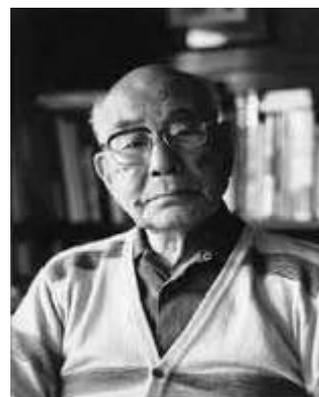
備前松田家の流れ 備前松田家は大別して次の四流に分かれる。

- (1) 備前守三郎 (2) 次郎左衛門尉
- (3) 六郎左衛門尉 (上野介) (4) 七郎左衛門尉

備前松田家の子孫

土光敏夫 土光家は備前松田家松田元成の弟、備前富山城主松田親秀の子孫である。備前松田家が宇喜多氏に滅亡させられた後、落ち武者となり、帰農した。土光姓に改姓したが、土光という姓は日蓮宗の経文の中から引用した苗字である。土光敏夫は岡山県御津郡大野村北長瀬村字辻(現在の岡山市北長瀬)に生まれた。熱心な日蓮宗の信者で、「メザシの土光さん」と親しまれ、質素な生活と率先垂範の行動は多くの人々に感動と勇気を与えた。

石川島播磨重工業社長、東京芝浦電気社長、
経済団体連合会会長臨時行政調査会会長
臨時行政改革推進審議会会長 (土光臨調)
岡山県名誉県民
勲一等旭日桐花大綬章



松田伊三雄 香川県出身 三越社長。

松田元徳 香川県出身 衆議院議員。

松田友良 香川県議会議長。

松田家の歴史

宇垣家

宇垣家は、松田家の一族が金川城の南、備前国津高郡宇垣郷（岡山県御津町宇垣）に定住して、宇垣姓に改姓した。

宇垣市郎兵衛 松田家の老臣。戦略に長けており徳倉城（岡山県御津町）城主。

宇垣宗右衛門 宇垣市郎兵衛の弟。

宇垣興右衛門、宇垣市郎兵衛の弟。

宇垣秀緒、 治郎左衛門尉 松田元堅の重臣。

宇垣秀家、 甚左衛門尉。

宇垣秀興、

宇垣秀政、

宇垣家の子孫

宇垣一成 （1868年～1956年） 岡山県出身、1924年清浦奎吾内閣、加藤高明内閣、若槻礼次郎内閣の陸軍大臣。軍縮に心血を注ぎ、岡山の第17師団など、4師団を廃止。これが青年将校の反発をかった。1929年浜口幸雄内閣の陸軍大臣。1931年～1936年朝鮮総督。1938年近衛文麿内閣の外務大臣兼拓務大臣。第二次世界大戦中、中国との和平工作に奔走したが、終戦を迎え公職追放となる。1953年参議院全国区を第一位で当選した。

宇垣纏 海軍中将。岡山県出身、戦艦大和司令官、戦艦武蔵司令官、第二次世界大戦中連合艦隊司令官山本五十六の元で参謀長として真珠湾攻撃・ミッドウェイ海戦に参画。山本五十六の搭乗機がブーゲンビル島で、米軍機に撃墜されたとき、重傷を負ったが、奇跡的に生還した。1944年第一艦隊司令官のち第五航空艦隊司令長官。終戦の玉音放送を聞いた直後、1945年8月15日部下共に米艦隊に突入し、戦死した。



宇垣莞爾 岡山県出身、宇垣一成の甥、宇垣纏の従弟、 海軍中将。

宇垣松四郎 岡山県出身、宇垣一成の甥、宇垣纏の従弟、 陸軍少将。

松田家の歴史

大村家

源頼朝の腹心であった梶原景時より 8 代目の子孫、梶原景豊が 1370 年頃肥前国大村（長崎県大村市）より備前国に居住し、松田元喬に仕えた。

大村景豊 2 代松田元喬に仕え、数々の軍功があった。

大村景村 4 代松田元房に仕えた。

大村景盛 5 代松田元方に仕えた。

大村盛胤 5 代松田元方に仕えた。大村越中守盛胤。

大村盛恒、8 代松田元成に仕えた。元成自刃の後を追って、岡山県瀬戸町塩納で自害した。

大村勝盛 9 代松田元勝に仕えた。18 歳で「福岡の合戦」に従軍以来、度々の軍功があり、元勝の勝の文字を偏諱。

大村盛長 10 代松田元保に仕えた。知行 3000 石合計 17 村を領した。

大村盛忠 12 代松田元輝、13 代松田元賢に仕えた。

大村元盛 玉松城落城のとき 13 代松田元賢の実弟元明に従い、備中高松城主清水宗治を頼る。元明の没後、野々口に帰住したが、宇喜多秀家の命で朝鮮へ出陣し、後に帰国した。大村盛恒の子孫はのちに備前美作に居住した。

大村家盛、大村弥太郎、大村左衛門太夫。

大村家の子孫

大村清一 岡山県出身、京都帝国大学大学院在学中高等文官試験合格。1918 年内務省に入り、後に長野県知事、1938 年神奈川県知事、社会局長、文部次官を経て 1940 年退職。1942 年東京市助役、文部次官、内務次官。1946 年第一次吉田内閣の内務大臣。1947 年衆議院議員当選以来 20 年間在職、1954 年第一次鳩山内閣の初代防衛庁長官。衆議院議員時代には日本林業協会会長、全国信用金庫協会会長、相模女子大学学長を兼務。

大村襄治 岡山県出身、清一の子、衆議院議員 鈴木善幸内閣の防衛庁長官。

松田家の歴史

檜村家

備前国赤坂郡矢原の檜ノ谷にある熊谷城を領していた。

熊谷城は金川城の次に大規模な城であった。この事からも檜村家は松田家にとって重要な家であった。

檜村宗祐 松田家重臣。「妙本寺大堂什回向帳」に記載されている。

檜村修理 宗祐の子、松田元堅の重臣 熊谷城主。

檜村宗永 檜村監物、檜村新五兵衛尉。

橋本越中守 松田家重臣、白石城城主(岡山県建部町大田)。

横井家 鎌倉幕府初代執権北条時政より 10 代目北条時行の子が備前に来て松田家に仕えたのが横井又七郎であった。横井姓は備前に来る前に名古屋市市中村区横井に移り、そこから横井姓を名乗った。

横井又七郎 丹後守又七郎 松田元輝の重臣。富山城を橋本、宇垣市郎兵衛とともに交替で守った。

横井丹後守 松田元成の重臣(老臣筆頭)。

横井土佐守 松田元成の重臣。医術にも精通しており、戦術に優れていた。知行 1300 貫。

横井又十郎 田益城城主、西菅野城城主。

横井氏明 松田元賢の重臣。

横井氏家

大森盛忠 松田家家臣、大森盛長の子 宇喜多直家が伊賀久隆を内通させて松田家攻略をした時にこれに抵抗したが、討ち死にした。

大森家盛 松田家家臣、大森盛忠の子。

大森盛恒 松田家家臣、大森盛胤の子 松田元成は福岡合戦に勝利し、浦上氏を追撃したが、反撃を受けて負傷し、備前磐梨郡弥上村まで戻るが力尽いて塩納山池光永寺で自刃した。大森盛恒は主君松田元成を必死で探してその遺骸を発見し、殉死した。それを聞いた元成の子元勝は二人の為に供養塔を建て、これが現存している。

金光備前 松田家家臣、岡山に石山城（岡山城の基）を築いた。

金光宗高 松田家家臣、金光備前の子 石山城主。

金光朝勝

金光秀盛

金光安芸守

大守筑前守、勝屋淡路入道、国富重幸、能勢秀綱 等々。

松田家の歴史

備前松田家と城

富山城

岡山県岡山市矢板東町。1467年松田元隆が富山氏から勝利し、改修した。その後、松田元国一元喬一元泰一元方一元運一元澄の居城とした。慶長6年頃廃城となり、大手門は岡山城の西の丸石山門として移築された。



富山城跡



富山城本丸跡

金川城（玉松城）

岡山県御津金川。金川の臥龍山にあり、本丸は東西 80m、南北 90m ある。1220年頃松田盛朝が築城、引き続き松田家を使用して来たが、1481年松田家中興の祖松田元成が居城を富山城から金川城へ移し、改築し、松田元成一元勝一元隆一元盛一元輝一元賢が居城とした。備前松田家の本拠地である。



道林寺丸跡



金川城本丸跡

松田家の歴史

西谷城（別名新庄城）

岡山県岡山市御津新庄。金川城にあって西備前に覇をとなえた備前松田家の一族が新庄という小さな盆地に西谷城を居城としていた。新庄松田家は代々「彦次郎」を通称としていた。室町幕府奉行衆として出仕した松田上野介家の一族の松田上野彦次郎満重は1392年の相国寺法要の際、将軍足利義満を護衛している。松田上野介家は日常を京都で送り、将軍の近習として活動していたが、新庄松田家は専ら国許にあって備前の御家人たちの中心となって働いた。1474年松田彦次郎元貞は幕府から小早川元平の備後高山城救援を命じられている。その後、松田元成は守護赤松氏に挑戦した有名な福岡合戦が起こった。この時、彦次郎元貞も元成に合流して戦った。その後も西谷城の新庄松田家は存続し、永禄年間の松田彦次郎は浦上宗景に従属して美作南部を転戦し、感状を与えられている。その為、1568年の備前松田本家滅亡後も、彦次郎は浦上従属下の国衆として生き残った。1574年宇喜多直家が叛旗を翻した後も新庄松田家は浦上宗景に味方し、翌年5月には天神山籠城に参加して浦上宗景より褒賞された。宗景滅亡後、新庄松田家は多くの所領を失ったが、宇喜多政権下でも新庄地区の土豪として残り、江戸期にはそのまま帰農して現在に至るまで子孫が続いている。



北尾根の曲り輪群



松田元成、元貞の供養塔

八幡山城 岡山市京山一丁目。

松田家家臣中村弥右衛門の居城。

吉井城 岡山市吉井。

1483年福岡城合戦の際、松田元成が本陣を置いた城。

滝ノ城 岡山市御津大鹿。

松田家家臣伊賀左衛門の居城。

小串城 岡山市小串。

松田元脩が城主だった城。

松田家の歴史

田益城

岡山市田益。別名田中城。松田家重臣横井土佐守の累代の居城。横井氏は富山城番も務めた。横井土佐守をはじめ子孫の墓石も残され、この一帯は住宅地となったが、土佐守の井戸が残っている。



城の中心部に残る祠



土佐守の井戸

岡山城 岡山市丸の内 2-3-1。

別名金鳥城、石山城。1520年～1570年金川城の松田家に仕えていた金光備前とその子、金光与次郎宗高が居城していたが、1570年宇喜多直家に亡ぼされた。



岡山城天守閣



岡山城廊下門



目安橋から内下馬門跡



岡山城月見櫓

丸山城 岡山市丸山。

松田家に従った寺尾十左衛門の居城。

松田家の歴史

龍の口城 岡山市祇園。

松田家有力家臣の穉所元常の居城。1560年に宇喜多直家に攻撃されたが、撃退した。標高257mの山城で、土塁、帯郭、堀切、出丸等が残っている。



本丸跡の八幡宮



龍の口城跡

徳倉城 岡山市御津河内。

金川城の支城として松田元隆が築城。松田家重臣宇垣市郎兵衛、遠藤又二郎の居城。本丸は東西24m南北79mの広さで、井戸、石垣、空堀等が残っている。



本丸虎口の石塁



本丸虎口の石塁

矢原城 岡山市御津矢原。

松田家の本拠金川城の出城。別名熊谷城。
松田家重臣櫛村又次郎の居城。

上中野城 岡山市中野。

松田家家臣前田氏の居城。

高柳城 岡山市高柳東町。

松田家に従った中島左馬頭の居城。

松田家の歴史

西菅野城 岡山市菅野 田益城の支城。

松田家重臣横井又十郎土佐守（1300貫）が城主だった城
虎倉城 岡山市御津虎倉。

金川城の支城。松田家家臣伊賀修理亮など伊賀氏の居城。標高 327m の山城。
伊賀久隆は松田家を裏切り 1568 年宇喜多直家の先鋒となって金川城を攻め亡ぼした。しかし、後に宇喜多直家によって毒殺された。



曲輪の石垣



虎倉城本丸跡

船山城 岡山市原。

松田家に従った須々木氏の居城。



須々木神社と顕彰碑



船山

殿山城 岡山市御津甲伊田。

松田家に従った難波氏の居城。

中島城 岡山市中島。

松田家に従った中島氏の居城。

比丘尼城 岡山市国富。

松田家に従った国富源左衛門の居城。

平井城 岡山市平井。

松田家に従った平井習之進の居城。

松田家の歴史

備前松田家と寺院

蓮昌寺（日蓮宗）岡山市田町 1-4-12。

蓮昌寺は岡山県下の寺院中最も大規模の伽藍を擁した。国宝であったが、1945年6月29日戦火により焼失。蓮昌寺の縁起については諸説あり、『康永元年宗祖日蓮三世の法孫日像、西国弘通の砌松田左近将監元賢帰依にて、上道郡字御堂に仏住山蓮昌寺を創立、松田家より百二十石寄付』と寺記にあり、康永元年（1343年）の創立を伝えているが、「備陽国志」では、正慶年中（1332年～1333年）の創立を伝え、建武中興以前にさかのぼるものとしている。蓮昌寺は初め蓮台寺と称したが、金山城主松田左近将監元喬の法名蓮昌院殿秀哲日妙大居士に因み蓮昌寺と改めたと云われる。



蓮昌寺境内



蓮昌寺本堂



本堂内部



三重塔



三重塔内部

松田家の歴史

立雲山 大乘寺

松田元勝は磐梨郡矢上村で切腹した父元成の死骸を埋葬し、大乘寺を建立した。
1662年に廃寺となったが、元成と大村出雲の墓石は残っている。

臥龍山 道林寺 岡山市御津中山 944。



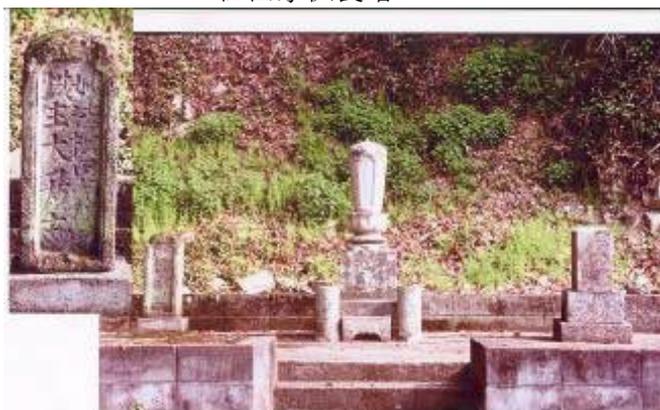
道林寺は松田元泰が玉松城（金川城）三の丸に持仏堂を建て(現在の道林寺丸址)、元方が大覚大僧正を開基として創建した。1568年玉松城が落城し、現在地に移転した。寺内に奉祀の妙見の尊像は伝教大師の作と云われ、大覚大僧正中国弘通のとき松田左近将監元喬に賜わったと伝えられている。金山の頂上に移し祀り道林寺の構えにしたが明和・寛政のころ境界争が三十年続き道林寺住職日近がひそかに当山に安置した。寛政十二年（1800年）野々口村大庄屋大村官右衛門房重により「道林寺縁起」の草稿できる。(大村槇子蔵) 松田家重臣大村盛長 3000石の領地は野々口村はじめ 17ヶ村であったので、野々口村大庄屋大村官右衛門房重は大村盛長の子孫か？ 玉松城（金川城）跡出土家紋瓦



妙国寺（日蓮宗）

松田元澄の5男元満は1480年に出家、日精と改め、のち権大僧都二位法印となり、妙国寺を開山した。松田元成が建立。現在廃寺となっているが、妙国院と石塔等が残っている。

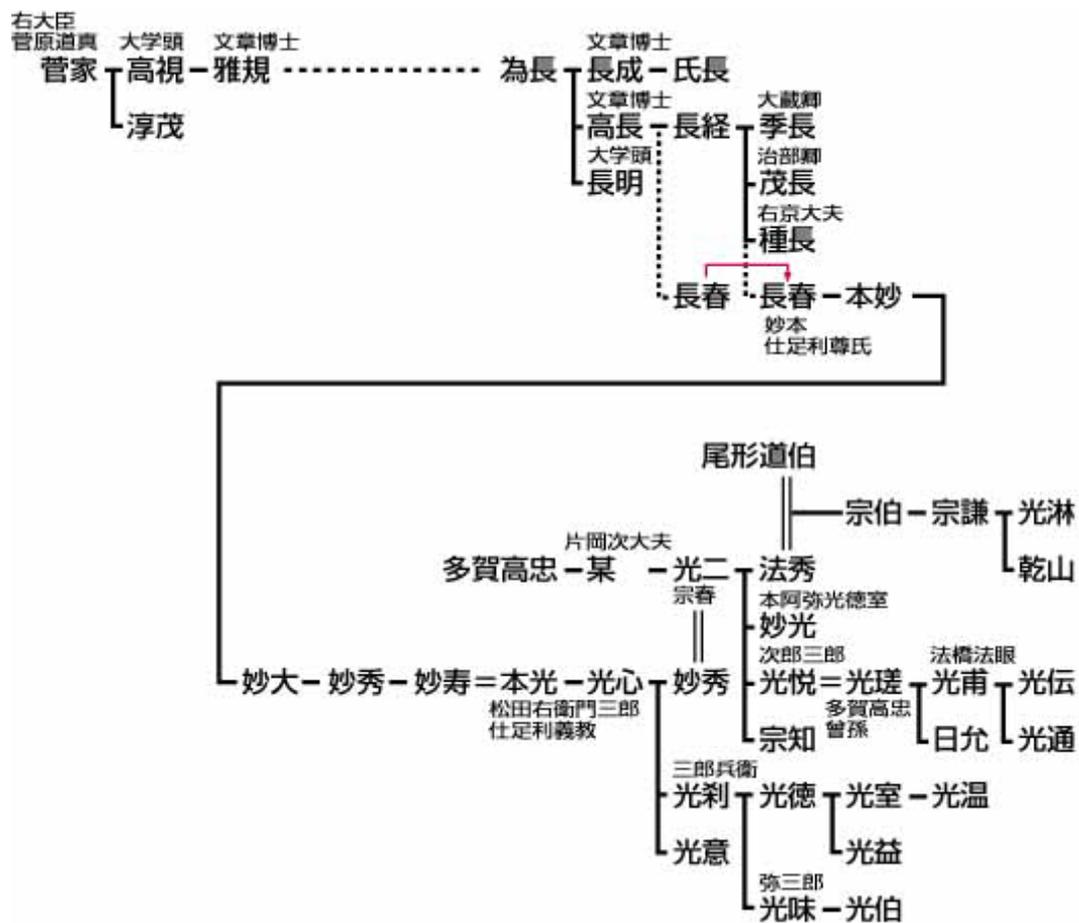
松田家供養塔



松田家の歴史

本阿弥家と松田家

本阿弥家は 代々、刀剣のとき(磨研)・ぬぐい(浄拭)・めきき(鑑定)の三業を家職とした。本阿弥家は室町幕府の御用をつとめながら、商人として経済活動にも従事、本阿弥家六代の本光は松田家から養子に入った人物で、足利将義教に仕えた。永禄元年(1558=弘治四年)、光二と妙秀の嫡男に生まれたのが、有名な本阿弥光悦である。刀剣の製作工程には木工、金工、漆工、皮細工、蒔絵、染織、螺鈿などの様々な工芸技術が注ぎ込まれており、いわゆる工芸の総合芸術といった側面を有していた。光悦は父光二のもとで、幼い時からあらゆる工芸に対する高い見識眼を鍛えぬかれていった。さらに、父が分家となり家業から自由になったことと、京都の三長者(後藤、茶屋、角倉)に比肩する富を背景として、和学の教養と独自の書風を身につけるなどして美術工芸面に金字塔をうち立てることになるのである。光悦の死後、家督を継いだ光璠は前田家から二百石、その子光甫の代に三百石を与えられ、子孫は幕末におよんだ。



松田家の歴史

室町幕府の松田家

室町幕臣の松田家はこの備前松田家の一族で、「御評定着席次第」「永享以来御番帳」「文安年中御番帳」その他の幕府記録に評定衆や右筆奉行などになった松田の名が多数みえる。室町幕府に活躍する松田家は主にこの備前松田家とその分流の幕臣松田家の系統であった。幕府内では二階堂、波多野氏と並んで評定衆に列せられた。又、応永年間には政所執事代として活躍もした。満秀、秀興、数秀等は奉行人頭の公人奉行に任じられた。さらに、応仁、文明の乱以後の数秀、長秀、清秀、晴秀らは政所寄人の筆頭である政所執事代に任じられ、飯尾氏、清氏らと共に幕府奉行人として永禄年間（1558~1570）に至る迄活躍している。応仁の乱の後に記録された「見聞諸家紋」には、奉行松田丹後守秀興「丸に二本松」松田助太郎頼純「升に唐花」松田幸松丸「二重直違ひ」ら幕府官僚であった家紋が記されている。

- 松田兼秀 幕府官僚評定衆
- 松田満秀 幕府官僚公人奉行
- 松田秀興 幕府官僚任期 1469年~1481年 公人奉行 丹後守
- 松田頼純 幕府官僚奉行人
- 松田数秀 幕府官僚任期 1469年~1494年
公人奉行 政所執事代 主計允 対馬守 北条早雲公の入城を応援
- 松田貞頼 幕府官僚任期 1469年~1484年
左衛門尉 豊前守 貞康
- 松田頼親 幕府官僚任期 1469年
- 松田長秀 幕府官僚任期 1478年~1486年 1496年~1517年
政所執事代 足利義植、義澄右筆方奉行人 八郎左衛門
北条早雲公の小田原城入城を応援
- 松田数通 幕府官僚任期 1484年
- 松田英致 幕府官僚任期 1485年~1493年 1495年~1499年 1508年~1518年
対馬守
- 松田秀統 幕府官僚任期 1485年
- 松田秀孝 幕府官僚任期 1485年
- 松田秀致 幕府官僚 北条早雲公の小田原城入城を応援
- 松田秀数 幕府官僚奉行人
1486年4月4日に「室町幕府奉行人連署奉書案」を残している 下記参照
- 松田頼亮 幕府官僚任期 1485年~1511年 北条早雲公の小田原城入城を応援
足利義植、義澄右筆方奉行人
- 松田秀和 幕府官僚任期 1497年~1504年
- 松田清秀 幕府官僚政所執事代

松田家の歴史

- 松田晴秀 幕府官僚任期 1502年~1520年 1524年~1552年
政所執事代 別名秀俊 北条早雲公の小田原城入城を応援
- 松田頼興 幕府官僚任期 1521年~1526年
- 松田頼康 幕府官僚任期 1521年~1545年
豊前守
- 松田**盛秀** 幕府官僚任期 1522年 **相模松田家9代**
将軍の命で相模松田家に転居した 北条早雲公の小田原城入城を応援
- 松田亮致 幕府官僚任期 1525年~1531年
足利義雄、足利義澄右筆方奉行人
- 松田光綱 幕府官僚任期 1528年~1531年
- 松田光政 幕府官僚任期 1528年~1531年
- 松田光郷 幕府官僚任期 1530年~1531年
- 松田秀以 幕府官僚任期 1536年~1544年
- 松田頼隆 幕府官僚任期 1541年~1553年
左衛門尉
- 松田藤弘 幕府官僚任期 1541年~1554年
- 松田藤頼 幕府官僚任期 1543年~1554年
左衛門尉 別名頼恵
- 松田頼忠 幕府官僚任期 1546年
- 松田光俊 幕府官僚任期 1548年~1553年
- 松田元国 守護 1221年頃
- 松田盛朝 守護 1336年~1352年
- 松田信重 守護 1362年
- 松田元澄 守護代 1467年~1483年
- 松田元勝 京都所司代
- 松田元隆 京都所司代 1522年

松田家が担当した役職

- 評定衆 評定所に出仕して、執権、連署と共に裁判、政務等を合議した。
公人奉行（くにんぶぎょう） 奉行人の筆頭で、諸奉行人の進退や執務に関する事務を司った役人。
- 奉行人 公事や行事を執行する役人。
- 政所執事代 政所（幕府財政・田地・民事裁判などを司った役職）の次官で、政所寄人の筆頭。松田家と斎藤氏が交代で就任。
- 右筆方奉行人 文書事務官。
- 守護、守護代 幕府より一国の管理を任された有力武士。守護は在京が原則とされ、応仁の乱まで現地の政治は守護代が代行していた。半濟令により強大な権力を持つようになり、守護大名と呼ばれるまでに至った。

松田家の歴史

室町幕府の松田家関係文書

松田秀数文書（1486年）

室町幕府奉行人連署奉書案

土佐大夫将監光信申絵所領丹州大芋社名主百姓等拘置年貢、乍致逃散、任雅意、令耕作、条々及緩怠云々。言語道断之次第也。所詮、不日可還住之旨、被成奉書訊。若猶有違犯之儀者、合力光信代、可被沙汰居之由、被仰出候也。仍、執達如件。

文明十七 四月四日

貞通（花押）

秀数（花押）

中澤一族中

解説

これは丹波国多紀郡大芋（おくも）庄の領主であった土佐大夫将監光信が、自領の名主や百姓が年貢を納めずどこかに隠して逃げてしまい、土地の耕作をしないので幕府に助けを求めたことへの処置である。いずれ帰ってくるだろうが、もし違反して言うことを聞かなければ、光信を助けてやるようにとの命令である。

これは中澤一族中に宛てて出されたものであるが、その命令を出した奉行人である「貞通」とは、中澤貞通のことであり、大山城主である中澤貞基の兄弟ではないかと考えられる。

秀数は松田秀数であり、中澤とは姻戚関係にある。

土佐は余程困り果てて、大山中澤を頼ってきたのであろう。

幕府松田満秀をして建武式目の聴訟則例 10 条を増補せしむ(建迫)

... 国弘田庄内隠田」について、農民に逃散を命じたり、放火したり、用水を切ったりという狼藉を繰り返していることについて、文明19年(1487)6月7日、松田数秀・飯尾元連が神保越前守へ張本人・同類の者を罪科にすべきことを命じた。

... 供僧連署拳状 ・1488-12 東寺 鎮守八幡宮毎月阿弥陀三昧棒物支配状 ・1493-1-17 東寺 寺奉行対馬守松田数秀に礼物の事 ・1493-1-19 醍醐寺宗愈交衆競望の事 ・1494-5-29 東寺 宝菩提院法印 梅尾

南禅寺、以前幕府奉行人に奉書を発給してもらったが、効果が無かったため再度訴えを起こし、幕府奉行人斎藤基紀・松田数秀、南禅寺領新所郷年貢横暴停止を堀江氏に命じる。 ...

松田家の歴史

妙法院御門跡領近江国仰木庄・普門庄・南庄北方等給主知行分事、
被返付訖、如元可令全領知給由、所被仰下也、仍執達如件、

明応元年十二月二一日

(花押) [松田長秀]

(花押) [飯尾元行]

当御門跡雜掌

(読み下し)

妙法院御門跡領、近江国仰木庄・普門庄・南庄北方等給主(きゅうす)知行分の事、
返付されおわんぬ。元の如くすべて領知を給うべくのよし、仰せ下されるところな
り、仍って執達くだんのごとし。

解説

普門庄・南庄とは滋賀県大津市の堅田から途中峠へ行く間にある伊香立付近で、道
路に道しるべがある。返付と書かれているので、一時幕府が没収していたのを返し
た。給主知行分とは、妙法院の中で名家出身の僧が互いに莊園を取り合いして、こ
れは誰の分、あれは誰の分と分けていた。その中で給主という役職についた僧の取
り分と考える。雜掌(ごっしょう)とは、莊園を管理する役職の僧のことであるが、
時には武士が代官になったこともあった。

妙法院御門跡領近江国仰木庄給主職諸職并普門南庄事、当知行無相違之處、
混彼庄内三上又三郎跡、去年齊藤藤兵衛大夫申給奉書云々、太不可然、
所詮、於三上跡者、不彼及是非歟、至門跡跡領給主職諸職・普門南庄
以下者、任明応二年奉書旨、可彼全所務之由、所彼仰下也、仍執達如件

明応八年八月一五日

前丹後守 (花押) [松田長秀]

豊後守 (花押) [松田頼亮]

当御門跡雜掌

妙法院御門跡雜掌申仰木庄給主職諸職并普門南庄等事、門跡当知行無相違之處、
混彼庄内三上又三郎跡、去年齊藤兵衛大夫給奉書云々、太不可然、
所詮、於三上跡者、不彼及是非歟、至門跡跡領給主職諸職・普門南庄者、
任明応二年奉書旨、年貢諸公事以下如先々可致其沙汰由、彼仰下候也、
仍執達如件、

明応八年八月一五日

長秀 (花押) [松田長秀]

頼亮 (花押) [松田頼亮]

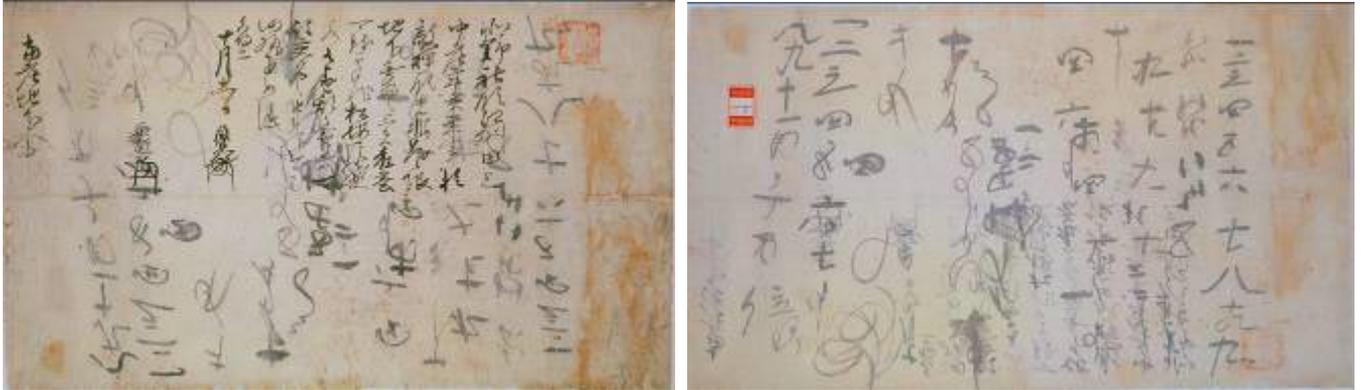
この2通は妙法院門跡領の中に一部混在していた三上又三郎が持っていた権利を
齊藤兵衛大夫が幕府から認められたとして年貢を取り立てたので訴訟が起こった
ことを示している。

その判決として、齊藤はそんな権利をもらっていないから、元通り妙法院が年貢や
公事を取り立てる権利を認めたもので、3通目はそれを百姓の代表者である名主
(みょうしゅ)に元通り妙法院に年貢を払うよう命じたものである。三上氏の権利
については論外だとしてそれ以上触れていない。三上氏は武家の争いの負け組みに
なって、権利を奪われたのであるが、奉書が三上氏の権利を認めていないことから、
元々幕府から正式に権利を得た者ではなかったのである。

松田家の歴史

[筑波大学附属図書館所蔵北野神社関係文書]

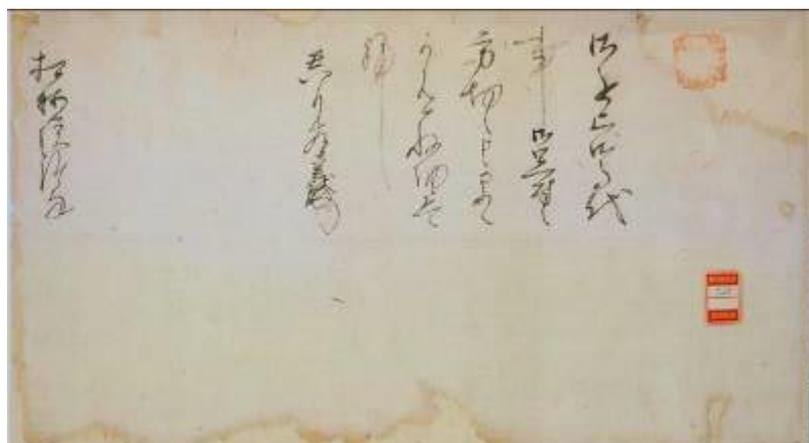
文明2年10月11日 [室町幕府奉行人連署奉書] [松田秀興(花押)]・[布施貞基(花押)] 当庄[近江田上中庄]地下人中宛 (収載: 『北野神社文書』続群書類従完成会 73号)



長享元年閏11月25日 [室町幕府奉行人連署奉書] 前加賀守[飯尾清房(花押)]・丹後守[松田長秀(花押)] 北野宮寺御師松梅院[禅予]宛 (収載: 『北野神社文書』続群書類従完成会 79号)

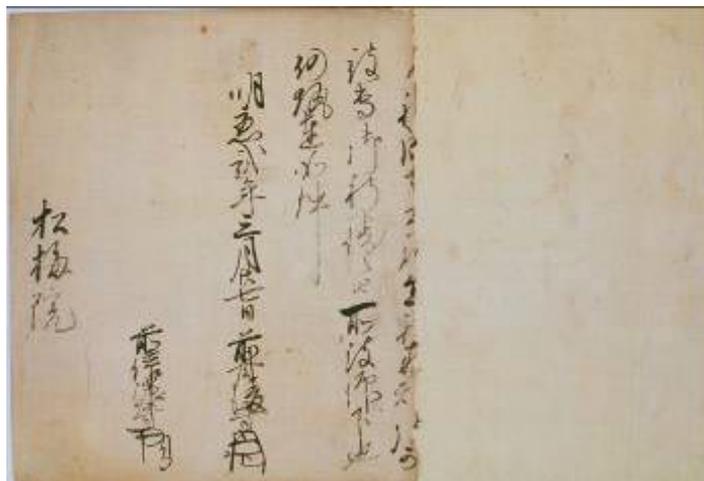


[延徳2]年閏8月19日 [室町幕府奉行人松田英致書状] [松田英致(花押)] 松梅院宛 (収載: 『北野神社文書』続群書類従完成会 82号)



松田家の歴史

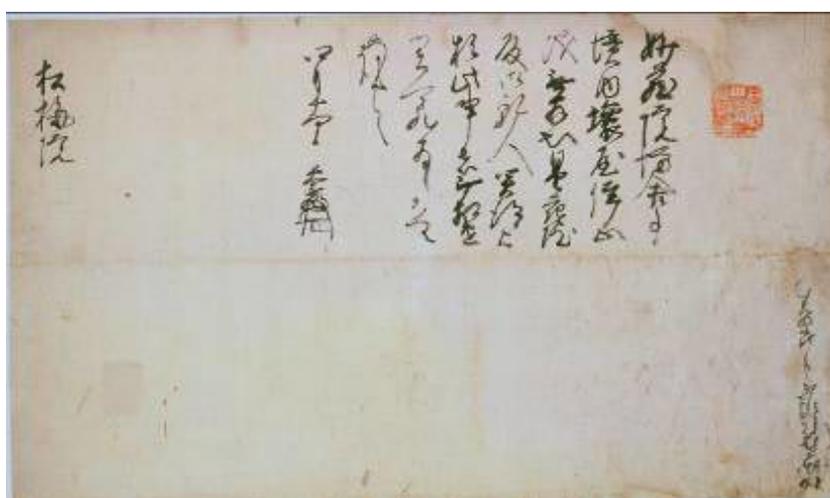
明応2年3月27日 [室町幕府奉行人連署奉書] 前信濃守[諏訪貞通](花押)・前丹後守[松田長秀](花押) 松梅院[禅予]宛 (収載『北野神社文書』続群書類従完成会 87号)



永正6年7月28日 [室町幕府奉行人連署奉書] 前丹後守[松田長秀](花押)・近江守[飯尾貞運](花押) 松梅院[禅光]宛 (収載『北野神社文書』続群書類従完成会 106号)



[年未詳]4月14日 [室町幕府奉行人松田長秀書状] [松田]長秀(花押) 松梅院宛 (収載: 『北野神社文書』続群書類従完成会 111号)

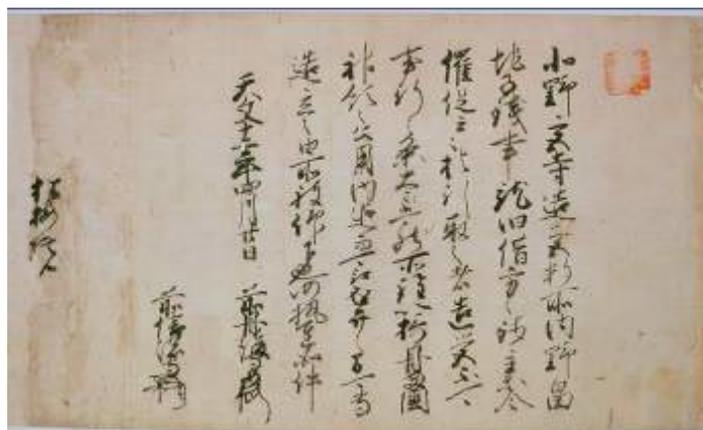


松田家の歴史

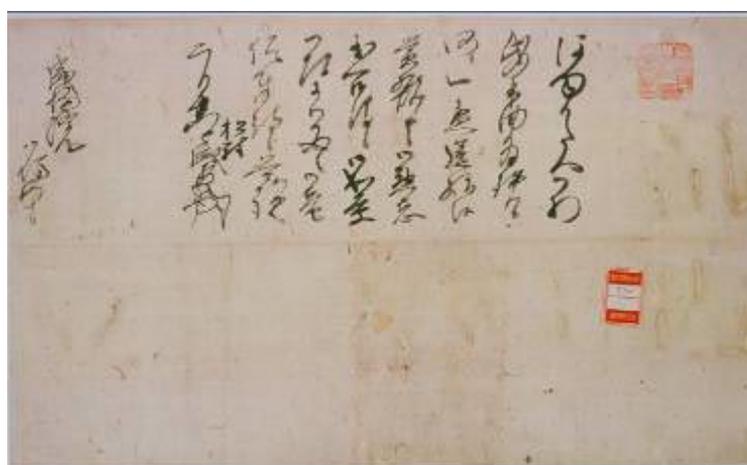
天文8年5月26日 [北野社家禪専・承舜連署状案] 承舜(花押)・禪舜(花押) **松田丹後守[春秀]宛** (収載:『北野神社文書』続群書類従完成会 138号)



天文12年4月20日 [室町幕府奉行人連署奉書] 前信濃守[諏訪長俊](花押) 前丹後守 **[松田春秀]**(花押) 松梅院[禪興]宛 (収載『北野神社文書』続群書類従完成会 139号)



[年未詳]2月28日 **[松田盛秀書状]** 松田盛秀(花押) 盛輪院宛 (収載:『北野神社文書』続群書類従完成会 165号)



松田家の歴史

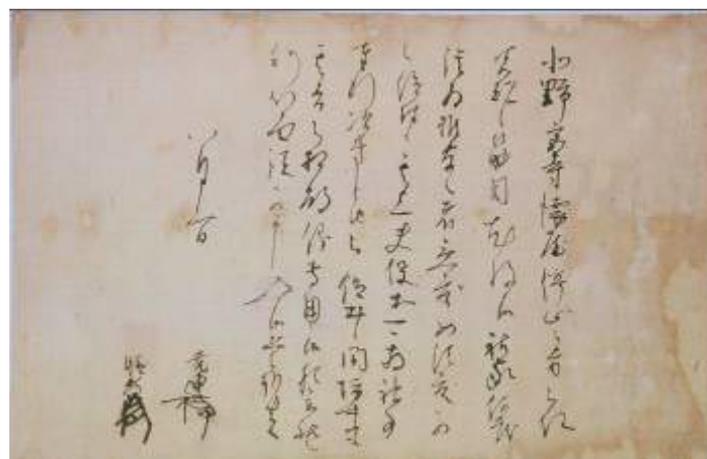
永禄 12 年 3 月 13 日 [室町幕府奉行人連署奉書] 豊前守[松田頼長](花押)・前信濃守 [諏訪晴長](花押) 松梅院[禅興]宛 (収載『北野神社文書』続群書類従完成会 172 号)



天文 18 年 10 月 22 日 [室町幕府奉行人連署奉書] 左衛門尉[松田頼隆](花押)・散位 [飯尾貞広](花押) 松梅院[禅興]宛 (収載『北野神社文書』続群書類従完成会 150 号)



[年未詳]8 月 2 日 [室町幕府奉行人連署書状] [松田晴秀](花押)・[飯尾]堯連(花押) (収載:『北野神社文書』続群書類従完成会 153 号)



松田家の歴史

- 『室町幕府奉行人連署奉書』(尊経閣所蔵吉見文書) ●

山城國富野小笠原備前入道孫童名國増跡事、爲御料所、被仰付訖、早至下地者、可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正六年二月廿八日

対馬守(松田英致)(花押)

散位(齊藤時基カ)(花押)

吉見九郎殿

- 『室町幕府奉行人連署奉書』(尊経閣所蔵吉見文書) ●

同名兵部少輔知行分因幡國小田郷并伊勢國野田保等事、爲由緒之地条、被仰付之上者、弥全領知、可被抽奉公忠勤之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文十六年十一月十六日

対馬守(松田盛秀)(花押)

掃部助(中沢光俊)(花押)

吉見下総守殿

京都祇園祭りと松田家

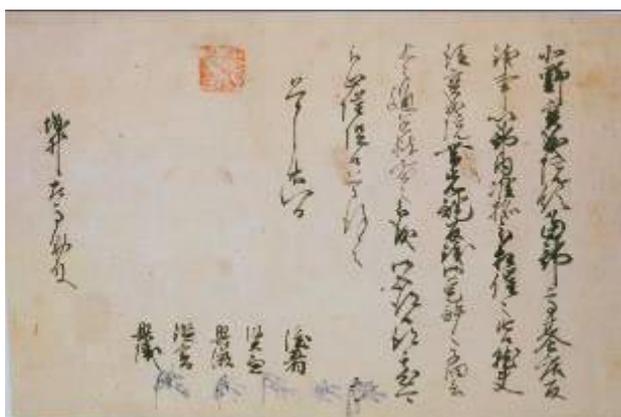
応仁の乱後に新しく始まって現在も続く神事の一つとして、「籤取り」(くじとり)が挙げられる。籤取りは、応仁の乱後初めて行われた山鉾巡行の順番を巡って諍いがおきたため、当時の侍所の役人であった**松田頼亮**の私宅で籤取りを行ったのが初めとされている。現在もこの神事は、当代の京都市長が裃姿の**松田頼亮**役として参加するもととして続いている。



松田家の歴史

室町幕府の波多野家関係文書（筑波大学附属図書館所蔵）

[天文 22]年 5 月 28 日 [大内氏重臣等連署書状] [内藤]興盛・[橋爪]鑑実・[波多野]興滋・[大庭]賢兼・[青葉]隆著 城井左馬助宛（収載:『北野神社文書』続群書類従完成会 155 号）

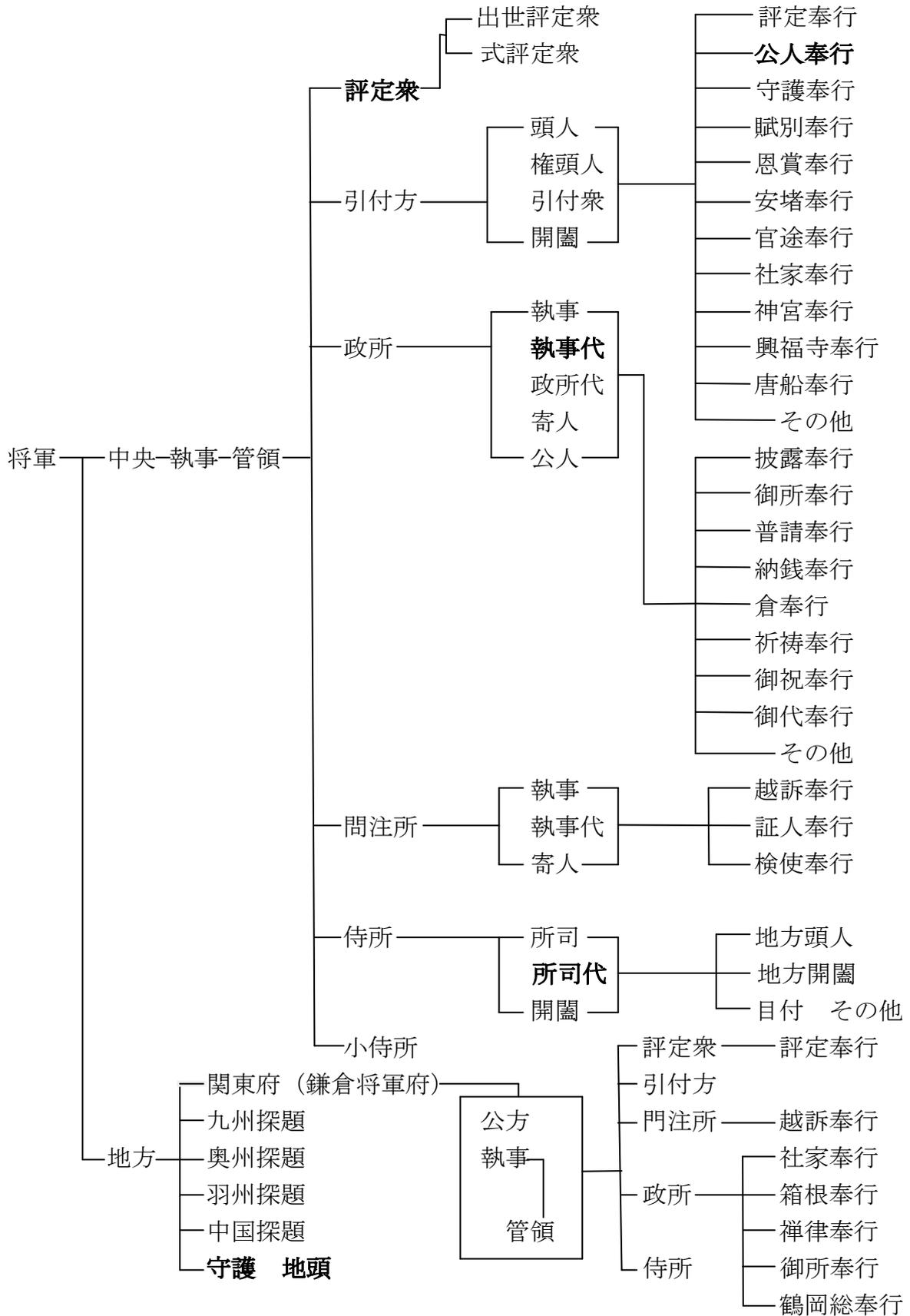


[天文 22]年 7 月 18 日 [大内氏奉行人連署書状] [橋爪]鑑実・[波多野]興滋・[大庭]賢兼・[青葉]隆著 豊東郡森若狭守宛（収載:『北野神社文書』続群書類従完成会 157 号）



松田家の歴史

室町幕府の組織



松田家の歴史

波多野家

波多野家は藤原鎌足より12代目の藤原公光が相模守となった。その子経範が初めて波多野姓を名乗った。松田家は経範より8代目の成家が松田家初代となる。波多野家5代目義通の妹坊門姫は源義朝の室となり、源頼朝の兄朝長を生んだ。秀長は1467年応仁の乱で東軍細川勝元に属し、その戦功により丹波多紀郡を与えられた。植通は1515年朝治山に八上城を築城し本拠地とした。秀治は1568年より織田軍に加わり、織田信長の為に働いたが、比叡山延暦寺の焼き打ちを初めとした信長の所業に嫌気がさし、1576年より信長と敵対した。一時は織田軍を撃退したが、1579年秀治は降伏し、波多野家は滅亡した。(八上城秀治の石積)

波多野家の子孫

波多野敬直 第一次桂太郎内閣の司法大臣
第二次大隈重信内閣の宮内大臣
侍従長兼東宮侍従長

波多野敬雄 第25代学習院大学院長

永平寺 曹洞宗大本山 福井県吉田郡永平寺町志比 5-15

永平寺は1244年波多野家6代目義常の甥波多野義重が領地の越前国志比庄(福井県永平寺町)に京都から曹洞宗の開祖道元禅師を招請して建立した。最初大仏寺としたが、2年後に仏教が初めて中国に伝わった「後漢の明帝永平十年」の暦号より永平寺と改めた。



永平寺経蔵



永平寺傘松閣

松田家の歴史

相模松田郷の松田家

室町幕府の後半になると足柄二郡の地には、大森氏という新豪族が駿河の駿東郡から起こって相模に進出して遂に小田原城を占拠して西相の諸家を征服し、松田家にもしきりに攻略の手を加えてきた。最後までこれに屈服しなかったが、当時の相模松田家は西相松田郷の地帯に孤立していて、連年扇谷上杉家と大森氏との攻勢に苦しんでいた。ところが、この時期、相模松田家と備前松田家、室町幕府松田家との間に強い脈絡があつて、備前、備中方面から松田一族が次々と相模に下つて来た。松田左衛門尉頼秀も左京進頼成（頼重）の子で、京都に居住したが、この頃関東公方の足利氏が衰微しており、足利将軍の命で関東に下向したのであつたが、松田家にとつても絶好の機会であつた。一家の危急を救うべく本国相模に来て宗家を家督した。しかし、当時の足柄地方は小田原大森氏の全盛期であり、南関東第一の豪族であつたが、足柄二郡の武家のうち、松田郷の松田家のみは遂に攻略がならなかつたのである。したがつて、この当時の相模松田家は全く四面楚歌であつた。

1494年9月16日に、頼秀は相模国津久井の青根村の曹洞宗、紅葉山（旧広養山）龍泉寺の住職に長文の書状を送っている。この寺は頼秀が開基となつており、御住職のお話では1471年建立とのことである。当寺には、頼秀の墓と位牌、それに頼秀使用の鞍と鐙が保存されている。



松田頼秀の西野々の墓



松田頼秀の鞍と鐙（龍泉寺秘蔵、約530年経過）

又、近くの西野々地区では毎年9月17日に1950年代迄「頼秀まつり」を行っていたとのことであつた。「松田頼秀書状」は寺では「松田左衛門尉頼秀遺状」と称しているが、原文は寛文年中（1661～1672）の火災で失つたと言つていて、その写しを秘蔵している。また、この文は「佐野松田系図」の中にも収められている。かつて田中義成博士が東京大学での講義を刊行したものに、足柄地方に住んだ小田原城主大森氏頼と松田頼秀の学問を賞賛している。この文は、高見原合戦の始まる以前に、扇谷定正と大森氏とが、頼秀の出陣をさせぬように、討つての軍を松田城に向けて急襲したので、頼秀が退いて丹沢山中に退去したことを示すものであつた。この文の内容は多年仏教の指導を受けた寺僧に向かつて自分の後事を託した遺言状であつて頼秀が討ち死にを覚悟するに至るまでの心情を切々と訴えている。文中に先ず関東動乱の次第を記して痛憤し、「いま正に戦役が始まろうとしているので、

松田家の歴史

多年の山内上杉殿への親忠をもって馳せ参じようと思うが、この山中に塞がれて進退極まった状況となっている。心は一騎当千の気持ちだが、事實は螻蛄の斧をもって龍車に向かうが如きもので、生命は風前の燈であるので、自殺を覚悟はしているが、扇谷殿の討手の軍が差し向けられた以上は、敵兵の貴賤を問わず討ち取って佳名を上げた上で、自らの屍を郊野にさらす心底であるから、後世の弔をお願い申し上げる」と、述べている。頼秀はその翌日 1494 年 9 月 17 日に龍泉寺のすぐ近くの西野々で敵に囲まれ自刃した。ところが、扇谷定正は対岸の敵陣に突入しようとして、誤って水中に落馬して死んでしまい、扇谷軍は敗走した。属将の英俊大森氏頼は老いて没し、定正の子朝良も人物でなく、扇谷家は傾いてしまった。このようなことで松田家は頼秀を失いはしたが、この危機を脱することができた。

1495 年北条早雲公が大森藤頼を倒して小田原城に入城したとき、多年重圧を加えた大森氏の滅亡に歓喜した松田頼重は、直ちに早雲の陣営に馳せ参じて、これに属した。「小田原記」には、「早雲入道小田原の城へ移り玉へば、松田左衛門尉と言う人あり、是は公方家の忠臣たりしゆえに、終に上杉の下知に随はで、相州西郡にて度々合戦したりけるが、早雲小田原へ入り玉うと聞き、大いに喜び、最前に馳せ来つて一つになる。此外群臣功を積み、相隨う事、誠に骨節屈伸のごとく、武勇の程こそ目出度けれ。」とあり、「北条五代記」「相州兵乱記」「関侍伝記」「長倉追罰記」など多くの書物に記されてあるのは、北条早雲公の小田原攻略に松田家の協力が大きかったことを示すものである。この時に早雲公に属したのは頼秀と父の頼重(頼成)であった。「小田原記」には松田左衛門尉とあるが、北条早雲公の小田原城入城の前年頼秀は討ち死にしているので、父の頼重の間違えであると思われる(頼重も左衛門尉?)。早雲公の小田原城攻略の前に頼秀は、大森氏一族内の大物箱根権現の海実は以前より大森藤頼とはあまり仲が良くなかったのをこれを説得した。また頼秀は、最乗寺の協力者の力を借りつつ、大森氏家中その味方内、その他の足柄の有力者達に手を回して早雲公への協力を説き、更には早雲公の許へ事の次第と同心の意向を伝えた。当主大森藤頼との意見の食い違いに悩んでいた大森氏側の人々や、大森氏を嫌いながらもその実力を恐れてなかなか団結して立ち向かう事ができなかった足柄の有力者達も、人望も篤い頼重・頼秀親子からの周到な計画と力強い意志の表明に勇気付けられ、早雲公を頼って次々と味方に付いて行った。この様に松田家が北条早雲公に協力したことは、備前松田家文書によると、松田頼重が 29 歳の時に北条早雲公と共に武者修行に出ており、以前より二人は知り合いで、早くから相談約束済みであったと思われる。

「雑学」 ~~~~~
{ }
{ }
{ 「貫と文」 1 貫は田で 2 町歩、畑で 3.3 町歩。 }
{ 1 町歩は 3000 坪。 }
~~~~~

# 松田家の歴史

北条氏は早雲、氏綱、氏康、氏政、氏直の五代 96 年間、小田原城に拠って、遂に関東の覇権を握ったのであるが、松田家は終始その家老職を勤め、歴代当主を補佐し、一族は各地の戦場でも勲功を挙げて、次第に他家を圧倒し、三代氏康公のころからは、北条家家臣団の第一人者として実権を振うようになっていった。北条氏康公の 1559 年前後に「小田原衆所領役帳」が編纂された。これは北条氏が一族や家臣に対して諸役を賦課する為に、その基準となった各人の役高をその知行地について明記したものであるが、同書には松田家の分を巻頭第一に記してあり、その役高も（北条氏の分を除いて）北条氏家臣団中の最高である。

## 氏族別所領高

|       |                   |                   |
|-------|-------------------|-------------------|
| 松田氏族  | 3 9 2 2 . 9 9 5 貫 | (筆頭家老)            |
| 太田氏族  | 2 4 8 3 . 2 8 7 貫 |                   |
| 遠山氏族  | 2 4 0 4 . 4 3 5 貫 | (三番家老)            |
| 内藤氏族  | 1 6 4 7 . 7 5 8 貫 | (津久井城主)           |
| 大導寺氏族 | 1 5 6 3 . 8 1 3 貫 | (次席家老)            |
| 山中氏族  | 1 4 7 7 . 3 5 1 貫 | と、松田一族の所領高は破格であった |

## 松田一族内の所領高

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 松田左馬助秀治 (直秀) (筆頭家老) | 2 7 9 8 貫 1 1 0 文 |
| 松田筑前守康定 (御旗本四十八番将衆) | 1 0 3 貫 0 1 1 文   |
| 松田因幡守康吉 (御旗本四十八番将衆) | 1 0 3 貫 9 7 1 文   |
| 松田兵部丞康隆 (御旗本四十八番将衆) | 8 6 貫 8 5 8 文     |
| 松田新次郎 (御馬廻衆)        | 2 8 9 貫 6 5 0 文   |
| 松田助六郎 (御馬廻衆)        | 5 4 1 貫 3 9 5 文   |

### 松田家 (直秀) の領地 (2 7 9 8 貫 1 1 0 文)

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 足柄上郡 | 松田筋、松田西分、河村及び菟野庄 (3 6 ヶ村)                        |
| 足柄下郡 | 飯田岡村 (小田原市の一部)、今井村、多古村                           |
| 相模国内 | 高座郡、三浦郡、鎌倉郡 (横浜市栄区を含む)                           |
| 武蔵国内 | 多摩郡 (多摩市関戸の手前まで)、高麗郡、入間郡 (狭山市、入間市、沢、等)、海老名市本郷と河内 |
| 伊豆国内 | 田方郡、君沢郡                                          |

(菟野庄は現在の南足柄市全域、山北町全域、開成町全域、箱根町の一部であり、菟野庄だけで 1000 貫であった。)

### 松田助六郎 (御馬廻衆) の領地 (5 4 1 貫 3 9 5 文)

|                                   |
|-----------------------------------|
| 萩野郷 (厚木市萩野)、豆州牧郷 (伊豆修善寺町牧之郷)、     |
| 東郡台之村 (鎌倉市台)、三島宰相給 (三島市の一部)、      |
| 三浦久里浜 (横須賀市久里浜)、豆州仁田郷 (静岡県函南町仁田)、 |
| 肥田 (函南町肥田と新田)、                    |
| 下小坂 (埼玉県川越市下小坂)                   |

# 松田家の歴史

## 北条家家臣団

### 御由緒家

御由緒家とは、北条早雲が関西から東国に下向した際に同行した有名な早雲同志六人の大道寺太郎、多目権兵衛、荒川又次郎、荒木兵庫頭、山中才四郎、有竹兵衛尉、の家柄であるから、特別に大切にされるのは当然のことであるが、御草創七手御家老衆として、松田家をこの列に加えたのは、「松田家は相模国の出身だが、大身である上に、家名、由緒もある、また早雲の小田原攻略のときの松田頼秀の協力が大きな効果を示した」ので、それを高くかわれたものである。

駿河衆四家（葛山氏、福島氏、岩本氏、朝比奈氏、）

伊豆二十一家（横井氏、笠原氏、遠山氏、富永氏、高橋氏、等 21 家）

相模十四家（間宮氏、石巻氏、安藤氏、大谷氏、河村氏、等 14 家）

御家門方（箱根殿、小机殿、六郷殿、伊勢備中殿、伊勢兵庫頭殿、大和兵部大輔殿、）

松田家 10 代松田憲秀は左衛門尉頼秀の孫で、初め左衛門佐を称し後に尾張守を号した。憲秀に至って松田家が全盛に達し、関八州の太守北条家の重代の家老職として権勢並ぶものがなかったことは、「関八州古戦録」に詳しく記されている。「松田尾張守が祖先は、相州西郡の領主三浦備中守時方が家人にて孫三郎頼重と言ひ、後に左衛門尉と号す。生得知勇あつて、本主時方を欺きたらし、その領地を押領して扇谷上杉朝良に従ひ、先隊の将と成て、永正元年九月二十七日、武州立河原の時も抜群の粉骨を顛し、其後北条早雲に属して当時尾張守に至り、君臣相共に五代を経たり。初め北条家の長臣は荒木、山中、大道寺三人たりしが、荒木は淫乱無道にて逆心の企て有し故、氏康自身手にかけて殺戮せられ、その代りに尾張守憲秀を補せらる。相州東野、山室、岩崎、三カ所の要害を兼持て、凡そ手の者五千余人を扶助し、南方随一の腹心たり。」と述べている。

文中に「君臣共に五代を経たり」というのは、北条家は早雲、氏綱、氏康、氏政、氏直の五代、松田家も、北条氏に属してから、頼重、頼秀、顛秀（盛秀）、憲秀、直秀（直憲）と五代続くので、これを言ったものである。大道寺家は別として、いわゆる早雲同志の由緒家が次々と衰微したので、それに代わって、松田家の勢力が益々伸張することになって、憲秀の全盛期を迎えたのであるが、彼自体頗る知能才幹の優れた人物であつたらしい。憲秀の小田原城下における住居は松田屋敷といつて有名であつた。場所は今の小田原市南町西海子通りから、お花畑あたりにあつた広大な邸宅であつたらしい。

1569 年武田信玄の小田原攻めするとき、城下の侍屋敷、商家、民家まで火を放つて焼いたが、風祭の陣所で、信玄が**松田屋敷**を焼き残したと聞いて、「究竟の家をもたらず事、後日の批判如何なり。松田も定めし威言すべし、残念の至りなり。」と言つて（関八州古戦録）、馬場美濃守に手兵を率いて松田屋敷を焼き払わせたことがある。その後再建し江戸時代までその屋敷が残っており、1634 年 6 月 23 日、

## 松田家の歴史

三代将軍徳川家光が上洛の途次、小田原城に滞留中に、将軍自らこの屋敷を見るために足を運んでいる。また「新編相模風土記」に、稲葉時代の図面に、宅跡東西八十六間、南北七十二間あると記しているから、広大な屋敷であったことと憲秀の豪華な生活振りが想像できる。松田憲秀は一国の大名ほどの格式を持ち、文書発給の際に印章を使用したものがある。文書に印章を用いたのは、北条氏家臣のなかでは松田家が唯一である。文書に判を押すのは東国の戦国大名の一特長でもあり、松田家が戦国大名に準ずる立場にあったことを示したのもでもある。又、憲秀は北条家の領地の管理もしていた。

憲秀の長男政堯は笠原光貞の次男、笠原新六郎常克で、松田憲秀の養子となり、新六郎政堯と称した。しかし、松田家にも直秀が生まれ、直秀は氏政公、氏直公に幼い頃より寵愛され、政堯は松田家の家督は継げず、笠原家に帰された。その後、笠原能登守に実子の平左衛門照重が誕生した為政堯は笠原氏の家督も継げず、主君には直秀ばかり取り立てられ主君の強い要望もあり弟が松田家を継いだので、この原因を作った主君氏政公に対して不信の念を抱くに至った。

1579年に武田勝頼と北条氏政公との甲相両家が手切れとなって、武田、北条領の接点の駿豆国境線が重大化したので、北条氏はこの線上にある長窪城に清水上野介、獅子浜城に大石越前守、泉頭城に大藤式部輔などの諍々たる部大将を置いて守らせたが、戸倉城へは、武田領の沼津城に隣接しているので最も大切だということで、笠原新六郎政堯が配せられて立て籠もることになった。ところで、ここを政堯が守っている二年間のうち、駿豆国境では常に夜懸の足軽等の小競り合いが行われたが、他の城々からは度々多数の敵を討ち取って、その注進が続々小田原に至ったが、戸倉城の方からは一向の手柄もなく過ぎたので、氏政公、氏直公父子は笠原政堯を臆病者とののしり、比丘尼殿と呼んで悪口を続けたのである。だが戸倉城の付近は三方を川に囲まれ、深水の地で、働き不自由な処であるから政堯が手柄をあげようにも成し得られなかったのである。この頃から政堯の謀反心が動き始めたのである。政堯と対陣していた高坂弾正忠昌信の養子春日宗次郎昌之が、三島の心経寺の住職を戸倉城に遣わして、政堯に伊豆一国を与え、武田勝頼の誓にするという条件で、武田方に味方になるように、種々の方法で勧誘したので、政堯も遂に寝返りを決意して、1581年10月になって、武田家に降伏して、北条氏に謀判することとなったのである。そして、武田方の応援を得て来攻した北条方と戦って義弟の笠原平左衛門を討取るという結果にまでなったのである。しかし、その翌年の1582年3月に、武田勝頼は織田信長に滅ぼされたので、戸倉城も落城し、政堯は寄りどころのない身となってしまったのである。そこで再び氏政公に降参したが、氏政公は以ての外の気色にて諸臣への見せしめだから、召し捕らえて死刑にすべしとのことであつたが、父尾張守入道憲秀の嘆願によって漸くにして打ち首だけは免れたが、頭を剃って僧体とされ、父の領土の川村の郷へ蟄居を命ぜられたのである。憲秀はもとより才幹衆に優れた人物で、権勢あつても、これ独り弄することなく、家老として政治にも忠勤を励み、各地の戦場でも抜群の勲功をあげて、氏康公からも篤い信頼を受けていたのである。

## 松田家の歴史

1590年豊臣秀吉は小田原北条氏攻めの軍を發した。兵農分離をした職業軍人22万の大軍と豊富な物量、城方は兵農兼業の5万である。どう見ても勝ち目のない戦、このとき、小田原城中の評定において松田憲秀と北条氏規は「小田原城は武田信玄や上杉謙信の猛攻にも微動だにしなかった」として、籠城策を主張、これに対して北条氏邦、氏照、伊勢貞運は野戦を主張した。結果的には憲秀の籠城策が採られるのであるが、この評定が3ヶ月も続くのである。何時まで経っても結論が出なかったため、何時まで経っても結論の出ない会議のことを現在でも「小田原評定」というのである。

憲秀は22万の大軍に取り囲まれ、独自に豊臣方の前田利家、堀秀政と戦後処理についての駆け引きをしていた。憲秀の主張は「北条家に相模の国と伊豆二国の安堵と全員の助命を条件」にして開城を行うというものであった。ところが、この折衝中に頼りにしていた堀秀政が病死をしてしまった。これは憲秀にとって最大の誤算となるのである。秀吉は小田原城内に憲秀、笠原政堯内通との噂を吹聴したのである。戦国時代には噂を流して内部分裂を謀るのは常套手段である。これを信じた者が憲秀内通と決め付けたのである。

ただ、笠原政堯には別の考えがあった。笠原政堯は「松田家は元々北条家の家来ではなく、早雲公が小田原城を攻めるときに応援をしたのである。松田家の応援がなければ小田原城をこうも易々と落とせなかったではないか。早雲公にしても策略を用いて小田原城を乗っ取ったのである。北条家も早雲公、氏綱公、氏康公と比べ氏政公、氏直公は人心の掌握、人物の大きさといい、格が違うではないか、秀吉様を見よ、22万の大軍に物量も豊富、全国の大名を引き連れ、頼りにしていた伊達政宗までも秀吉様にひれ伏してしまった。今は戦国の世である、自分の立場を考え、秀吉様へ付くのが得策ではないか。」と言ったのである。しかし、松田直秀は「それは違う。松田家は北条家に100年間に渡っての恩顧がある。北条家の御蔭で松田家の発展があったのである。この様な時にこそ恩顧に報いるのが我々の成すべきことではないか。」と二人の意見は全く違うのであった。これを聞いた憲秀は直憲を呼び、「豊臣方前田利家、堀秀政と独自に折衝をしていたが、堀秀政が折衝途中で病没をしてしまい、秀吉の吹聴した憲秀、笠原政堯内通との噂が広がってはこれ以上戦後処理についての駆け引きが困難になってしまった。氏政公はこのことをご存知では無いので直憲から報告をするように、独自に折衝していたので内通と採られるかもしれないが、それは氏政公、氏直公が決めることである。」と言った。直秀は「氏政公、氏直公が秀吉の流した憲秀内通との噂を信じていないかと心配をした。直秀は万が一氏政公が笠原政堯の内通のこともあり、憲秀の内通を疑った時に憲秀がどうなるのかを考えると非常に心が揺れたのである。「忠」と「孝」どちらにしても片方が欠けてしまう、思い悩んだ末に直秀は氏直公に報告をし、笠原政堯は直ちに打ち首となった。なお、笠原政堯についてはこのような話が勢である。しかし静岡県三島市御園508-1に蔵六寺という寺があるが、この寺の寺伝によると、この寺は1535年に開創され、開基は土地の土豪後藤石見守と言われ、この人が友人である正厳和尚を招いて開山したと伝えられている。寺伝によれば、この正厳和

## 松田家の歴史

尚は笠原政堯とされ、以前政堯が僧となった時に号していた蔵六坊という名から亀霊山蔵六寺という寺の名にしたという。また、亀霊山という山号も亀のように頭、手足、尾の六本をかくす（蔵）意味から付けたようである。笠原政堯は笠原隼人佐とも言われ、1626年60才で病没したと言われている。墓は三島市東本町1丁目の法華寺にある。その墓の表には「笠原院春山宗永居士」と刻し、その裏面に「笠原助之進延宝七年（1679年）霜月六日建」とある。



亀霊山蔵六寺



玉沢妙法華寺

このことがあって間もなく小田原城は開城するのである。前田家、堀家より松田憲秀の助命嘆願が秀吉に出されたが、聞き入れられなかった。憲秀は豊臣秀吉に呼ばれ「何故笠原政堯と共に内通をして城門を開けなかったのか」という問いに対し、憲秀は「100年恩顧の北条家に何で反逆を考えるであろうか、もし反逆をしたとして、そんな男をあなたは取り立てようとお考えになりますでしょうか」と答えたという。北条氏政公、氏照公兄弟が責任をとって自害し、筆頭家老松田憲秀切腹、次席家老大道寺政繁切腹、となった。徳川家康の娘婿である氏直公は死一等を減ぜられて、高野山に追放の身となったが、この時、高野山に従って行くことを許されたのは、一族、腹心30人と雑兵300人であったが、腹心30人の筆頭に松田左馬助直秀がいるのである。このとき、義弟元津久井城主内藤左近太夫直行、直秀の弟松田弾三郎秀也、大道寺孫九郎直政もいた。松田直秀は氏直公に余程の信頼の篤かった人物であったと見える。直秀達は北条家の再興に奔走し、氏直公は翌1591年下野足利等で一万石の大名に取り立てられ、秀吉はさらに翌年伯耆一國、十万石の大名に取り立てようとする意志を示したが、氏直公の突然の病没に遭って望みは絶たれてしまった。直秀は氏直公より感状を賜っている。直秀はその後関白豊臣秀次に仕えるが、関白没後は前田利家公在世中子息の前田利長公より加賀藩に召し出され、1610年に松田四郎左衛門直憲(直秀)が4000石で召抱えられた。四郎左衛門直憲は前田利常公のときに公儀御普請の為、御普請奉行を仰せ付けられ越後の国に赴き、1614年7月23日同地で病没した。その嫡男、四郎左衛門憲成は遺知2000石を賜ったが、1615年正月大阪の御陣屋で14歳のときに病没し断絶となっている。次男、次郎右衛門は遺知1000石を賜ったが、自身期するところ有り、お暇を乞い東国へ行くことある。三男、四郎兵衛憲次が遺知500石を以って松田本家を継ぐことになるのである。この頃二人の姉妹がおり、姉は持参金として遺知300石をもって有賀縫殿室となり、有賀家の100石と併せて400石となり、有賀縫殿助はこの時よ

# 松田家の歴史

り松田を称し、新しく一家を興している。妹は遺知 200 石を持って富田弥五作室 (1200 石)となった。

加賀藩での松田家は御馬廻役であったが、御普請清會所道具調奉行兼道具渡奉行、御普請奉行、検地奉行、武具奉行等を歴任した。加賀藩での約 260 年間松田家は平穩無事に過ごしたようであるが、前田家の主君初め重臣の方々は徳川家の圧力をどう避けようかとお苦勞であったと思われる。

その後、時代も移り徳川幕府も崩壊し、1869 年 (明治 2 年) 版籍奉還、1871 年 (明治 4 年) 廃藩置県となり全国 200 万人の藩士が大量解雇となるのである。1870 年「明治 3 年」に松田義門藤原憲成、松田精一郎藤原郷憲、松田外次郎藤原憲一はそれぞれ「先祖由緒並一類附帳」を書き残している。これ等は現在金沢市立玉川図書館に保存されている。その後の我が松田家は金沢市長町三番町から東京府神田鍛冶町、東京府中野、八王子市南町、先祖に引き寄せられるように現在は神奈川県相模原市に移り住んでいる。

また、直憲と共に高野山に従った義弟、元津久井城城主内藤左近太夫綱秀の子内藤直行 (助右衛門) は直憲 (四郎左衛門) が前田家に召抱えられた時に同行し、200 石で召抱えられ、内藤家は明治 3 年に「先祖由緒並一類附帳」を書き残している。菩提寺は松田家菩提寺本因寺近くの高岸寺である。

## 内藤家略系図 (津久井城城主) 家紋下り藤ノ丸

大和守政之(綱秀)  
 ↓  
 助右衛門直政(直行)  
 ↓  
 六郎衛門(不明)  
 ↓  
 助右衛門直孝  
 ↓  
 市郎兵衛直将  
 ↓  
 助右衛門(不明)  
 ↓  
 九郎衛門直安  
 ↓  
 久右衛門直定  
 ↓  
 半蔵良直  
 ↓  
 四郎兵衛良政  
 ↓  
 静吾源政忠



加賀藩侍帳

内藤助右衛門  
(200 石)

松田四郎左衛門  
(4000 石)



高岸寺(内藤家菩提寺)

# 松田家の歴史

## 高岡松田家

時代は遡るが、直憲の弟弾三郎秀也は高野山を下りた後医師に転身した。初め前田家に仕えて、医師松田家は金沢で開業、後に氷見、高岡へと転居した。その後七代目教之助（1743～1819）の代に 1779 年十一代加賀藩主前田治修公の世継、数千代君（後の斎敬公）が 2 才の時に眼病を患ったが、御殿医の力及ばず困った藩の重臣達は利家公以来の家臣の家柄である眼科医松田教之助と、小児科医金子怒謙の両医を高岡から呼び診察させた、その後、藩主の世継を治したとあって、藩内の隅々から患者が押しかけたとのことである。当時より現在迄継続して子孫も医師として活躍している。最初高岡松田家は金沢の法光寺を菩提寺としていたが、後に前田家開基の高岡瑞龍寺を菩提寺としている。

高岡松田家の略系図（家紋「丸に二引き」）

憲秀—初代弾三郎秀也—2代三知—3代勝之進—4代友之進—5代文太郎  
—6代文五郎—7代教之助—8代大一郎—9代正之助—10代逸齋—  
11代三修—12代準三—13代甲子太郎—14代純一郎—15代知夫

## 群馬松田家

1582 年以降北条氏が上野国を制圧すると松田康秀が吉井城にいた。また、1584 年頃北条配下の箕輪衆として松田大隅がいた。前橋市総社町と群馬町の松田家は武田信玄に属した松田延吉が戦功により総社の地を与えられた。

## 甲斐松田家

備前松田家の庶流で戦国時代初期に関東に移り、北条氏の家臣になった一族である。武田勝頼の正室となった桂林院(北条夫人)の政略結婚の時にお供をした家臣もいた。備前松田家一族の誰かが武田信玄や武田勝頼の家臣になったものと推定される。

## 長野松田家（現在の松田家住宅は長野県の県宝に指定されている）

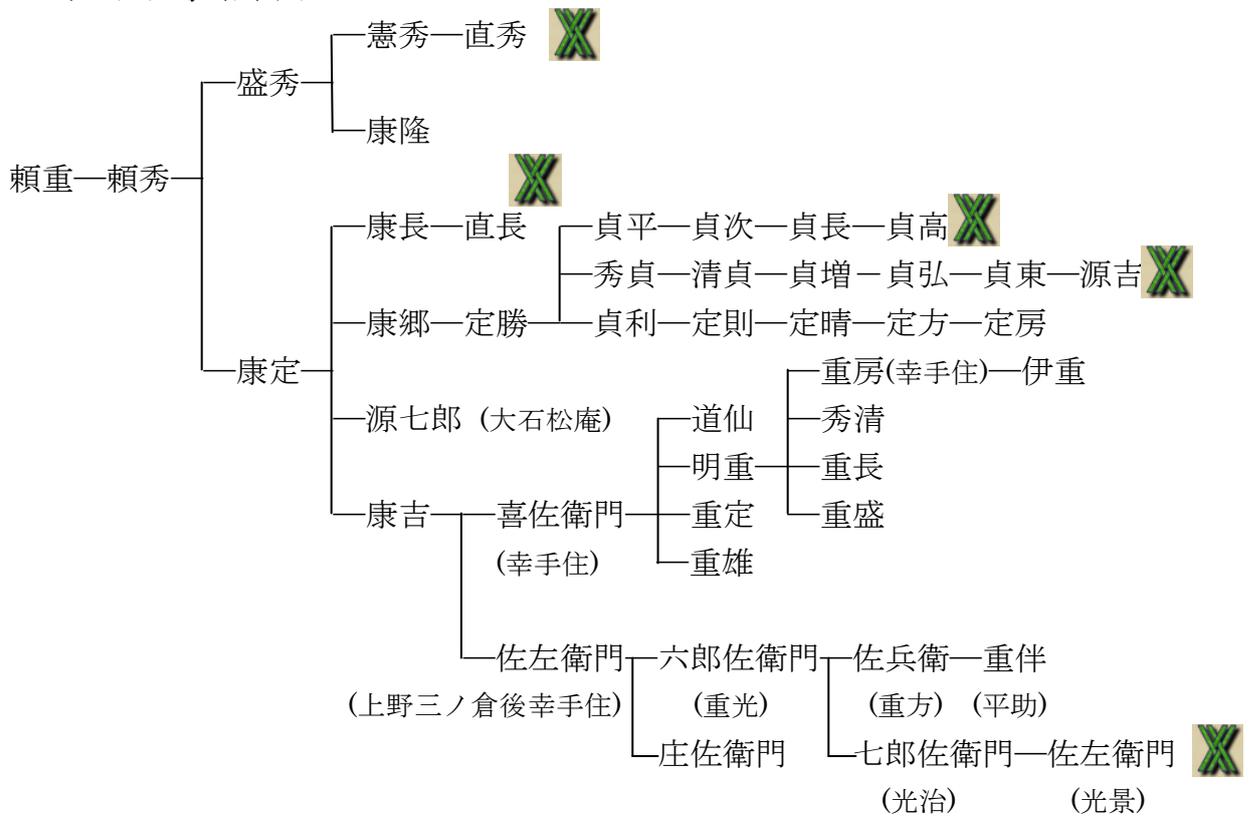
更埴市八幡の武水別神社八幡宮の宮司職松田家は戦国時代に武田信玄に仕えた。1584 年に八幡神領一帯を授けられた。同族に NHK 歌のおばさん松田トシがいる。

# 松田家の歴史

## 埼玉松田家

埼玉松田家は松田左京亮康吉を祖としている。康吉の子松田佐左衛門は現在の埼玉県春日部～杉戸～幸手、にかけての広大な土地の開墾に当たっていたが、途中で亡くなり、兄方の松田喜左衛門が入郷。その松田佐左衛門が松田寺（シヨウデンジ真言宗智山派）を開基。開墾時の「寺掘組」は現在「寺堀団地」となり、「佐左衛門」の名は「杉戸町佐左エ門」として地名に残っている。

埼玉松田家略系図



# 松田家の歴史

## 大石家と松田家

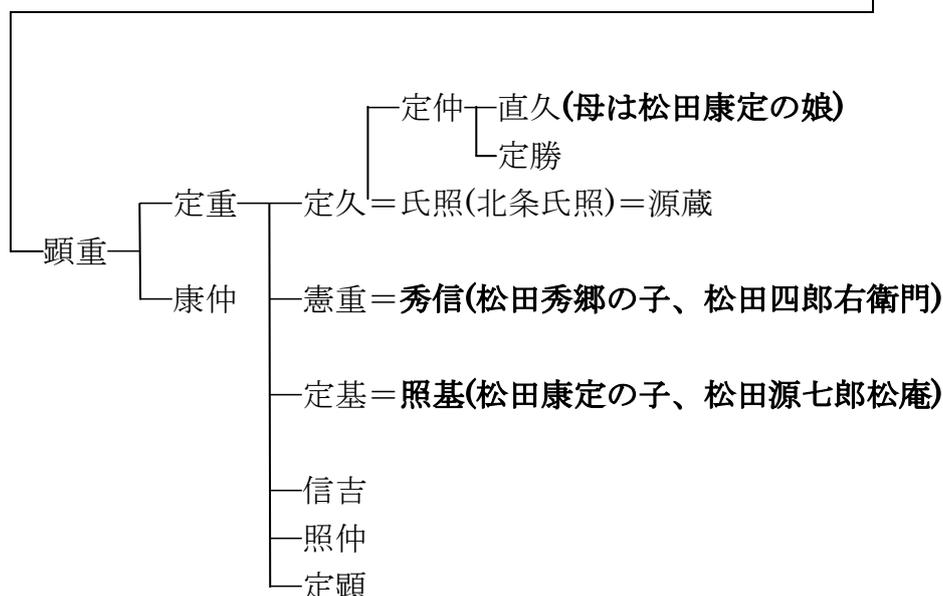
大石為重は関東管領・上杉憲顕に仕えた。大石為重は男子が無く、1334年木曾義仲の子孫木曾信重を養子とした。信重は1351年南朝方の新田義宗との笛吹峠の合戦で先陣を勤める等、手柄を立て、1356年武蔵国入間・多摩の両郡に13郷を得て多摩に移住し、二宮(あきる野市)に館を構えた。1384年信重は浄福寺城(八王子市下恩方町)を築城した。応永年間には叔父の大石能重(為重)が武蔵・上野・伊豆各国守護上杉能憲に仕えて守護代を務めた。1458年大石顕重が高月城(八王子市高月町)を築城し、二宮から本拠を移した。大石定重は1521年滝山城(八王子市丹木町)を築城し、高月城から滝山城に本拠を移した。

北条氏が関東に進出し、1546年北条氏康が河越夜戦で大勝し、扇谷上杉氏は滅亡し、関東管領山内上杉氏は武蔵国から排除され、越後国の長尾景虎を頼って没落した。主家の没落により大石定久は北条氏照を娘・比佐の婿に迎えて、自らは戸倉に隠居した。また、氏照の補佐役として松田家からも松田康郷の子四郎右衛門が大石憲重の養子となり大石秀信と称し、松田康定の子源七郎は大石定基の養子となり大石照基と称した。また松田康定の娘が大石定仲の室となり、直久を儲けた。領地支配を守護上杉氏に頼り過ぎた大石氏は守護代として領地支配に失敗し、戦国大名への脱却が出来なかった。北条氏が没落すると、大石定久の実子大石定仲と養子大石定勝は徳川氏に仕え、八王子千人同心としてその子孫は明治時代を迎えた。また大石照基は松田惣四郎松庵と復姓し、結城秀康に2300石で召抱えられた(秀康郷給帳)。加賀藩寛文侍帳にある松田四郎右衛門は有賀松田家松田四郎右衛門憲俊で、大石秀信(松田四郎右衛門)とは別人である。

## 大石家系図

木曾義仲—基宗—宗仲—為教—義任—信重(大石家に養子)

大石為重=信重—憲重—憲儀—房重



# 松田家の歴史

## 大石四郎右衛門書状 (元 松田四郎右衛門)

去廿二日、貴殿御仕合具承、誠心地好儀共候、殊息左衛門(天野)殿御走廻、敵兩人被討捕候由、無比類存候、則御書中入御披見候、一般(段)御感不斜候、則御直書被遺候、於我等満足不過之候、爰許も思召儘之事二候、一昨日も敵数多討捕候、御使見届被申候、乍御太儀其地御番、無御油断御勤肝要存候、御用等可蒙仰候、恐々謹言、

(天正十二年)

卯月廿七日

北條陸奥守(氏照)内

大石四郎右衛門(秀信)

天野宮内右衛門殿

御陣所

## 大石照基書状 (元 松田源七郎松庵)

当小山(下野国都賀郡)御領分鑄物師司之儀、任望置候上、大工役於何事も少無沙汰油断、嚴密可走廻候、并粟宮新宿屋敷式間、為不入出置候者也、仍状如件、

天正十六年戊子

十一月廿八日

大石信濃守(照基) (花押)

枝惣右衛門尉殿

## 大石家と関係のある寺院

| (寺院名) | (創立・中興年代) | (開基・中興) | (所在地)    |
|-------|-----------|---------|----------|
| 妙楽寺   | 応永十二年     | 大石大炊助   | 鴻巣市馬室    |
| 永源寺   | 応永年間      | 大石信重    | 所沢市久米    |
| 永源寺   | 応永年間      | 大石氏     | 群馬県鬼石町   |
| 浄牧寺   | 文安元年      | 大石安叔    | 東久留米市    |
| 宝蔵寺   | 享徳年間      | 大石重仲    | 飯能市中居    |
| 極楽寺   | 永正元年      | 大石定久    | 八王子市滝山町  |
| 浄福寺   | 大永五年中興    | 大石定久    | 八王子市下恩方町 |
| 心源院   | 大永年間      | 大石定久    | 八王子市下恩方町 |
| 城光院   | 大永年間      | 大石憲重    | 八王子市下恩方町 |
| 勝楽寺   | 享禄五年      | 大石高仲    | 町田市原町田   |
| 皎月院   | 天文四年      | 大石定久    | 八王子市上恩方町 |
| 永林寺   | 天文十六年     | 大石定久    | 八王子市下柚木  |
| 良泉院   | 天文年間      | 大石定久    | 八王子市上恩方町 |
| 乾晨寺   | 天文年間      | 大石定久    | 八王子市美山町  |
| 長源寺   | 天文年間中興    | 大石定久    | 所沢市安松    |
| 東光寺   | 天文年間      | 大石氏     | 所沢市坂の下   |
| 普願寺   | 文禄元龜年間    | 大石宗虎    | 八王子市越野   |

# 松田家の歴史

松田一族で活躍した人々

**実山永秀禅師**（じつざんえいしゅうぜんじ）

最乗寺開祖および二十五哲の略伝の中に相州、**松田氏子**、  
受業春屋禅師、豆州長谷山蔵春院・相州功運寺開山、嗣法二人、  
太寧了忍・竺庵仙、長享元(1487年)丁未(ひのとひつじ)九月九日示寂、  
と記されている。 (大雄町 最乗寺所蔵文書)

大雄山最乗寺 南足柄市大雄町1157



**松田成栄** 松田家3代 松田太郎備後守成栄

**松田頼高** 松田家4代 松田次郎備後守頼高

**松田直高** 松田家5代 松田備後守直高(備前居住)

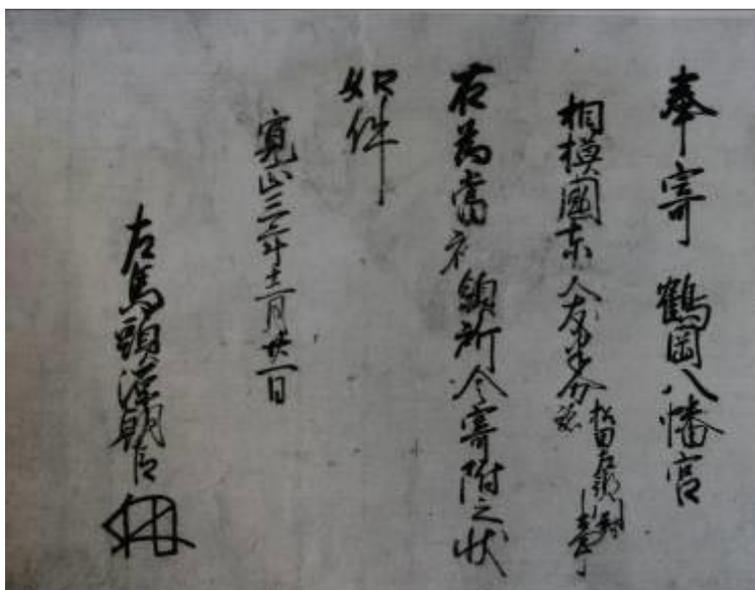
**松田筑前守頼重** (1427～) 松田家7代 室町幕府奉行人

松田頼重は以前は頼成と称したが、足利将軍の命で京都より関東に移住、頼重と改めて相模松田家を家督した。備前松田家系譜によると、頼重は備前松田家7代当主松田元隆(元澄)の6男松田次郎左衛門元氏との事である。1456年29才の時に備中国賀陽(岡山市西部・総社市・高梁市一帯)出身の伊勢新九郎長氏(北条早雲)と共に武者修行遍歴の旅に出た。1495年北条早雲公が大森藤頼を倒して小田原城に入城した時に、頼秀と共に最大限の協力をし、北条氏の家老となった。

# 松田家の歴史

松田左衛門尉頼秀（～1494） 松田家 8代

松田頼秀は足利將軍の命で、父頼重と共に京都より関東に下向した。おりしも当時の足柄地方は小田原大森氏の全盛期で、松田家は存亡の危機のときであったが、北条早雲公が大森藤頼を倒して小田原城に入城した時に、頼重、頼秀親子は最大限の協力をした。この事によって松田家は北条家の重臣としての地位をかためた。神奈川県津久井郡青野原の龍泉庵の横の林道を約 500m 行くと昔石切り場があり、その近くに湯治場があったという。頼秀はその湯治場に傷を治す為に通っているうちに龍泉庵の御坊に帰依し、1471 年龍泉寺を開基した。当寺には頼秀の墓石があり、位牌、鞍、鎧、「松田頼秀書状」、が保存されている。また、近くの西野々にも寺とは別に頼秀の墓石がある。北条早雲公が小田原城を奪取した前年 1494 年 9 月 17 日に頼秀は山内上杉方として参陣し、西野々で戦死した。



- (1) 寛正三年(1462)十二月二十一日 足利故知、鶴岡八幡宮へ 松田頼秀の跡地東大友半分を寄進する

「堀越公方足利政知寄進状」

奉寄 鶴岡八幡宮

相模国東大友半分松田左衛門尉事 跡

右、為当社嶺、所令寄付之状」如件、

寛正三年十二月廿一日

左馬頭源朝臣（花押）奉寄 鶴岡八幡宮

(鶴岡八幡宮所蔵文書)

一  
(読み下し)

寄せ奉る 鶴岡八幡宮、

相模国東大友(小田原市東大友)半分松田左衛門尉 跡(旧所領)事

# 松田家の歴史

右、当社領として、寄付せしむる所の状件の如し。

寛正三年十二月廿一日

左馬頭源朝臣(堀越公方足利政友)(花押)奉寄 鶴岡八幡宮

## 解説

寛政三年(1462)に堀越公方足利政知より鶴岡八幡宮に寄進された相模国東大友は、もと**松田頼秀**の所領であった。当時西相模一帯は、応永二三年(1416)の土杉禅秀の乱で功績があった大森氏の支配下に属しており、その大森氏は堀越公方に仕えていた。この頃の相模における松田家の動静については不明な点が多いが松田頼秀跡の東大友半分が足利政知によって鶴岡八幡宮へ寄進されているところを見ると、政知や大森氏と対立関係にあった可能性が強い。おそらく頼秀は東大友半분을政知に没収されたのではなかろうか。大友郷は九州の戦国大名大友氏の本貫の地であった。

## (2) 文明十二年(1480)(カ)十一月二十八日 太田道灌、高瀬民部少輔に関東の諸情勢を伝える書状の中で、松田頼秀の動向について触れる

太田道灌状

(前略)

- 一 大森信濃守事は、父子兄弟間、相分て自最初致御(味)方、江古田・有土原・相州奥三保・下総境根原・臼井城下、於所々合戦、一度無懈励戦功候キ、河村大和守事、於何方も無一戦功、剩先年於白井難儀刻、不及御暇逃帰候、如此候之処、大和守被思召替、無情御印難敷次第二候、
- 一、松田左衛門尉事は、雖河村命合宿候、残留忠信誠不勝所感候、
- 一、一兩月御近辺致祇候、如承及候は、関東御静謐、急度難有之候歟、諸人不運此時二候、第一御家風人之事、不調候、然間上州辺之事、毎時猥様候、畢責当可断不被断故二候歟、古来鎖国家治大乱事は、得人二候、古人云、国有三不祥、不知有賢人一不祥、知不用二不祥、用不任三不祥、然は准徳失は、任与不任可有之候歟、此等趣可令得御意候、恐々謹言、

道灌判

十一月廿八日

謹上 高瀬民部少輔殿

(島原市教育委員会所蔵文責)

(読み下し)

- 一、大森信濃守(大森氏頼)の事は、父子兄弟の間、相分かれて最初より味方致し、江古田・用土原・相州奥三保(足柄上郡山北町玄倉・中川・世附の一帯)・下総境根原・臼井城下(千葉県佐倉市)、所々に於て合戦し、一度の懈(おこたり)なく戦功に励み候いき。河村大和守の事は、何方に於ても一戦の功なく、剩(あまつさ)え先年白井((しろい)群馬県子持村)に於て難儀の刻(きざみ)、御暇に及ばず逃げ帰り候。書くの此の如く候の処、大和守思し召し替えられ、情なき御印難しき次第に候。
- 一、**松田左衛門尉**の事は、河村に合宿せしめ候と雖も、残り留り忠信、誠に所感に勝(た)えず候。

# 松田家の歴史

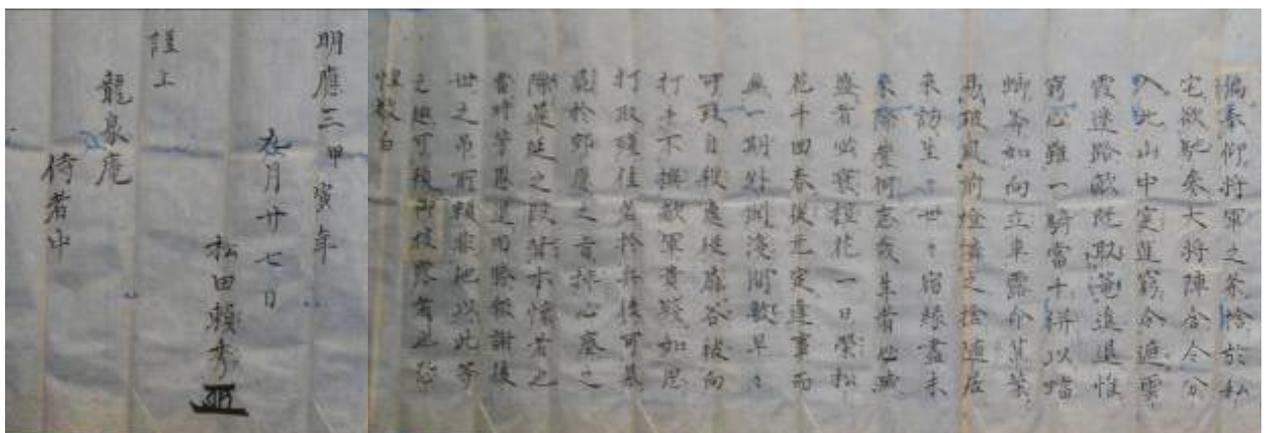
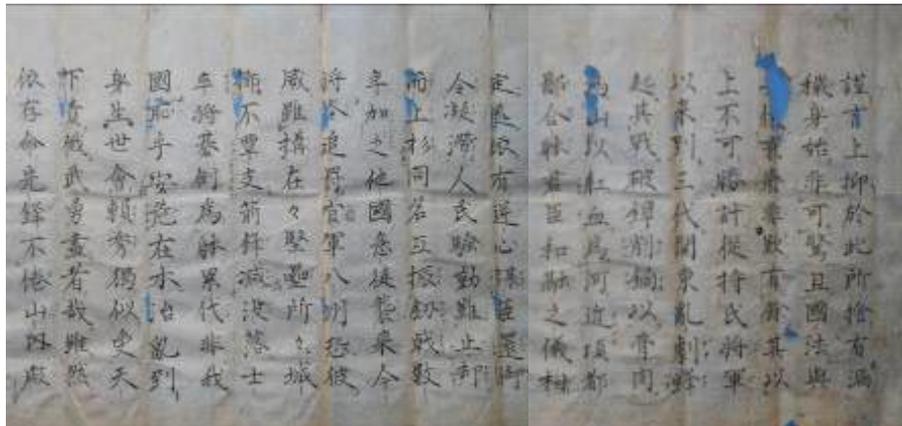
一、一兩月御近辺祇致し候。承る如くに及び候わば、関東御静謐（せいひつ）、急度これあり難く候歟。諸人の不運此の時に候。第一御家風人の事、調（ととの）わず候。然る間上州辺（あた）りの事、毎時猥（みだ）るる様に候。畢竟（ひっきょう）断るべくに当り断られず故に候歟。古来国家を鎮め大乱を治むる事は、人を得るに候。古人云く、国に三不祥あり、賢人あるを知らざるは一不祥、知を用いざるは二不祥、用を任せざるは三不祥、然れば准徳を失うは、任すと任さざるにこれあるべく候歟。此れらの趣、御意を得せしむべく候。恐々謹言。 道灌判

十一月廿八日

謹上 高瀬民部少輔殿（上杉氏の被官）

## 解説

太田道灌状は、文明八年（1476）から同十二年までの関東各地における諸情勢を記したもので、その中に大森氏頼の転戦の様子や**松田左衛門尉（頼秀）**の動向についての記述が見られる。



### (3) 明應三年(1494)九月十七日 松田頼秀、孤立した状況の中での自己の胸中を籠泉庵侍者中に述べる

松田頼秀書状写

謹言上、抑於此所捨有漏瘦身、始非可驚、且国法之兵儀高廢、悲歎有余、其以上不可勝計、後持氏將軍以來三代、関東乱劇蜂起、其戰破鐔削鏑、（鏑カ）

## 松田家の歴史

以骨肉為山、以紅血為河、近頃都鄙合体、君臣和融之儀相定處、仍有逆心、謀臣遷御合疑滯、人民騒動難止、劫而上杉同名輩、振劍戟数年、加之、他国魚徒襲来、今将令追罰官軍、八州恐彼威、雖構在之堅壘所々城郭、不覃支箭鋒、威没落、士卒将棊倒不体、累代非我国恥乎、或一体二心、籌專之繁多也、悲哉、安危在本治乱、座身世生会、頼秀独に似天下責、俄武勇尽者哉、雖然、仍存先不倦山内殿、偏奉仰將軍之条、念捨私宅、欲馳參大将陣、令分入此山中、寔運窮、被遮雲霧迷路、敵既二取籠、進退惟窮、心雖為一騎当千、併螳螂斧如向龍車、露命蕉葉易破、風前燈憐之、捨随居來訪生之世々宿縁、尽未来際、豈何忘生者必滅盛者必衰、後元定而槿花一日榮、松花千回春逢事、共無一期、外聞淺間敷、早可致自殺處、後扇谷可被向討手条、雖不撰敵軍、貴賤如憶打取、佳名兵後、可暴屍於郊原旨、摔(碎カ)心底之際、遲延之段、背本懷者也、當時芳恩、退勝報後世之弔、所頼非他、以此等之趣、可預御披露者也、恐惶敬白。

明応三甲寅(きのえとら)年九月十七日 松田頼秀

謹上 龍泉庵 侍者中

(新編相模国風土記稿所収 津久井県青野原村龍泉寺所蔵)

(読み下し)

謹みて言上す。抑(そもそも)此の所に於て有漏(うろ)穢身を捨て、始めて驚くべきに非ず。且つ国法の兵儀荒廢し、悲歎余りあり。其れ以上あげて計うべからず。後に持氏將軍(鎌倉公方(くぼう)足利持氏)以来三代に到り、関東に乱劇蜂起す。其の戦鏢(つば)を破り鏑(しのぎ)を削り、骨肉を以て山と為し、紅血を以て河と為す。近頃都鄙(とひ)合体(室町幕府の將軍足利義政と古河公方足利成氏との和睦をいう。文明十四年(1482)に成立をみた)し、君臣和融の儀相定むる處、逆心あるに仍て謀臣御合疑滯(ぎょうたい)を還し(めぐらし)、人民の騒動止み難し。却って上杉同名の輩(ともがら)、劍戟を振うこと数年、しかのみならず他国の凶徒襲来し、今将に官軍を追罰令(せし)めんとす。八州彼の威を恐れ、在々に堅壘所々に城郭を構うると雖も箭鋒を支うるに覃(およば)ず。威(ことごとく)没落す。士卒将棊(しょうぎ)倒しの体、累代我国の恥に非ずや。或は一体二心、籌專(はかりごと)の繁多也。悲しいかな、安危は治乱に本づくに在り。身を坐して世生会頼秀独り天下の責めを似(うけ)て、俄に武勇尽くるもの哉。然りと雖も、先に存ずるに仍て山内殿(上杉頼定)を倦(おこた)らず、偏(ひとえ)に將軍を仰ぎ奉るの条、念じて私宅を捨て、大将の陣へ馳せ参ぜんと欲し、此の山中に分け人らしむ。寔(まこと)に運窮(きわまり)、雲霧に遮られ路に迷い、敵既に取り籠め、進退惟(こ)れ窮る。心一騎当千たりと雖も、しかしながら螳螂の斧龍車に向かうが如し。露命蕉葉破れ易く、風前の燈これを憐み、居を捨て随(つ)ぎ生々世々の宿縁に來訪す。尽未来際(未来永劫)、豈(あ)に何ぞ生者必滅盛者必衰を忘れん。後元定めて槿花一日の榮、松花千回春逢の事、共に一期なく、外聞浅ましく、早く自殺を致すべき處、後に扇谷(上杉定正)討手に向けらるべきの条、敵軍を撰ばずと雖も、貴賤憶う如くに打ち取り、佳名兵後、屍を郊原に暴(さら)すべき旨、心底を砕くの際、遲延の段、本懷に背くもの也。當時の芳恩、勝報後世の弔を退け、頼る所他に非ず。此れらの趣をもって、御披露に預かるべきもの也。恐惶敬白。

明応三甲寅年九月十七日 松田頼秀

謹上 龍泉庵(龍泉寺) 侍者中

# 松田家の歴史

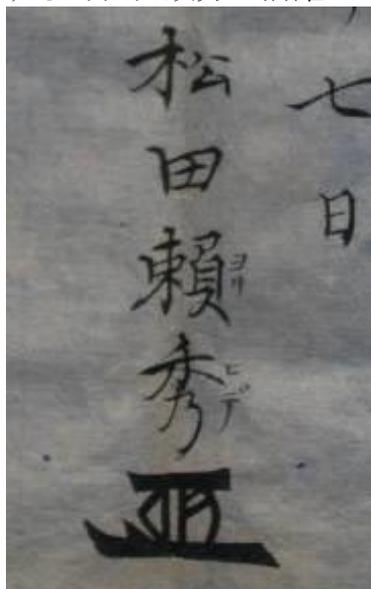
## 解説

伊勢長氏（北条早雲）は、明応四年九月に大森氏の居城小田原城を急襲し、城主の藤頼（ふじより）を追放したといわれるが、その前年の西相模の情勢を伝える文書である。当時大森氏は扇谷上杉定正に属し、西相模に勢力を保持していたが、大森氏に反感を持つ**松田頼秀**は、上杉定正と対立する山内上杉顕定と結んでおり、四方に敵を受けて窮地に陥っていた。この文の内容は、龍泉庵の寺僧に自分の後事を託した遺言状であって、頼秀が討ち死にを覚悟するに至る迄の心情を訴えている、龍泉寺は**松田頼秀**の開基した寺であり、墓石と共に鞍・鎧が保存されている。

**松田左馬助筑後守盛秀** 松田家9代 頼秀とも称した。室町幕府奉行人。

幕府官僚任期 1528年~1553年。室町幕府奉行人としての文書が多々残っている。盛秀の室は北条為昌の娘(北条綱成の妹)である。北条家家老時代の文書「関戸文書(松田盛秀判物)」を多摩市教育委員会で所蔵している。その他「1516年三浦の残党が城ヶ島を拠点にゲリラ戦を展開していた。北条早雲公は松田頼秀を先陣として三崎へ駆けつけた。」「北条氏綱公が1524年扇谷上杉の江戸城を攻略する時松田頼秀が活躍した。」との古文書がある。

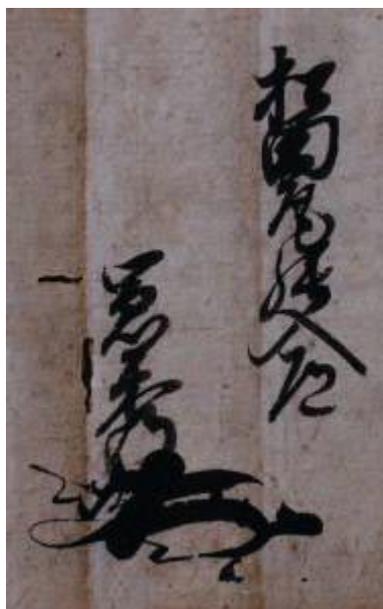
頼秀花押  
(写)



盛秀花押



憲秀花押



直秀花押



# 松田家の歴史



(5) 天文十八年(1549)九月十八日 北条為昌の室朝倉氏の像が造られる

北条為昌室朝倉氏像銘

(胎内腹部)

奉 造化御影像之事

右、彼施主古郷豆州之住呂、名字朝倉

息女北条九郎之御前 御子ニハ

北条佐(左)衛門大夫綱成・同刑部少輔綱房・同息女**松田尾州**之御内也、  
爰以至衰老、中此発菩提心、為逆修菩提、奉彫刻木像也、

(胎内腹部)

并奉寄進拾二貫文日牌錢

法名

養勝院殿華江理忠大姉

相州小坂郡鎌倉名越

安養院住持第十六代高蓮社山誉大和尚 仏所上総法眼

使者大河法名善信 謹言敬白

干時天文拾八年己酉九月十八日

(大長寺所蔵文書)

(読み下し)

(胎内腹部)

造化(ぞうげ)し奉(たてまつ)る御影像の事右、彼の施主は古郷豆州の住呂、名字は朝倉、息女北条九郎の御前。御子には北条左衛門大夫綱成・同刑部少輔綱房、同息女**松田尾州(松田盛秀)**の御内也。爰(ここ)に衰老に至るを以て中比(ごろ)菩提心を発し、逆修(生きている内に予め死後の冥福を祈って仏事を行うこと)の菩提のため木像を彫刻し奉る也。

(胎内背部)

ならびに寄進し奉る拾二貫文の日牌(毎日、位牌の前で行う供養)錢。

法名

養勝院殿華江理忠大姉

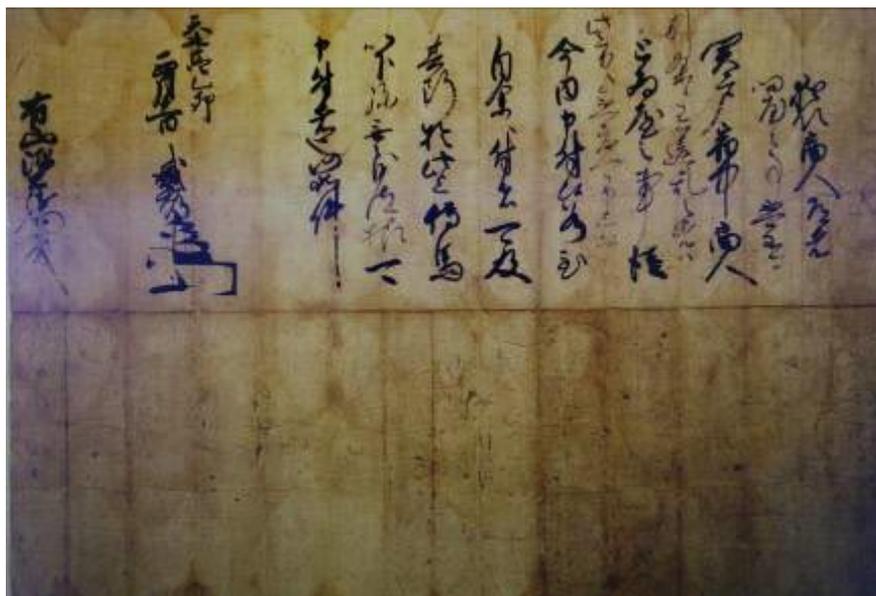
相州小坂郡鎌倉名越

# 松田家の歴史

安養院住持第十六代高蓬社山誉大和尚 仏所上総法眼  
使者大河法名善信 謹言敬白  
時に天文拾八年己酉月十八日

## 解説

北条為昌の室朝倉氏（養勝院殿）が、自己の逆修供養のため、仏師に彫らせた木像である。松田尾張守(松田盛秀)の妻は、北条為昌と朝倉氏との間の娘と記されている。北条氏一門との縁組は松田家が北条氏家臣の中で重視されていたことを示しているといえるであろう。



## (7) 天文二十四年(1555)一月二日 松田盛秀、有山源右衛門尉に關戸宿の間屋を申し付ける

松田盛秀判物 (折紙)

猶以商人・道者」問屋之事、不可有」別条候、有違  
乱之者ハ、」此方へ急度可申上候、」

關戸宿中商人」とみ屋之事、從」今日申付候、若至」自  
余へ付着、可及」其断、於此上傳馬」以下、弥無々沙汰  
様可」申付者也、仍如件、・

天文二十四乙卯

盛秀 (花押)

有山源右衛門尉殿

杉田勇氏所蔵文書

多摩市教育委員会所蔵

(読み下し)

猶以て商人・道者(連れ立って社寺・靈場へ参詣・参拝する旅人)の間屋(宿駅に居住して、物資の保管や運送、中継取引及び宿所の提供などを業務とした者)の事、別条あるべからず候。違乱の者あらば此の方へ急度申し上ぐべく候。關戸(東京都多摩市關戸)中商人問屋の事、今日より申し付け候。もし自余へ付くるに至りては、その断りに及ぶべし。此の上伝馬以下に於て、弥(いよいよ)無沙汰なき様申し付くべきもの也。よってくだんのごとし。

天文二十四乙卯(きのとう)

有山源右衛門尉殿

盛秀 (花押)

# 松田家の歴史

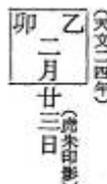
(解説)

関戸は、藤沢（神奈川県藤沢市）から河越（埼玉県川越市）へ至る往還の間地点に位置しており、宿駅として非常に重要な場所であった。そのため北条氏は当地を直轄領とし、代官に松田家を置いて支配していた。関戸の住民有山源右衛門尉は、**松田盛秀**から関戸宿の間屋として伝馬差配を認められたのである。

## (8) 天正二十四年二月二十三日北条氏、舞々天十郎に陰陽師からの役銭徴収に関する証拠書類の提出を命じる

北条氏朱印状写

- 一、前々従陰陽者之前、役銭取候蹤跡可出事、
- 一、無蹤跡者、役銭取候事無紛之由、可致能誓断」事、  
已上  
右二ヶ条、至于無明鏡者、京都可被聞召届之間、」陰陽之所へ役銭催促一向可停候、此上背」上意、就致手出者、可所罪科之状如件、



相州

天十郎

狩野介

同大騰亮

山角四郎左衛門

**松田尾張守（松田盛秀）**

(読み下し)

- 一、前々陰陽者の前より、役銭取り候蹤跡((しょうせき)前例や事例)出すべき事。
- 一、蹤跡なくば、役銭取り候事紛(まぎれ)これなき由、能誓断(よくせいだん)致すべき事。

已上

右二ヶ条、明鏡(明白)なきに至りては、京都へ聞し召し届けらるべきの間、陰陽の所へ役銭催促一向(全て)に停むべく候。此の上上意(支配者の意志)に背き、手だし致すに就いては、罪科に処すべきの条、件(くだん)の如し。

解説

当文書は、北条氏が小田原城下に居住する舞々の天十郎に対して、陰陽師からの役銭徴収の権利に関する証拠書類を提出するように命じたものである。その中で北条氏は、証拠書類の提出を厳しく命じると共に、証拠不十分の場合には京都（京都にいる職人の統括者を指すものと思われる）にまで問い合わせるので、それまでの間は役銭の徴収をしないように固く、言い渡している。

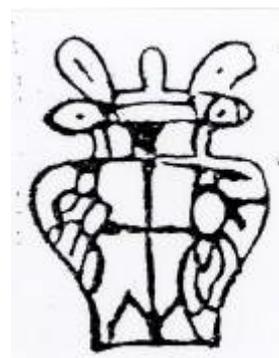
# 松田家の歴史

## 松田尾張守憲秀（1530~1590）松田家 10 代

憲秀の母は北条為昌の娘で、北条綱成の妹である。松田憲秀は北条氏康公、氏政公、氏直公に仕えて内政面で辣腕を振るうと共に、駿河攻め、国府台合戦等各地を転戦した。当時一国の大名ほどの格式を持ち、文書発給の際に印章を使用した。文書に判を押すのは東国の戦国大名の一特長でもあった。多摩市教育委員会では「関戸文書(松田憲秀判物)」（1585年）を所蔵している。豊臣秀吉の小田原攻めするとき憲秀は当初は徹底抗戦を主張したが、味方になると思われていた徳川家康、伊達政宗が敵方に付き、敵方 22 万、北条方は 5 万となり、抗戦は無謀と籠城を主張した。これに対して北条氏照、氏邦はあくまで徹底抗戦を主張し、論戦を戦わせた。憲秀は豊臣方の圧倒的な力を前にして北条家の存続の為に独自に前田利家、堀秀政と「北条家に相模、伊豆二カ国の安堵と全員の助命」を条件として交渉をしていたが、堀秀政の病死をきっかけに秀吉は城内の混乱を目論んだ「憲秀内応」という戦略的噂を流布した。これを信じた者が憲秀反逆説を唱えるが、これはまさしく秀吉の巧妙な城内離反策にのったものである。憲秀の無謀な戦いを避けた籠城論によって、小田原城下を火の海にすることも無く、何千、何万という死傷者を出す事も無く開城となったことは憲秀の最大の功績である。憲秀は 1590 年豊臣秀吉の命により憲秀の家臣岡部小右衛門忠正の介錯で切腹させられたが、岡部忠正は憲秀を高野山に葬った。その後、憲秀の子直憲(四郎左衛門)は交渉をしていた前田利家公に 4000 石で召抱えられるのである。



松田憲秀家印  
縦 6.0cm × 横 5.8cm



松田憲秀壺型印（憲秀私印）  
縦 4.0cm × 横 3.0cm

# 松田家の歴史

「雑学」 ~~~~~

## 「松田憲秀邸の門柱」

東京浜松町駅前、旧芝離宮恩賜庭園（東京都港区海岸1-4-1）中央の池のほとりに、正方形を形づくるように立っている。高さ約2メートル、幅・奥行き約50センチ、石柱の間隔は約4メートル。江戸時代に入り小田原城主の大久保忠朝が五代将軍徳川綱吉の大久保家「お成り」を機に茶室の柱に使用する為に小田原から運んだもので、将軍接待の目玉になったものであり、この石柱は箱根火山の基底部を作る凝灰石で出来ている。



# 松田家の歴史

松田憲秀の「北条殿先手左ハ松田尾張守、旗ハ白ク赤ク段々」と記されている文書

石川忠総留書

(前 略)

滝川合戦

(中略)

- 一、信長(織田)公御生害氏直(北条)公被聞召、甲州御堅有御発向之刻、滝川(一益)殿被押寄、氏直公ノ先手安芸守ト武州神名(流)川ノ辺ニテ一戦、滝川得勝利首六百余討取、
  - 一、二度目ノ合戦モ(天正十年)六月十九日滝川下知ニ、北条殿武者ハ備ヨリ馬ヲ百間計退カセ、各得道具ヲ持脆カセ、此方下知次第可被入鎧候由被申付候、然処ニ**北条殿先手左ハ松田尾張守、旗ハ白ク赤ク段々**、右ハ成田左馬助旗ハ地黒ニ三引リヤウ押、太鼓打テカゝル、滝川手人数弐千七八百計ニテ相カゝリニカゝリ候時ニ、上野大名衆昨今迄北条ニシタカイ、今更滝川ニ随北条ニ向弓ヲ可引事如何ト、北条ヲ始メ被思候気色也、其気色滝川披見及被申候歟、関東衆頼入申間敷候、滝川旗本計ヲ以テ致一戦見せ申由ニテ、馬印金ノ三ツタソコ、中フトノ上下少チイサキヲ串ニサシ人数丸ク備氏直旗本江無二カ、リ被致一戦、其刻滝川家老笹岡平右衛門討死、左近親子(滝川一益)三人共ニ無恙箕輪江其日引退、滝川近臣堀間武助・犬飼長左衛門少モ主ニ不別走廻、無比類相見申候、滝川殿ヨリ北条殿江其日ニ使者ヲ被越、今日ノ軍勝ツ負ツ不及是非候、某儀罷上り候之間、其方ノ證人於千達可返遣候間、身近キ者迎ニ可被指越候旨、翌日北条刑部丞被遣、證人同道ニテ罷帰、滝川ハ上洛被申候、
- (後 略)

(国立公文書館内閣文庫所蔵)

# 松田家の歴史

松田直秀（～1614年）松田家11代

別名 直憲、直定、憲貞、左馬助、四郎左衛門

直秀の直は北条氏直公の偏諱。1583年憲秀より家督を相続。直秀は「松田直秀朱印状」「松田直秀判物」等を書き残しているが、直秀は北条氏直公に仕え、小田原開城後は氏直公のお供をし、紀伊国高野山に家来筆頭として同行した。直秀は北条家の再興に奔走し、氏直公は翌1591年下野足利等で一万石の大名に取り立てられ、秀吉はさらに翌年伯耆一國、十万石の大名に取り立てようとする意志を示したが、氏直公の突然の病没に遭って望みは絶たれてしまった。直秀は氏直公より1591年6月17日に感状を賜っている。直秀は氏直公病没後一時、関白豊臣秀次に仕えたが、関白没後は加賀藩前田利家公在世中に子息の前田利長公より加賀藩に召し出され4000石で召抱えられた。直秀は四郎左衛門直憲と名を変えた。1599年前田利家公家臣片山延高は一万石大峪城主であったが、徳川家康と通じた。利家公遺言状には片山延高に謀判の気配があり、油断しない旨書き残されており、直憲は片山延高を利長公の命により大阪で上意討ちした。また直憲は前田利常公に命ぜられ公儀御普請のため、御普請奉行として越後の国に赴き、1614年7月23日同地で病没した。直憲は父憲秀を尊敬していたとみえ、直秀を直憲と変え、子供達にも憲の文字を使用し、その後子孫達の多くが憲を用いている。



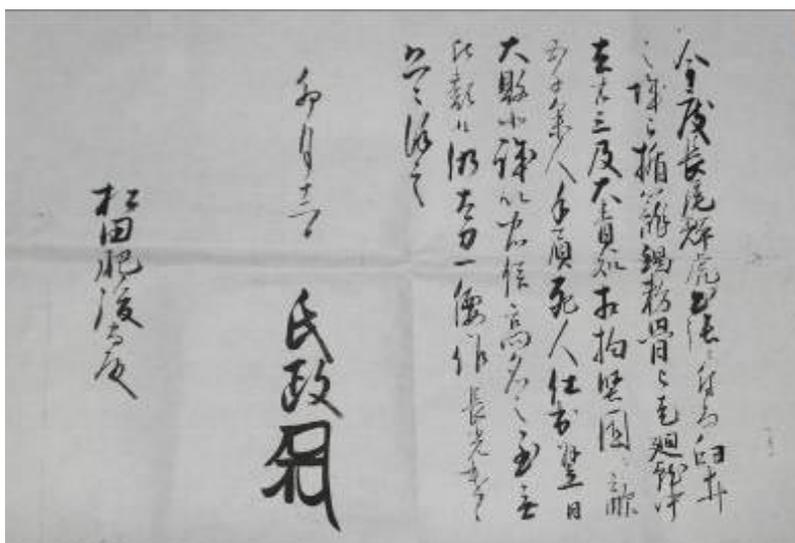
北条氏直公の感状

## 松田家の歴史

松田孫太郎康郷（1540~1609）

1564年上杉謙信が北条方の下総国臼井城を攻めたとき、同国大和田城を守っていた松田康郷が手兵を率いて臼井城に馳せ付けて奮戦の末、上杉方を撃退したが、この時の振る舞いを上杉謙信が望見して、「岩舟山に赤鬼の住むと沙汰しけるは、一定彼がことなるべし。」と感嘆したというので有名になり、その後人呼んで赤鬼、または赤鬼孫太郎と仇名したという。孫太郎はこの日の戦に朱色の甲冑を着けていたので、赤鬼と言われるようになったのである。その時に北条氏政公より頂いた感状である。

(86)



北条氏政公の感状

松田六郎左衛門定勝

松田定勝は、各地の戦で功名をあげた勇者であったが、小田原の城下で、自の武芸を盛んに宣伝して歩く人のあるのを見て、「酒樽に酒を詰めるとき、十分に詰めると鳴ることがないが、詰め方が少ないと鳴る音が大きい。人も同様で、自慢して歩く者は内容が少ないのである。」と言ったがそれが的中して、その男は武芸未熟が露頭して、遂に小田原を逐電したので、松田の名言といって評判になった。

松田右京亮康吉（因幡守康吉）

1564年北条氏康公が里見義弘と戦って大勝を博した第二回国府台合戦のとき、大剛の勇士松田康吉が、敵将里見越前守忠弘の子息で、長九郎弘次という容貌美麗で花の如き15歳の少年を討取って世の無常を感じ、戦場から直ちに世を逃れて、一念発心して山寺に入り浮世(ふせい)と名乗って、生涯長九郎の菩提を弔って行脚した話は「小田原記」をはじめ、多くの書物に、熊谷次郎直実の再来として記述されている。

# 松田家の歴史

松田兵衛大夫康長（重長）（1537~1590）

松田康長は山中城の城主であった。山中城は「箱根十城」の一つであり、東海道を取り込んでいる構造から見ても十城の中で最も重要な城であった。急速に勢力を増していた豊臣秀吉との関係が険悪になって来た為、豊臣軍との対決に備えて 1587 年に改修を開始、岱崎出丸などを築き大幅な強化がされたが、その改修が終わる前に豊臣軍の襲来を受け、未完成のまま攻防戦に突入した。山中城は北条氏勝、間宮康俊、朝倉景澄、多米長守を始め五千の兵であったが、秀吉軍は山中城を特に重視し、羽柴秀次、徳川家康、堀秀政、山内一豊、中村一氏等が率いる凡そ七万の軍勢を山中城攻撃に向かわせた。山中城は未完成とは言え、北条流の築城術の集大成であり、五倍の軍勢に攻められても守り通せると思われていた。この山中城攻略部隊は中央部隊を羽柴秀次が、左翼部隊を徳川家康が、そして右翼部隊を堀秀政がそれぞれ率いて山中城を攻撃した。圧倒的優勢の豊臣軍相手に奮戦し、一時は豊臣軍中央部隊の指揮官の一人の一柳直末が討死するなどの状況になるが、ついに城主松田康長、副将間宮康俊が討ち死にし、落城した。康長は戦闘開始に先立って、死を覚悟しての書簡を松田憲秀におくっている。「某小身の身をもって運を開くこと能わず、然れども名字を汚すことなき印には、討死をとぐべし」（小田原記）とあった。



(35) 天正十三年(1585)二月二十七日 北条氏、萩野の市法度を定め、松田康長に制札を与える

北条氏制札 (木札)

|            |      |         |
|------------|------|---------|
| 定市法度       |      | 萩野口(宿カ) |
| 四日         | 九日   | 十四日     |
| 十九日        | 二十四日 | 二十九日    |
| 己上         |      |         |
| 一押買狼籍(藉)之事 |      |         |
| 一借錢借米之事    |      |         |

# 松田家の歴史

一喧嘩口論之事  
已上

(非分カ)

右、為樂市間、於当日横合□□」不可有之、并郡代・触口  
之綺一口□□」(切不カ)可有之、若於違犯之輩者、別□□」(可遂カ)披露  
者也、仍如件、

天正十三年乙酉 (虎朱印)

(甫)奉

二月二十七日

宗□

松田兵衛大夫

(難波武治氏所蔵文書)

(読み下し)

定むる市(六斎市)の法度 萩野□(宿カ)(厚木市下萩野新宿)

四日 九日 十四日

十九日 二十四日 二十九日

已上

一押買(おしがい)狼籍(藉)之事

一借錢借米之事

一喧嘩口論之事

已上

右、樂市たるの間、当日に於て横合非分これあるべからず。ならびに郡代(北条氏の命によって郡を支配した代官)触口(北条氏からの命令を、郡代を通して郷村に通告することを主な任務とした者)の綺(いろい)一切これあるべからず。もし違犯の輩(ともがら)に於ては、則ち披露を遂ぐべきもの也。仍て件の如し。

天正十三年乙酉(きのととり) (虎朱印) (甫)奉

二月二十七日

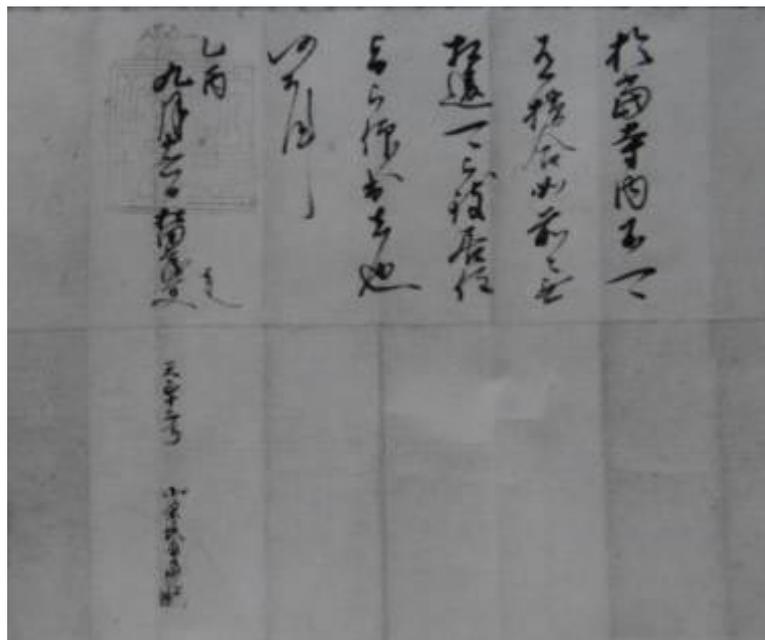
宗□(間宮宗甫)

松田兵衛大夫(松田康長)

## 解説

北条氏の領国では、関戸(東京都多摩市)や井草(埼玉県川島町)などの主要な宿とか町場で、月に六度定期的に開かれる六斎市(ろくさいいち)が行われていた。北条氏は六斎市での商売を妨げる諸事項を禁止し、商業活動を促進する政策を実施していた。当制札は、北条氏が萩野の領主**松田康長**に対して、市日を定めて樂市とすると共に、市場での不正を取り締まるよう命じたものである。

## 松田家の歴史



(38) 天正十三年(1585)九月十六日 北条氏、厩橋八幡宮別当(カ) に対して保護の朱印状を与える

北条氏朱印状 (折紙)

於当寺内不可」有横合、如前々無」相違可被致居住」旨、  
被仰出者也、」仍如件、

天正十三年

乙酉 (虎朱印)

九月十六日

奉之

松田兵衛大夫

(前橋八幡宮所蔵文書)

(読み下し)

当寺内に於て横合(命令に服しないでとやかく言う)あるべからず。前々の如く相違なく居住致さるべき旨、仰せ出さるるもの也。仍て件の如し。

天正十三年

乙酉(きのととり) (虎朱印)

九月十六日

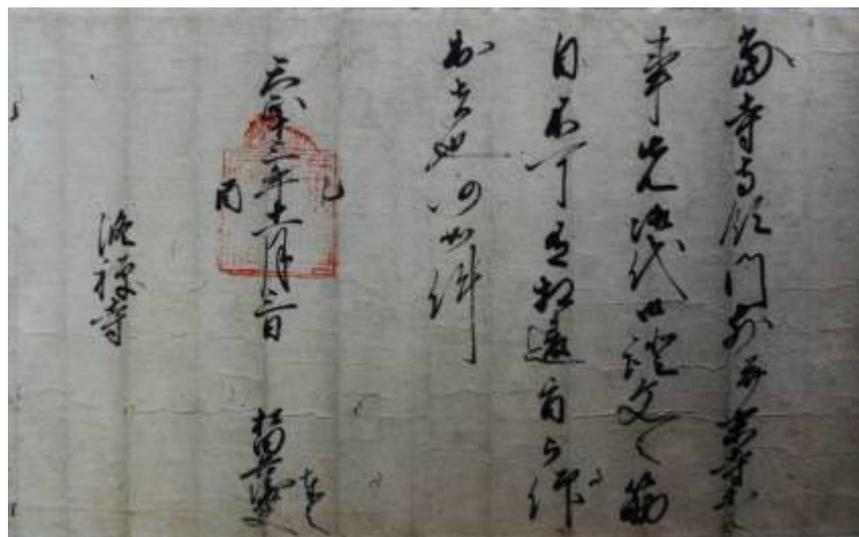
これを奉る

松田兵衛大夫(松田康長)

解説

宛名が欠けているので、文中の「当寺」と当文書の所蔵者である前橋八幡宮との関係や内容については、いま一つ明らかではない点がある。当朱印状は松田兵衛大夫(康長)が奉者になっている。

# 松田家の歴史



(39) 天正十三年(1585)十一月三日 北条氏、修禅寺の寺領等を安堵する

北条氏朱印状

当寺寺領・門前并末寺等之] 事、先御代御證文之筋] 目、  
不可有相違旨、被仰] 出者也、仍如件、

天正十三年

乙酉 (虎朱印)

十一月十三日

修善寺

奉之

松田兵衛大夫

(修禅寺所蔵文書)

(読み下し)

当寺寺領門前ならびに末寺等の事、先の御代御證文の筋目(事柄の内容)、相違あるべからざる旨、仰せ出さるるもの也。仍て件の如し。

天正十三年

乙酉(きのととり) (虎朱印)

これを奉る

十一月十三日

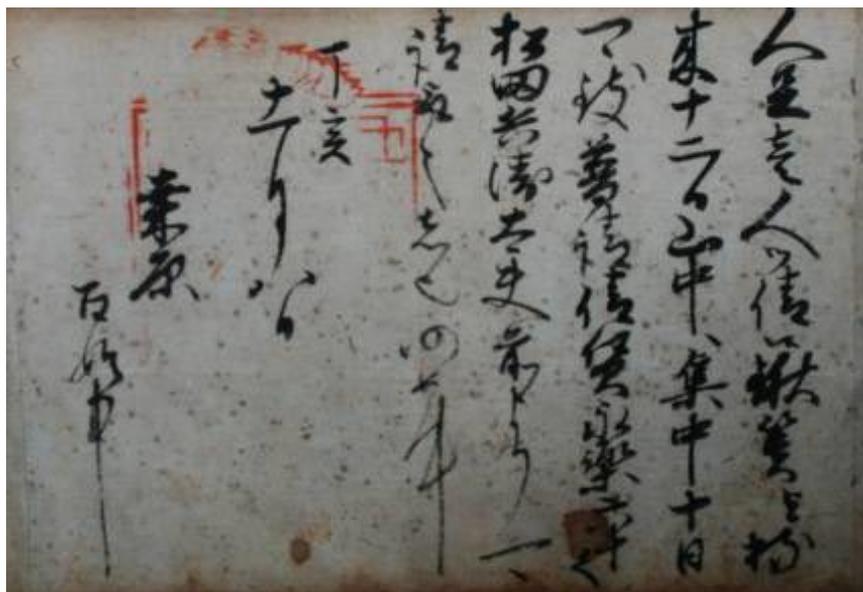
松田兵衛大夫(松田康長)

修善寺(静岡県修善寺町にある曹洞宗の古刹)

解説

当文書は、北条氏直が先代氏政の証文に基づき、修禅寺の寺領・門前ならびに末寺等を安堵すべく、同寺に与えた虎朱印状である。松田康長が奉者となっているのは、修禅寺が康長の所領内に建てられていたためである。

# 松田家の歴史



## (44) 天正十五年(1587)十一月八日北条氏、桑原百姓中に山中城の普請を命じる

北条氏朱印状 (小切紙)

人足壺人御倩候、鍬・簀を持、」来十二日山中へ集、中十日」可致普請、倩賃永楽六十文、」松田兵衛太夫前より可」請取之者也、仍如件、



(森六夫氏所蔵文書)

(読み下し)

人足壺人御倩(やとい)に候。鍬・簀(もっこ、すのこ)を持ち、来る十二日に山中(箱根より三島へと下る東海道沿い、静岡県三島市山中新田に築かれた山中城を指す)へ集まり、中十日普請致すべし。借賃永楽(明国で鑄造された永楽通宝)六十文は、**松田兵衛太夫(松田康長)**前よりこれを請け取るべきもの也。仍て件の如し。

(天正十五年)

丁亥(ひのとい)

十一月八日(虎朱印)

桑原(静岡県函南町桑原)

百姓中

解説

天正十五年に豊臣秀吉が九州の島津義久を降した後、北条氏は秀吉の北条領国への侵攻を予測し、小田原城をはじめとする諸城の普請強化を開始した。山中城は、伊豆の韮山城や足柄峠に位置する足柄城とともに、北条氏の本拠である小田原城を守備する前衛拠点となり、城将に**松田康長**が配置

## 松田家の歴史

され、城の拡張工事が進められた。本文中に「賃賃永楽六十文」とあることから、この桑原の百姓たちに対する人足徴用は、北条氏が農民に夫役(ぶやく)として課した大普請と異なり、雇賃を支払って行わせた城普請と思われる。



(57) 天正十八年(1590)三月十九日 松田康長、豊臣秀吉による小田原攻めの戦況を箱根権現に報じる

松田康長書状 (折紙カ)  
(ウハ書)

「 自山中

箱根へ

松兵太

尊報御同宿申

」

尚以、先可申者、九献□□」送被下候、誠山越珍酒忝、」  
則御使於眼前被下候、」御厚志不浅存計候、」昨日ハ御屋  
形様塀風山」御順見二候歟、尤供、併当城不」罷成候、屏  
風山も二子山も」何山も、小田原之防二ハ」不可罷成候、  
箱根路ハ」当城、片浦口者葦山、」川村ロハ足柄之城、三  
ヶ所ニ」極申候、早キ遅キ之」一利と可被思召候、」然ハ  
只今自敵方も御」扱候歟、人々参之由申候、」余御強過申  
候、□(乍)去」御吉左右可有之候、」兎角吉ニも悪ニも、」先  
々其地被進候上ハ、」目出此事候、一入令満足候、」又三  
島宮中悉大木」までも伐取、ちりにても」無之候、不及是  
非儀共候、」委細ハ自是可(儀)申」入候、暮々御懇使万々」  
忝、難申尽存候、」於替義(儀)ハ可申宣候、」  
尊札恭拝披、仍」其地御移之事、去十六、」与風依仰出、  
十七」御越山ニも候歟、努々不存」故、不申宣、御報罷  
成」失本意申候、一敵陣之」様子、至干今日無義(儀)候、」  
動今日々々与相待、其」支度ならニ声をからし」申候、  
併一日も相延申内、」普請仕置等も堅固二候」条、可御  
心安候、一関白殿」去三日京出、十四五日之間、」駿府  
可為着陣与申」来候、至干今日無実儀候、」結句敵陣庭

## 松田家の歴史

薄ク罷成」見得申候、信州表へ上州」衆打入由申故ニも  
候歟、一敵陣極々勞兵、第一糧ニ」相詰之由申候、是  
ハ実儀ニ」可有之候、如此ハ長陣難」罷成存候、一貴山  
へ御移珍」重、併時分柄可為御機遣候、」当城有之内ハ、  
俄事ハ有之」間敷候、一陣も二陣も寄候上之事ニ可有  
之候、其内可御心安候、尚以」御懇使、畏悦無極、重而  
可得」尊意候、以上、

(天正一八年)

三月十九日

康長 (花押)

(箱根神社所蔵文書)

(読み下し)

尚以て、先ず申すべきは、九献(主客が九たび酒を献酬すること)□□送り  
下され候。誠に山越(北越の三か国。越前・越中・越後)の珍酒忝く(かたじけなく)、  
則ち御使の眼前に於て下され候。御厚志浅からず存ずる計りに候。昨日は御屋形様屏風山(屏風山山頂にあった北条氏の砦)御順見に候歟(か)、尤も  
に候。しかしながら当城へは罷り成らず候。屏風山も二子山(箱根町の旧街道沿い「お玉ヶ池」背後の山)も何山も、小田原の防ぎには罷り成るべからず  
候。箱根路は当城、片浦口(伊豆より十国峠(日金山)を越え、  
白銀山を経て小田原へと続く尾根道)は葦山、川村口(北条氏の足柄城や浜屠場城、  
河村城などの城砦が築かれていた足柄及び丹沢山地一帯を指している)は足柄の  
城、三か所に極まり申し候。早き遅きの一利と思し召さるべく候。然れば只今敵方よりも御扱い候歟。人々参るの由申し候。余りに御強く過ごし  
申し候。さりながら、御吉左右(きつそう)これあるべく候。兎角吉にも悪  
にも、先々其の地へ進られ候上は、目出此の事に候。一入(ひとしお)満足  
せしめ候。又三島宮中悉く大木までも伐り取り、ちりにてもこれなく候。  
是非に及ばざる儀共に候。委細は是より申し入るべく候。暮々も御意使万々  
悉く、申し尽し難く存じ候。替わる儀に於ては申し宜ぶべく候。尊札恭く拝  
披す。仍て其の地に御移りの事、去る十六、ふと仰せ出でによって、十七  
御越山にも候歟。努々(ゆめゆめ)存ぜざる故申し宣べず、御報罷り成り本意  
を失い申し候。一、敵陣の様子、今日に至り替わる儀なく候。動き今  
日々と相待ち、其の支度ならしに声をからし申し候。しかしながら一  
日も相延び申す内、普請仕置等も堅固に候条、御心安かるべく候。一、関  
白殿去る三日京を出で、十四、五日の間に、駿府へ着陣たるべしと申し来  
り候。今日に至り実儀なく候。結句、敵陣庭薄く罷り成り見え申し候。信州  
表へ上州衆打ち入る由申す故にも候歟。一、敵陣極く極く兵を勞し、第一  
糧(かて)に相詰まるの由申し候。是は実儀にこれあるべく候。かくの如  
くば、長陣は罷り成り難く存じ候。一、貴山へ御移り珍重、しかしなが  
ら時分がられある間敷く候。一陣も二陣も寄せ候上の事にこれあるべく候。  
其の内御心安かるべく候。尚以て御懇使、畏悦(いえつ)極まりなし。重ね  
て尊意を得べく候。以上。

(天正一八年)

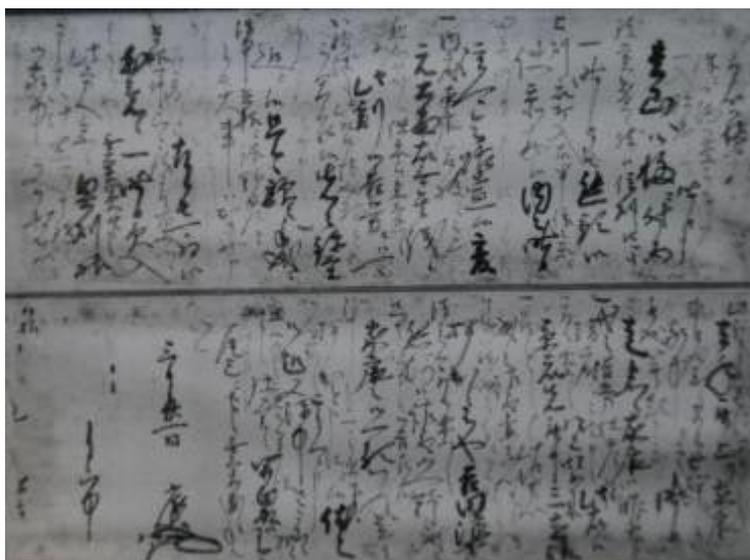
三月十九日

康長 (花押)

解説

## 松田家の歴史

北条氏は、豊臣秀吉の小田原攻めを予測して、天正十五年頃より軍備の拡張を図り、山中城（静岡県三島市山中新田）についても城郭の補強工事が進められた。当文書は、戦局も差し迫った天正十八年三月十九日に、山中城将の**松田康長**が箱根権現の別当に戦況を報じたものである。その中で康長は、小田原城の前方の守りについては、箱根は山中城、伊豆は韮山城、足柄越えの要路は足柄城、その三城に極まると述べている。しかし、山中城は十日後の三月二十九日に秀吉の大軍に総攻撃をかけられて、わずか一日で落城し、松田康長以下の城兵二千余人が討ち取られた。足柄山地の守りの要である足柄城はその後、四月一日に徳川家康の支隊である井伊直政の軍勢に攻められ、大した戦闘も交えず、城兵の多くが小田原城に撤退している。



(59) 天正十八年(1590)三月二十一日 松田康長、豊臣秀吉軍の動静を箱根権現に報じる

松田康長書状 (折紙カ)

(ウハ書)

「 自山中

箱根

松兵太 」

尚以、御移□□」殊ニ御酒・御茶被下候、御□□」一入珍敷候て、昨日まで」 致賞蓋候、然ハ信州口へも」上州衆打入故、甲・信之衆も」帰候由、昨日之申口ニ候、」一内府・家康御取扱ニも候敷、」 韮山筋へ使衆被参逢候、」於敵陣ニも、此取沙汰成就をと」 よろこひ候由申候、一」陣中兵浪ニ詰、野老を」 ほり候てくらい候よし申候、」兵糧一升ひた錢にて百文つゝ、」 是もはや無売買由申候、」さうすい汁器一ツ十錢つゝ」 のよし申事候、」此分ニ候者、長陣更ニ更ニ」難罷成存候、早々世静ニ」罷成、以尊顔申度候、」一代之苦勞仕、老体」 可為御察候、将亦任到来」一籠進之候、此地者以」来籠城之分ニ御座候、」彼是可為御察候、」先々何方も御吉左右」計候間、可被思召」御心安候、重而可申」宜候、返々遮而御音信、」忝次第候、」

## 松田家の歴史

貴山へ御移二付而、」一昨日者態預御」使、忝存候、内々昨日」雖可令啓宣候、爰」元大雨故、無其儀候、」仍此刻、御苦勞ニハ可」被思召候、先々珍重」迄二候、只今敵之手成ニ」候者、大事ハ出来申」間敷候歟、左候者、可為御」本意候、一昨日欠入」此方へ参候奥州様」御家中、又かせ者ニ」去年罷上り、家康」家中二有之而、昨日」走参候、家康ハ昨廿日」駿府へ候由申候、此故ハ」京衆先罷下、三・遠・駿」城々請取、妻子以下迄」押出候、はや吉田・浜松・」懸河ハ請取、久野城ニ」家康之御一類御入候、是も」押出と申口ニ候、依之」御越、又陣中さた候て、様々」申候、珍重候、関白殿ハ干今」尾三二共申候、無実義候事候、」以上、

(天正十八年)

三月二十一日

康長 (花押)

(箱根神社所蔵文書)

(読み下し)

尚以て、御移り□□□殊に御酒・御茶下され候、御□□一入珍敷く(ひとしお)候て、昨日まで賞盞(しょうさん)致し候。然れば信州口へも上州衆打ち入る故、甲・信の衆も帰り候由、昨日の申し口に候。一、内府(内大臣の別称。ここでは織田信雄(のぶかつ))・家康御取り扱いにも候歟。葦山筋へ使衆参り逢われ候。敵陣に於ても、此の取り沙汰成就をとよろこび候由申し候。一、陣中兵糧に詰り、野老(植物の鬼野老(おにどころ)のこと)をほり候てくらい候よし申し候。兵浪一升びた錢(銀錢、室町時代中期以降に日本で私鑄された粗悪な錢貨等のこと)にて百文ずつ、是もはや売買なき由申し候。ぞうすいの什器一つ十錢ずつの由申す事に候。此の分に候わば長陣更に更に罷り成り難く存じ候。早々世静かに罷り成り、尊顔を以て申したく候。一代の苦勞仕り、老体御察したるべく候。将亦(はたまた)到来に任せ、一籠これを進らせ候。此の地は以来龍城の分に御座候。彼是御察したるべく候。先々何方(いずかた)も御吉左右(きつそう)計りに候間、御心安く思し召さるべく候。重ねて申し宜(の)ぶべく候。返すがえす遮(た)って御音信悉き(かたじけなき)次第に候。貴山へ御移りに付いて、一昨日はわざわざ御使に預り、悉く存じ候。内々に昨日啓し宣べしむべく候と経も、爰、元(こことも)大雨故、其の儀なく候。仍て此の刻、御苦勞には恩し召さるべく候。先々珍重までに候わば、大事は出来申す間敷く候歟。只今の敵の手勢に左候わば、御本意たるべく候。一昨日欠け入り、此の方へ参り候奥州様(北条氏政の弟、北条氏照)御家中、又かせ者(悴者、最下層の武士)に去年罷り上り、家康家中にこれありて、昨日走り参り候。家康は昨廿日、駿府へ候由申し候。此の故は京衆先ず罷り下り、三・遠・駿の城々請け取り、妻子以下まで押し出し候。はや吉田・浜松・懸河は請け取り、久野城に家康の御一類御入り候。是も押し出しと申し口に候。これによって御越し、又陣中の沙汰候て様々に申し候。珍重に候。関白殿は今に尾(尾張)・三(三河)にとも申し候。実儀なく候事に候。以上。

(天正十八年)

三月二十一日

解説

康長 (花押)

## 松田家の歴史

三月十九日の報の二日後に、**松田康長**が同じく箱根権現の別当に宛た書状である。豊臣軍の兵糧が欠乏して長陣は難しい様子なので、間もなく和議が成立するであろうと、戦況を楽観的に見ている様子がよくうかがえる。

### (60) 天正十八年(1590)四月二日 豊臣秀吉、上杉景勝・前田利家に山中城攻めを報じる

豊臣秀吉書状案写

急度染筆候、去月」廿七日至于三枚橋被成」着陣、廿八日山中・葦山」体被御覽計、両城一度」取巻、則近江中納言ニ被」仰付、山中城則時攻崩、」城主松田兵衛大夫以下」首式千余討捕之、其外」追討不知其数候、昨夜」鷹巣城明退、家康」入移候、今晚足柄城・祢ふ」川之城二ヶ所逃退候、然者」箱根峠江被移御座、」先手者小田原十町廿町之」間二陣取候、船手を初而」悉入相、諸手相揃候、」其表松井田二村城被」申付、其外道々城共を」初而、可成を責破、手間」入ニハ相城拵、兩人者」早々小田原面へ可被相」通候、以直面可申聞候、」不有油断肝用候、」吉賢、

(天正一八年)

卯月二日

秀吉

羽無越後宰相中将との

羽柴加賀中将とのへ

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 堀口堅一郎氏所蔵文書)

(読み下し)

急度(きっと)筆を染め候。去月廿七日三枚橋に(静岡県沼津市中心部の古称)至り着陣成され、廿八日山中・葦山(静岡県葦山町にある葦山城)の体を御覧じ計らわれ、両城一度に取り巻き、則ち近江中納言(豊臣秀次)に仰せ付けられ、山中城則時に攻め崩し、城主**松田兵衛大夫**以下首式千余これを討ち捕り、其の外追討其の数を知らず候。昨夜鷹巣城(箱根町の芦ノ湯から、湯本へと降りる尾根古道蕩坂道の途中、鷹巣山近辺にあった北条氏の山城)明け退(の)き、家康入り移り候。今晚足柄城・根府川の城二ヶ所逃げ退き候。然れば箱根峠へ御座を移され、先手は小田原十町、廿町の間に陣取り候。船手を初めとして悉(ことごと)く入り相い、諸手相揃い候。其の表松井田(群馬県松井田町にある松井田城のこと。信濃国(長野県)より碓氷峠を越えて上野国(群馬県)へと続く東山道(とうさんどう)の要衝に築かれた北条氏の城で、北条氏の重臣大道専政繁(だいどうじまきしげ)が防備を固めていた)に付城(攻城戦に際し、敵城に対陣するために築かれる臨時的な城のこと)を申し付けられ、其の外道々の城共を初めとして、可成を責め破り、手間入りには相城を拵(こしら)え、兩人は早々小田原面(おもて)へ相通わらるべく候。直面(じきめん(直接対面する))を以て申し開くべく候。油断あるべからず肝要に候。吉賢。

卯月(うづき)二日

秀吉

羽柴越後宰相中将とのへ(越後春日山城主、上杉景勝)

羽柴加賀中将とのへ(前田利家)

# 松田家の歴史

## 解説

豊臣秀吉は小田原の北条氏を攻めるに当り、天正十八年三月一日に京都を出発し、主な軍勢を東海道より東へ進めた。三月二十七日に秀吉は三枚橋に至り、翌日長窪城（静岡県長泉町）で徳川家康の軍勢と合流し、二十九日に北条氏の前線である山中城と韮山城に攻撃をしかけた。総攻撃を受けた山中城は防戦及ばず一日で落城し、城将の**松田康長**以下二千人余が戦死した。勢いに乗る豊臣軍は翌日四月一日（太陰暦により、この年の三月は二九日が晦日）に箱根峠を越え、鷹巣城や足柄城・根府川城などの北条方の諸城を攻略して小田原城へと迫った。当文書は、同時期に北陸道から、碓氷峠を越えて関東へ軍を進めた上杉景勝と前田利家に宛たものである。秀吉は松井田城を攻撃中の二人に対して、山中城の戦況等について詳しく報じている。

## (61) 天正十八年四月十七日 北条氏直、山中城で戦死した松田康長の子直長に名跡を継がせる

### 北条氏直判物案写

今度於山中、父右兵衛太夫本城暫相拘、竭粉骨走廻、遂討死候、寔前代未聞之仕合、無比類候、仍名跡之事、知行・同心・被官已、於何事不相替、可令相続候、父御用立候上者、別而引立可召仕候、仍状如件、

天正十八庚寅年卯月十七日 (北条氏直判)

判

(直長)

松田助六郎殿

(読み下し)

(国立公文書館内閣文庫所蔵 古文書八所収)

この度山中(山中城)に於て、父右兵衛大夫(松田康長)、本城暫く相抱え、粉骨を竭(つ)くして走り廻り、討死を遂げ候。寔(まこと)に前代未聞の仕合、比類なく候。仍て名跡の事、知行(ここでは領地のこと)・同心(大身の武士に属する中・下級の武士)・被官(家臣)已下、何事に於いても相変わらず相続せしむべく候。父御用立て候上は、別して引き立て、召し仕うべく候、仍て状件の如し。'

天正十八庚寅(かのえとら)年卯月十七日 (北条氏直判)

判

松田助六郎殿(松田直長)

## 解説

天正十八年三月二九日に、山中城将の松田康長が戦死したため、松田家の名跡や知行などを康長の子の助六郎(直長)に相続させた北条氏直の判物案写である。松田康長の家系は、松田憲秀とは系統を異にする松田家である。永禄二年(1559)成立の「北条氏所領役帳」には、御馬廻衆の松田助六郎が中郡荻野(厚木市荻野)で「買得百七拾七貫弍百七十一文」と記載されているが、この松田助六郎とは松田康長のことである。

# 松田家の歴史

(83) 年未詳二月二十一日 北条氏の家臣松田康長ら四名、  
三島護摩堂に制札を下す

松田康長等連署制札写

制札

三島於護摩堂之藪、竹木勢」取者有之者、相断急召連可  
来者也、仍如件、

霜月廿一日 垺和伊予守（花押）  
護摩堂寺内 山角上野介（花押）  
松田右兵衛大夫（花押）  
伊東助十郎（花押）

（東京大学史料編纂所所蔵影写本 小出文書）

（読み下し）

制札（禁止の事項や布告などを書いて、路傍や辻に立てた札で、  
直接墨書したものと・文書を木札に貼付けたものがある）

三島（静岡県三島市）護摩堂の藪に於て、竹木を剪り取る者これあらば、相断り  
急ぎ召し連れ来るべきもの也。仍て件の如し。

霜月廿一日 垺和伊予守（花押）  
護摩堂寺内 山角上野介（花押）  
**松田右兵衛大夫（花押）（松田康長）**  
伊東助十郎（花押）

解説

三島護摩堂の所有林での竹木伐採の禁止をうたったもので、違犯者を直ちに  
に召し連れよ、と厳しい姿勢を示している。本制札は護摩堂敷地内に掲げら  
れたが、北条氏家臣の**松田右兵衛大夫**など四名の連署となっている。

その他の松田家

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 松田善右衛門勝鋪 | 松田孫太郎の8代目。徳川幕府1237石の旗本。<br>寛政重修諸家譜に藤原秀郷流、本国近江とある。 |
| 松田金之丞政朝  | 寛政重修諸家譜に藤原秀郷流、本国相模とある。<br>徳川幕府300俵の旗本。            |
| 松田金兵衛長矩  | 寛政重修諸家譜に藤原秀郷流、本国相模とある。<br>徳川幕府200俵の旗本             |



# 松田家の歴史

## 北条氏の敗因

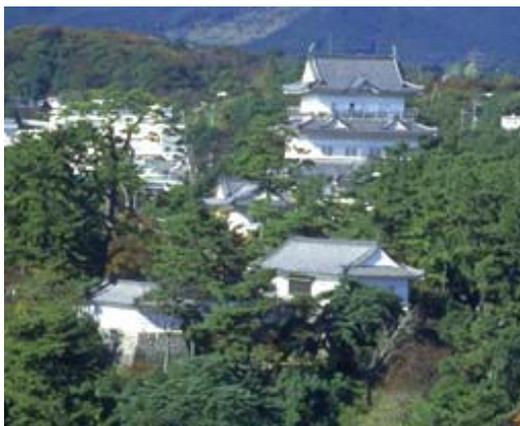
- 1 北条氏は関東地方の殆ど全域 265 万石を領し、徳川家康、伊達政宗などが同盟し、豊臣秀吉に敵対すると思っていたが、徳川家康は豊臣秀吉の実力をよく知っており、北条氏と共に行動するのは不利と考えた。一方伊達政宗は状況を見ていたが、状況不利と悟り、豊臣秀吉にひれ伏してしまった。
- 2 北条氏は情報不足の為豊臣秀吉を甘く見ており、北条攻めに 22 万もの大軍で攻めて来るとは予想していなかった。武田信玄、上杉謙信に攻められた時にも籠城策で成功しており、豊臣秀吉に対しても 22 万の大軍では秤量もたないと考えていたが、物量も豊富であった。
- 3 北条氏は戦力を小田原城に集中させた為に重要である筈の支城が手薄になり、豊臣軍の攻撃に支城は次々と落ち、持ちこたえる事が出来なかった。ともかく 22 万対 5 万では手の打ち様が無かったのである。
- 4 豊臣秀吉は全国統一の最終仕上げとして北条氏攻撃に全力を挙げ、また全国の大名達に権勢を示した。
- 5 筆頭家老の松田憲秀は当初主戦論を主張していたが、徳川家康、伊達政宗が敵方に付き、北条軍 5 万に対し、豊臣秀吉軍が 22 万の大軍と知るや、無駄な戦いを行う事は人命や城下の破壊などに繋がり、損害の大きさを考え籠城論に転じた。一方北条氏照、氏邦は主戦論を主張し、この論戦は小田原城内に於いて約 3 か月間続くのである。
- 6 豊臣秀吉は城内に「憲秀内応」という戦略的噂を流布し、これを信じた者が憲秀反逆説を唱えるが、これはまさしく秀吉の城内離反策に乗ったものである。山中城、八王子城を始め支城が次々と落され、豊臣秀吉軍が 22 万という大軍である事が徐々に分かり始め、徳川家康も伊達政宗も敵方にまわったと知れば、城内の者にとっては心の動揺は激しく、秀吉の城内離反策が信じられていったことは無理からぬことではあった。
- 7 結論としては北条氏の情報の不足と豊臣秀吉の全国統一の最終仕上げの意気込みに因るものである。



# 松田家の歴史

## 松田一族と城

小田原城 神奈川県小田原市城内 6-1。日本 100 名城。毎年 5 月の連休に北条五代祭りが行われている。北条氏の居城として関東支配の中心拠点となった城。小田原城は現在の城郭の約 10 倍の広さがあり、戦国随一の居城であったという。北条家は次々と領土を広げ北条氏政公の頃には関東地方の殆どを領し、その所領と動員力は最盛期の武田家、上杉家を上回り、その領国経営は戦国大名の中でも比類なき成功を治めていた。石高は 265 万石、城代家老は松田憲秀(松田家 10 代)であった。



小田原城



二の丸隅櫓



常盤木門



銅門



小峰の大堀切



蓮船寺間堀切

# 松田家の歴史

## 松田城

神奈川県足柄上郡松田町庶子字城山 3113。

松田城は 1170 年頃には既に在ったようであるが、松田康隆が 16 世紀中ごろに築城し、松田新次郎等の居城であった。1989 年東海自動車道改築松田町跡調査会、松田城址発掘調査会が発掘調査の報告書を作成した。「松田城址」は A4 版、本文 92 ページ、写真 61 図版に及ぶものである。



北方から見た松田城跡



松田城の堀切跡

## 浜居場城

神奈川県南足柄市内山。松田憲秀が築城した城。

「相模風土記」には「字城山と唱う。東西北の三方に堀跡あり、長さ東西の二方四十四間、北方二十四間、南方は崖地なり、構内に広さ凡そ二反八畝に、櫓蹟二、廢井一あり。」と記してあって、須藤源次郎、村野安芸守、小沢孫七郎等が松田家に属し、代官としてこれを守っていた。



山北町向原から見た浜居場城山



深沢城の三日月堀

深沢城 静岡県御殿場市深沢  
松田康隆が城主であった城。

# 松田家の歴史

## 湯ノ沢城

神奈川県足柄上郡山北町中川。西丹沢山城群の一つ、甲斐武田氏の押さえとして築いた城。松田康隆が城主である。



湯ノ沢城の城山

## 津久井城

神奈川県津久井郡津久井町太井。

松田憲秀の娘婿内藤左近太夫が城主であった城。築城は鎌倉時代初期（1200年頃）三浦一族の津久井太郎次朗義胤により築かれた。甲斐武田氏との境界にあり、別名「筑井城」「根小屋城」とも言う。内藤綱秀の娘は津久井代官守屋佐太夫行重の室となった。



津久井城城山



南側登山道にある石碑

## 苺野丸山城

松田憲秀が築城した。南足柄市苺野岩の西南にある丸山は松田憲秀の本城であった。「新編相模風土記」の中に「村の西南丸山の頂を言う。高百間余、方十八間、廻りに空塹の跡あり、幅二間許り、相伝う、昔松田入道候楼を置し処と云う。」とある。足柄峠に登る古道の途中、足柄神社の向かい側の山頂に築城。狩川沿いの要塞の地で、足柄峠などへの間道を監視した。



曲輪跡



豎堀跡

# 松田家の歴史

## 山中城

静岡県三島市山中新田。日本100名城の一つである。  
 松田康長が城主であった城。北条氏康公により築城される。小田原の西の防衛を担う最重要拠点で、城は東海道を取り込む形で造られていた。  
 毎年5月の第三日曜日に「山中城まつり」が開催されている。



岱崎出丸の一の堀



障子堀



山中城祭り(作家伊東潤氏の熱演)



山中城祭り



# 松田家の歴史

## 戸倉城

静岡県駿東郡清水町下徳倉。笠原新次郎政堯が城主であった、戸倉城は北条氏綱公が築城した。1568年～1571年にかけて武田信玄と北条氏はこの戸倉城で戦った。又、1580年武田勝頼は沼津三枚橋城に本拠を置いて戸倉城を攻撃した。北条方の城主笠原新次郎政堯はよく城を守ったが、1581年武田方に寝返って城は武田方のものとなった。1582年武田氏の滅亡と共に戸倉城は再び北条氏のものとなった。笠原新次郎政堯は伊豆一国と武田勝頼の婿にするという条件で1581年に武田勝頼に寝返ったが、1581年といえは武田家が滅亡する前年で、既に武田家は落ち目になっていた。なぜそんな状態の武田家に笠原新次郎政堯は寝返ったのであろうか。直木賞作家、NHK大河ドラマ「天と地と」の原作者、小説家新田次郎氏は小説「武田勝頼」の中で、「武田が滅んだ後、織田、徳川は必ず関東に兵を進めてくるに違いない！そうさせない為にはなるべく武田を長持ちさせることだ！従って北条氏政と松田憲秀は徳川を抑制する為に伊豆地方を武田に寝返りさせようと考えていた」のであり、笠原新次郎政堯が武田に降ったのは北条氏政の命によるものと信じていると記載している。又、笠原政堯が三島市の蔵六寺の僧になって1679年迄生きていた説があるが、政堯反逆説も豊臣秀吉の流した戦略的流言であり、政堯は氏政公により密かに逃がされていた可能性も出てくる。またこれが真実だとすれば反逆者政堯は北条家にとって忠義の臣であった事になる。この事は今後の調査に任せたいと思う。



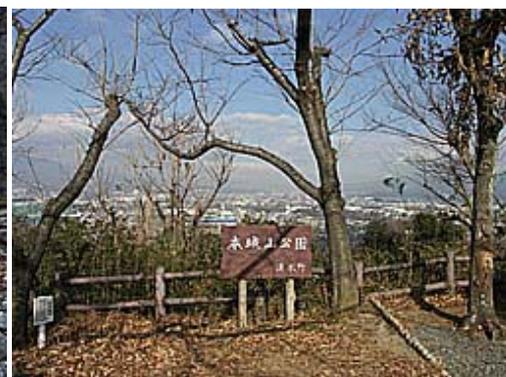
狩野川の左の山が戸倉城跡



戸倉城跡から見た狩野川



本城登り口



戸倉城跡

# 松田家の歴史

## 松田家と寺院

紅葉山（広養山）龍泉寺（曹洞宗）

神奈川県津久井郡青野原。龍泉寺は1471年松田頼秀が開基となっており、頼秀の墓と位牌、鞍と鐙、「松田左衛門尉頼秀遺状」（写）が保存してある。



華嚴山松石寺（曹洞宗）

神奈川県厚木市上荻野 4226。松田家分家一族の墓所、墓石群がある。憲秀の父の弟康定の子、松田助六郎康長の領地であったので、この寺を氏寺としていた。



室生山般若院（真言宗）

神奈川県山北町岸 1640。松田憲秀の祈願所、憲秀は寺領五貫文を寄附している。河村氏の菩提寺でもある。



# 松田家の歴史

上開山極楽寺（臨濟宗） 神奈川県南足柄郡荻野 782。

松田憲秀を中興開基としており、憲秀の二十五回忌の追福のために建立した供養塔がある。



玉峯山長泉院（曹洞宗）

神奈川県南足柄市塚原 4440。大森家の菩提寺であったが、松田憲秀が保護を加えた寺院。憲秀が山林伐採禁制を命じた制札状と板屋窪一貫五百文を寺に寄附した朱印状二点がある。憲秀が小田原戦役開始直前の天正 18 年 1 月 26 日と 3 月 20 日に出した直秀証文（憲秀証文）という二通もあり、憲秀花押文書の現存するのは当寺だけである。



松栄寺（真言宗智山派）

埼玉県北葛飾郡杉戸町椿 291

埼玉松田家開基寺。松田寺の末寺。

松田寺（真言宗智山派）

埼玉県北葛飾郡杉戸町佐左衛門 1294。

松田左京亮康吉を祖とする松田佐左衛門信光の開基寺。



松田寺



埼玉松田家墓石群

# 松田家の歴史

東月山普光院宗閑寺（浄土宗）

静岡県三島市山中新田。山中城の三の丸跡にあり、松田兵衛太夫重長（康長）の墓がある。山中城合戦では山中城城主松田康長、副将間宮康俊、豊臣方重臣一柳直末等敵味方合わせて 8000 人～10000 人が討ち死にした。山中城副将間宮康俊の娘、於久は当時関東一の美女と噂されていた。暫くして於久は徳川家康に召し出され、家康の側室となり、四女松姫を儲けた。於久は幕府に宗閑寺建立を願っていたが 1618 年に駿府城で病没。於久と特に親交のあった了的上人（芝増上寺十四世上人）が宗閑寺開山の労をとり 1620 年に双方の武将達の菩提を弔う為山中城三の丸跡に宗閑寺を建立した。明治時代になり、一柳直末の子孫が宗閑寺を再興し、朽ちかけていた敵味方双方の墓を分け隔てなく整備し直した。



宗閑寺



松田康長の墓石

本照山法光寺（日蓮宗）

石川県金沢市寺町 5-3-10

1581 年(天正 9 年)越中に創建、1597 年（慶長 2 年）金沢に移る。

1623 年(元和 9 年)に失火消失。有賀松田家の菩提寺で、墓石群がある。



法光寺



有賀松田家の墓石群

# 松田家の歴史

## 興富山本因寺 (法華宗)

石川県金沢市寺町5-2-15

1615年(元和元年)に創建。建物は本堂、庫裏、山門。建物は江戸中期に建てられた。本因寺門前には金沢市の立てた北条家重臣の子孫松田家の墓所を示す立て札がある。松田家本家、分家の菩提寺で、84名が眠っており、両家の墓石群がある。又、本堂の奥には松田家の仏壇が安置されている。



# 松田家の歴史

## 松田家関係古文書

- (4) 天文十二年(1543)九月吉日 松田六郎左衛門尉外一名、寺山清三郎に六所神社の鑰取免として山下郷寺山の田畠を寄進する

松田六郎左衛門尉等連署状写

山下郷寺山之内、田壺段(反)・同」畠小、国荷(府)六所為鑰取免令寄」進候、但自此田之内十歩之年貢」可出者也、仍如件、

天文十二卯九月吉日 松田六郎左衛門尉(花押影)  
中村小四郎(花押影)

寺山清三郎殿

国立公文書館内閣文庫所蔵 相州文所収  
洵綾部万田村出縄主水所蔵

(読み下し)

山下郷(平塚市山下)寺山の内、田壺反・同畠小(中世の田畠一反は三六〇歩であり、それを大・中・小と三段階に小割りしていた。大は二四〇歩、中は一八〇歩、小は一二〇歩である)、国府六所(大磯町国肝本郷にある六所神社)鑰(かぎ)取免として寄進せしめ候。但し、此の田の内より十歩の年貢出すべきもの也。仍(よっ)て件(くだん)の如し。

天文十二年九月吉日 松田六郎左衛門尉(花押影)  
中村小四郎(花押影)

寺山清三郎殿

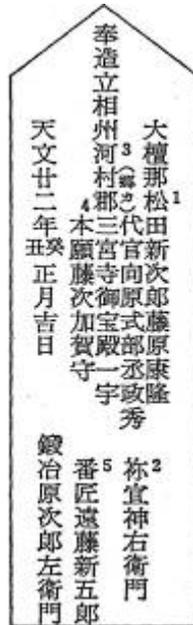
解説

六所神社を管理していた寺山清三郎に対して、松田六郎左衛門尉と中村小四郎が連名で、山下郷寺山の一部を寄進したものである。松田六郎左衛門尉は他の文書にその名が見られないが、『寛政重修諸家譜』によれば、松田康長の弟康江の子定勝より、定平、貞次、貞長と続く松田家の一流が、通称「六郎左衛門」を名乗っている。あるいは彼らが松田六郎左衛門尉の系譜を引く者であろうか。

# 松田家の歴史

- (6) 天文二十二年一月吉日河村郷三宮寺が造立され、棟札に「大檀那松田新次郎藤原康隆」と書かれる

三宮寺棟札写



新編相模国風土記稿所収  
足柄上郡湯触村熊野神社末社所蔵

## 解説

この棟札（むなふだ）は、足柄上郡湯触村（山北町湯触）熊野社の末社に置かれていたものである。河村郷（足柄上郡山北町全域）を支配していた**松田新次郎**が、河村郷三宮寺御宝殿造立の施主となっている。『新編相模国風土記稿』足柄上郡湯触村の項には、「熊野社末社 佐護神 岩屋の内にあり、社内に天文廿二年、天正十六年の棟札二枚あり」と記載され、この棟札の外に、天正十六年一月二六日付の「大檀那北条左衛門介殿氏忠」と書かれた三宮寺棟札写も載せられている。

# 松田家の歴史

## (9) 永禄二年(1559)二月 北条氏、所領役帳を作成する

北条氏所領役帳 (松田氏関係部分抜粋)

### 一 松田左馬助

千貳百七拾七貫七百廿文 西郡 荻野庄

此内

千貫文 従前々致来知行役辻

残而

貳百七拾七貫七百廿文 自昔除役間、於自今以後も可為其分者也

此外

百五拾貫文 入間川卯検地辻

此内

七十五貫文 当年改而被仰付半役

合千七拾五貫文 知行役辻

此外

六拾一貫三百四十文 飯田岡孫太郎分

但散田之内富永与兩代官二而給田同意候間、無役、

廿三貫七百五十文 飯田富永知行内より出、

右同理

廿五貫三百文 東郡 恩馬

少地二付而無役

五拾貫文 武州 関戸之内

於御代官所内被下間、知行役除之、

百貫文 筑前

百八拾貫文 笠間此内 五十三貫文 因幡

卅貫文ハ彼地水干損地故、年貢無之由、尾張守申候、

是ハ左馬助致代官兩人二御蔵出同前被下付而無役、

合千七百六拾八貫百十文 但人数着到・出錢者如高辻、

此外荻野庄段錢卅貫文納之外被下、

此外、酉歳千貫文被下地、四百貫文日懸谷、卅五貫

文横手廿貫文謁(羯)鼓船、廿貫文大屋沢 廿五貫文盧

荻庭、以上五百貫文三田谷、此外五百貫文松山筋、

### 一 松田筑前守

六拾二貫六百六十一文 下小坂卯検地辻

役御免奏者宗甫

買得 四拾貫三百五十文 元酒井中務知行 勝之高野村

酒井ニ如被下、諸役御免御判形被下、

以上百三貫拾一文

# 松田家の歴史

一 松田因幡

百三貫九百七十一文 西郡壬子検地辻 今井郷半分  
知行役御免、出銭者半役、有御印判、  
以上

一 大野跡、今者松田兵部丞  
同

八拾六貫八百五十八文 今井郷半分  
自前々五十貫役到来 者(着)到・出銭者可懸本途、  
(中 略)

一 松田新次郎

貳百拾九貫十五文 西郡 川村  
拾四貫五百八十文 西郡 松田西分  
五拾六貫五十三文 同 東大友  
以上貳百八拾九貫六百五十文

此内

貳百五十貫文 自前々致来、  
残而

卅九貫六百五十文 除役  
以上  
(中 略)

一 松田助六郎

買得 百七拾七貫貳百七十一文 中郡荻野郷元田中知行  
此内百十四貫百五十一文 壬寅検地増分  
同 百貫文 豆州牧郷半分元蜷川知行  
六十貫三百六十文 東郡台之村元松石齋知行

出銭・大普請可申付、御判形有之、  
以上三百卅七貫六首卅一文

此内

貳百廿三貫三百六十文 従前々致来、  
残而

百拾四貫貳百六十八文 但荻野壬寅増分、役重而惣検地上改可被仰付  
此外

十五貫六百廿二文 三嶋宰相給  
除役

百五拾貫 三浦 久里浜 正木知行  
彦九郎殿御知行、役帳二是非これを注すべし。

廿五貫文 豆州 仁田堀内分

以上百九拾貫六百廿二文

合五百三貫貳百五十三文

此外年期買之分

八十貫文 但戊午三月より六年記定、

# 松田家の歴史

七拾貫文 肥田  
百七十貫文 戊午三月より十式ヶ年記定、  
九拾九貫八百文 多古分  
以上百六拾九貫八百文 自前々致来、  
(中 略)

右、当方諸侍知行役不分明間、  
此度遂糾明、於御眼前被定畢、  
後日可為本帳状如件、

永禄弐年己未二月十二。奉行 太田豊後守  
関 兵部丞  
**松田筑前守**  
筆者 安藤豊前守

(今井家文書 『平塚市史』 1 資料編古代・中世)

(読み下し)

## 一 松田左馬助(松田憲秀)

千弐百七拾七貫七百廿文 西郡((にしごおり)足柄上・下両郡の総称)  
苺野庄((かりののしょう)南足柄市全域と山北町・  
開成町・箱根町の一部)

此の内

千貫文 前々より致し来る知行役の辻(合計)

残りて

弐百七拾七貫七百廿文 昔より除役の間、自今以後に於いても其の分たるべきもの也。

此の外

百五拾貫文 入間川(埼玉県狭山市入間川一帯)卯の検地(1555年に  
北条氏によって行われた検地)の辻

此の内

七十五貫文 当年改めて半役仰せ付けらる。

合わせて千七拾五貫文 知行役の辻

此の外

六拾一貫三百四十文 飯田岡(小田原市飯田岡)孫太郎分

但し、散田の内富永と両代官にて給田同意し候間、  
無役。

廿三貫七百五十文 飯田富永知行の内より出す。

右同理(ことわり)

廿五貫三百文 東郡(鎌倉・高座の二郡と愛甲・津久井郡の一部)  
恩馬(海老名市の本郷上河内・中河内・杉久保一帯)

少地に付いて無役。

五拾貫文 武州関戸(東京都多摩市関戸)の内

御代官所の内にて於て下さるる間、知行役これを除く。

百八拾貫文 笠間(横浜市戸塚区笠間町)此の内 百貫文筑前五拾貫文因幡

# 松田家の歴史

卅貫文は彼の地水干の損地(洪水や日照りにより被害を受けた田畠)故、年貢これなき由、尾張守(松田盛秀)申し候。是は左馬助代官致し、兩人に御蔵出(北条氏の直轄領より収納された穀物の中から家臣に給付される蔵米)同前に下さるるについて無役。

合わせて千七百六拾八貫百十文 但し人数着到(軍役の人数)・出銭(北条氏の命により家臣が上納する銭貨のこと)は高辻の如し。

此の外、苧野庄段銭卅貫文、納の外に下さる。

此の外、西歳千貫文の地を下さる。四百貫文日懸谷((ひかけだに)埼玉県飯能市赤沢・中藤・原市場あたり)、卅五貫文横手(埼玉県日高町横手)、廿貫文羯鼓船((かつこぶね)埼玉県飯能市平戸)、廿貫文大屋沢(埼玉県日高町大谷沢・下大谷沢)、廿五貫文蘆苧庭(埼玉県飯能市芦刈場)、以上五首貫文三田谷((みただに)高麗川と入間川の間に広がる地域一帯)、此の外五百貫文松山筋(埼玉県東松山市周辺)。

## 一 松田筑前守

六拾二貫六百六十一文 下小坂(埼玉県川越市下小坂)、卯の検地の辻  
役は御免、奏者(北条氏当主に諸事を取り次ぐ者。又はその役職)宗甫  
買得(買い取ること) 四十貫三百五十文 勝(すぐろ(埼玉県坂戸市東部付近))の内高  
野村 元は酒井中務知行  
酒井に下さるる如く、諸役御免の御判形下さる。  
以上百三貫拾一文

## 一 松田因幡

百三貫九百七十一文 西郡壬子の検地(1552年の検地)の辻 今井郷半分  
知行役は御免、出銭は半役、御印判あり  
以上

## 一 大野跡、今は松田兵部丞

同  
八拾六貫八百五十八文 今井郷半分(小田原市寿町を中心した地域)  
前々より五十貫役到来 着到・出銭は本途(本年貢)に懸くべし。

(中 略)

## 一 松田新次郎(松田康隆)

式百拾九貫十五文 西郡川村(足柄上郡山北町山北・岸・向原一帯の古称)  
拾四貫五百八十文 西郡松田西分(松田町庶子辺り)  
五拾六貫五十三文 同 東大友(小田原市東大友)  
以上式百八拾九貫六百五十文  
此の内  
式百五十貫文 前々より致し来る。  
残りて  
卅九貫六百五十文 除役  
以上

# 松田家の歴史

(中 略)

一

## 松田助六郎(松田康長)

買得 百七拾七貫貳百七十一文 中郡(洵綾・大住両郡と愛甲郡の一部。現在の平塚・伊勢原・厚木・秦野(東部)の各市と大磯町・二宮町・愛川町・清川村がその範囲にふくまれる。)荻野郷(厚木市荻野)、元は田中知行

此の内百十四貫百五十一文 壬寅の検地(1542年の検地)増分

同 百貫文 豆州牧郷(静岡県修善寺町牧ノ郷)半分、元は蜷川知行

同 六十貫三百六十文 東郡台之村(鎌倉市台)、元松石斎知行

出銭・大普請申し付くべし。御判形これあり。

以上三百卅七貫六百卅一文

此の内

貳百廿三貫三百六十文 前々より致し来る。

残りて

百十四貫貳百六十八文

但し、荻野壬寅の増分、役は重ねて惣検地の上改めて仰せ付けらるべし。

此の外

十五貫六百廿二文 三嶋宰相給

除役

百五十貫 三浦九里浜(横須賀市久里浜) 正木知行

彦九郎殿(北条為昌)御知行、役帳に是非これを注すべし。

廿五貫文 豆州仁田堀之内分(静岡県函南町仁田)

以上百九拾貫六百廿三文

合わせて五百三貫貳百五十三文

此の外年期買(一定の年期を限って買得すること)の分八十貫文 但し戊午三月より六年定め記す。

七拾貫文 肥田(静岡県函南町肥田)

百七十貫文 戊午(1558年)三月より十式ヶ年定め記す。

九拾九貫八百文 多古分(小田原市多古)。

以上百六拾九貫八百文 前々より致し来る。

(中 略)

右、当方の諸侍の知行役不分明の間、此の度糾明を遂げ、御眼前に於て定められ畢んぬ。後日の本帳たるべきの状、件の如し。

永禄貳年己未二月十二。

奉行 太田豊後守

関 兵部丞

**松田筑前守**

筆者 安藤豊前守

# 松田家の歴史

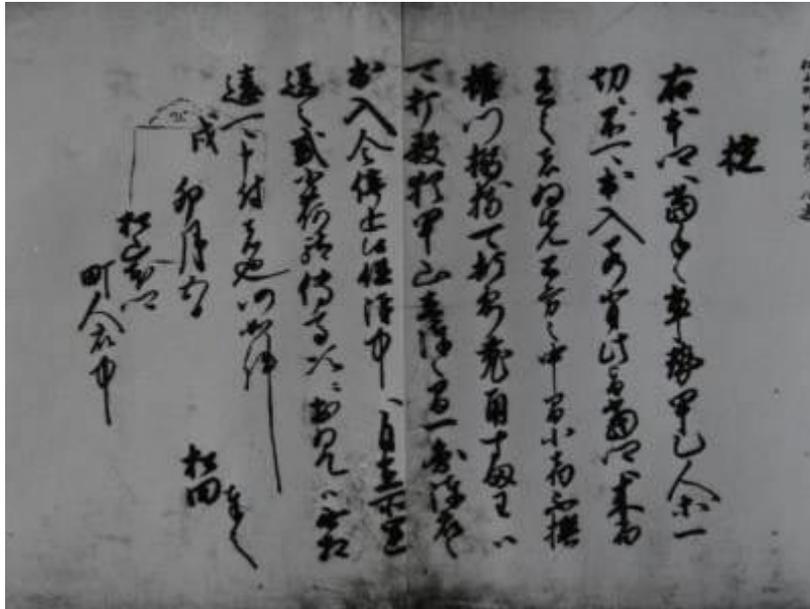
## 解説

北条氏は家臣に対して軍役や普請役などを賦課するために、それぞれの家臣の所領高を記した「北条氏所領役帳」を作成した。その中に松田家の名が六名見える。小田原衆の筆頭に記載されている**松田左馬助(憲秀)**は総所領高2798貫110文で、北条氏家臣の中では最高位を占めている。その内、西部荻野庄は南足柄市を中心とした地域であり、左馬助の所領のおよそ半分に当たる。また日懸谷から蘆荻庭までは埼玉県飯能町や日高町に所在する地名で、合わせ五百貫文の所領高となっている

他に左馬助の所領として、北条氏直轄領の代官給として与えられた小田原飯田岡や東京都多摩市関戸などがある。

**松田新次郎(康隆)**は足柄上郡山北町に所領の大半を有しているが、松田家の名字の地である同郡松田町や東大友にも所領がある。

**松田助六郎(康長)**は、厚木市荻野や静岡県修善寺町牧ノ郷・横須賀市久里浜・小田原市多古などに主な所領を所持しているが、買い取りも多くみられる。



(10) 永禄五年(1562)四月五日 北条氏、松山本郷の町人衆に掟書を発す  
北条氏掟書写

掟

右、本郷へ当手之輩(軍)勢甲乙人等、一」不可出入、若背此旨、当郷へ来者」有之者、為先公方之中間・小者、不撰」権門禰捕、可披露、兎角すまわハ」可打殺、猶甲山在陣之間、一円陣衆之」出入令停止候、但陣中へ自在所運」送之、或小荷駄・伝馬次ニおいてハ、無相」達可申付着也、仍如件、

戊

卯月五日(虎朱印影)

奉之

松田

松山本郷

町人衆中

国立公文書館内閣文庫所蔵 武州  
文書所収 比企郡松山町案助所蔵

# 松田家の歴史

(読み下し)

掟

右、本郷(埼玉県東松山市)へ当手の軍勢甲乙人(一般の人々)等、一切に出入りすべからず。もし此の旨に背き、当郷へ来る者これあらば、公方の中間・小者を先として、権門を撰ばず摘め捕り、披露すべし。兎角すまわば打ち殺すべし。猶甲山(かぶとやま)在陣の間、一円に陣衆の出入りを停止(ちょうじ)せしめ候。但し陣中へ在所より運送の、或いは小荷駄・伝馬継ぎにおいては、相違なく申し付くべきもの也。仍て件の如し。

戊(いぬ)

卯月五日(虎朱印影)

これを奉る(うけたまわる)

松田

松山本郷

町人衆中

## 解説

現在の埼玉県東松山市埼玉県吉見町の松山城は戦略上の重要地点に位置するため、北条氏と上杉謙信等の間で幾度か争奪戦が繰り返された。この文書の出された永禄五年四月頃は、松山城に近い本郷も北条氏の支配下にあったものと考えられる。北条氏は将兵の本郷への出入りを禁止する掟書を当郷町人衆に下し、住民の不安を取り除き、宿場の機能維持を図ろうとしたのであろう。永禄六年二月には、上杉憲勝が守備する松山城を北条氏が武田信玄の援助を得て攻め落としている。

## (11) 永禄十年九月一日(1567)北条氏、妙泉寺住僧の久留里陣功績を賞し朱印状を与える

北条氏朱印状写

今度久留里陣ノ往復一廻、無相違御馳走、御祝着ノ旨、被仰出候、為其推(押)印判進者也、仍如件、

(永禄十年)

丁卯

奉

九月朔日

松田

御朱印

妙泉寺

(小田原編年録付録四所収)

(読み下し)

今度久留里陣の往復一廻り相違なく御馳走(走り回る)、御祝着の旨、仰せ出され候。其のためまい印判を押し進らすもの也。仍て件の如し。

丁卯(ひのとう) 九月朔日(ついたち)

御朱印

奉る(うけたまわる)

妙泉寺

松田

# 松田家の歴史

## 解説

永禄十年八月、三船山（千葉県君津市の南部）で、北条氏と里見氏との合戦が行われた。その戦いに勝利した里見義弘は上総の旧領を取り戻すが、翌九月初旬においても、久留里近辺では依然として北条・里見両氏の対陣が続いていたと思われる。北条氏が妙泉寺に対して朱印状を与えたのは、妙泉寺住僧が久留里の陣中において奔走したからであろう。ただし、この文書はなお検討を要す。妙泉寺は千葉県木更津市其里谷に所在する曹洞宗の寺院。

## (12) 永禄二年(1568)十一月十日 苧野庄屋賀村の白旗大明神が再建され、棟札に「地頭左馬助殿」と書かれる

白旗神社棟乱写

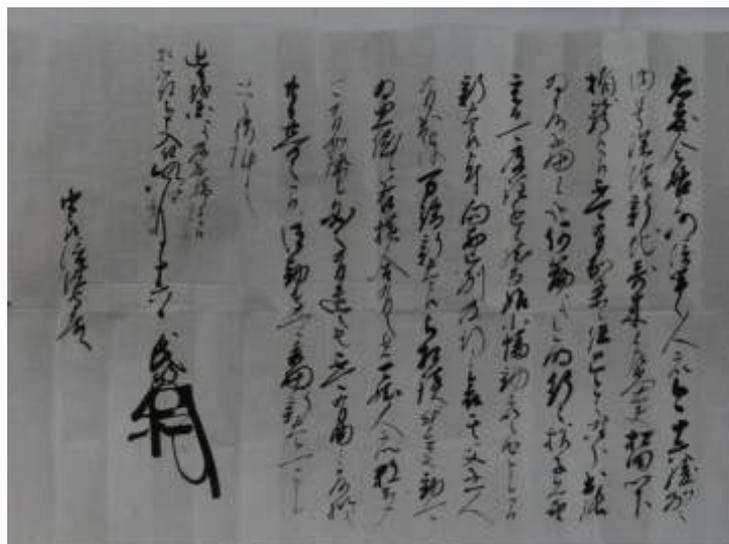
大工次郎左衛門  
地頭左馬助殿 本願禰宜四郎左衛門  
鍛冶次郎左衛門  
以奉造立相州西郡苧野庄屋賀村郷白旗大明神御宝殿一字  
十方諸檀那  
遷宮道(導)師成就院  
永禄十一年十一月十日

(新編相模国風土記稿所収 足柄上郡谷ヶ村白旗神社所蔵)

## 解説

苧野庄屋賀村郷の白旗大明神が再建された時の棟札写である。当地の領主は松田家であったため、棟札には「地頭左馬助殿」と書かれている。左馬助とは松田憲秀と思われる。苧野庄の領主であった松田家の当主に当る人物は、初め官途名（かんとめい）を左馬助、後に受領名（ずりょうめい）尾張守を名乗っている。「己巳（永禄十二年）霜月廿四日付 山口郷左衛門尉宛松田憲秀判物」によると松田家では永禄十二年に代替わりがあったものと思われ、この時期に憲秀は左馬助から尾張守に名乗りを変えたものと推察される。屋賀村は山北町谷ヶ。白旗大明神は谷ヶ集落の西方、山手にある神社をいう。『新編相模国風土記稿』谷ヶ村の項には、「白旗社は村の鎮守、祭神磐樟根尊、相殿に面足尊、日本武尊、矢倉明神、箱根権現の四座を祀る」と記されている。成就院は山北町山北にある古義真言宗の寺院。

# 松田家の歴史



- (13) 永禄十二年六月十六日 北条氏政、由良成繁に書状を發し、武田信玄が北条綱成・松田憲秀らの守備する深沢城へ攻め寄せたことを報じる

## 北条氏政書状

急度令啓候、仍信・甲之人衆、今十六(十六日)駿州之」内号深沢新地寄来候、左衛門大夫・松田以下」精楯籠候間、不可有別条候、但只今之時分出張」為如何子細候哉、何篇ニも今明行之様子見届、」重而可及註進候、然而始小古幡動衆之由申候間、」新太郎申付、向西上州及行候、哀其父子一人」有出陣、万端新太郎被相談二付而者、動可」為思儘候、若横合有之者、可然人衆数多」可有加勢候、必々有遅々者、不可有曲候、如何様にも、」廿日、廿一日之間二御動專一候、委細新太郎可申候、」恐々謹言、」追而、越国へも及飛脚候間、」相心得被申入、任入候、以上、

(永禄十二年)

六月十六日

氏政 (花押)

由良信濃守殿

(米沢市教育委員会所蔵 上杉文書)

(読み下し)

急度啓せしめ候。仍て信・甲の大衆、今十六駿州の内深沢と号す新地へ寄せ来り候。左衛門大夫(鎌倉市城廻の玉繩城主北条綱成)・松田以下楯籠り候間、別条あるべからず候。但し、只今の時分の出張、如何なる子細たるに候哉。何篇にも今明の行(てだて)の様子を見届け、重ねて注進に及ぶべく候。然れども小幡をはじめ衆を動かすの由申し候間、新太郎(埼玉県寄居町の鉢形城主北条氏邦)に申し付け、西上州に向かい行に及び候。哀れ其の父子一人出陣あり、万端新太郎に相談せらるに付いては動思いの儘たるべく候。もし横合これあらば、然るべき大衆数多加勢あるべく候。必々遅々あらば、曲あるべからず候。如何様にも、廿日、廿一日の間に御動專一に候。委細新太郎申すべく候。恐々謹言。

# 松田家の歴史

追て、越国へも飛脚に及び候間、相心得申し入れられ任せ入り候。以上。

(永禄十二年)

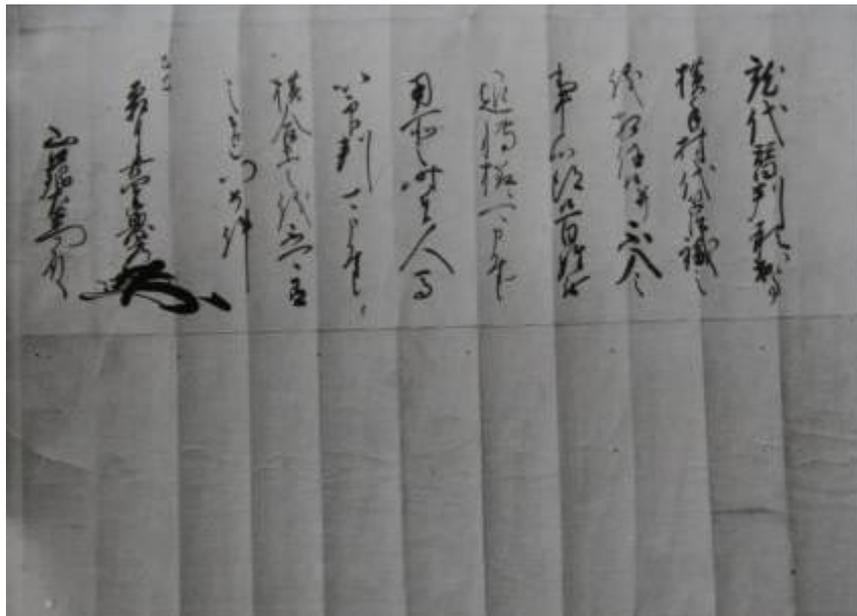
六月十六日

氏政 (花押)

由良信濃守殿 (群馬県太田市の金川城主由良成繁)

## 解説

永禄11年(1568)12月、武田信玄は駿府(静岡県静岡市)に乱入今川氏真を懸川城(静岡県掛川市)に追って今川氏を事実上滅亡させた。それに伴って北条・武田・今川の三国同盟は崩壊し、北条氏と武田氏は敵対関係に入った。その現れとして、先ず両者は翌12年1月に駿河国薩垂埴山(静岡県清水市・由井町)に対陣し、四月までの長陣に及んだ。その後、武田信玄は一旦甲斐へ陣を退いたものの、六月になると再び駿河に侵入し、北条氏の兵が守備する駿東郡深沢城へと攻め寄せて来た。この間、北条氏は上杉謙信と越楯同盟を結び、謙信の力をもって武田氏に対する抑止力にしようとした。当文書は、北条氏政がその頃の状況を友好関係にあった由良成繁に報じたものだが、氏政はその中で、深沢城には北条綱成と松田憲秀が龍城しているので城を落とされる心配はないと述べている。



- (14) 永禄十二年(1569)十一月二十四日 松田憲秀、山口郷左衛門尉を横手村の代官に任じる

松田憲秀判物 (折紙)

就代替判形出候事、」横手村代管職之」儀相任候、井不入之」事心得候、百姓無」退転様二可申付候、」用所之時者、人馬」以印判可申付候、」横合等之儀、不可有之者也、仍如件、

(永禄一二年)

己巳

霜月廿四日

# 松田家の歴史

山口郷左衛門尉殿

憲秀（花押）

（大江洋一氏所蔵文書）

（読み下し）

代替わりに就いて判形出し候事。横手村（埼玉県日高町横手）代官職の儀相任せ候。ならびに不入の事心得候。百姓退転なき様に申し付くべく候。用所の時は、人馬印判を以て申し付くべく候。横合等の儀、これあるべからざるもの也。仍て件の如し。

己巳（つちのとみ）

霜月廿四日

山口郷左衛門尉殿

憲秀（花押）

解説

当文書の干支年「己巳」は、**松田憲秀**の在世時期から、永禄十二年（1569）に特定できる。この年に、松田家は**盛秀**から憲秀に代替わりしたものである。**松田憲秀**は、私領横手村の代官に在地の土豪山口郷左衛門尉を任命した。

## （15） 元亀四年十月二日 武田氏、松田左衛門尉に殖田新次郎が所有する家屋敷・被官等の支配を命じる

武田氏朱印状

殖田新次郎駿州之家屋敷・被官等、被相改可有支配之由、被仰出候者也、仍如件

元亀四癸酉

跡部大炊助奉之

拾月二廿（龍朱印）

松田左衛門尉殿

静岡県史料所収 駿東郡旧  
西井出村民久左衛門文書

（読み下し）

殖田新次郎駿州の家屋敷被官等、相改められ支配あるべきの由仰せ出され候もの也。仍て件の如し。

跡部大炊助（あとべおおいのすけ）これを奉る

元亀四癸酉（みずのととり）

拾月二廿（龍朱印）

松田左衛門尉殿

解説

武田氏が松田左衛門尉に、殖田新次郎の駿河国の家屋敷・被官等を調査し、支配するように命じたものである。跡部大炊助は武田氏の重臣。松田左衛門尉に就いては不詳であるが、**松田家**の一族であろう。

# 松田家の歴史



松田憲秀制札

- (16) 天正三年(1575)二月二十一日松田憲秀、長泉院へ山中の松木伐採禁止の制札を下す

## 松田憲秀制札写

### 制札

右、犬峠長泉院前後左右共ニ、山中江」出入之「節」木草取、本道計上下可通、就」中、小松・大松共二枝木之一本二而も切者有」之者、為重科間、見合ニ可行其」罪二候、以此旨、寺中麓乏者共ニ、堅可」被仰付条如件、

亥

二月廿一日

「尾張守憲秀」

松田（花押影）

長泉院

国立公文書館内閣文庫所蔵 相州文

書所収 足柄上郡塚原村長泉院所蔵

(読み下し)

右、犬峠(南足柄市塚原字板屋窪近く)の長泉院前後左右共に、山中へ出入りの節の木草取り、本道計り上下通すべし。就中(なかんずく)、小松・大松共に枝木の一本にても切る者これあらば、重科たるの間、見合いにその罪に行うべく候。この旨を以て、寺中麓の者共に、堅く仰せ付けらるべきの条件(くだん)の如し。

亥(い(天正3年))

二月廿一日

「尾張守憲秀」

長泉院

松田（花押影）

## 解説

松田憲秀が、長泉院の領有する山林での松木伐採を厳しく規制したものである。「北条氏所領役帳」に記載されているように、長泉院は松田家の所領蒨野庄内に属していたため憲秀によって制札が下されたものと見られる。

# 松田家の歴史

(18) 天正五年(1577)十月二十四日 松田憲秀、北条氏政より戦闘で功を成した者の取扱いについて指示を受ける

北条氏政(カ)書状案写

城内江入者兩人、酒井足輕討摘之、」酒井足輕打捕之、明鏡候、一段感悦不少候、」唯今酒井所江直二可申遣候得共、就出」城、可為取籠候間、晩景待入上、可申」遣候、先其分可被心得候、高名之者」候得者、召出、感愍状被遣候、以上、

天正五年  
十月廿四日

(差出人欠)

松田殿

(国立公文書館内閣文庫所蔵 古文書十一所収)

(読み下し)

城内へ入る者兩人、酒井の足輕これを討ち捕り、酒井稼(かせぎ)の程、明鏡に候。一段と感悦少なからず候。唯今酒井の所へ直ちに申し遣わすべく候え共、出城に就いて、取り籠みたるべく候間、晩景待ち入る上、申し遣わすべく候。先ず其の分心得らるべく候。高名の者候えば、召し出し、感愍((かんびん)痛み感じる)の状を遣わされ候。以上。

天正五年  
十月廿四日

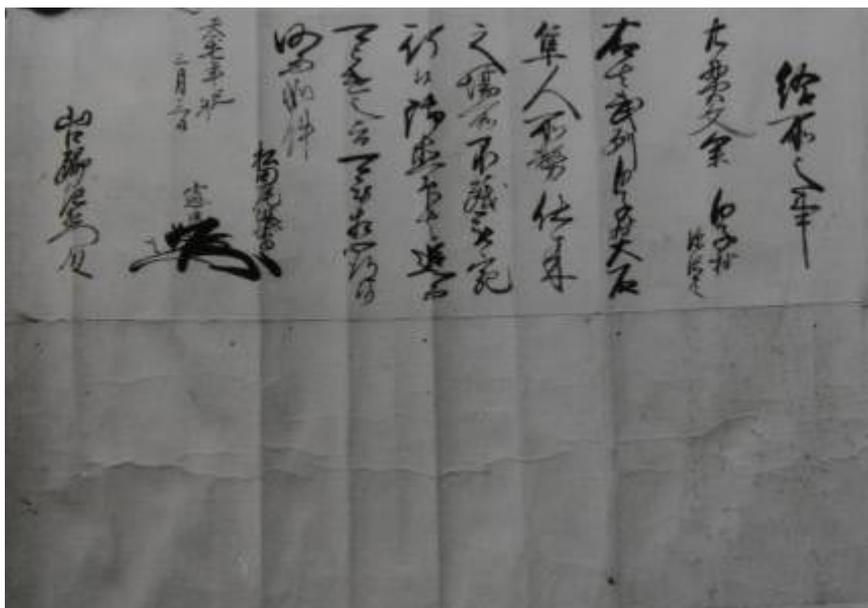
(差出人欠)

松田殿

解説

下総の酒井氏は千葉氏の一族原氏に従い、長享二年(1488)に畠山重康を追って上総国土気(とけ)城主となり、以来勢力を保持していた。しかし、天文七年(1538)の第一次国府台(こうのだい)合戦や、永禄七年の第二次国府台合戦で北条氏と戦い、里見氏等と共に敗北すると、永禄10年には北条氏に属するようになった。当文書は、敵対を続ける里見氏の属城を北条氏が攻略した時、常総方面で重要な役割を果たしていた**松田憲秀**に対して、北条氏政が戦功を成した者の取扱い方について指示を与えたものである。

## 松田家の歴史



- (19) 天正七年(1579)三月三日 松田憲秀、山口郷左衛門に白子村二十貫文の知行地を宛行う

松田憲秀判物 (折紙)

給所之事

廿貫文余 白子村

右者、武州白子村深沢共大石」隼人所務仕来」之場所、不残被宛」  
行候、御直印者、迫而」可被遺之旨、可被相心得候、」  
仍而如件、

天正七年己卯 松田尾張守

三月三日

憲秀 (花押)

山口郷左衛門殿

(大江洋一氏所蔵文書)

(読み下し)

始所の事

廿貫文余 白子村深沢共 (埼玉県飯能市白子)

右は、武州白子村大石隼人所務仕り来るの場所、残らず  
宛行われ候。御直印は、追って遣わさるべきの旨、相心  
得らるべく候。仍て件の如し。

天正七年己卯(つちのとう) 松田尾張守

三月三日

憲秀 (花押)

山口郷左衛門殿

解説

永禄二年作成の「北条氏所領役帳」には、**松田憲秀**は三田谷で五500貫文の知行を持つと記載されているが、三田谷は埼玉県飯能市を貫流する入間川の上流部にあたる。当文書に記された白子は三田谷の中にあり、横手と隣接している。**松田憲秀**は横手村代官の山口郷左衛門に対して、もと大有隼人が有していた白子村20貫文の地を与えた。そして、後日それを追記する北条氏の虎朱印状が発せられると述べている。

## 松田家の歴史



- (20) 天正七年(1579)三月四日松田憲秀、長泉院へ板屋ヶ窪一貫五百文の地を寄進する

松田氏朱印状（折紙）

板屋ヶ窪一貫五〇〇文」之所、従丙寅之歳寄」進申候、新林之儀者、百姓」申所有之間、寺家へ預」申候、彼林一本も被為せん」間数候去、他所勢之者」可承虜、所用之時者、印判を」可進置者也、仍如件、

卯三月四日

長泉院

侍者中

憲秀 印

(印文未詳円形朱印)

(長泉院所蔵文事)

(読み下し)

板屋ヶ窪(南足柄市塚原字板屋窪)一貫五百文(畠換算で約一町歩)の所、丙寅(ひのえとら)歳より寄進申し候。新林の儀は、百姓申す所これある間、寺家へ預け申し候。彼の林一本も剪らせらるまじく候とも、他所のこれを剪る者承るべく候。所用の時は、印判を進らせ置くべきもの也。仍て件の如し。

卯三月四日

長泉院

侍者中

憲秀 印

(印文未詳円形朱印)

解説

市域の大半に私領を有する松田家が長泉院に対して当寺院周辺の「壹貫五百文」に値する土地を安堵（領主が土地の所有を承認すること）したものである。この土地は、丙寅之歳(永禄九年・1566)に既に松田家が長泉院に寄進しており、当文書は以前より寺領として認めていた土地を、引き続いて承認したものである。さらに、「新林」については、伐採の必要があれば印判をもって許可する旨を述べている。

# 松田家の歴史

(21) 天正七年(1579)十二月十日北条氏、下総白井より高野山へ向かう僧に対して通行許可の朱印状を与える

北条氏朱印状写  
自下総白井、「高野山へ登僧并」代物拾貫文、御分」国  
中無相違可」通之旨、被仰出者也、「仍如件、

卯

十二月十日 虎朱印影

奉

松田左馬助

御分国

役所中

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 高野山西門院文書)

(読み下し)

下総白井(千葉県佐倉市白井)より、高野山へ登る僧ならびに代物(銭)拾貫文、御分国(北条氏の領国)中相違なく通すべきの旨、仰せ出さるるもの也。仍て件の如し(よってくだんのごとし)。

卯(う)

十二月十日 虎朱印影

奉(うけたまわる)

松田左馬助(松田直秀)

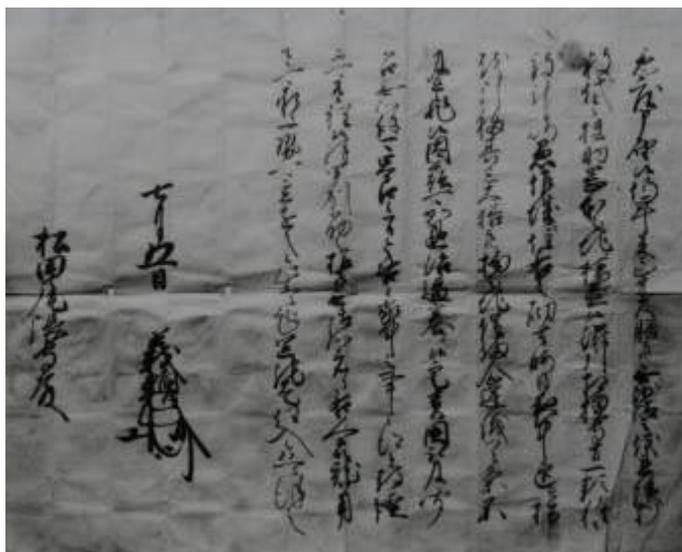
御分国

役所中

解説

下総国白井は、北条氏と友好関係にあった原氏の城下である。その地の僧が高野山へ向かうにあたり、北条氏が分国中所々に設けられていた関所の関銭(通行料)を免除するために与えた朱印状である。

# 松田家の歴史



- (22) 天正八年(1580)七月五日 里見義頼、松田憲秀に書状を送り、正木大膳亮らの反逆を伝える

## 里見義頼書状

急度申届候、仍年来正木大膳亮無沙汰之儀連続、剩」数代令扶助、岡本之地二指置候渋川相模守方一類種々」致計略、愚佐城二住居之砌、去晦日夜中、迎を指」越引移、其上大膳亮拘之地催備、企逆儀候条、不」及是非候、因茲可加退治逼塞二候、定貴国被及聞」召、無心許可思召候間、令啓候、家中之事候得者、静謐」不可有程候、殊甲州筋之様子、無御心元(許)候、若人衆就御用」者可承候、一勢可立進之候、此等之趣宜馳走任入候、恐々謹言、

(天正八年)

七月五日

義頼 (花押)

松田尾張守殿

(稲子正治氏所蔵文書)

(読み下し)

急度申し届け候。仍て年来正木大膳亮無沙汰の儀連続、剩え(あまつさえ)数代扶助せしめ、岡本の地に指し置き候渋川相模守方一類種々計略致し、愚佐城に住居の砌、去る晦日の夜中、迎えを指し越し引き移り、其の上大膳亮拘えの地に備えを催し、逆儀を企て候条、是非に及ばず候。茲に因って退治を加うべく逼塞(ひつそく)に候。定めて貴国聞し召し及ばれ、心許なく思し召すべく候間、啓せしめ候。家中の事に候えば、静謐(せいひつ)程あるべからず候。殊に甲州筋の様子御心許なく候。もし人衆御用に就いては承るべく候。一勢これを立て進ずべく候。此れらの趣宜しく馳走任せ入り候。恐々謹言。

天正八年

七月五日

義頼 (花押) (里見義頼)

松田尾張守殿

# 松田家の歴史

## 解説

天正六年(1578)、里見義弘が死去すると、その弟の義頼が家督を継いだ。義頼は義弘の存命中に安房国を治めていたが、二人は対立関係にあったらしく、「妙本尊自我書状」には「佐貫ノ義弘、虎(寅)ノとし五月廿日死去候、大酒故、蔵府(臟腑)やふれ候、存命時よりあハ(安房)トあひたあしく候故、焼香にもあハより不被参候(-中略-) あハノぬしをハ、義よりと申候」と記されている。義弘には実子の梅王丸(母は古河公方足利氏の娘)があり、義弘の後継者としての地位を叔父の義頼と争うことになった。義頼は里見氏当主としての立場を確立するため、梅王丸の籠る佐貫城を攻略し、これを捕らえて出家させたが、内乱は鎮まらず、引き続き正木憲時の反乱が起こった。この書状は、里見義頼が当時友好関係にあった北条氏の重臣**松田憲秀**に対して、この時の状況を伝えたも

のである里見義頼が内乱の鎮圧に腐心していた頃、北条氏も武田勝頼との対立を深めていた。北条・武田の両氏は、元龜二年(1571)十月の北条氏康死去後に再び同盟を結び、さらに天正五年には北条氏政の妹が武田勝頼に嫁し、両氏の間は親密さを増した。しかし、天正六年三月の上杉謙信の死に伴う「御館の乱」で、武田勝頼は上杉景勝を支援し、北条氏から謙信の養子となっていた景虎を死に追いやったため、北条・武田両氏の関係は急速に悪化した。天正七年の夏頃、勝頼は駿河国駿東郡へ南下し、沼津に城郭を築くなどして、北条氏の領土に対する軍事行動を開始した。それに対して、北条氏も駿・相国境に位置する足柄城の普請強化を図るなど、武田氏の侵攻に対処している。文中で里見義頼は、北条氏より加勢の要請があればいつでも応じると述べている。

## (23) 天正九年(1581)五月三日 北条氏政(カ)、羈郡讓原で戦功を立てた来住野善二郎に感状を与える

北条氏政(カ)感状写

御書出

右、今度檜原衆、羈郡讓原へ相動処、抽」粉骨走廻、敵一人」討捕候、神妙之至候、」仍被成御感状旨、被」迎出者也、仍如件、

(天正九年)

辛巳 (印文未詳印影)

五月三日

奉

松田四郎右衛門尉

来住野善二郎殿

国立公文書館内閣文庫所蔵 武州文書所収 多摩郡戸倉村来住野徳兵衛所蔵

(読み下し)

御書出

右、今度檜原衆(東京都檜原村に存在した武士集団)、讓原(山梨県上の原町桐原)へ相動く処、粉骨を抽じ(ぬきんじ)走り廻り、敵一人討ち捕り候。神妙の至に候。仍て御感状を成さるる旨、仰せ出さるるもの也。仍て件の如し。

# 松田家の歴史

(天正九年)

辛巳(かのとみ) (印文未詳印影)

五月三日

奉る

松田四郎右衛門尉

来住野善二郎殿

解説

武蔵国多摩郡檜原を拠点とする檜原衆(東京都檜原村に存在した武士集団)が、国境を越えて甲斐国羈郡(山梨県北都留郡上野原町桐原)で戦功を成したことに對する北条氏政の感状と見られる。**松田四郎右衛門尉**は松田康郷の子で、後に大石憲重の養子(大石秀信)となり松田源七郎松庵(大石定基の養子)と共に北条氏照(八王子城主)の補佐をした。



北条氏掟書写

(24) 天正九年(1581)六月十九日 北条氏、浜居場城の掟を定める

北条氏掟書写

はまいは掟

- 一 城より西之方へ一切人不可出、仮初二も草木」不可取草木をハ於東之方可取、松田代」指置間、自然番衆無用之所にて、草木取候者、」則小田原へ馳来、可披露候事、」
- 一 人馬之糞水、毎日城外へ取出、いかにも綺麗ニ」可致、但城一遠矢之内二不可置、遠所へ可捨事、」
- 一 当番之者城外へ出事、一切令停止候、鹿・狸類之」者取与号、山中へ分入事、努不可有之、」自脇聞届候者、彼山へ入、手可切頸候、又於物頭も」可為重科候事、」
- 一 昼夜矢倉二人を付置、自然欠落類之者見出、」搦捕而来者者、不撰侍・凡下、可為忠節候事、」
- 一 夜中之用心委遣念、いかにも厳密二可致之事、」右、定所如件、

(天正九年)

辛巳

(虎朱印影)

# 松田家の歴史

六月十九日

番衆中

松田代

須藤源二郎

村野安芸守 此内一人つゝ可有之、

小沢孫七郎

国立公文書館内閣文庫所蔵 相州文

書所収 足柄上郡内山村籐八郎所蔵

(読み下し)

はまいはおきて

浜居場掟(浜居場城を守備する城兵に対して北条氏より下された掟書)

- 一 城より西の方へ一切人を出すべからず。仮初にも草木を取るべからず。草木をば東の方に於て取るべし。**松田代**を指し置く間、自然(万一)番衆無用の所にて、草木を取り候わば、則ち小田原へ馳せ来り、披露すべく候事。
- 一 人馬の糞水、毎月城外へ取り出し、いかにも綺麗に致すべし。但し城一遠矢(約110m)の内に置くべからず。遠所へ捨つべき事。
- 一 当番の者城外へ出る事、一切停止せしめ候。鹿・狸の類のものを取ると号し、山中へ分け入る事、努(ゆめゆめ)これあるべからず。脇より聞き届け候わば、彼の山へ入り、手頸を切るべく候。又物頭に於ても重科たるべく候事。
- 一、 昼夜矢倉に人を付け置き、自然欠落(かけおち)の類の者を見し、搦め捕りて来る者は、侍・凡下を撰ばず、忠節たるべく候事。
- 一、 夜中の用心に念を遣い、いかにも厳密にこれを致すべき事。右、定むる所件の如し。

(天正九年)

辛巳

(虎朱印影)

六月十九日

番衆中

**松田代**

須藤源二郎

村野安芸守 此の内一人ずつこれあるべし

小沢孫七郎

解説

浜居場掟は市内内山の浜居場城を守備する城兵に対して北条氏より下された掟書である。浜居場城は足柄城の北東三3.5キロメートル、標高700メートルの城山(しろやま)山頂に築かれた城である。当城は足柄城砦群の中の一つで、尾根道の監視と、足柄城から小田原城へ情報を伝達する城として立地上優れていたため、北条氏から非常に重要視されていた。

天正九年(1581)は、敵対していた武田勝頼の軍勢が北条氏の領国へ積極的な軍事行動を仕掛けた時期に当り、足柄山地一帯は極度の緊迫した状況下に置かれていた。浜居場城掟書の条文には、敵が攻撃を加える可能性の高い西方に対して特に警戒を強めていたらしく、この方面への人の出入りを厳しく取り締まる条項が第一条に明記されている。そして他の条項では、人馬の糞尿の

## 松田家の歴史

処理を命じたり、また当番の城兵が持ち場を離れることを禁止し、逃亡者の逮捕を命じ、矢倉に昼夜城兵を配置して警戒に当るように指示するなど、城の管理及び警備に関する規定が詳細に書かれている。このような足柄山地の城砦は、尾根道あるいは沢筋の道伝いに、北条氏の領国である相模国へ侵入しようとする、不審な者の通行を厳重に監視する場として機能していたのである。浜居場城は内山の居住区からの此高が550メートル程の山地に位置しているため、廃城後は畑地以外に利用された形跡がみられない。地表の観察によっても、本城曲輪やその西及び北綾部に残存する土塁、本城曲輪を取り巻く空堀、そして二カ所の櫓台など、現在でも遺構を明瞭に認めることができる。また、『新編相模国風土記稿』足柄上郡内山村の項には城の概略が次のように記載されている。「浜居場城跡 西方の山上にあり、字城山と唱ふ、矢倉沢村に接して、彼村の地域も少しく掛れり、東西北の三方に堀跡あり、長東西の二方四十間、北方廿四間、南方は圻岨地なり、構内に広凡二段八畝許、櫓跡二、廃井一あり、今総て陸田を開けり」。これらの記述は、現状遺構とほぼ一致している。南足柄市教育委員会では、平成二年八月から九月にかけて浜居場城跡の発掘調査を実施したが、宝永四年（1707）の富士山噴火の火山灰で覆われた地表下約1.5メートルのところに、本状曲輪を取り巻く空堀が一部検出された。それは堅牢な関東ローム層を掘り込んだ幅10メートル程の原形を残した堀であった。また本城曲輪西縁の土塁についても・廃城後110年余経過した段階で、地層の断面に現れた噴火時の軽石層により、約0.5メートルの高さがあったことが認められた。文中の松田代とは、松田家から浜居場城の管理を委ねられた者。また、小沢孫七郎は北条氏が滅んだ後は内山に土着し、その子孫は江戸時代に内山村で代々名主役を世襲した。

### (25) 天正九年(1581)十月四日 北条氏、酒井伯耆守に船二艘分の諸役を 免除する

北条氏朱印状（カ）案写

従下総相州江為運送船式艘、小弓・」下曾俄野二掛置  
由、海上諸役一切」不可有之候、為先此印判可往行、  
若」横合等有之者、可遂披露者也、仍」如件、

天正九年辛巳十月四日 奉之  
酒井伯耆守殿 松田

(読み下し) (国立公文書館内閣文書所蔵 古文書十一所収)

下総(千葉県北部と茨城県西部)より相州へ運送のため船式艘、小弓(千葉県千葉市甫生実町)・下曾俄野(千葉市蘇我町)に掛け置く由、海上の諸役一暫しれあるべからず候。此の印判を先として往行すべし。もし横合等これあらば、披露(上の者に報告する)を遂ぐべきもの也。仇て件の如し。

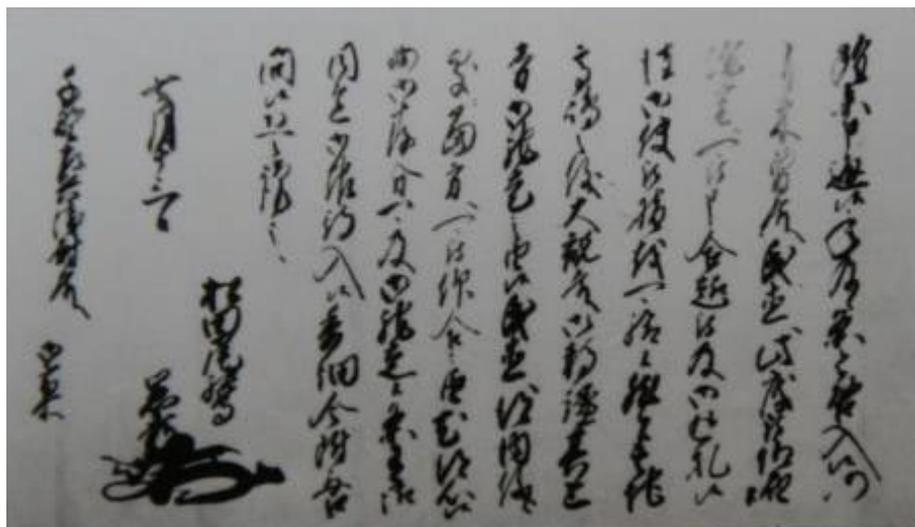
天正九年辛巳(かのとみ)十月四日 これを奉る  
松田

酒井伯耆守殿(ほうきのかみ)(土気城(千葉市土気町)の城主・酒井康治)

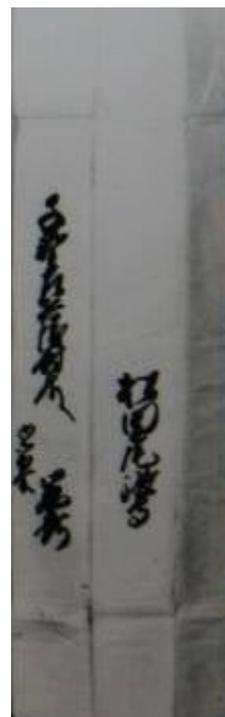
解説

北条氏が酒井康治に対して、小弓・下曾俄野の海辺より相模国へ物資を海上輸送する船二艘分の諸役を免除したものである。北条氏は、通航については諸役免除の印判状(虎朱印状カ)を提示して往行するよう命じている。

# 松田家の歴史



松田憲秀書状 (クテ17. 〇 c m x 29. 0 c m)



- (28) 天正十年(1582)七月十三日 松田憲秀、諏訪氏の重臣千野左兵衛尉に書状を送り信濃統治について協力を求める

松田憲秀書状

(懸紙上書き)

「千野左兵衛尉殿御宿所 松田尾張守 憲秀」

雖未申通候、承及候条、令啓入候、仍」自木曾殿氏直へ此度被仰届候、」深重二可被申合趣、被及御返札候、」彼御使被指越可給候、然者、其地」高嶋之儀、大祝殿御静謐、其上」旁御馳走之由候、氏直へ得内儀候」処二、当方へ可被仰合之由、尤得心候、」如御存分可及御馳走候条、有御」同意、御報待入候、委細令附与口」間候、恐々謹言、

(天正十年)

松田尾張守

七月十三日

憲秀 (花押)

千野左兵衛尉殿

御宿所

(千野厚氏所蔵文書)

(読み下し)

未(いま)だ申し通わず候と雖も、承り及び候条、啓し入らしめ候。仍て木曾殿(長野県木曾福島町、福島城主、木曾義昌)より氏直へ此の度仰せ届けられ候。深重に申し合わせらるべき趣、御返札に及ばれ候。彼の御使指し越され給うべく候。然れば、其の地高嶋(長野県諏訪市一帯)の儀、大祝(おおはふり)殿(諏訪頼忠)御静謐(せいひつ)、其の上旁(かたがた)御馳走の由に候。氏直へ内儀を得候処に、当方へ仰せ合わせらるべきの由、尤も得心候。御存分の如く御馳走に及ぶべく候条、御同意あり、御報待入り候。委細口問に付与せしめ候。恐々謹言。

# 松田家の歴史

(天正十年)  
七月十三日

松田尾張守  
憲秀 (花押)

千野左兵衛尉殿 (諏訪氏重臣千野昌房)  
御宿所

## 解説

天正十年六月に、織田信長が本能寺で明智光秀に討たれると、甲斐国と信濃国は争乱の地と化し、北条氏直と徳川家康の両者がその領有をめぐって激しく対立した。北条氏直は信濃国を獲得するために在地の諸勢力を糾合すべく、**松田憲秀**を使者として諏訪頼忠の重臣千野左兵衛尉(諏訪氏の重臣、千野昌房)との接触を図った。

## (29) 天正十年(1582)七月二十三日 松田憲秀、山口郷左衛門父子の上州前橋の合戦における勲功を賞し、奈良沢郷二〇〇貫文を宛行う

松田氏朱印状 (カ) 写  
定

- 一 此度、滝川左近将監与於上州前橋合戦之刻、父子先登進敵と戦、大勢を追崩、殊に首取事、無比類働、一人当千也、此度勲賞、相州愛甲郡於奈良沢郷、貳百貫文之所宛行者也、依如件、

天正十年壬午七月廿三日

発仙奉之

山口郷左衛門殿

同 弥太郎殿

新編武蔵風土記稿所収  
高麗郡旧家者半之丞所蔵

(読み下し)

定む

- 一、 此の度、滝川左近将監と上州前橋に於て合戦の刻(きざみ)、父子先登(せんと)に進みて敵と戦い、大勢を追崩し、殊に首を 取る事、比類なき働き、一人当千也。此の度の勲裳、相州愛甲郡奈良沢郷(厚木市七沢)に於て、貳百貫文の所宛行うもの也。よって件の如し。

天正十年壬午(みずのえうま)七月廿三日 発仙これを奉る

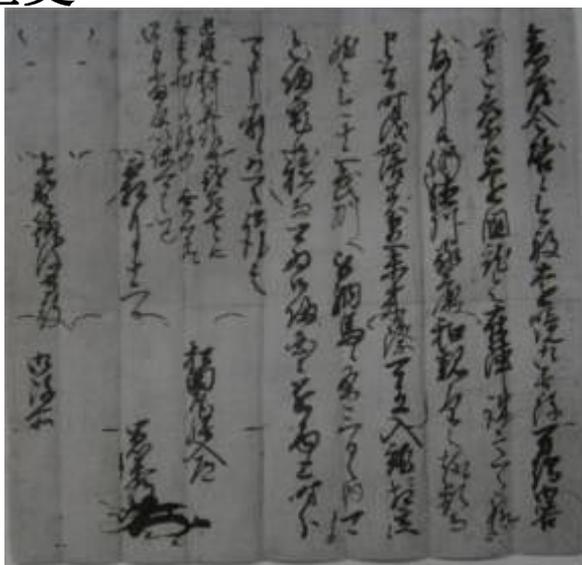
山口郷左衛門殿 (山口若狭守重明)

同 弥太郎殿 (山口重久)

## 解説

天正十年(1582)六月の北条氏と滝川一益との合戦で、勲功のあった山口郷左衛門・弥太郎父子に対して、**松田憲秀**が奈良沢郷(厚木市七沢)200貫文の地を与えた時の朱印状の写であるが、文言等に検討を要する文層である。なお、『新編相模国風土記稿』愛甲郡卷之五には、「朱印アリ、按ズルニ北条氏ノ印ニアラズ、上杉ノ朱印ナルベシ」と記載されているが、奉者の発仙は他の松田文書にもみられることから、当文書の朱印は**松田家**のものと見なすべきであろう。発仙は松田家の家臣。

# 松田家の歴史



- (30) 天正十年(1582)十一月十二日 松田憲秀、里見氏の家臣  
上野筑後守に書状を送り、北条・徳川両氏の和睦を伝える

## 松田憲秀書状 (豎切紙)

急度令啓候、今般遠境御長陣、万端御苦」 勞令察候、遠  
国就令在陣、疎意之様ニ」 存計候、仍徳川家康和親望之  
趣、頻而」 申候間、時儀落着、尽未来際可有入魂ニ相定  
候、」 然者今十二武州へ被納馬候条、三日之内可」 令帰  
宅候、臆而可為御帰国候、遂面上時分」 可申承候、恐々  
謹言、」

追啓、松川美作守致死去候由、」

無是非候、御陣中無御心元候」 間、

自小田原以使可申候、以上、

(天正十年)

松田尾張入道

霜月十二日

憲秀 (花押)

上野筑後守殿

御陣所

(高橋義隆氏所蔵文書)

(読み下し)

急度啓せしめ候、今般は遠境に御長陣、万端御苦勞察せしめ候。遠国に  
在陣せしむるに就いて、疎意の様に存ずる計りに候。仍て徳川家康和親を  
望むの趣、しきりに申し候間、時儀落着し、尽未来際(未来永遠)入魂(とり  
わけ親密)あるべくに相定まり候。然れば今十二武州へ馬を納められ候の条、  
面上(面会)を遂ぐる時分申し承るべく候。恐々謹言。追啓、松川美作守死去  
致し候由、是非なく候。御陣中御心元なく候間、小田原より使を以て申すべく候。  
以上。

(天正十年)

松田尾張入道

霜月十二日

憲秀 (花押) 霜月

上野筑後守殿(里見氏の家臣)

御陣所

# 松田家の歴史

## 解説

天正10年6月に織田信長が明智光秀に討たれると、府中（山梨県甲府市）にいた信長の部将河尻秀隆も暴徒に襲われ殺害された。北条氏と徳川家康は無主となった甲斐国の領有をめぐり争奪戦を繰り広げるが、両者は同年8月12日に御坂峠（山梨県御坂町）近辺で合戦するなど、対立は長期に及んだ。しかし、10月29日に和議が成立し、それぞれ陣を引くこととなった。当文書は**松田憲秀**が北条氏の援軍として里見義頼より御坂城に派遣されていた上野筑後守に、北条・徳川両氏の和睦に伴って、まもなく帰国となることを知らせたものである。

## (31) 天正十一年四月二十日 北条氏、下総白井より高野山へ向かう僧二十二人に対して、関銭免除の朱印状を与える

北条氏朱印状写

自下総白井、「高野山へ登僧」上下式拾式人、「荷物式駄、乗懸」馬壹疋、御分国「中無相違可」通之旨、被仰出者」也、仍如件、

(天正十一年)



(虎朱印影)

奉之  
松田尾張守

御分国  
役所中

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 高野山西門院文書)

(読み下し)

下総白井より、高野山へ登る僧上下式拾式人、荷物式駄、乗懸馬((のりかけうま)背の両側に荷物を付け、人も乗せた駄馬)壹疋、御分國中相違なく通すべきの旨、仰せ出さるるもの也。仍て件の如し。

(天正十一年)



(虎朱印影)

これを奉る  
松田尾張守

御分国  
役所中

## 解説

北条氏が下総白井より高野山へ向かう僧22人に対して北条氏の分國中に設けられた関所の関銭免除を許可した朱印状である。先の文書と比べて記述内容が詳しく、22人の僧は荷駄を二つと、乗懸馬一疋を連れて旅をしたものと思われる。

# 松田家の歴史

(31) 天正十一年四月二十日 北条氏、下総白井より高野山へ向かう僧  
二十二人に対して、関銭免除の朱印状を与える

北条氏朱印状写

自下総白井、「高野山へ登僧」上下式拾貳人、「荷物式  
駄、乗懸」馬壹疋、御分国「中無相違可」通之旨、被仰  
出者」也、仍如件、

(天正十一年)



(虎朱印影)

奉之  
松田尾張守

御分国  
役所中

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 高野山西門院文書)

(読み下し)

下総白井より、高野山へ登る僧上下式拾貳人、荷物式駄、  
乗懸馬((のりかけうま)背の両側に荷物を付け、人も乗せた駄馬)壹疋、御分  
國中相違なく通すべきの旨、仰せ出さ  
るるもの也。仍て件の如し。

(天正十一年)



(虎朱印影)

これを奉る  
松田尾張守

御分国  
役所中

解説

北条氏が下総白井より高野山へ向かう僧22人に対して北条氏の分國中  
に設けられた関所の関銭免除を許可した朱印状である。先の文書と比べて  
記述内容が詳しく、22人の僧は荷駄を二つと、乗懸馬一疋を連れて旅をし  
たものと思われる。

# 松田家の歴史

(32) 天正十二年(1584)十月六日 北条氏、松田肥後守に対し、私領における旧来の諸役負担を命じると共に、新儀の役賦課の禁止を指示する

北条氏朱印状写

私領稲毛郡之内」駒林之村、自前々」致来諸役之儀者、」  
無相違可勤之、」其外無虎御印判」新儀之役命停」止畢、  
若横合」非分於申懸族者、」可遂披露者也、仍」如件、  
(天正十二年)

甲申

十月六日 (虎朱印影)

奉之  
海保

松田肥後守殿

国立公文書館内閣文庫所蔵 武州文書所収 橘樹郡駒林村林平所蔵文書

(読み下し)

私領稲毛郡(稲毛郡は橘樹郡のことで、戦国期には潮田・河崎郷・深大寺を指して武州稲毛郡と云われた)の内、駒林(横浜市港北区日吉本町)の村、前々より致し来る諸役の儀は、相違なくこれを勤むべし。其の外、虎の御印判なき新儀の役停止せしめ畢んぬ(おわんぬ)。もし横合非分(理に合わない)申し懸くる族(やから)に於ては、披露を遂ぐべきもの也。仍て件の如し。

(天正一二年)

甲申(きのえさる)

十月六日 (虎朱印影)

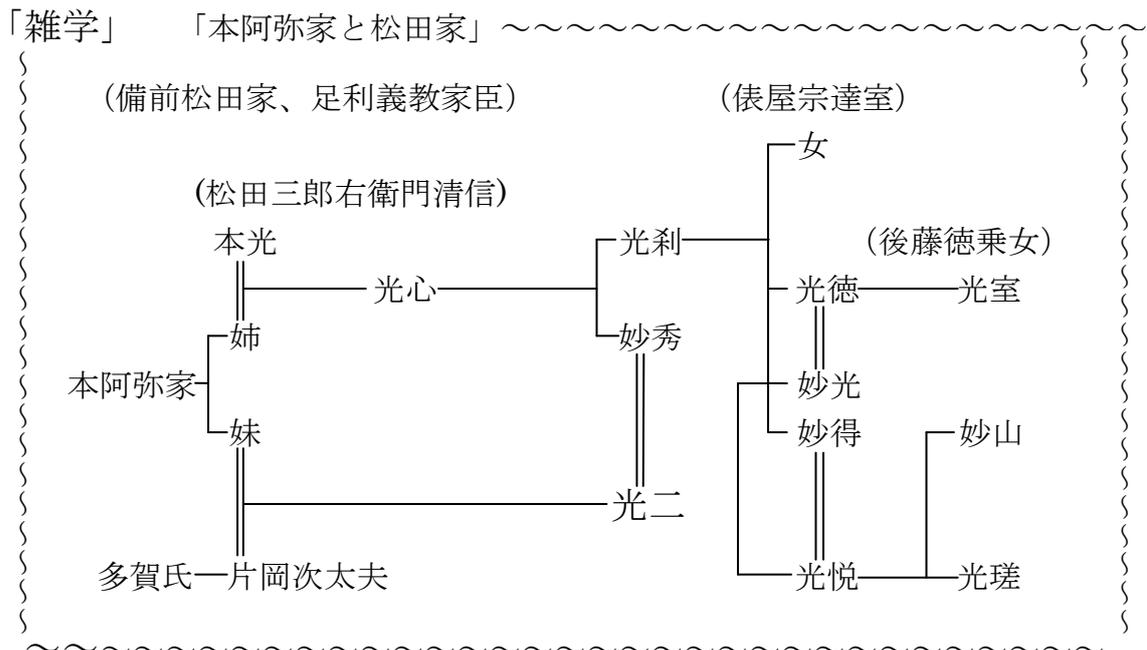
これを奉る

海保(北条氏の家臣)

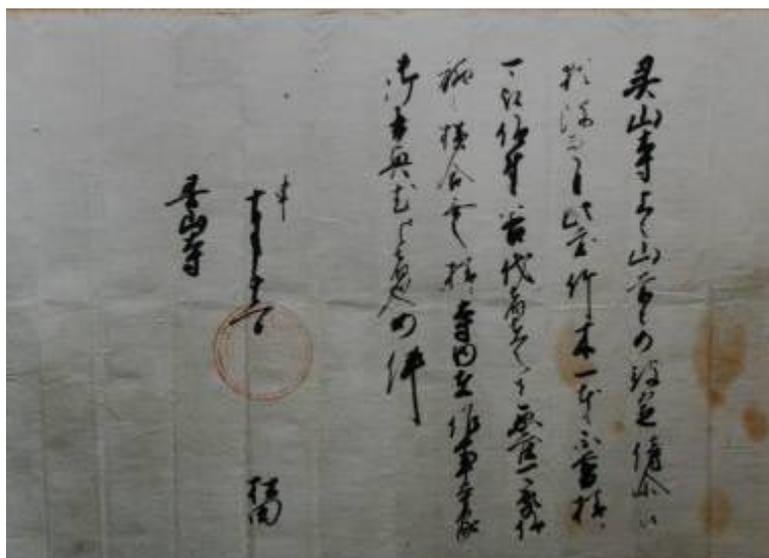
松田肥後守殿(松田康江)

解説

北条氏が、松田肥後守に対し、駒林村における諸役について指示を与えたものであり、「虎」の印判による以外の新親の役賦課を禁止している。



## 松田家の歴史



- (33) 天正十二年(1584)(カ)十月十二日 松田憲秀、靈山寺上山の境界を確認し、竹木伐採禁止の朱印状を与える

松田氏朱印状

靈山寺上之山、前々如被定傍(傍カ)示候、」猶改而自此度竹木一本も不剪様ニ」可被仰付候、若伐者在之者、急度可蒙仰、」聊も横合無之様ニ寺内在作事、寺家」御再興尤二候者也、如件、

(天正十二年カ)

申

十月十二日 (印文未詳円形朱印)

松田

靈山寺

(靈山寺所蔵文書)

(読み下し)

靈山寺((りょうぜんじ)静岡県沼津市本郷町にある曹洞宗の寺院)上の山、前々に傍示((ぼうじ)領地等の境界を示す為に、杭・石・札などを立てることを)を定めらるる如くに候。猶改めて此の度より、竹木一本も剪らざる様に仰せ付けらるべく候。もし伐る者これあらば、急度仰せを蒙(こうむ)るべし。

聊(いささ)かも横合これなき様に寺内の作事(家屋などを作る)ことあり、寺家御再興尤もに候もの也。件の如し。

申(さる)

十月十二日

松田

靈山寺

解説

松田憲秀が靈山寺山内に属する山林の境界を確認し、竹木の伐採を厳しく規制したものである。

# 松田家の歴史

(34) 天正十二年(1584)十二月十一日 北条氏、橋本外記に過銭の中より十二貫文を軍用費として与える

北条氏朱印状写

山角紀伊守・松田代」預り之過銭之内、」 拾貳貫文被下  
候、」請取、陣用意可」致之者也、仍件、  
(天正十二年)

甲申

十二月十一日

奉之

宗悦

橋本外記殿

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 六所文書)

(読み下し)

山角紀伊守(北条氏の家臣)・松田代(松田家の代官)預りの過銭切内、拾貳貫文下され候。請け取りて、陣の用意これを致すべきもの也。仍て件の如し。

(天正十二年)

甲申 (きのえさる)

十二月十一日

これを奉る

宗悦

橋本外記殿

げき

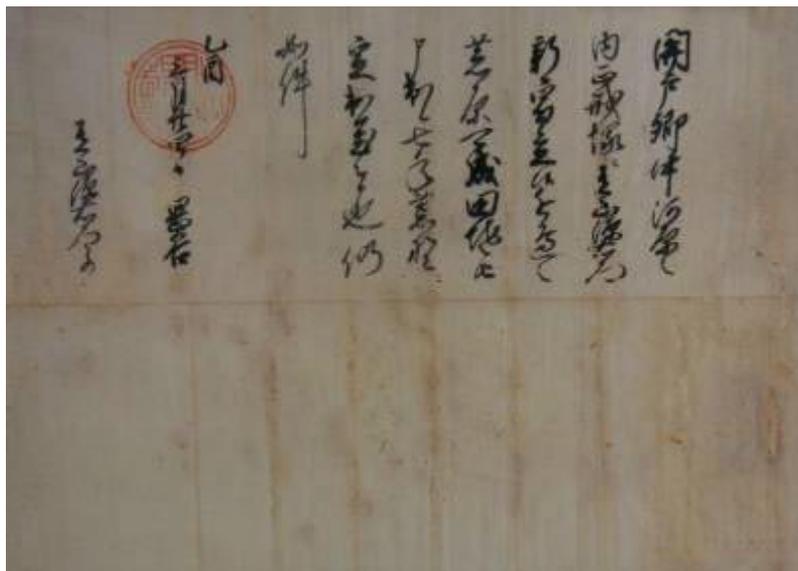
解説

北条氏が、山角紀伊守と松田家の代官に預けておいた過銭(罰金)の中から12貫文を軍用費として橋本外記に与えた時の朱印状である。

「雑学」~~~~~

|                |           |
|----------------|-----------|
| 「松田」の付く日本全国の地名 |           |
| 秋田県大森町松田       | 宮城県角田市松田  |
| 茨城県岩瀬町松田       | 栃木県足利市松田  |
| 栃木県喜連川町松田      | 栃木県那須町松田  |
| 群馬県吉井町松田       | 千葉県和田町松田  |
| 神奈川県松田町        | 新潟県寺泊町松田  |
| 福井県勝山市松田       | 岐阜県根尾町松田  |
| 愛知県立田町松田       | 兵庫県太子町松田  |
| 岡山県旭町松田        | 福岡県瀬高町松田  |
| 福岡県大任町松田       | 福岡県勝山町松田  |
| 熊本県田浦町松田       | 大分県犬飼町松田  |
| 宮崎県西都市松田       | 鹿児島県大隅町松田 |
| 沖縄県宜野座村松田      |           |

# 松田家の歴史



関戸文書（松田憲秀印判状）（多摩市教育委員会所蔵）

- (36) 天正十三年(1585)三月二十四日 松田憲秀、有山源有衛門の新宿開設を許可し、開発した土地の年貢を七カ年免除することを約す

松田氏朱印状（折紙）

関戸郷中河原之」内、正戒塚二有山源有右衛門」新宿立候、  
近辺之」荒原可成田地之由」申出候、七年荒野二」定出置者也、仍」如件、  
（天正十三年）

乙酉

（印文未詳円形朱印）

三月二十四日

松田憲秀朱印

岡谷

有山源有右衛門との

（杉田勇氏所蔵文書、現在多摩市教育委員会所蔵）

（読み下し）

関戸郷中河原の内、正戒塚に有山源右衛門新宿を立て候。近辺の荒原を田地に成すべきの由申し出で候。七年荒野（七年の間荒野とみなし、年貢を免除する）に定め、出し置くもの也。仍て件の如し（よってくだんのごとし）

（天正十三年）

乙酉（きのととり）

（印文未詳円形朱印）

三月二十四日

松田憲秀朱印

岡谷（松田家家臣、岡谷将監）

有山源有右衛門との

解説.

有山源右衛門が関戸郷中河原の正戒塚に新宿を設け、周辺の新田開発を申請したことに対して、田地を7年間荒野として非課税にする事を松田憲秀が許可したものである。松田憲秀は北条氏直轄領関戸の代官であったため、自家の家印を使用した。松田憲秀の家臣 岡谷将監によって出された松田憲秀の印判状である。

# 松田家の歴史

(37) 天正十三年(1585)八月三日 北条氏、松田家の代官に対して虎朱印状を發し、公用で上洛する石井ら五人に、宮城野湯の湯治を許可する旨を通達する

北条氏朱印状写

宮城野留守中雖留湯候、」石井京都江御用二付而、来」  
十日被為上候、煩為養生(生)彼者」上下五人、明日四日より八日まで、」五日之湯治不可有相違候、仍以御印」判被仰出候也、仍如件、

(天正十三年)

乙酉 (虎朱印影)

八月三日

奉之  
幸田

松田代

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 奥脇文書)

(読み下し)

宮城野(箱根町宮城野、小名木賀(きが)にある箱根七湯の一つ、木賀湯を指す)留守中は、留湯に候と雖も、石井京都へ御用に付いて、来る十日上らせられ候。煩い養生のため、彼の者上下五人明日四日より八日まで、五日の湯治相違あるべからず候。仍て御印判を以て仰せ出され候也。仍て件の如し。

(天正十三年)

乙酉(きのととり) (虎朱印影)

八月三日

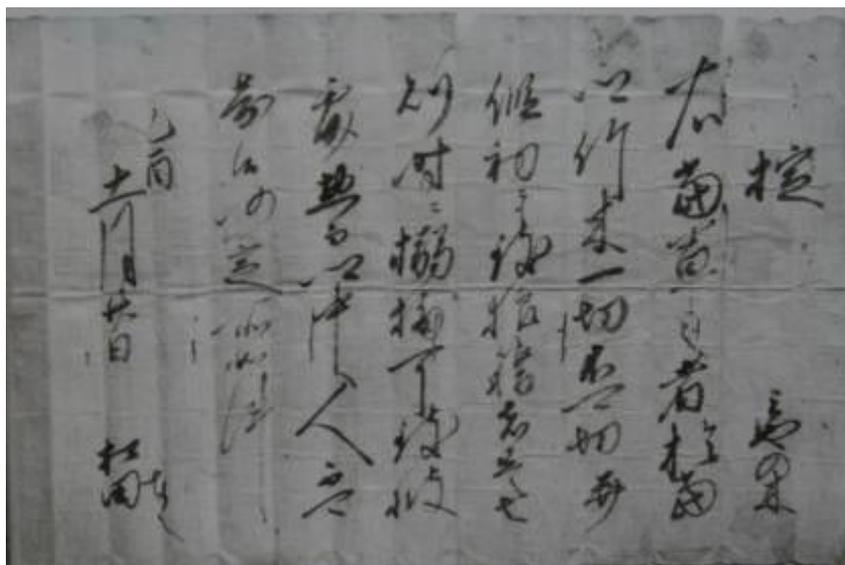
これを奉る  
幸田(北条氏の奉者)

松田代

解説

北条氏が留湯(北条氏の湯治場で、北条氏当主の留守中は他の者の使用が禁止されていたことを指すか)となっていた宮城野の温泉を、北条氏の使者として京都に派遣される石井をはじめとする五人の者に、養生のため特に使用を許可したものである。宛名が「松田代」となっていることから、当温泉は松田家の代官が管理していた。

# 松田家の歴史



(40) 天正十三年(1585)十一月二十日 北条氏、宮の木郷に掟書を下す

北条氏掟書

掟 ミヤの木

右、当軍之者、於当郷竹木一切不可切、并假初も致狼籍(論者有之者、)則時二擲捕、可致披露、惣而郷中へ人不可寄候、仍定所如件、

(天正十三年)

乙酉

十一月二十日 (虎朱印)

奉之

松田

(網野末彦氏所蔵文書)

(読み下し)

掟 宮の木

右、当軍の者、当郷に於て竹木一切切るべからず。ならびに假初にも狼籍致す者これあらば、即時に摘め捕り、披露致すべし。惣(すべて)じて郷中へ人寄るべからず候。仍て定むる所件の如し。

(天正十三年)

乙酉(きのととり)

十一月二十日 (虎朱印)

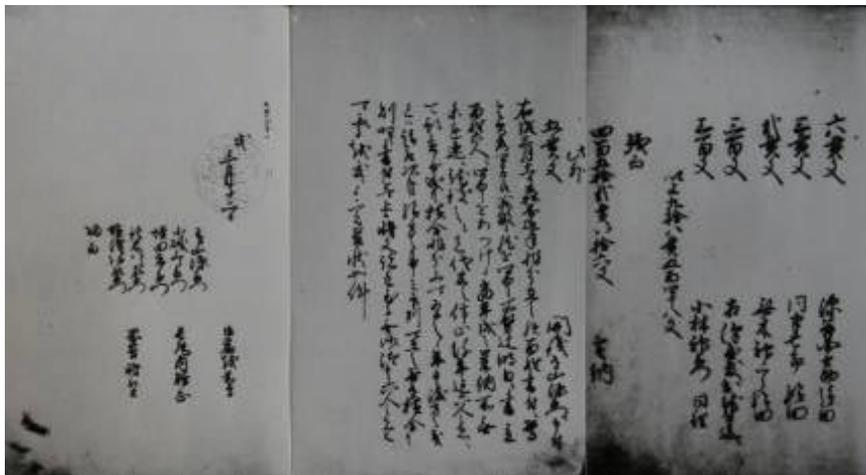
奉之

松田

# 松田家の歴史

## 解説

上野国への勢力拡大を画策する北条氏は、天正十三年に金山城（群馬県大田市）の城主由良国繁（ゆらくにしげ）を更迭し、家臣の宇津木下総守等に金山在城を命じて、新田金山領の支配を固めた。その後北条氏は、西上野へ軍を進めて諸将を降し、北条氏邦による箕輪城を中心とする支配と合わせて、上野の大半を制することになる。当文書は、この時期に北条氏の将兵が「宮の木」（群馬県宮城村）の郷民に対して、狼籍を働くことのないよう明記した掟書で、郷民側の要請によって北条氏より発せられたものである。「宮の木」郷は金山城の北西二五キロメートルにあり、また同日付で市野井（群馬県新田町）にも同文の掟書が出されていることから、これらの文書により、北条氏の天正十三年当時の上野における動向の一端をうかがうことができる。奉者の**松田家**はこの時、戦陣に参加していたものと思われる。



### (41) 天正十四年(1586)三月十二日 松田憲秀、関戸の有山源衛門ら六人の百姓に郷中の管理を任せる

#### 松田氏朱印状写

|     |             |
|-----|-------------|
| 六貫文 | 深谷図書助給田     |
| 三貫文 | 同半七郎 給田     |
| 貳貫文 | 斉木神二郎給田     |
| 三百文 | 相沢屋敷二出、就付送二 |
| 三百文 | 小林神衛門 同理    |

以上九拾八貫五百四十八文

残而

四百五拾貳貫八拾六文 定納

此外

五貫文 関銭、有山源衛門二申付、

右、戊(いぬ)三月十一日森岡近年非分在之歟、百姓書付二驚、」  
令欠落郷間、即成敗候、然を(者カ)郷中所務辻明白二書立、」  
百姓六人二郷中をあつけ候、当年戊之歳納所無」未進、  
速二就致之二者、代官之停止、後年迄六人之者二可預

# 松田家の歴史

置候、少成共横合非分不可有之候、年具(貢カ)渡方之義(儀)」をハ  
請取次第、給方之事者、印判可在之、若有横合者、」則  
時二書付を可上候、将又諸色至干無沙汰者、六人之者  
迄」可処越度二候、定置状、如件、

(天正十四年)

戌、**松田憲秀**印判(印文未詳円形朱印影)

三月十二日

御宿越前守

有山源衛門

小磯三郎衛門

増田市衛門

鈴木八郎左衛門

塩沢弥左衛門

帰白

長尾内膳正

岡谷将監

国立公文書館内閣文庫所蔵 武州文  
書所収 多摩郡関戸村瀬左衛門所蔵

(読み下し)

六貫文

深谷図書助給田(主人が家臣に与えた田地)

三貫文

同半七郎 給田

弍貫文

斉木神二郎給田

三百文

相沢屋敷に出す。付け送りに就き。

三百文

小林神衛門 同理(どうことわり)

以上九拾八貫五百四十八文

残りて

四百五拾弍貫八拾六文

此の外

五貫文

関銭、有山源衛門二申し付く。

右、戌の三月十一日、森岡近年非分これある歟。百姓付に驚き、郷を欠落せしむる間、即ち成敗候。然れば郷中所務の辻、明白に書き立て、百姓六人に郷中を預け候。当年戌の歳の納所未進(年貢、公事などを納めないこと)なく、速やかにこれを致すに就いては、代官を停止し、後年まで六人の者に預け置くべく候。少なりとも、横合非分これあるべからず候。年貢渡方の儀をば、請け取り次第、給方の事は、印判これあるべし。もし横合あらば、即時に書付を上ぐるべく候。将又(はたまた)諸色無沙汰に至りては、六人の者まで越度に処すべく候。定め置くの状、件の如し。

(天正十四年)

戌、**松田憲秀**印判(印文未詳円形朱印影)

三月十二日

御宿越前守

有山源衛門

小磯三郎衛門

増田市衛門

鈴木八郎左衛門

長尾内膳正

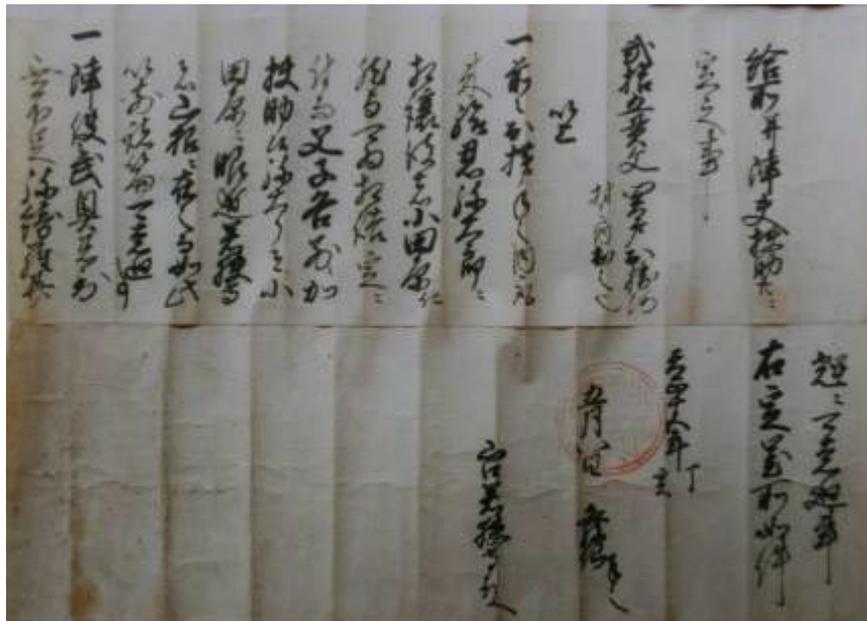
岡谷将監

# 松田家の歴史

塩沢弥左衛門  
帰白

## 解説

関戸郷の代官森岡が、郷中で不正をはたらいたので、有山源衛門ら関戸の有力百姓が、北条氏より関戸郷の支配を任されていた**松田憲秀**に訴えた。憲秀は森岡の非をみとめて処罰し、当郷の代官を廃止して、有山をはじめとする六人の百姓に年貢の納入等について郷中の差配を委ね、合わせて関戸郷の取り締まりを命じた。有山源衛門は松田家に百姓身分として掌握されているが、関戸宿の間屋や関所の管理、さらには新宿の開発など、関戸の有力者として幅広い活動をしている人物である。



- (42) 天正十五年(1587)五月八日 松田憲秀、山口若狭守へ給所及び陣夫の扶助として、関戸勝河村の内より二五貫文を宛行う

松田氏朱印状 (折紙)

給所并陣夫扶助共二定之事

式拾五貫文 関戸於勝河」村之内、出之也、  
以上、

- 一 前々於横手之内取」来給恩、弥太郎ニ」相譲、彼者小田原仁」然与可為相詰定ニ」付而、父子各別ニ加」扶助候、弥太郎者小田原二脇近、若狭守」者山根ニ在之而、如此」以前諸篇可走廻事、
- 一 陣役武具着到」無不足、弥綺羅美」輝二可走廻事、」右、定置所如件、

天正一五年丁亥 (印文未詳円形朱印)

五月八日

山口若狭守殿

奉之

発仙

(大江洋一氏所蔵文書)

# 松田家の歴史

(読み下し)

給所(主人が家臣に給与した田畠)ならびに陣夫の扶助共に定むるの事  
式拾五貫文 関戸勝河村の内に於てこれを出す也。

以上

- 一、前々横手の内に於て取り来る始恩、弥太郎に相譲り、彼の者小田原に然と相詰めさすべき定めについて、父子各別に扶助を加え候。弥太郎は小田原に脇近く、若狭守は山根(埼玉県日高町山根)にこれありて、此の以前の如く諸篇走り廻るべき事。
- 一、陣役の武具着到武士が所領高に依じて主人より課された軍役の人数不足なく、弥(いよいよ)綺羅美輝に走り廻るべき事。  
右、定め置く所、件の如し。

天正十五年丁亥(ひのとい) (印文未詳円形朱印) これを奉る  
五月八日 癸仙  
山口若狭守殿

## 解説

山口若狭守が**松田憲秀**より宛行われていた横手の所領は、若狭守の子の弥太郎に譲り渡された。そして若狭守には新たに憲秀より、関戸勝河村の内に二十五貫文が宛行われた。天正十五年のこの時期は、豊臣秀吉による九州の島津氏討伐が行われ、すでに前年秋には北条氏を対象とした最初の惣無事令(大名間の私戦停止令)も出されていた。そのため、秀吉の東国遠征を予測した北条氏は、城郭の普請や軍備の増強、そして農兵の徴用などを積極的に実施するようになった。当文書は、北条氏のこれらの行動と関連するものと思われ、在郷の武士である横手の山口氏も、若狭守が山根在住を命じられ、子の弥太郎は小田原城に配属され、それぞれ軍務についていたのであろう。

「雑学」~~~~~

|   |   |                       |                |   |
|---|---|-----------------------|----------------|---|
| ) | { | 「松田」の付く日本全国の川・沢・池・岳など |                | } |
|   |   | 北海道生田原町(松田沢)          | 北海道丸瀬布町(松田沢)   |   |
|   |   | 北海道東川町(松田岳)           | 北海道上川町(松田岳)    |   |
|   |   | 栃木県足利市(松田川)           | 栃木県上河内村(松田新田)  |   |
|   |   | 長野県飯山市(松田川)           | 岐阜県中津川市(松田溜池)  |   |
|   |   | 愛知県宿毛市(松田川)           | 岡山県旭町(松田川)     |   |
|   |   | 徳島県小松島市(松田新田)         | 三重県熊野市(松田池)    |   |
|   |   | 福岡県行橋市(松田池)           | 鹿児島県金峰町(松田南・北) |   |
|   |   | ~~~~~                 |                |   |

# 松田家の歴史

- (43) 天正十五年(1587)九月七日 北条氏、府川城下へ向かう  
松田家の使者に公用の伝馬を遣わす

北条氏伝馬手形写

伝馬壹疋可出之、松田使ニ被下、可除一里一錢者也、  
仍如件、

(天正十五年)

亥 (「常調」伝馬印影)

奉之

九月七日

幸田

自小田原府川迄

宿中

(東京大学史料編纂所蔵謄写本 下総旧事十所収)

(読み下し)

伝馬壹疋これを出すべし。松田使(松田使は松田家の使者)に下さる。  
一里一錢を除くべきもの也。仍て件の如し。

(天正十五年)

亥(い) (「常調」伝馬印影)

これを奉る

九月七日

幸田(北条氏の奉者)

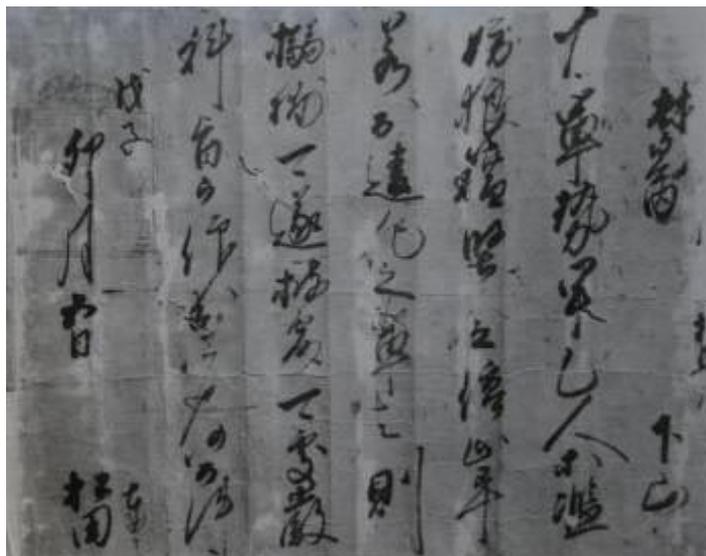
小田原より府川迄

宿中

解説

松田家の使者が小田原から府川城下まで派遣されるに際して、北条氏が「常調」印の伝馬手形をもって、各宿中に伝馬を継ぎ立てるよう命じたものである。伝馬とは主要幹線道の宿駅に置かれ、伝令や飛脚の遞送、軍需物資の輸送などに充てられた人馬をいう。その使用には伝馬手形が必要とされ、北条領国では、通常公用の場合は無賃とされていた。府川は茨城県利根町布川、下総布川豊嶋氏の城下町があった。この当時、豊嶋氏は北条氏に属していた。

# 松田家の歴史



(45) 天正十六年四月五日 北条氏、下山へ禁制を下す

北条氏朱印状

禁制 下山

右、軍勢甲乙人等、濫」妨狼籍堅令停止畢、」若於違犯  
之輩者、則」搦捕可遂披露、可処嚴」科旨被仰出者也、仍如件、  
(天正十六年)

戊子 (虎朱印)

卯月五日

奉之  
松田  
(板橋宏氏所蔵文書)

(読み下し)

禁制 下山

右、軍勢甲乙人等、濫妨狼藉堅く停止せしめ畢んぬ。も  
し違犯の輩に於ては、則ち搦め捕りて披露を遂ぐべし。  
嚴科に処すべき旨仰せ出さるるもの也。仍て件の如し。

(天正十六年)

戊子(つちのえね) (虎朱印)

卯月五日

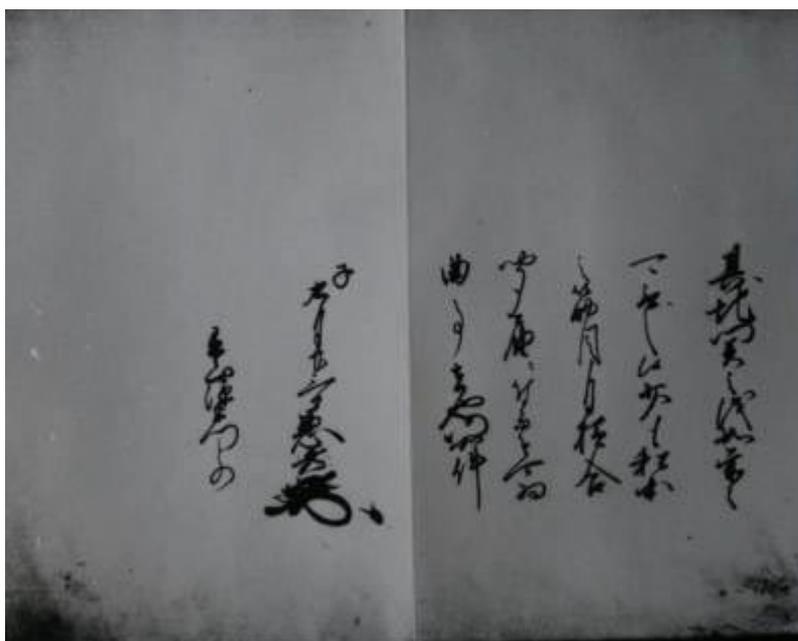
これを奉る(うけたまわる)

松田

解説

「下山」という地域に対して、北条氏の軍勢が当地で濫妨・狼藉を働くことのないよう保障した虎朱印状である。郷村周辺で合戦等の事態が発生すると、農民は戦禍を逃れるために山野などに身を潜める場合が多かったが、民衆はこのような禁制を出してもらうことによって、戦禍を避けることも多かった。

# 松田家の歴史



(46) 天正十六年(1588)九月二十三日 松田憲秀、有山源衛門に  
従前通りに関銭徴収の権利を認める

松田憲秀判物写

其地関之儀、如前々」可取之候、少も私曲」之筋目、自  
横合」聞届二付而者、可為」曲事者也、仍如件、  
(天正十六年カ)

子

九月廿三日

憲秀 (花押影)

有山源衛門との

国立公文書館内閣文庫所蔵 武州文  
書所収 多摩郡関戸村源左衛門所蔵

(読み下し)

其の地の関(関所)の儀、前々の如くこれを取るべく候。少も私曲((しき  
よく)よこしまな行為)の筋目、横合より聞き届くるに付いては、曲事((くせご  
と)道理に背いたこと)たるべきもの也。仍て件の如し。

(天正十六年カ)

子(ね)

九月廿三日

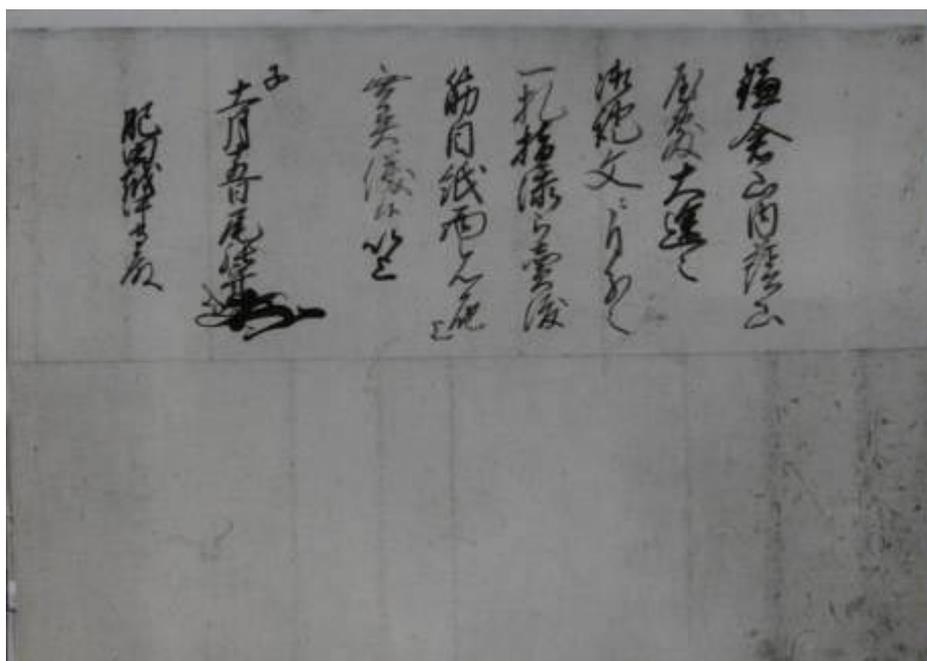
憲秀 (花押影)

有山源衛門との

## 解説

関戸は交通の要衝に当るため、北条氏は物資の流通や軍事面からも重要視し、この地に重臣の松田家を置いていた。当文書は、**松田憲秀**が関戸の有力者有山源衛門に対して、従前通り関戸に設置された関所で関銭を徴収することを認めたものである。徴収された関銭は北条氏に納められ、その一部を役務料として有山源衛門が北条氏から支給されていたと見られる。

# 松田家の歴史



(47) 天正十六年(1588)十一月十五日 松田憲秀、肥田越中守が鎌倉山内の蔭山屋敷を取得したことを認める

松田憲秀判物 (折紙)

鎌倉山内蔭山」屋敷、大途之 「御證文二自分之」一札  
指添、被売渡」筋目、紙面見届上、「無異儀候、以上、  
(天正十六年)

子

十一月十五日  
肥田越中守殿

尾張守 (花押)

(雲頂庵所蔵文書)

(読み下し)

鎌倉山内蔭山屋敷(鎌倉の山ノ内にあつた蔭山氏の屋敷)、大途(北条氏)の御證文二自分の一札を指し添え、売り渡さるる筋目、紙面見届けの上、異儀なく候。以上。

子(ね)

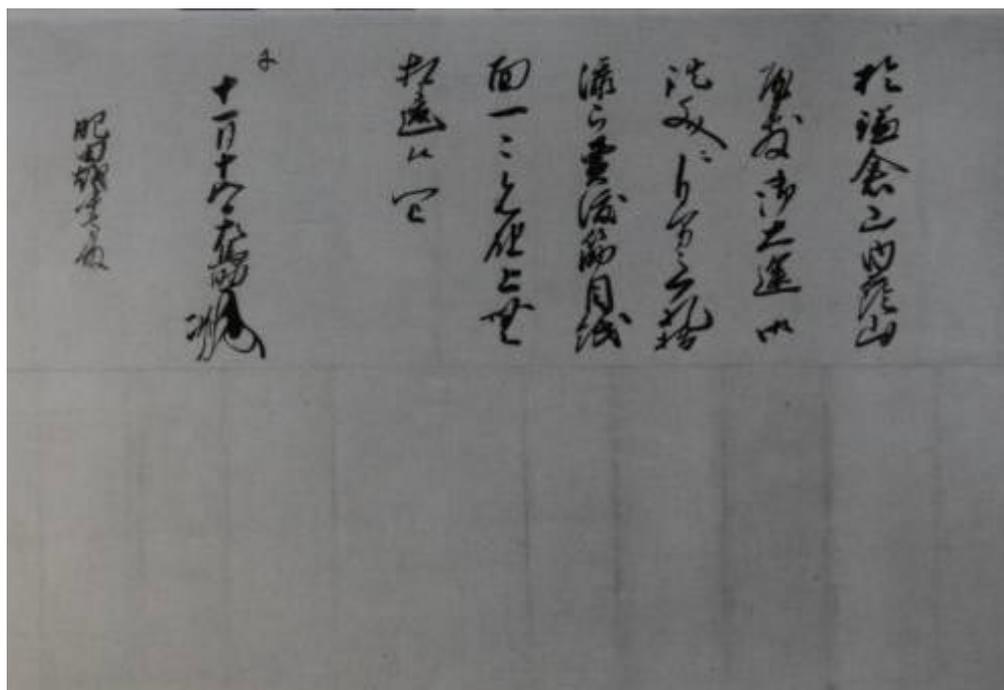
十一月十五日  
肥田越中守殿

尾張守 (花押)

解説

蔭山長門守は経済的事情により、鎌倉山ノ内に所持していた屋敷を、北条氏の証文に自分の証文を添えて肥田越中守に譲り渡し、代価として兵糧米三三俵を受け取った。当文書は、その譲渡の一件を松田憲秀が認めたものである。

## 松田家の歴史



- (48) 天正十六年(1588)十一月十五日 松田直秀、肥田越中守が鎌倉山内の蔭山屋敷を取得したことを認める

松田直秀判物 (折紙)

於鎌倉山内蔭山」屋敷、御大途 御」證文二自分之一札指」添、被売渡筋目、紙」面一々見届上、無」相違候、以上、

(天正十六年)

子

十一月十五日、

左馬助 (花押)

肥田越中守殿

(神奈川県立博物館所蔵文書)

(読み下し)

鎌倉山内に於て蔭山屋敷、御大途の御證文に自分の一札を指し添え、売り渡さる筋目、紙面を一々見届けの上、相違なく候。以上。

子

十一月十五日、

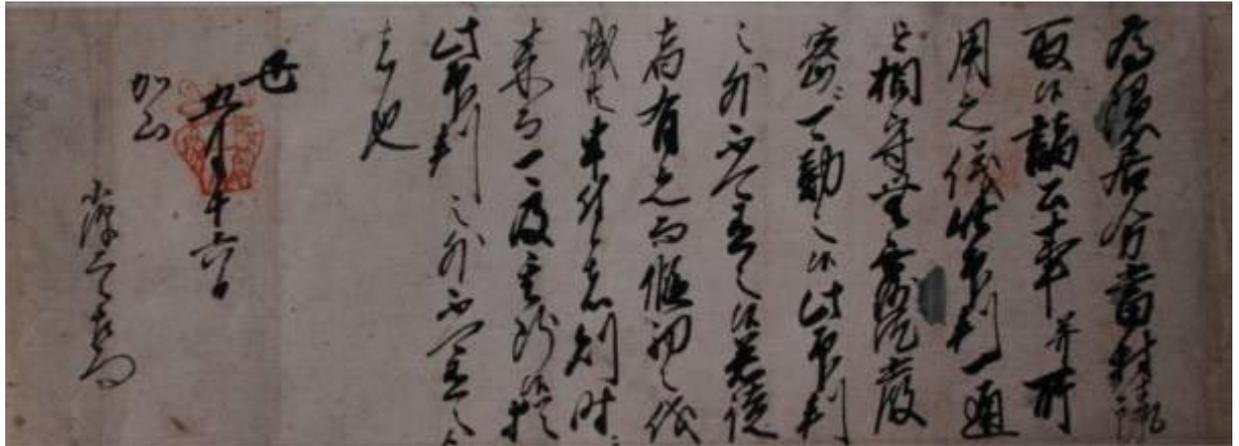
左馬助 (花押)

肥田越中守殿

解説

松田憲秀判物文書と同じく、同日に松田憲秀の子の直秀も、蔭山氏から肥田氏への、蔭山屋敷の売り渡しを認めている。

# 松田家の歴史



- (49) 天正十七年(1589)五月十六日 松田憲秀、隠居に際して栢山村の小沢二郎左衛門尉に、同村を隠居領として支配することになったことを告げ、諸公事等の完済を命じる

## 松田憲秀朱印状 (折紙カ)

為隠居分当村請」'取候、諸公事并所」用之儀、此印判一通」を相守、無無沙汰、嚴」密二可謹之候、此印判」之外不可有之候、若徒」者有之而、仮初之儀」成共申付候者、則時二来而、可及其断候、猶」此印判之外、不可有之候」者也、

(天正十七年) 丑

五月十六日 松田憲秀 (壺型朱印)

加山

小沢二郎左衛門尉

(読み下し)

(小澤敬氏所蔵文書)

隠居分として当村請け取り候。諸公事(くじ)ならびに所用の儀、此の印判一通を相守り、無沙汰なく、厳密にこれを勤むべく候。此の印判の外これあるべからず候。もし徒者(いたずらもの)これありて、仮初の儀なりとも申し付け候わば、則時に来りて、其の断に及ぶべく候。猶(なお)此の印判の外これあるべからず候もの也。

丑(うし)

五月十六日 松田憲秀 (壺型朱印)

加山((栢山)小田原市栢山)

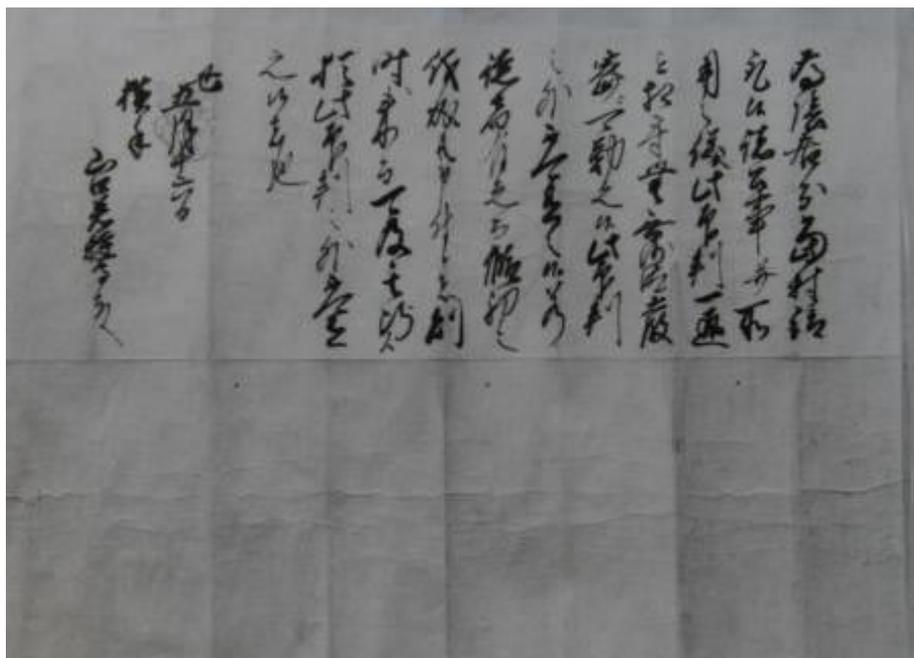
小沢二郎左衛門尉

解説

松田家の当主が憲秀から直秀に代替わりした時、憲秀は隠居分として栢山村の所領を受け取った。壺形朱印は憲秀が直秀に家督を譲り、隠居の身となって使用した私印と思われ、憲秀は栢山村に対しての諸役は壺形朱印をもって課することなど、村民を代表する小沢二郎左衛門尉に通知した。

小沢二郎左衛門尉は栢山村の上層農民で、小代官(北条氏に任じられ、年貢の取りまとめなどを行う者)を務めていた。当文書を所蔵する小澤家は、江戸時代に栢山村の名主を世襲していた。

# 松田家の歴史



- (50) 天正十七年(1589)五月十六日 松田憲秀、隠居に際して横手村の山口若狭守に同村を隠居領として支配することになったことを告げ、諸公事等の完済を命じる

## 松田憲秀朱印状 (折紙)

為陰(隠)居分当村請」取候、諸公事并所」用之儀、此印判一道」を相守、無無沙汰、嚴」啓二可謹之候、此印判」之外不可有之候、若」徒者有之而、仮初之」儀成共申付候者、則」時二来而、可及其断候、」猶此印判之外、不可有」之候者地、

(天正十七年) 丑

五月十六日 松田憲秀(壺形朱印)

横手

山口若狭守殿

(読み下し)

(大江洋一氏所蔵文)

隠居分として当村請け取り候。諸公事ならびに所用の儀、此の印判一通を相守り、無沙汰なく、厳密にこれを謹むべく候。此の印判の外これあるべからず候。もし徒者これありて、仮初の儀なりとも申し付け候わば、則時に来りて、其の断に及ぶべく候。猶此の印判の外これあるべからず候もの也。

(天正十七年) 丑(うし)

五月十六日 松田憲秀(壺形朱印)

横手

山口若狭守殿

解説

小沢二郎左衛門宛ての朱印状と本文の内容は全く同じである。松田憲秀は栢山村のほかに隠居分として横手村(埼玉県日高町横手)も受け取り、当地在住の山口若狭守に壺形朱印の使用を告げている。

# 松田家の歴史

(51) 天正十七年六月二十二日 松田憲秀、直秀、上総の万喜城主  
土岐為頼に北条氏政の上洛を伝える

松田憲秀・直秀連署条書写

覚

- 一 従京都御当方年内可為御上洛旨、御使」始終之様子、  
雖無御得心候、此度条々御」使者江御返答之間、依彼  
御挨拶、御隠居」来冬中必可為御発足事、
- 一 自諸手御上洛之出勢并出銭、又御」国之御仕置、諸色  
兼日可被成置、意趣」条々之事、

已上、

(天正十七年)

六月二十二日

松左 (花押影)

同尾 (花押影) 「松田尾張守」(異筆)

万喜 「万喜小弼」(異筆)

参

(東京大学史料編纂所所蔵謄写本 安得虎子十所収)

(読み下し)

覚

- 一、京都より御当方年内に御上洛たるべき旨、御使始終  
の様子、御得心なく候と雖(いえど)も、此の度の条々御使者へ  
御返答の間、彼の御挨拶によって、御隠居(北条氏政)来る冬中に  
必ず御発足たるべき事。
- 一、諸手より御上洛の出勢ならびに出銭(北条氏政の上洛に際して領内に割り当ら  
れた上洛費用)、又御国の御仕置、諸色(万事)兼日(あらかじめ。日ご  
ろ)成し置かるべき意趣条々の事。

已上。(いじょう)

六月廿二日

松左 (花押影) 松田左馬助の略記

同尾 (花押影) 松田尾張守の略記

万喜 (上総万喜城 (千葉県夷隅町字城山) の城主土岐為頼のこと)

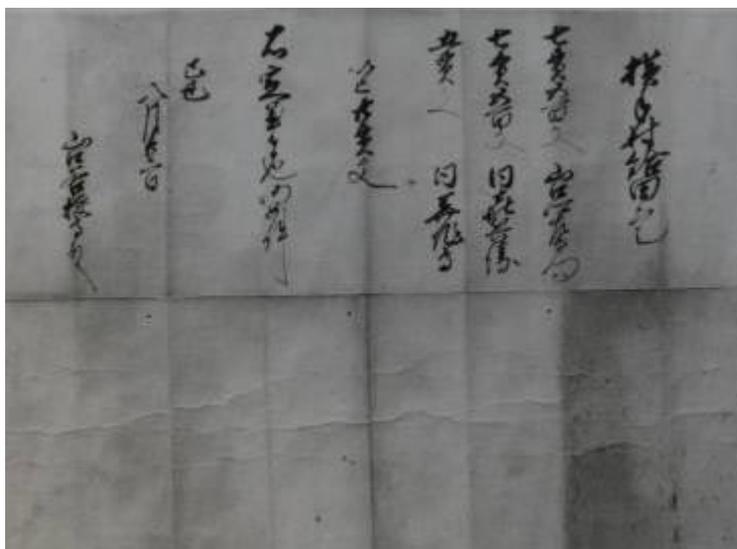
参 ((まいる)この手紙をさしあげますの意)

解説

豊臣秀吉は、天正十五年に九州の島津氏を制圧すると、翌天正十六年の四月に京都聚楽第に後陽成天皇の行幸を仰ぎ、諸大名に忠誠を誓わせた。同時期、秀吉はすでに関東・奥羽に惣無事令を発し、北条氏政・氏直父子に上洛出仕を命じていた。やむなく北条氏直は、叔父の北条氏規を同年八月に上洛させたが、そこでは上野国沼田領をめぐる真田氏との領土問題等が交渉の焦点となった。そのため秀吉は、沼田領のうち名胡桃城 (群馬県月夜野町) とその城付地については真田氏の所有とし、他については北条氏へ・割譲するという裁定を下すに至った。このような中で秀吉は、一貫して氏政・氏直父子のうち一人

## 松田家の歴史

の上洛要求を提示し、北条方も議論の末の天正十七年六月、氏政の上洛が内定した。当文書は、その時の状況を**松田憲秀**父子が、上総万喜城主の土岐為頼に伝えたものである。しかし、北条氏は一旦は秀吉の裁定に従いながらも、名胡桃城を真田氏から奪取したため、裁定違反の罪を問われ、氏政上洛の実現をみないまま、天正十八年の豊臣秀吉による小田原攻めへと事態が進展していった。



(52) 天正十七年(1589)八月二十二日 松田憲秀、山口郷左衛門尉ら三名に  
給田として横手村二〇貫文を宛行う

松田憲秀朱印状 (折紙)

横手村給田定

|       |         |
|-------|---------|
| 七貫五百文 | 山口郷左衛門尉 |
| 七貫五百文 | 同 喜兵衛   |
| 五貫文   | 同 美作守   |

以上、廿貫文

右、定置者也、仍如件、

(天正十七年)

己丑

八月二十二日 松田憲秀 (壺形朱印)

山口若狭守殿

(大江洋一氏所蔵文書)

(読み下し)

横手村給田の定め

|       |         |
|-------|---------|
| 七貫五百文 | 山口郷左衛門尉 |
| 七貫五百文 | 同 喜兵衛   |
| 五貫文   | 同 美作守   |

以上、廿貫文

右、定置者也、仍如件(よってくだんのごとし)、

(天正十七年)

# 松田家の歴史

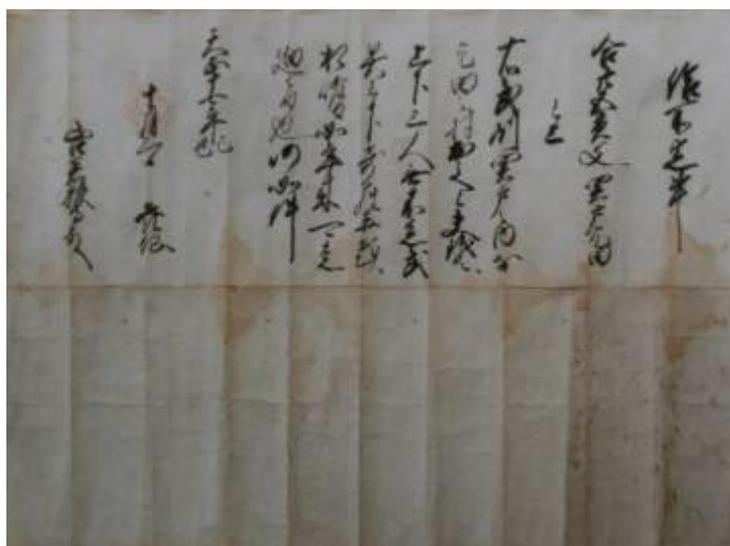
己丑(つちのとうし)

八月二十二日 松田憲秀(壺形朱印)

山口若狭守殿

解説

「北条氏所領役帳」によると、松田左馬助は横手で三十五貫文と記載されている。松田憲秀は家督を子の直秀に譲った時、この地を隠居分として請け取ったが、その内の二十貫文を横手の代官山口若狭守の一族の者三人に給田として宛行つたものである。



(53) 天正十七年(1589)十月三日 松田憲秀、山口若狭守へ給所として  
関戸乞田村二十五貫文を宛行う

松田憲秀朱印状 (折紙)

給所定事

合廿五貫文 関戸乞田

已上

右、武州関戸之内、於「乞田之村出之候、夫錢共二」上下三人無不足、武」具已下寄羅美輝二」相嗜、如年来可走」廻者也、仍如件、

天正十七年

己丑 松田憲秀(壺形朱印)

十月三日

発仙

山口若狭守殿

(大江洋一氏所蔵文書)

(読み下し)

給所定め之事

# 松田家の歴史

合わせて廿五貫文 関戸乞田  
已上。

右、武州関戸の内、乞田の村に於てこれを出し候。夫錢共に上下三人不足なく、武具已下椅羅美輝(きらびやか)に相嗜み(あいたしなみ)、年来の如く走り廻る(奔走し忠勤に当ること)べきもの也。仍て件の如し。

天正十七年

己丑(つちのとうし) 松田憲秀(壺形朱印)

十月三日

発仙

山口若狭守殿

## 解説

松田憲秀が、山口若狭守に対して関戸の乞田村二十五貫文の地を与えた時の朱印状である。新給地にかかる夫錢(人身に課す労役の代わりに納めさせた金銭)や軍役については、怠りのないよう申し付けている。



松田直秀、長泉院へ殺生禁

(54) 天正十八年(1590)一月二十六日 松田直秀、長泉院へ殺生禁止・寺領安堵等の判物を与える

松田直秀判物 (豎切紙) ・

- 一 於当寺中、殺生不可致之事、
  - 一 山中江木草取儀、本道計可致往覆(復)若」致脇道、枝木之一本も伐取候者、可処罪科事、
  - 一 板屋ケ窪壺貫五首文之所、如先規寄進申候」事、」付、諸役不可有之候事、」
- 右条々、申定所、仍如件、

# 松田家の歴史

天正十八年 庚虎

正月廿六日

直秀（花押）

長泉院

御同宿中

（長泉院所蔵文書）

（読み下し）

- 一、 当寺中に於て、殺生致すべからざるの事。
- 一、 山中へ木草取りの儀、本道計り往復致すべし。もし脇道致し、枝木の一本も伐り取り候わば、罪科に処すべき事。
- 一、 板屋ケ窪(南足柄市塚原字板屋窪)壺貫五首文の所、先規の如く寄進申し候事。付り(つれたり)、諸役これあるべからず候事。右の条々、申し定むる所、仍て件の如し。

天正十八年 庚虎(かのえとら)

正月廿六日 直秀（花押）

長泉院

御同宿中

## 解説

天正十七年に**松田憲秀**が隠居した後、家督を継いだ子の**直秀**が長泉院に対して、寺内における殺生の禁止、草木伐採の制限、寺領安堵等について通告した判物である。文中の「板屋ケ窪壺貫五百文之所」とは、永禄九年（1566）に憲秀が長泉院に寄進した土地のことであろう。松田家の代替りに伴い、当主となった直秀が長泉院に対して寺領を安堵したものと思われる。

## (55) 天正十八年(1590)二月十四日 北条氏、上田掃部助に人返を命じる虎朱印状を發す

北条氏朱印状

上田掃部助知行、戸森之郷百姓深谷兵衛尉、年貢引負欠落、岩付領一本木之宿二有之由、申上候、国法三之(候)間、彼郷之領主・代官二申断、可召還候、難渋二付而者、急度可有披露候、仍如件、

(天正一八年)

庚寅

二月十四日 (虎朱印)

奉之

松田

上田掃部助殿

(大口文書 『岩槻市史』 古代・中世史料編1)

（読み下し）

上田掃部助知行(かもんのすけちぎょう)、戸森の郷(埼玉県川島町戸守)の百姓深谷兵衛尉、年貢引き負い欠落(逃げて行方をくらます)し、岩付領一本木(埼玉県川島町一本木)の宿にこれある由、申し上げ候。国法に候間、彼の郷の領主・代官に申し断り、召し還すべく候。難渋に付いては、急度(きっと)披露あるべく候。仍て件の如し。

庚寅(かのえとら)

# 松田家の歴史

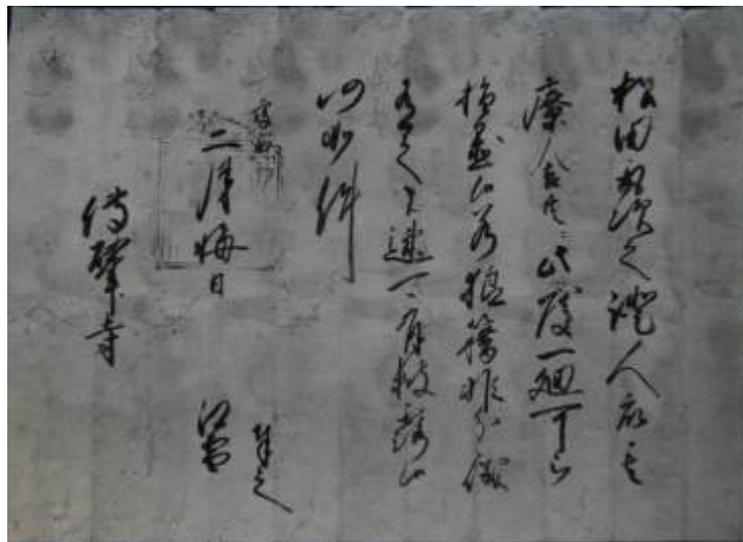
二月十四日 (虎朱印)

これを奉る  
松田

上田掃部助殿

## 解説

上田掃部助の領地戸森郷から、年貢未納の百姓深谷兵衛尉が他領の一本木宿に逃亡した。農民の逃亡は、大名や領主の支配を揺るがすものであったため、北条氏は上田掃部助に対して逃亡の百姓深谷兵衛尉を連れ戻すよう厳しく命じたのである。ここで注目されることは、「逃亡先の領主・代官に断った上で」とあることで、逃亡者の帰属をめぐる領主間で争いとなる場合が多かったことを示している。そこで、それを防ぐために、北条氏による人返しの国法が発令されたのである。この時の深谷兵衛尉の逃亡は、豊臣秀吉の小田原攻めを目前にして、北条氏が混乱している隙をねらった行為であったと思われる。



## (56) 天正十八年(1590)二月晦日北条氏、松田家を取り次いだ人質に関して伝肇寺に指示を与える

北条氏朱印状

松田取次之證人衆、其「療(寮)舎共二此度一廻可被」指置  
若狼籍(藉)非分之儀」有之者、速可有披露候」仍如件、

(天正十八年)

庚寅 (虎朱印)

二月晦日

奉之  
江雪

伝肇寺

(伝肇寺所蔵文書)

## (読み下し)

松田取り次ぎの證人衆(ひとじち)、其の寮舎共に此の度一廻り指し置かるべく候。もし狼籍非分の儀これあらば、速やかに披露あるべく候。仍て件の如し。

(天正十八年)

# 松田家の歴史

庚寅 (虎朱印)

二月晦日

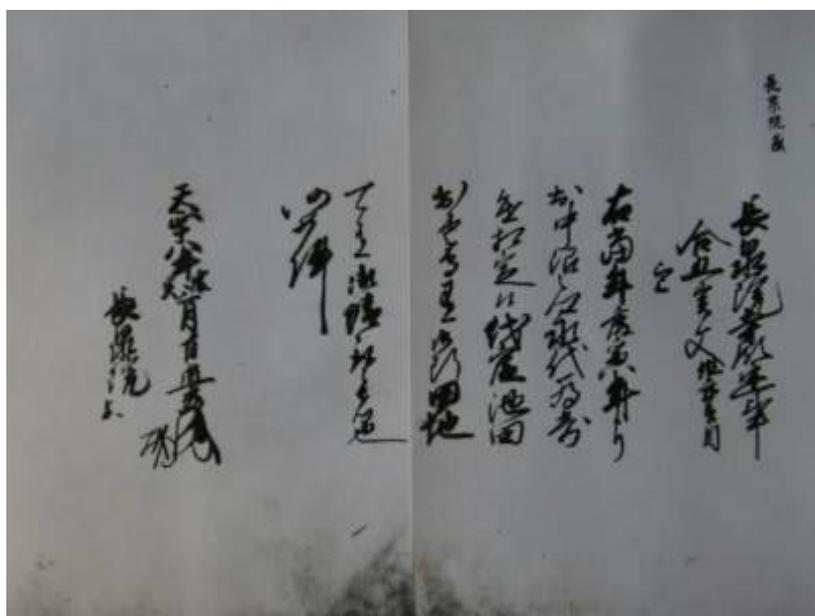
これを奉る

江雪(板部岡江雪斎)

伝肇寺 ((でんちょうじ) 小田原市城山に所在する浄土宗の寺院)

## 解説

本文中の「松田取次之證人衆」とは、松田家を仲介役として差し出された人質たちのことで、寮舎に指し置くとは、人質たちを一旦伝肇寺境内の寮舎に留め置くことを意味している。本文書は、召集した人質を留め置く場所を具体的に示していて、興味深い内容を含んでいるこれらの人質召集の動きは、豊臣秀吉の小田原来攻が間近に迫った時期に、北条氏が家臣たちの離反を防ぐために採った政策である。この政策は、一見強力に見える北条氏の支配が、実は意外に弱いものであったことを示している。小田原城惣構え(大外郭)内部の山手に位置する伝肇寺は、籠城策をとる北条氏の軍事的な施設としてだけでなく、人質を留め置く場所としても利用されていたのである。



- (58) 天正十八年(1590)三月二十日松田直秀、長泉院へ中沼郷五貫文を寄進する

松田直秀判物写

長泉院寺嶺定事

合五貫文 但、年貢自

己上

右、当年庚寅年より、「於中沼之郷、永代為寄」進相定候、代官池田」出雲守有御断、田地」可有御請取候者也、「仍如件、

天正十八年庚寅三月廿日

直秀 (花押影)

長泉院参

国立公文書館内閣文庫所蔵 相州文書所収 足柄上郡塚原村長泉院所蔵

# 松田家の歴史

(読み下し)

長泉院の寺領を定むる事

合わせて五貫文 但し、年貢目、

己上

右、当年庚寅(かのえとら)の年より、中沼の郷(南足柄市中沼)に於て、永代に寄進をなすと相定め候。代官池田出雲守に御断りあり、田地を御請け取りあるべく候もの也。仍て件の如し。

天正十八年庚寅三月廿日

直秀 (花押影)

長泉院まいる

参

## 解説

長泉院に対して、**松田直秀**が中沼郷五貫文の地を永代に寄進することを記した判物である。豊臣秀吉との対戦を間近にひかえての寺領寄進は、何か意味があるようにも思われる。

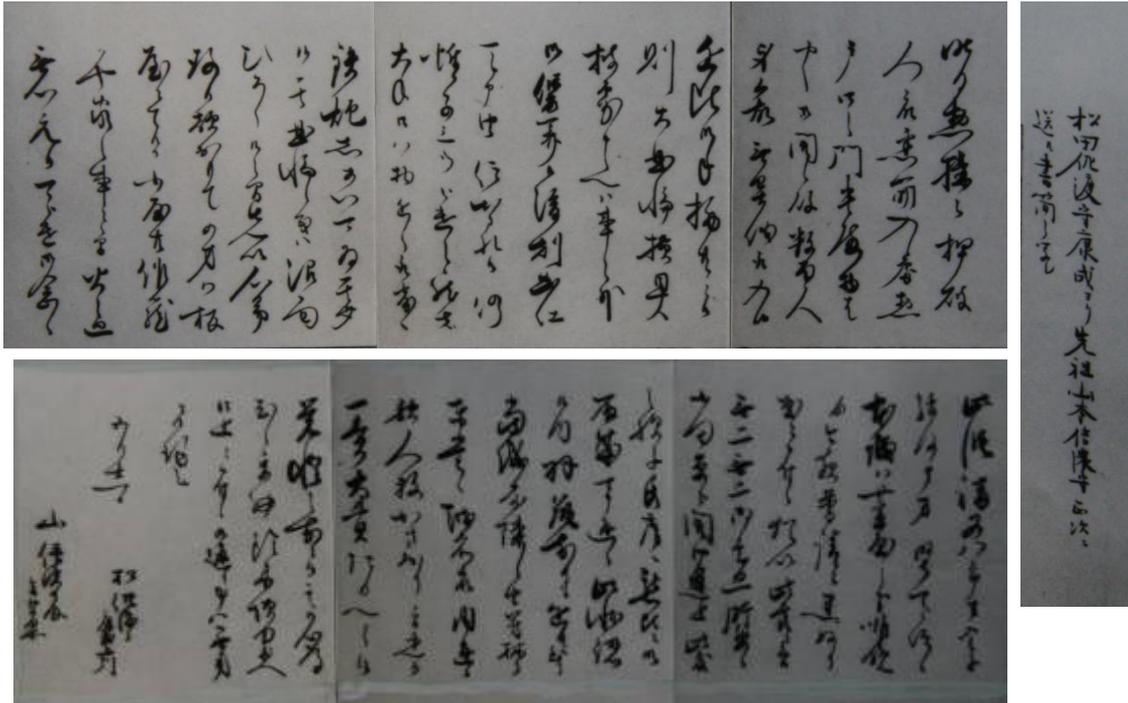
## 雑学

「小田原評定」~~~~~

小田原評定とは、北条氏が毎月小田原城に於いて行っていた重役会議のことであるが、豊臣秀吉の小田原攻めの時に敵は22万、味方は5万、小田原城を取り囲まれ、どう見ても勝ち目のない戦の時に松田憲秀、北条氏規は籠城策を主張し、これに対し北条氏照、北条氏邦は野戦を主張した。松田憲秀は当初は徹底抗戦を主張していたが、敵が22万の大軍、物量も豊富と知るや、籠城策に転換した。籠城策は、以前上杉憲信や武田信玄が攻めて来た時も成功した経験があった。まして22万の大軍では食糧その他が不足し、敵はとても長い期間は戦えないと考えて籠城策を採ったのであろうが、豊臣秀吉軍は物量も豊富だったのである。このような時の評定ではなかなか結論は出なかったのである。結果的には松田憲秀の籠城策が採られ、城明け渡しまで会議は約三か月間続くのである。現在このように何時まで経っても結論の出ない会議の事を「小田原評定」と云うのである。松田憲秀の籠城策によって小田原近郊が火の海になる事もなく、何万という死傷者を出す事もなく、戦いが終わった事は憲秀の最大の功績である。

~~~~~

松田家の歴史



(62) 天正十八年(1590)五月十一日 松田康成、山本信濃守に岩付城での防戦の状況を伝える

松田康成書状写

(注書)

「松田佐渡守康成ヨリ、先祖山本信濃守正次ニ送ル書簡ノ写シ」

昨日惣構被押破、」人衆悉崩入候処、惣」戸口之門、貴殿物(者)は」や々御開候故、数多人」身命無異儀取入候、」近比(頃)手柄共二候、」則大曲輪損、具」披露申候へハ、事之外」御褒美ニ、後刻出仕」可被申由仰出され候、仍」帷子三ツ被遺候、然者」大手口ハ物近く取寄候、」鉄砲しあい可為其聞」候、其曲輪の義(儀)ハ沼面」ひろく候之間、先以心易」存候、敵おもての方ハ板」屋ニて候間、小屋共作籠」かや家之事二候間、火之廻」無心元候、可被遣御念候、」此段福又八郎方・金子」駿河守方堅可被仰候、」本城ハ萱屋之分、昨晚」□今夜普請ニ悉ぬり」屋二申付候、猶以此節二候間、」無二無二(三カ)御走廻肝要候、」小田原被開御運上、此度」之様子氏房へ懇比二御」取成可申通候、此状認」候内、羽筑前守も近日二至り」当城寄陣候由、芳林寺」東堂へ越前衆内通候、」敵人数かさなり候間、定而」一責大責たるへく候、」覚悟之前二候、其御心得」尤候、委細鈴木・増田兩人」口上二申付候、御返事ハ御無用」二候、謹言、

(天正十八年)

五月十一日

松佐渡守

康成上判

山信濃守殿

松田家の歴史

参御宿所
(国立公文書館内閣文庫所蔵 水月明鑑所収)

(読み下し)

昨日惣構え(城郭だけでなく、城下町をも堀・土塁などで囲み込んだ構えのこと)を押し破られ人衆悉く(ことごとく)崩れ入り候処、惣戸口の門、貴殿の者早々御開き候故、数多くの人々の身命異儀なく取り入り候。近頃御手柄共に候。則ち大曲輪(くるわ)損じ、具(つぶさ)に披露申し候えば、事の外の御褒美に、後刻出仕申さるべき由、仰せ出され候。仍て帷子(かたびら)三つ遣わされ候。然れば大手口は物近く取り寄せ候。鉄砲の仕合、其の聞こえたるべく候。其の曲輪の儀は沼面広く候の間、先ず以て心易く存じ候。敵おもての方は板屋にて候間、小屋共作り籠る萱家の事に候間、火の廻り心元なく候。御念を遣わさるべく候。此の段福又八郎方・金子駿河守方に堅く仰せらるべく候。本城は萱屋の分、昨晚より今夜普請に悉く塗り屋に申し付け候。猶以(なおも)つて此の節に候間、無二無三(脇目もふらず)に御走り廻り肝要に候。小田原御運を開かるる上、此の度の様子氏房(北条氏直の弟で岩付城主)へ懇ろ(ねんごろ)に御取り成し申し通すべく候。此の状認め候内、羽筑前守(ここでは前田利家のこと)も近日に至り、当城へ陣を寄せ候由、芳林寺(埼玉県岩槻市本町にある曹洞宗の寺院)東堂へ越前衆内通候。敵人数重なり候間、定めて一責(ひとせめ)大責たるべく候。覚悟の前に候。其の御心得尤もに候。委細鈴木・増田両人の口上に申し付け候。御返事は御無用に候。謹言。

(天正十八年)

五月十一日

松佐渡守(松田康成)

康成上判

山信濃守殿(山本信濃守、静岡県西伊豆町田子(たご)の在地領主で、北条氏水軍の将であった山本氏のこと。)

参御宿所

解説

豊臣秀吉軍は、天正十八年四月初旬より北条氏の本城小田原城を大軍をもって包囲し、持久戦に入ると共に、関東に点在する北条氏の支城の掃討作戦を展開していった。同年四月二十日に上野国松井田城(群馬県松井田町)、翌二十一日には相模国玉縄城(鎌倉市城廻)など、北条氏に属する諸城が次々と豊臣軍に攻略されていく中で、岩付城へも浅野長吉・木村一などの豊臣方の軍勢が押し寄せた。城主の北条氏房は小田原城へ籠城中のため、岩付城には家臣の伊達房実(だてふさざね)らが入城し守備していたが、五月二十日に総攻撃を受け、激戦の末落城した。当文書は、岩付落城十日前の状況を伝えるものである。既に豊臣軍の城攻めが開始されており、圧倒的多数の敵軍により惣構えが破られ、必死で防戦につとめる城兵側の緊迫した動きをリアルに記している。

松田家の歴史

(63) 天正十八年(1590)(カ)六月八日 某氏、某に対して伊豆・相模の二国を与えるという豊臣秀吉の意向を伝える

某書状実写

芳翰并御使者口上之趣、即殿下へ令披露」処、尤忠節之段、悦思召候、然ハ伊豆・相模、」永代可被扶助旨候、弥被極御分別、重而誓」紙等之儀、委御沙汰候て、頓而可被仰越候、恐惶謹言、

(天正十八年カ)

六月八日

(注書)「北条家老松田尾張守政賢反逆ニテ秀吉へ内通の答、態互の名字なかりしト云々、」

(西尾市立図書館所蔵 岩瀬文庫古今消息集五所収)

(読み下し)

芳翰((ほうかん)相手の手紙に対する敬称)ならびに御使者の口上の趣、即ち殿下へ披露せる処、尤も忠節の段、悦び思し召し候。然れば、伊豆・相模を永代扶助さるべき旨に候。弥(いよいよ)御分別を極められ、重ねて誓紙等の儀、委(くわ)しく御沙汰候て、頓(にわか)に仰せ越さるべく候。恐惶謹言。

(天正十八年カ)

六月八日

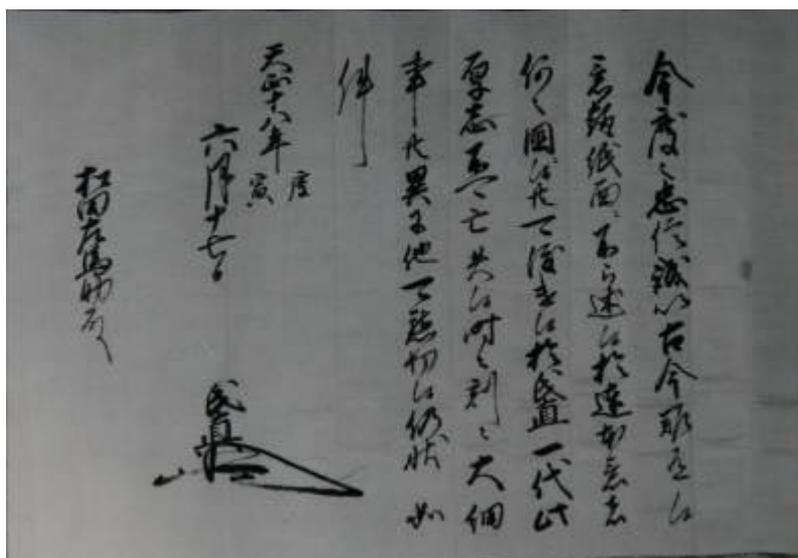
解説

当文書は、差出人・受取人共に記載が無く、注書では、松田尾張守政賢(憲秀カ)が北条氏に反逆し、豊臣秀吉に内通を約諾した際に取り交した書状のため、故意に名前を伏せたとしているが、本物とは認め難い。

内容は、「手紙と使者の口上の趣旨について、殿下(秀吉)に報告したところ、得心なされた。殿下は伊豆と相模の二国を与える心積りがあるので、誓紙などについては追って沙汰されるであろう」というものである。

松田憲秀が、北条氏直を裏切って豊臣秀吉に内応したという説は、この文書の注書に源があるように思われるが、この注書も何時誰が書いたものかもわからず、憲秀の行動を見ても秀吉に協力した気配は全く無い。これは秀吉の城内の混乱を目論んだ戦略であり、当文書の内容自体も慎重に検討されるべきであろう。この種の文書は複数出された可能性もあり、結果的に秀吉のこの戦略が功を奏し、小田原城に籠城中の武将で秀吉に投降する者が現れるなど、城兵の中に動揺がみられたことは確かであった。秀吉の内通の指示に乗らなかった為に憲秀は切腹をさせられたとも考えられる。

松田家の歴史



(64) 天正十八年六月十七日 北条氏直、松田直秀の忠節を賞す

北条氏直感状
懸紙ウハ書
「松田左馬助殿」

今度之忠信、誠以古今難有候、「意趣紙面二不被述候、於達本意者、」何之国二候共可渡遣候、於氏直一代此厚志不可亡失候、時々刻々大細」事共、異于他可懇切候、仍状 如」件、

天正十八年庚寅
六月十七日

氏直 (花押)

松田左馬助殿

(松田直弘氏所蔵文書)

(読み下し)

今度の忠信(真心を尽くして従うこと)、誠に以て古今に有難く候。意趣(心づかい)は紙面に述べられず候。本意(かねての願い)を達するに於ては、何れの国に候とも渡し遣わすべく候。氏直一代に於て此の厚志亡失すべからず候。時々刻々大細事とも、他に異なり懇切(懇ろに接すること)にすべく候。仍て状、件の如し。

天正十八年庚寅(かのえとら)
六月十七日

氏直 (花押)

松田左馬助殿

解説

天正十八年四月、北条氏は豊臣秀吉の軍勢に小田原城を包囲されると、籠城して事態の変化を待った。しかし、石垣山築城など豊臣軍に士気の衰えはみられず、かえって籠城軍の中に動揺が生じた。『異本小田原記』等によれば、忍城(埼玉県行田市)主の成田氏長や下野の皆川城(栃木県栃木市)

松田家の歴史

主皆川広照らの離反があり、松田憲秀内応説もあり、それを松田直秀が父憲秀に背いて主君の北条氏直に知らせたといわれている。当文書はこの時の松田直秀の忠節に対して氏直が深い感謝の念を表わしたものと云われている。

文中の「今度の忠信」が何であったかを考えてみると(1)豊臣秀吉の小田原攻め全体を指す。(2)笠原政堯の内応。(3)松田憲秀内応。(4)その他である。(3)の松田憲秀は前田利家、堀秀政と独自に「北条家に相模、伊豆二カ国の安堵と全員の助命」を条件として交渉をしていた。しかし城内の混乱を目論んだ秀吉の戦略的噂が城内に広がり、憲秀、直秀は相談の結果、直秀は氏直公に報告をするのであるが、憲秀の戦後処理の交渉は独自に行っていた為、氏直公には知らせていなかったのである。そのため直秀は氏直公が憲秀を信じるのか内応と採るのか心配をしつつ報告をしたのである。その当時裏切りには厳しく、直ちに親族共々打ち首ということが多くあったが、憲秀は打ち首にもならず、直秀は北条家滅亡後には名を変え、尊敬する父の「憲」の文字を自分の名に使用し「直憲」と名乗っている。また、交渉していた前田利家は憲秀の子直憲を4000石で召抱えた。また、松田家本家にはこの頃の前田利家の文書が残っていたという。ただ残念なことにこの文書は1970年頃迄はあったが、現在は所在不明である。

(65) 天正十八年(1590)七月五日 北条氏直、小田原城を開城し豊臣秀吉の軍門に降る意志を固める

豊臣秀吉朱印状写

(注書) (端裏書)

「七月五日 北条氏直所へ之御朱印之写」

(小田原城)

当城立籠候人数、大将之事ハ不及申」下々迄ほしころしニさせらるへきと被思食候処、其方一人罷出、是非腹を仕候はん間、所勢被作助候ハ、可四忝旨申候由、羽柴下総・黒田勘解由兩人懇致言上候、其方申様神妙なる躰、被感思候間、御法度ニて無之候ハ、命之儀被成御救度被思食候へ共、御法度之儀候間、無是非候、但親候氏政并奥陸守・大道寺・松田四人諸行(所業)ニて表裏之段、聞食被届候条、両四人二腹をきらせ、其方儀ハ被助置度被思食候間、是非両四人二可被相究事可然候、今日之罷出儀ハ、感入思召候条、外聞之儀ハ天下へ御請乞候間、心安存候へく候、為其如此被仰出候、

又御自筆之御はしかき、
尚々、是非四人可然候、

(大日本古文書 小早川文書)

松田家の歴史

(読み下し)

当城へ立て籠り候人数、大将の事は申すに及ばず、下々迄干し殺しにさせらるべきと思し食され(お考えになられる)候処、其方一人罷り出で、是非腹を仕り候わん間、諸勢を助けなされ候わば、忝(かたじけな)けなかるべき旨申し候由、羽柴下総(滝川雄利)・黒田勘解由(黒田孝高)兩人懇ろに言上致し候。其方の申し様神妙なる躰、感じ思され候間、御法度にてこれなく候わば、命の儀御救い成され度思し食され候え共、御法度の儀に候間、是非なく候。但し、親に候氏政ならびに陸奥守・大道寺(大道寺政繁)・松田(松田憲秀)、四人の所業にて表裏の段、聞し食し届けられ候条、両四人に腹を切らせ、其方儀は助け置かれ度思し食され候間、是非両四人に相究めらるべき事、然るべく候。今日の罷り出での儀は感じ入り思し召し候条、外聞の儀は天下へ御請乞に候間、心安く存じ候べく候。其のため此の如く仰せ出され候。

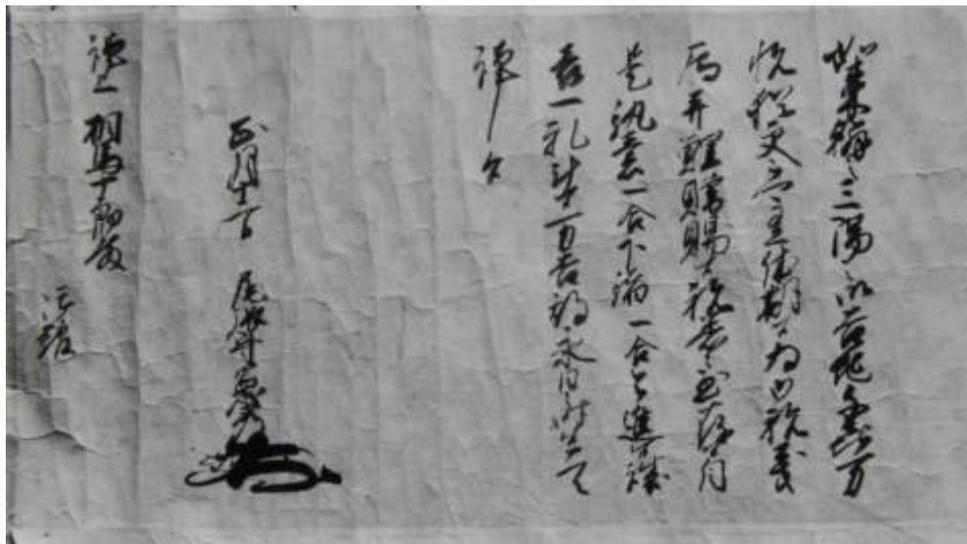
又、御自筆の御端書、

尚々是非四人然るべく候。

解説

豊臣秀吉の大軍を迎えて、小田原城で籠城を続ける北条軍は、武将の皆川広照や成田氏長の離反などもあり、将兵の間に動揺が生じ、士気の衰えが徐々に広がっていった。北条氏の当主氏直は、重臣の意見を聴取した上で、援軍が得られない状況の中ではこれ以上籠城を続けても勝算は見込めないという判断から、秀吉の軍門に降ることに意を決した。そして氏直は、自分が責任をとって切腹するかわりに将兵の命を助けることを条件に、降伏の意志を秀吉に伝えた。秀吉は氏直の殊勝な心がけに感じ入り、氏直を助命して、その代わりに秀吉へ敵対した首謀者というべき氏政と氏照、それに大道寺政繁・松田憲秀の四人に責任をとらせて切腹を命じることによって、小田原戦役を終結させることに決定した。天正十八年七月六日に氏直は小田原城を無血開城し、松田直秀をはじめとして主だった家臣三百人余を引き連れて蟄居を命じられた紀州高野山へと向かい、それによって小田原北条氏は事実上滅亡した。なお、松田憲秀が切腹に至ったのは当初主戦論者であり、22万の大軍に囲まれた後に籠城を主張したが、主戦論者の一人として処断される立場にあったことや、憲秀が秀吉の云う事を聞かずに内応しなかった為であろう。

松田家の歴史



(66) 年未詳一月十二日 松田憲秀、相馬胤永からの年賀の進物に対して返礼の書を送る

松田憲秀書状 (切紙)

如来翰之、三陽之御吉兆千喜万」悦、猶更不可有休期候、為御祝義(儀)」雁井鯉贈賜候、祝着之至存候、自」是紈素一合下緒一合令進候、誠」表一礼計候、万吉期永日之時候、恐々」謹言、

正月十二日 尾張守憲秀 (花押影)

謹上 相馬十郎殿(胤永)

御報

(広瀬晋一氏所蔵文書)

(読み下し)

来翰((らいかん)他から送られて来た手紙)の如く、三陽(春の三か月のこと)の御吉兆千喜万悦、猶更(なおさら)休期あるべからず候』御祝儀として、雁ならびに鯉贈り賜り候。祝着の至りに存じ候。是より紈素((がんそ)白いねりぎぬ)一合下緒((さげお)刀の鞘の栗形に通して下げる紐)一合進ぜしめ候。誠に一礼を表す計りに候。万吉永日の時を期し候。恐々謹言。

正月十二日 尾張守憲秀 (花押影)

謹上 相馬十郎殿(胤永)

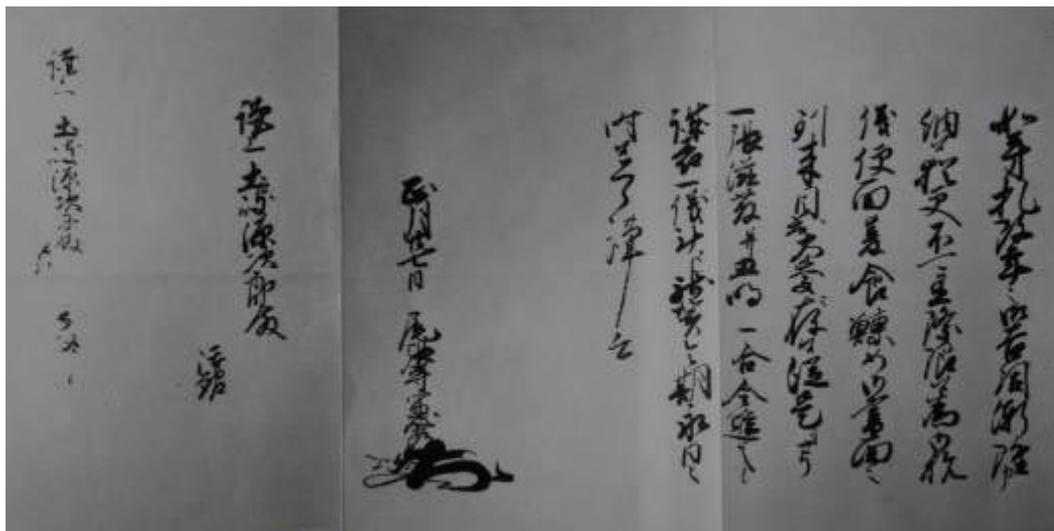
御報(宛名の名前の脇に敬意を表して付ける言葉)

解説

当文書は、相馬胤永より年頭の祝儀として贈られた雁と鯉に対する松田憲秀の返礼の書状である。年代は未詳だが、**松田憲秀**と相馬胤永とに接触がみられるのは、憲秀が北条氏の重臣という立場から常陸・北下総方面の外交を担当していたからであろう。

相馬氏は、茨城県守谷町にある守谷城を拠点として北相馬郡一帯に勢力を広げていた古河公方の旧臣で、反北条氏の関宿梁田氏と親しかったが、天正期になると完全に北条氏の勢力下に属していた。

松田家の歴史



- (67) 年未詳一月二十七日 松田憲秀、土岐治綱からの年賀の進物に対して返礼の書を送る

松田憲秀書状写

如芳札改年之御吉詞、漸雖申」納候、猶更不可有際限候、
為御祝」儀、便面・菱食(喰)・鯺、如御書面之」到来、目出
大慶二存候、従是も弓」一張滋籐并五明一合令進之候、」
誠答一儀計二候、残賀令期永日之」時候、恐々謹言、

正月廿七日 尾張守憲秀 (花押影)

謹上 土岐源次郎殿(治綱)

御報

(読み下し) (秋田県立秋田図書館所蔵 秋田藩採集家蔵文書)

芳札((ほうさつ)他人の手紙の尊敬語)の如く改年の御吉詞(祝辞)、漸く
(ようやく)申し納め候と雖も、猶更際限あるべからず候。御祝儀として便面
(扇の類)・菱食(喰)(ひしくい)・鯺、御書面の如く到来。目出大慶に存じ候。是
よりも弓一張滋籐((しげとう)下地を黒塗りにして、その上を白の引籐で不等間隔に巻
いた弓)ならびに五明(扇のこと)一合これを進ぜしめ候。誠に一儀に答える計りに
候。残賀永日の時を期せしめ候。恐々謹言。

正月廿七日 尾張守憲秀 (花押影)

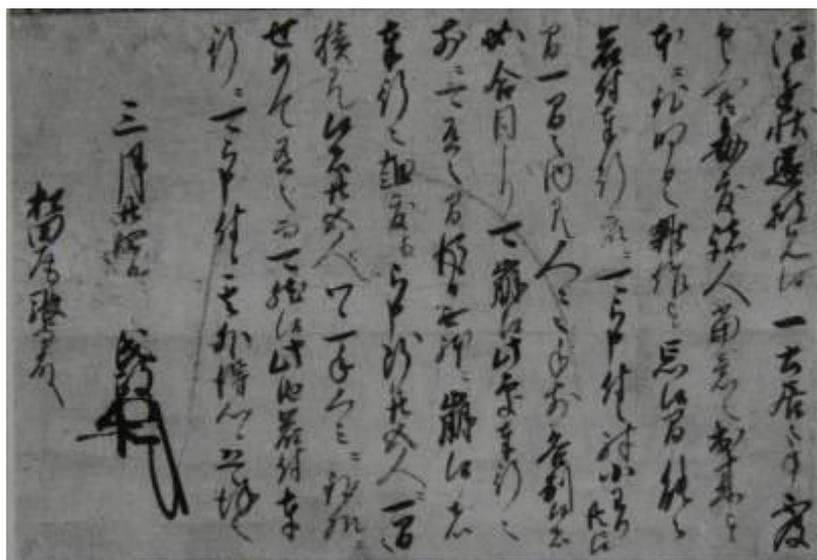
謹上 土岐源次郎殿(土岐治綱)

御報

解説

常陸南部に勢力を持つ土岐氏は、常陸北部の太田城(茨城県常陸大田市)を本拠とする佐竹氏と十五世紀半ば頃より対立を深め、抗争を繰り返していた。そして佐竹氏が越後の上杉謙信と結び、しだいに常陸の南部にまで勢力を強めてくると、土岐氏はこれに対抗するため、天正五年(1577)前後頃、北条氏と友好関係を結ぶに至った。当文書の年代は不明ながら、前号文書と同じく、北条氏の重臣として常陸・下総方面の外交を担当していた松田憲秀が、土岐氏の当主治綱(はるつな)からの年賀の儀礼に返礼した書状である。当時、土岐治綱は江戸崎城(茨城県江戸崎町)主であった。

松田家の歴史



(68) 年未詳三月二十四日 北条氏政、松田憲秀に岩付城普請についての指示を執達させる

北条氏政書状

注進状遂披見候、一土居之事、不及」申候へ共、毎度諸人当意之出来を」本ニ致、明日之雑作を忘候間、能々」岩村奉行衆ニ可被申付候、殊小わり共ニ候」一間之内にて人々之手前ハ各別候者、」必合目より可崩候、此処奉行之」前ニ可有之間、後日無体ニ崩候者、」奉行之越度与被申断、廿五人ニ間之」積にて候者、廿五人ツ、一手くミニ致様ニ、」せめて有之而可然候、此由岩村奉」行ニ可被申付候、其外得心候、恐々謹言、

三月二十四日 氏政（花押）

松田尾張守殿

（海長寺所蔵文書）

（読み下し）

注進状披見を遂げ候。一土居(土手、土塁)の事、申すに及ばず候えども、毎度諸人当意の出来を本に致し、明日の雑作を忘れ候間、能々岩付(埼玉県岩槻市)奉行衆に申し付けらるべく候。殊に小わりともに候間、一間の内にて人々の手前は各別に候わば、必ず合わせ目より崩るべく候。此の処奉行の前にこれあるべき間、後日無体に崩れ候わば、奉行の越度((おちど)過失)と申し断られ、廿五人に一間の積にて候わば、廿五人ずつ一手くみに致す様に、せめてこれありて然るべく候。此の由岩付奉行に申し付けらるべく候。其の外は得心に候。恐々謹言。

三月廿四日 氏政（花押）

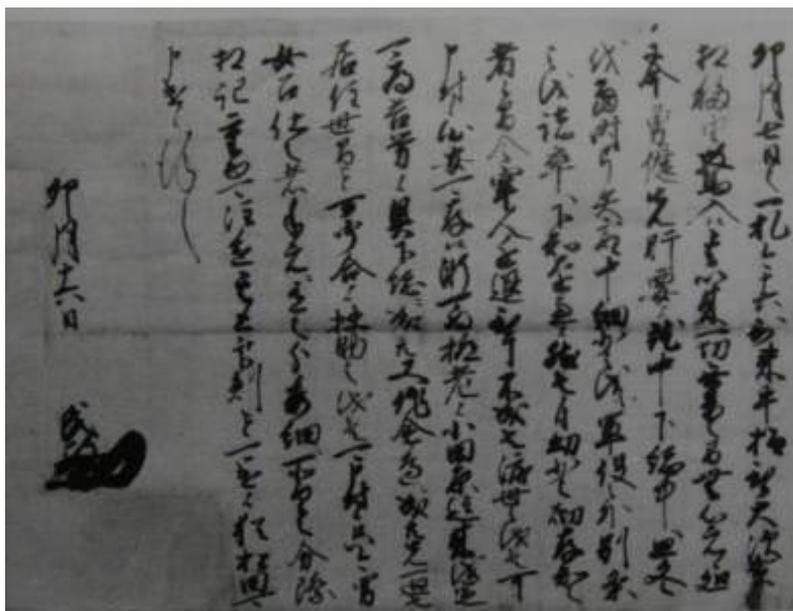
松田尾張守殿

解説

岩付城はもと太田氏の居城であったが、永禄十年(1567)に城主の太田氏資人(うじすけ)が三船山(千葉県君津市)において里見義弘との合戦で討死

松田家の歴史

すると、北条氏による岩付城領の支配が開始された。永禄十三年頃には玉縫城主の北条氏繁が当地を支配していたが、天正二年（1574）頃になると、北条氏政は次男の源五郎を太田氏の養子とし、岩付城に配置した。しかし源五郎が年少であったため、氏政の意を受けた家臣が彼を補佐し城領支配に当たっていた。当文書は北条氏政より**松田憲秀**に宛られたものだが、そこに署名された氏政の花押は天正初年頃より同八年の間にみられる形であることから、この時期に**松田憲秀**が岩付城領の支配に関与していたことが推察される。北条氏政は**松田憲秀**に対して、岩付城を管理するに当っては特に土塁の構築に気を配るよう細かい指示を与えている。



- (69) 年未詳四月十六日 北条氏政、下総辺を流浪する老某に対して扶助を申し出る

北条氏政書状

卯月七日之一札、今十六到来畢、抑至于大須賀」相移由、驚入候、其以来一切無音之間、無心元候処、」于今勇健、先肝要候、就中下総中へ廻文之」儀、当時弓矢最中、細少之儀も、軍役之外別条」之儀、諸卒へ下知遠慮候、然者自幼少之砌、存知之」者候聞、令牢人、進退至于不成者、渡世之儀者可」申付候、心安可存候、漸可為極老候、小田原迄来儀、定」可為苦勞候、奥下総二成共、又作倉辺二成共、先一廻者」居住、世間を可聞合候、扶助之儀者可申付候、只今男」女召仕之者、手元二有之分、委細ニ所望之分際」相記、重而可注進、其上印判を可遣候、猶松田可」申遣候、謹言、

卯月十六日
(宛名欠)

氏政 (花押)

(慶應義塾大学三田情報センター所蔵 反町文書)

松田家の歴史

(読み下し)

卯月(うづき)七日の一札、今十六に到来し畢んぬ(おわんぬ)。抑(そもそも)大須賀(千葉県大栄町大須賀)に相移る由、驚き入り候。其れ以来一切無音の間、心元なく候処、今に勇健、先ず肝要に候。就中((なかんずく) 特に)下総中へ廻文の儀、当時弓矢の最中、細少の儀も、軍役の外別条の儀、諸卒への下知遠慮し候。然れば幼少の砌(みぎり)より、存知の者に候間、牢人せしめ、進退成らざるに至りては、渡世の儀は申し付くべく候。心安く存ずべく候。漸く(ようやく)極老たるべく候。小田原迄来る儀、定めて苦勞たるべく候。奥下総に成り共、又佐倉辺(千葉県酒々井町本佐倉)に成り共、先ず一廻りは居住し、世間を聞き合わすべく候。扶助の儀は申し付くべく候。只今男女召し仕えの者、手元にこれある分、委細に所望の分際柏記し、重ねて注進すべし。其の上印判を遣わすべく候。猶**松田**申し通わすべく候。謹言。

卯月十六日
(宛名欠)

氏政(花押)

解説

下総の千葉氏や原氏と友好的な関係を結び、北部を除く下総をほぼ勢力圏内に治めた北条氏政が、幼少の頃からの知人で、今では年老いて牢人身分となり下総あたりを流浪する某に対して、自ら扶助を申し出たものである。松田家が氏政と某の間の取り次ぎ人となっている。当文書は無年号だが、氏政の花押から天正八年(1580)以降のものと推定される。

「雑学」 ~~~~~

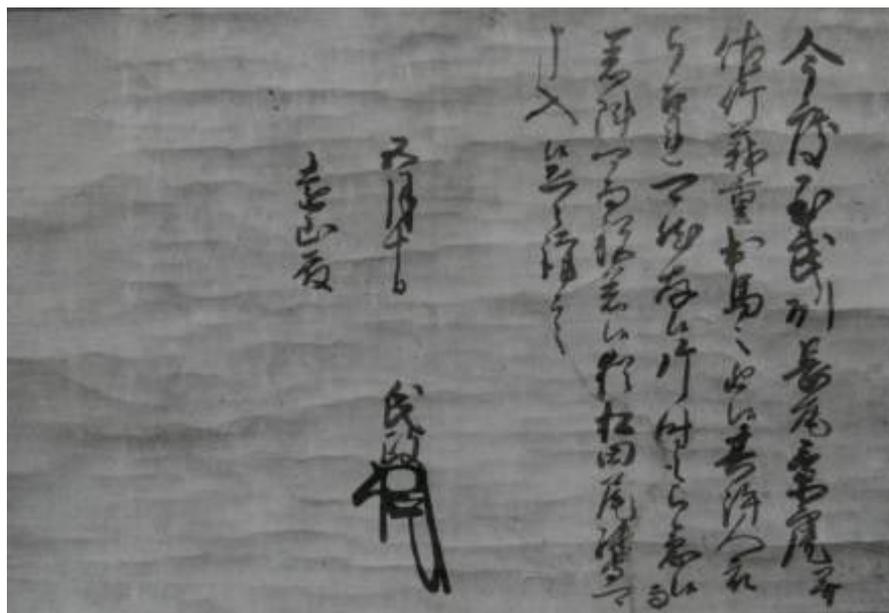
「氏姓の由来」

平安時代の末期になると日本全国で藤原姓が非常に多くなり、混乱をきたすようになった。その為に新しい氏姓を名乗る家が出てきた。新姓は土地の名に由来するものが70~80%と非常に多く、これに続き、職業、役職等に由来するものであった。

例えば栃木県佐野の藤原が佐藤、伊勢の藤原が伊藤、加賀の藤原が加藤、近江の藤原が近藤、尾張の藤原が尾藤、武蔵の藤原又、武者所の藤原が武藤、等である。佐藤姓に付いては佐渡守又は左衛門尉という身分の藤原から付けたとも言われている。

我が松田は相模松田郷に因るものであり、他に地名に因るものは田中、伊東、河津、宇佐美、土肥、大森、足利、結城、小山、西郷、池田、石川、石田、大友、大野、等々である。

松田家の歴史



- (70) 年未詳五月十日 北条氏政、上杉謙信・佐竹義重の
軍事行動に備えるため遠山氏に出陣を促す

北条氏政書状

今度至武州、長尾景虎并」佐竹義重出馬之由候、其許人衆」被召連、可然存候、片時も被急候而着陣、」可為祝着候、猶松田尾張守可」申入候、恐々謹言、

五月十日
遠山殿

氏政（花押）

（早雲寺所蔵文書）

（読み下し）

今度武州に至り、長尾景虎(上杉謙信)ならびに佐竹義重出馬の由に候。其許(そこもと)大衆を召し連れられ、然るべく存じ候。片時も急がれ候て着陣、祝着たるべく候。猶**松田尾張守**申し入るべく候。恐々謹言。

五月十日氏政（花押）

解説

長尾景虎（上杉謙信）や佐竹義重の軍勢との合戦が間近に迫っている中で、北条氏政から遠山氏への出陣の督促状である。**松田憲秀**が口上の使者として遣わされており、事態は相当緊急性を帯びているように記されている。北条氏が佐竹氏と対立を深めるのは永禄期からで、天正二年（1574）の北条氏による梁田晴助・持助父子の関宿城（千葉県関宿町）攻めに際しては、長尾景虎や佐竹義重らが梁田氏救援に駆けつけている。当文書はそれらの動向と関わりがあるものと思われるが、内容・形式ともになお検討を要す。

松田家の歴史

(71) 年未詳五月二十九日 北条氏、北条氏照や松田家などの武將に
軍事上の架橋を命じる

北条氏朱印状写
塀和陣之後、往覆之」橋可掛事、
一手組

源三殿 松田 遠山 富永 内藤 笠原 両山中
以上

右、両陣之往覆」不成候間、明日早々」出来候様二可被
相稼候、」一筋をは、自当」陣之衆可掛候、」仍如件、
(虎朱印影)

五月二十九日

(東京大学史料編纂所所蔵影写本 佐藤行信氏所蔵文書)

(読み下し)

塀和(はが)陣の後、往覆(おうふく)の橋掛くべき事。
一手組

源三殿(北条氏照) 松田 遠山 富永 内藤 笠原 両山中
以上

右、両陣の往覆成らず候間、明日早々出来(しゅったい)候様に相稼が
るべく候。一筋をば、当陣の衆より掛くべく候。仍て件の如し。
(虎朱印影)

五月二十九日

解説

当文書は、出陣時における将兵や兵糧(ひょうろう)の移動を円滑にするた
めに、北条氏が北条氏照や松田家などの主だった武將に橋を架けるよ
う命じたものである。この橋は応急の架設と考えられるので、恐らく河川に
多数の舟を並べてその上に板を渡した舟橋であろう。文中の塀和陣につい
ては不明である。

「雑学」 ~~~~~

{ { 「中臣(藤原)姓の後裔」
{ { 松田、波多野、大友、近衛、鷹司、九条、二条、阿部、峰田、
{ { 中村、河村、赤尾、津島、生田、三条、四条、土御門、栗原、
{ { 香取、向井、中川、小泉、岩田、岡田、沢村、狭山、馬場、
{ { 平岡、村山、沼田、等々である。
{ { ~~~~~

松田家の歴史

(72) 年未詳六月二十日、北条氏政、酒井康治の忠節を賞し、
松田憲秀（カ）を使者として秘蔵の脇差を贈る

北条氏政書状案写

計策状者到来候、真実之心底歴」然候、数代乏上下与ハ
相巷候、如斯之」手扱、忠儀不浅次第候、本意之上一
途」可令報謝候、猶松田可申候、将又此脇差」長吉秘蔵
候間進候、恐々謹言、

六月廿日

氏政書判

酒井伯耆守殿

(国立公文書館内閣文書所蔵 古文書十一所収)

(読み下し)

計策の状は到来候。真実の心底、歴然に候。数代の上下とは相替わり候。斯くの如きの手扱い、忠義浅からざる次第に候。本意の上一途、報謝(物を贈って恩に報いる)せしむべく候。猶松田申すべく候。将又此の脇差長吉、秘蔵候の間、進ぜ候。

恐々謹言。

六月廿日

氏政書判

酒井伯耆守(ほうきのかみ)殿 (土気城(千葉県土気町)主の酒井康治)

解説

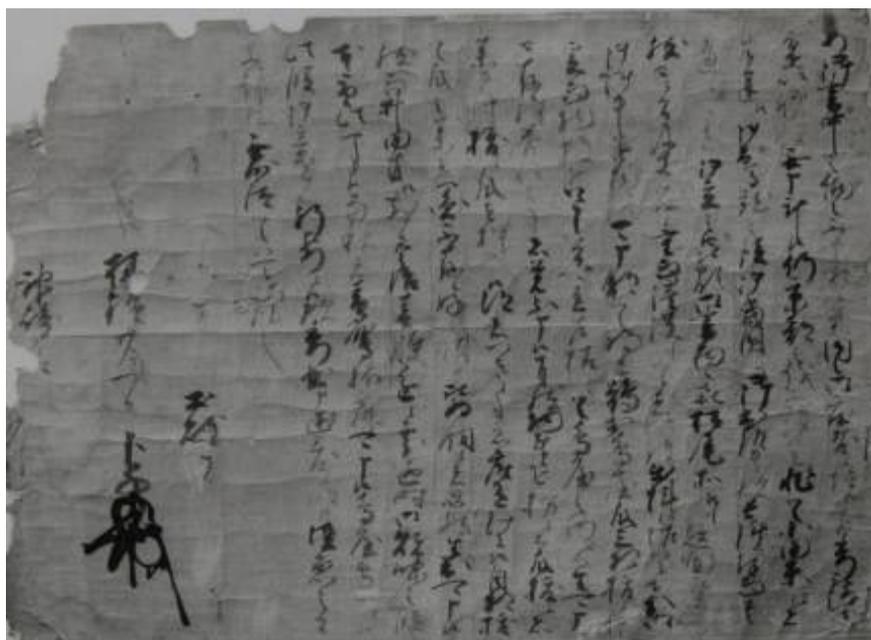
北条氏のために忠節を尽くした酒井康治に対して、北条氏政がその行いを賞し、秘蔵の脇差を贈った時の書状である。松田憲秀（カ）が使者となっている。

「雑学」

「日本全国の松田姓について」

日本全国の氏姓は約 14 万と言われ、松田姓は多い順で約 80 位、全国約 28 万人と推定される。我が松田一族は「藤原秀郷流波多野氏族」である。他に松田を称するものには「丹波藤原姓公親流」「蒲生氏族」「佐々木氏族」「三宅氏族」「河野氏族」等がある。石川県、福井県、岡山县、広島県、島根県、鳥取県、香川県、京都府、三重県、東京都、山梨県、長野県、埼玉県、群馬などの松田姓は我が松田家と同じ一族である可能性がある。

松田家の歴史



- (73) 年未詳六月二十一日 土岐頼基、神崎氏に豊臣秀吉の
 関東出陣の動静などを伝える

土岐頼基書状

如御書中之、細々不申承候条、内々御床敷候境節、委被仰越」寔以欣悦無申計候、仍京都之儀、不泊是非候、小田原江者、」半途江御出馬、就之從御当国も御出勢候様、長陣ニ付而、貴」辺も可有御立之由、被頭御書面候喜、松尾所江も這回被立可」然由候間、及支度候、重而催役も候者、可致出陣候、佐(左)候者、於御」御陣中遂面謁、可申舒候、将亦鶻於鳥屋爪三相抜候哉、」定而物数をいたし候間、可有左様ニも候、鳥屋之内二而生可申」由存候、殊養性(生)之事者覚不申候、自然物などを撈候而爪抜候者、」薬を付、抜候爪を押入候得者、つき候事者座有けに候、自相抜」候爪之薬者、一円不存候、好々飼を被為飼候者、必然生出可申候、」然而井田方江前日宇治青搜進候処、酒時御翫味之段、」本望此一事候、当秋者青鷹振舞可申候、鳥屋専一二候、」此段御意見肝要ニ鹿様、委曲申述度候得共、没急之間、」早報非無沙汰候、恐々謹言、

土岐

林鐘廿一日 卜千 (花押)
 神崎殿 御報

(神崎好信氏所蔵文書)

松田家の歴史

(読み下し)

御書中の如く、細々申し承らず候条、内々御床敷く(ゆかしく)候境節(その折)、委(くわ)しく仰せ越され、寔(まこと)に以て欣悦申す計りなく候。仍て京都の儀、是非に泊(落着)らず候。小田原へは半途へ御出馬、これに就いて御当国よりも御出勢候様、長陣に付いて、貴辺も御立ちあるべきの由、御書面を躰わされ候いき。松尾所(松田憲秀)へも這回((しゃかい)この度)立てられ然るべき由に候間、支度に及び候。重ねて催役も候わば、出陣致すべく候。さ候わば、御陣中に於て面謁(めんえつ)を遂げ、申し舒(の)ぶべく候。将亦(はたまた)鶺鴒(はやぶさ)鳥屋に於て爪を三相(さんあい)抜き候哉、定めて物数をいたし候間、左様にもあるべく候。鳥屋の内にて生え申すべき由に存じ候。殊に養生の事は覚え申さず候。自然物などを撈り候て、爪を抜き候わば、薬を付け、抜き候爪を押し入れ候えば、つき候事は座ありげに候。自と相抜け候爪の薬は、一円に存ぜず候。好々飼をなされ飼い候わば、必然に生え出で申すべく候。然して井田方(坂田城(千葉県横芝町)主の井田胤徳)へ前日宇治青搜進らせ候処、酉時((ないじ)すぐその時)御翫味の段、本望此の一事に候。当秋は青鷹振舞い申すべく候。鳥屋専一に候。此の段御意見肝要に候様、委曲(事情や状態などが、詳しく細か)申し述べたく候えども、没急の間、早報無沙汰に非ず候。恐々謹言。

土岐(ときぼくぜん)

林鐘廿一日

ト千(花押)(常陸国江戸崎(茨城県江戸崎町)に勢力を持っていた土岐氏の一族で、久野城(茨城県牛久市久野)主。実名は頼基。

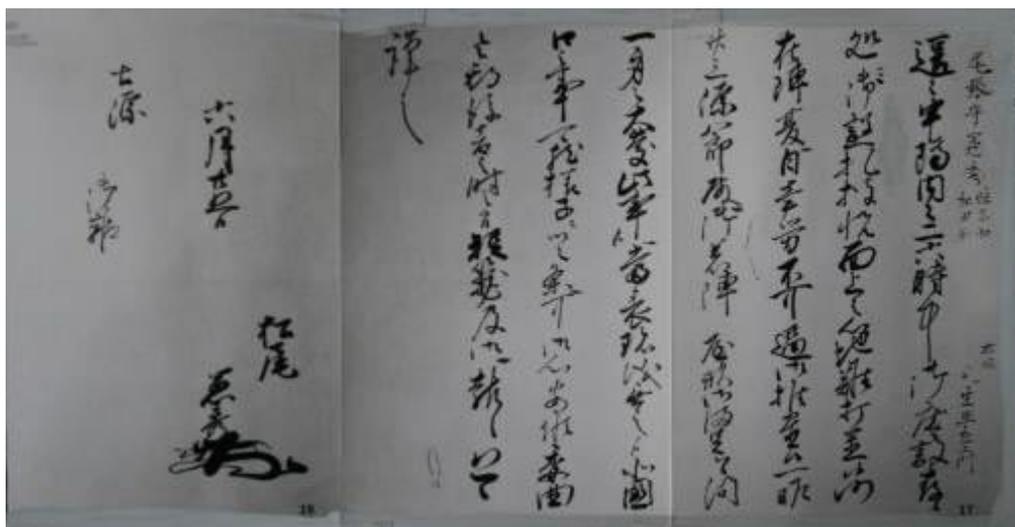
神崎殿((こうさき)下総国神崎(千葉県神崎町)の地に居住した、千葉氏庶流の神崎氏))

御報

解説

豊臣秀吉は、天正十五年に九州の島津義久を屈服させると、しだいに関東・奥州へと目を向けるようになった。当文書は土岐頼基が友好関係にあった神崎氏に対して、豊臣秀吉と北条氏が対立を深めていく中での近況を報じたものである。秀吉の関東出陣が噂される中で、北条氏は下総・常陸方面の諸領主に軍勢の催促をしきりに行っていたらしく、文中にその交渉に当たっていた**松田憲秀**の名がみられる。

松田家の歴史



- (74) 年末詳六月二十五日 松田憲秀、土岐治綱に書状を送り
治綱の弟土岐胤倫の着陣を賞する

松田憲秀書状写

遥々申隔、内々二六時中御床敷存候」処ニ、御懇札披
悦(閱カ)、面上之心地難打置候、仍」在陣夏日辛勞、不可過御
推量候、一昨」廿三、源八郎殿御着陣、屋形御満足候
間、」一身之大慶此事候、当表珍儀無之候、北国」口之
事、可然様子二候条、可御心安候、委曲」会期後音之時
之間、短筆及御報候、恐々」謹言、

六月廿五日 松尾憲秀 (花押影)

土源
御報

(秋田県立秋田図書館所蔵. 秋田藩採集家蔵文書)

(読み下し)

遥々(はるばる)申し隔て、内々二六時中(一昼夜)御床敷く存じ候処に、御
藩札を披閱(開いて見る)し、面上(対面)の心地打ち置き難く候。仍て在陣、夏
日の辛勞、御推量に過ぐべからず候。一昨廿三、源八郎殿(江戸崎城主土岐治綱
の実弟で、龍ヶ崎城主であった土岐胤倫(たねとも))御着陣、屋形(北条氏政)御満足
に候間、一身の大慶此の事に候。当表珍儀これなく候。北国口の事、然るべ
き様子に候条、御心安かるべく候。委曲(詳しく細かな)後音の時を期せしむ
るの間、短筆の御報に及び候。恐々謹言。

六月廿五日 松尾憲秀 (花押影) (松田憲秀)

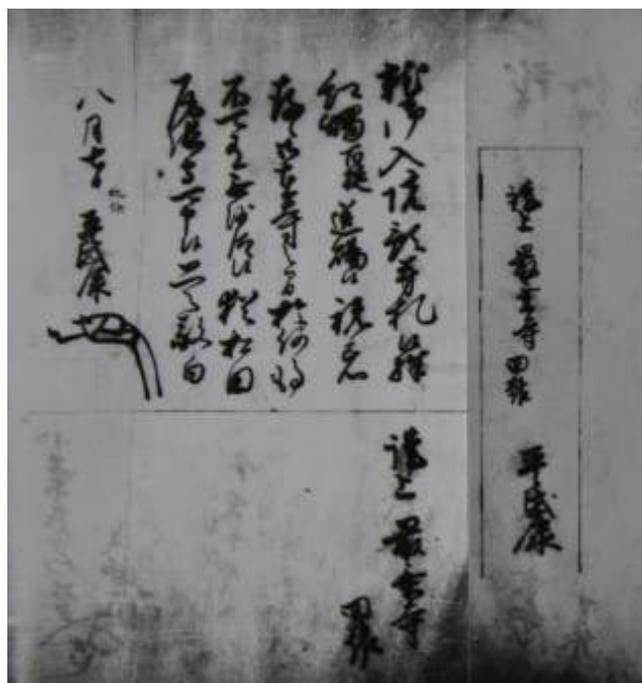
土源 御報 (土岐源次郎の略称、土岐治綱のこと)

解説

北条氏は永禄末年より岩付城(埼玉県岩槻市)の直轄支配を開始し、それを
軌道に乗せると、常陸方面への進出を積極的に画策した。天正五年(1577)頃

松田家の歴史

には、前線の飯沼城（現在は逆井城と呼ばれている。茨城県猿島町逆井）に、玉縄城主の北条氏繁を配置し、土岐・岡見・菅谷氏ら北条氏と友好関係にあった周辺諸領主と共に、南下する佐竹氏や多賀谷氏に備えた。当文書は、その頃のものとして推定される。松田憲秀は江戸崎城主の土岐治綱に対して在陣の労をねぎらい、治綱の弟胤倫の着陣に北条氏政が満足していることを伝えると共に、敵との対陣において自軍が不利となるような状況にはならないであろうと述べている。



- (75) 年未詳八月七日 北条氏康、最乗寺住職より贈られた進物に対して
礼状を送る

北条氏康書状写
「謹上 最乗寺 平氏康
回報」

就御入院、預芳札候、殊「紅燭百挺、送賜候、祝着」存
候、御在寺之間、於何事も不可有無沙汰候、猶松田」
尾張守可申候、恐々敬白、

「北条」（異筆）

八月七日 平氏康（花押影）
謹上 最乗寺
回報

国立公文書館内閣文庫所 蔵
州文書所収 府内総泉寺所蔵

（読み下し）

御入院（じゅいん）僧が住職となって寺院に入る）、に就いて、芳札（他人の手紙に
対する敬称）に就いて、芳札に預り候。殊に紅燭百挺、送り賜り候。執着に存じ候。

松田家の歴史

御在寺の間、何事に於いても無沙汰あるべからず候。猶松田尾張守申すべく候。
恐々敬白。

「北条」(異筆)

八月七日 平氏康(花押影)(平と記入されていることで氏康の初期
の文書であることがわかる)

謹上 最乗寺
回報(返事の書状)

解説

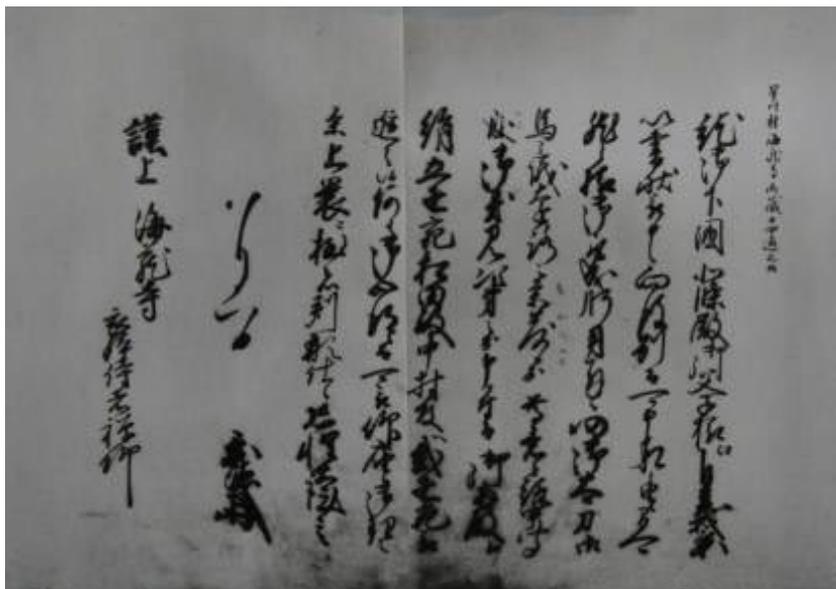
この書状は、輪住制によって入院した最乗寺任職が、入院の挨拶として北条氏康に紅燭を贈ったことへの礼状である。松田尾張守が氏康の使者となっているのは、最乗寺が松田家の所領の狩野庄内にあったからであろう。当文書の年代は、北条氏康の花押の形態が弘治年間から永禄初年にかけてのもので推定されるので、**松田尾張守とは憲秀の父盛秀**のことと思われる。最乗寺と北条氏との関わりを示す史料については、他に『異本小田原記』がある。永禄三年(1560)の項には「其年の八月、足柄の城御普請御順見の為に御馬出さる。御帰りに、関東の最乗寺へ御参詣あり。当寺開山了庵和尚、此山に山居ありしを、大森寄栖庵常に信じ、此寺を建立しける。されば関東・奥州まで、此の和尚の法孫として、諸寺悉く当寺の住を勤め、一年替に輪番なり、七堂伽藍の建立なり、七月廿八日、彼住専替りなり。(中略)大風悉く吹落ち、寺の尾根皆吹取りて去る。真に風もなく晴れたる天氣に、如此の事、天狗の所意無疑と御信仰あり、即普請仰付けられ、本の如く修造ありし、(後略)」とあり、北条氏康が最乗寺再建に協力したことが記載されているが、荒廃した堂宇を氏康が修造した可能性は十分あるものと思われる。

「雑学」

「百八ッ火」

「ひゃくはって」と読み、太陽が西に傾きかける頃、松田山の頂に松明がともる。その昔、松田城落城の時、農民達が落ち武者を導くため焚いた送り火とも言い、松田町の夏の終わりを告げるイベントになっている。

松田家の歴史



- (76) 年未詳八月八日 朝倉義景永平寺より帰途につく海蔵寺住僧に北条父子への進物を託す

朝倉景德書状写

就御下国、北条殿御父子様江自義景」以書状被申候、向後別而可申承之由候間、可」然候様、御取成肝用(要)存候、ノ仍御太刀・御」馬之儀、遠路之条、如何候旨、尊意之趣申聞」候処、御異見次第之旨申二付而、御兩殿江絹五疋宛、**松田殿・中村殿**へ式疋宛被」進之候、何も御心得候而、可被仰居候、御理之」条、上裏二拙者判形仕候、恐惶謹言、

八月八日 景德 (花押影)
謹上 海蔵寺 衣鉢侍者禅師

国立公文書館内閣文庫所蔵 相州文書所収 足柄下郡早川村海蔵寺所蔵

(読み下し)

御下国(げこく)に就いて北条殿御父子様へ義景より書状を以て申され候。向後(きょうご)別して申し承るべきの由に候間、然るべく候様、御取り成し肝要に存じ候。仍て御太刀・御馬の儀、遠路の条、如何に候旨、尊意の趣申し聞き候処、御異見次第の旨申すに付いて、御兩殿へ絹五疋宛(ずつ)**松田殿・中村殿**へ式疋宛これを進ぜられ候。何れも御心得候て、仰せ届けらるべく候。御理(ことわり)の条、上裏に拙者判形(はんぎょう)仕り候。恐惶謹言。

八月八日 景德 (花押影)
謹上 海蔵寺 衣鉢侍者禅師(いふじしゃぜんじ)

(衣鉢侍者とは僧侶に送る書状の宛名に添える脇付、海蔵寺は小田原市早川に所在する曹洞宗の古刹)

松田家の歴史

解説

海蔵寺の住僧が越前国永平寺（福井県永平寺町）から帰途につくにあたり、朝倉義景より北条父子（氏康と氏政カ）への書状を託され、朝倉と北条の両氏が友好的関係を結ぶための取り成しを依頼された。義景は北条氏への贈答として絹10疋を贈り、北条家臣である**松田家**や中村氏にもそれぞれ絹二疋ずつを贈った。景徳は、朝倉氏の一族で、義景の支えとなって活動していた人物と見られる。

(77) 年未詳八月二十三日 北条氏、兵糧三俵を一宮へ搬入するよう桑原五郎左衛門尉に命じる

北条氏朱印状写

一宮へ之兵糧三俵、来」廿六日を切而指越、松田」代二相渡、可取請取、彼」兵糧用二立様二可申」付候、仍如件

(虎朱印影)

八月廿三日

桑原五郎左衛門尉殿

国立公文書館内閣文庫所蔵 相州文庫所収 足柄下郡荻窪村音曲舞太夫所蔵

(読み下し)

一宮への兵糧三俵、来る廿六日を切りて指し越し、**松田**代に相渡し、請取を取るべし。彼(か)の兵糧、用に立つ様に申し付くべく候。仍て件の如し。

(虎朱印影)

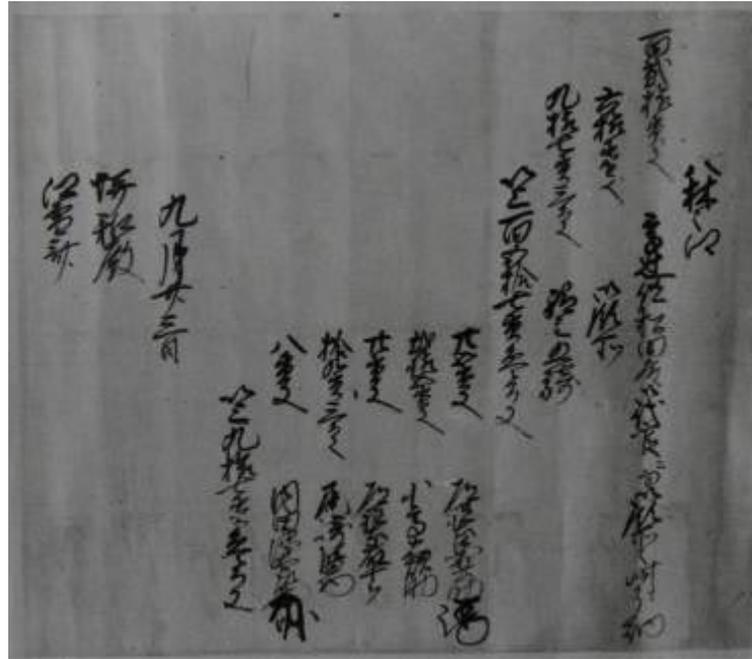
八月廿三日

桑原五郎左衛門尉殿

解説

北条氏が、一宮へ兵糧一俵を搬入するよう桑原五郎左衛門尉に命じたものである。兵糧の請取人は**松田家**の代官となっている。

松田家の歴史



(78) 年未詳九月二十三日 八林郷の土豪道祖土凶書助ら五名、北条氏の家臣併和・板部岡両氏に郷中の総貫高を報告する

北条氏給人衆知行書立

八林之郷

百貳拾貫文 高辻、但松田殿御代官二而御領所之時分納、

六拾貫文 御領所
九拾七貫三百文 給之五騎
以上百五拾七貫参百文

廿五貫文 道祖土凶書助（花押）
貳拾五貫文 小高大炊助
廿貫文 道祖土藤十郎
拾九貫三百文 尾崎監物
八貫文 内田源太左衛門（花押）
以上九拾七貫参百文

九月廿三日

併和殿
江雪齋

(道祖土武氏所蔵文書)

(読み下し)

八林の郷(埼玉県川島町八ツ林)
百貳拾貫文 高辻(合計)、但し松田殿御代官にて御領所の時分の納め。
六拾貫文 御領所(ここでは北条氏の直轄領)

松田家の歴史

九拾七貫三百文 給之五騎
以上百五拾七貫参百文

廿五貫文 道祖土図書助（花押）（(さいどずしょのすけ) 八林郷の土豪で、もとは岩付城主の太田氏に仕えていたが、岩付城領が北条氏の支配下に置かれるようになってからは、北条氏の給人（きゅうにん）として所領を与えられていた。）

式拾五貫文 小高大炊助(おおいのすけ)

廿貫文 道祖土藤十郎

拾九貫三百文 尾崎監物

八貫文 内田源太左衛門（花押）

以上九拾七貫参百文

九月廿三日

併和殿((はが) 北条氏の家臣)

江雪斎(北条氏の家臣の板部岡江雪斎融成)

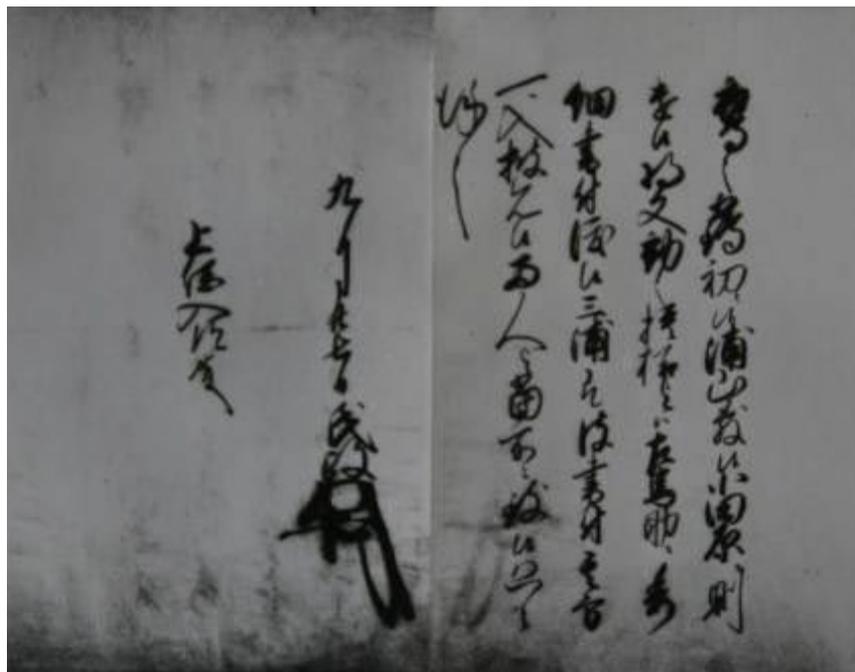
解説

八林郷は北条氏の直轄領と私領が混在しており、60貫文が直轄領で97貫300文が私領であった。私領については、道祖土図書助ら五名の北条氏家臣に給地として与えられていた。当文書は、八林郷の土豪道祖土氏ら五名が、北条氏の直轄領と私領の現況を北条氏に報告した時のものである。松田家が代官を務めていた時の当郷の総貫高は、120貫文であったと記されている。

中世の城郭



松田家の歴史



- (79) 年未詳九月二十七日 北条氏政、北条綱成に対して進物の礼と、在陣中の状況を報じる

北条氏政書状写

鷹之鶴初二候、浦山敷候、小田原へ則」遣候、将又動之模様をハ、左馬助二委」細書付渡候、三浦にて彼書付、其方」可入披見候、兩人を当所二致候、恐々」謹言、

九月廿七日

氏政（花押影）

上総入道殿

国立公文書館内周文庫新蔵 相州

書所収 高座郡大久保町対助所蔵

(読み下し)

鷹の鶴(鷹狩で鷹が捕った鶴)初めてに候。浦山敷く候。小田原へ則ち遣わし候。将又動(はたまたはたら)きの模様をば、**左馬助(松田直秀)**に委細の書付渡し候。

九月廿七日

氏政（花押影）

上総入道殿（玉縄城（鎌倉市城廻）主であった北条綱成）

解説

北条綱成から陣中に贈られてきた鶴に対する北条氏政の所感と、在陣中の状況を三浦半島に駐留する綱成に報じた書状である。その使者になったのが**松田直秀**であった。北条氏は房総半島の戦国大名里見氏と天文六年（1537）頃より敵対関係にあった。そのような中で、北条氏は三浦半島の浦賀城（横須賀市東浦賀町）や三崎城（三浦市城山町）を、里見氏は房総半島の百首城（千葉県富津市竹岡）等をそれぞれ水軍の根拠地として抗争を繰り返していた。当文書の年代は未詳ながら、北条氏政の花押により、元龜元年（1570）頃から、北条・里見の両氏が同盟を結ぶ天正五年（1577）頃までのものと推定される。

松田家の歴史

(80) 年末詳十月二十九日 北条氏、岡本政秀に「折とりかけ馬」の儀式の奉行を命じる

北条氏朱印状写

折とりかけ馬之事
五疋松田尾張 壹疋笠原藤左衛門 一疋南条駿河守 一疋椿川 一疋遠山 壹疋大道産(彦)九郎 一疋布施善三 式疋同佐渡守 一疋板部彦三郎 以上十四疋、御こしかき、五人拵和伊予守 三人 山角四郎左衛門 六人御定之御こしかき安藤豊前、以 上十四人、右、馬・こしかき、明日七太鼓待合二相集 請取、六郎殿如下知可相渡、入精可走廻者也、依而 如件

十月二十九日(虎朱印) 岡本越前守(政秀)

(東京大学史料編纂所蔵謄写本 安得虚子十所収)

(読み下し)

折とりかけ馬の事(馬・輿を繰り出しての儀式と見られるが、具体的な内容は不詳) 五疋松田尾張 壹疋笠原藤左衛門 一疋南条駿河守一疋椿川 一疋遠山 壹疋大道寺産九郎 一疋布施幸三式疋同佐渡守 一疋板部彦三郎 以上十四疋、御輿舁((こしかき)輿を担ぐこと、担ぐ人)、五人拵和(はが)伊予守 三人 山角四郎左衛門 六人御定の御輿舁安藤豊前、以上十四人。右、馬・輿舁、明日七太鼓を待ち合いに相集め請け取り、六郎殿(北条氏康の子息)の下知の如く相渡すべし。精を入れ走り廻るべきもの也。よって件の如し。

十月二十九日(虎朱印) 岡本越前守(政秀)

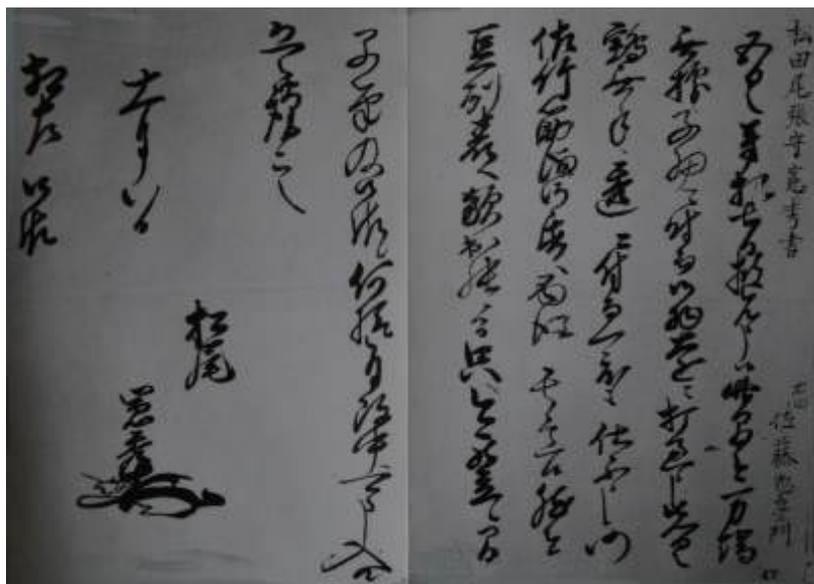
解説

「折とりかけ馬」の儀式が挙行されるに際して、北条氏が主だった家臣に馬や輿舁を割り当た時の朱印状である。この文書の奉者の位置にある岡本政秀がその奉行人に選ばれたらしく、北条六郎の指示に従い行動するように命じられている。岡本越前守はこの朱印状の受取人であろう。

「雑学」 ~~~~~

「風魔小太郎」
風魔一族は1495~1590年の間、北条家に仕えた。首領は佐々小太郎と名乗り、この風魔小太郎は五代目と言われている。風魔一族はもともとは北条早雲が馬術を見込んで、家来にしたという。しかし、風魔は忍者であり、奇襲や諜報、流言等の戦法を得意とした。松田憲秀はこの風魔小太郎をよく使ったという。風魔一族は北条家滅亡後、江戸に入り、北条家の仇の徳川家の領地を荒らし廻り、略奪を繰り返し、死ぬまで徳川家に刃向かったという。

松田家の歴史



- (81) 年未詳十一月八日 松田憲秀、相馬治胤の通報により佐竹氏の動向を知る

松田憲秀書状写

五日之芳札、七日披見申候、此間迄万端」無抛子細二付而、御物遠二打過申候、先日之」鶴、無手透二付而、一度も仕不申候、仍」佐竹筋儀、御紙へ面、得其意候、然者」豆州表へ敵出張候間、只今罷立候間、」早筆及御報候、何様自陣中可申入候、」恐々謹言、

十一月八日 松尾憲秀（花押影）

相左

御報

（秋田県立秋田図書館所蔵 秋田藩採集家蔵文書）

（読み下し）

五日の芳札、七日披見申し候。此の間迄万端抛（よんどころ）なき子細に付いて、御物遠に打ち過ぎ申し候。先日の鶴（ぬえ（大ききが鳩に似て、体は黄赤色をした鳥））手透なきに付いて、一度も仕り申さず候。仍て佐竹筋の儀、御紙へ面し其の意を得候。然れば、豆州表へ敵出張り候間、只今罷り立ち候間、早筆御報に及び候。何様にも陣中より申し入るべく候。恐々謹言。

十一月八日

松尾憲秀（花押影）（松田憲秀）

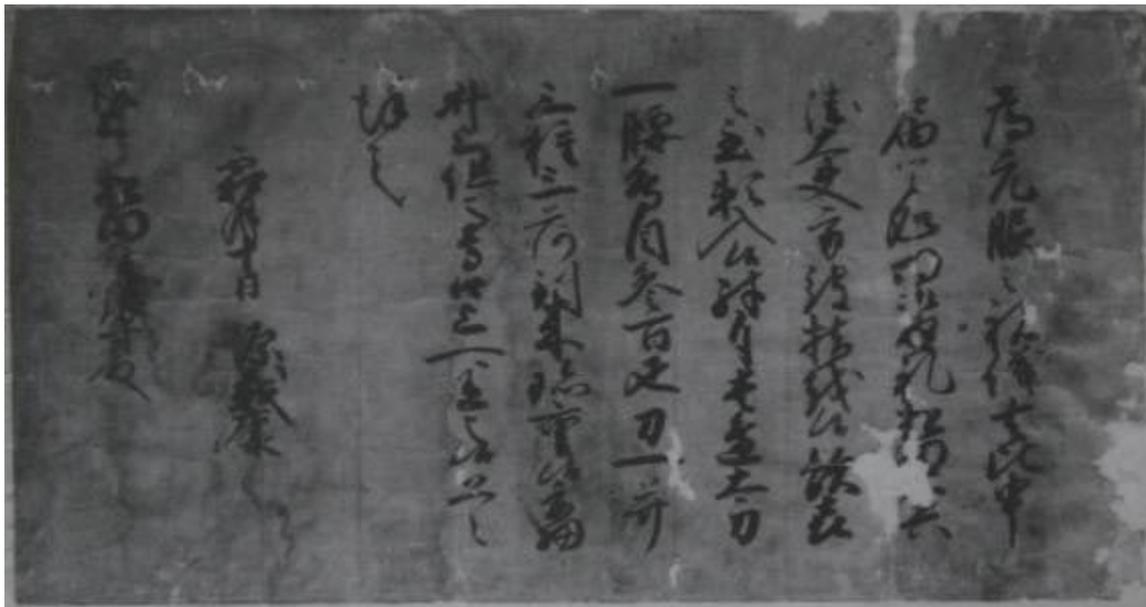
相左（相馬左近大夫の略称。相馬治胤のこと）

御報

解説

松田憲秀が、北条氏と友好関係にあり下総相馬地方（茨城県取手市・守谷町周辺）で勢力を持っていた相馬治胤（はるたね）に宛た書状である。憲秀はその中で治胤からの書状により常陸の佐竹氏の動きを知ることができたことや、敵（武田軍力）が伊豆へ進出して来たので自分は直ちに出陣することになったが、詳しくは陣中より知らせると述べている。

松田家の歴史



- (82) 年未詳十一月十日里見義康、松田憲秀に対して
祝儀に関わる返書を送る

里見義康書状案

為元服之祝儀、去比申」届候処、為御返礼松田右兵」衛
大夫方被指越候、歎喜」之至頼入候、殊自貴辺太刀」一
腰、鳥目参百疋、刀一并」三種三荷到来、珍重候、委細」
井上但馬守口上、可有之候、恐々」謹言、

霜月十日

源義康(里見義頼の子で、義頼のあと里見氏の当
主となった)

謹上 松田尾張守殿

(手力雄神社所蔵文書)

(読み下し)

元服の祝儀として、去るころ申し届け候処、御返礼として、**松田右兵衛大夫(松田康長)**方を指し越され候。歎喜の至り頼み入り候。殊に貴辺より太刀一腰、鳥目(錢)参百疋、ならびに三種三荷到来。珍重に候。委細は井上但馬守(里見氏の家臣)口上、これあるべく候。恐々謹言。

解説

当文書は、元服の祝儀に関わる里見義康から**松田憲秀**への書状の案文'(あんもん)である。文中で里見義康は、元服の祝儀の返礼として**松田康長**が義康のところへ赴き松田憲秀からの進物を贈呈したことに対して、謝意を述べている。

松田家の歴史

(83) 年未詳十一月二十一日 北条氏の家臣松田康長ら四名、
三島護摩堂に制札を下す

松田康長等連署制札写

制札

三島於護摩堂之藪、竹木勢」取者有之者、相断急召連可
来者也、仍如件、

霜月廿一日 焔和伊予守（花押）
護摩堂寺内 山角上野介（花押）
松田右兵衛大夫（花押）
伊東助十郎（花押）

（東京大学史料編纂所蔵影写本 小出文書）

（読み下し）

制札（禁止の事項や布告などを書いて、路傍や辻に立てた札で、

直接墨書したものと・文書を木札に貼付けたものがある）

三島（静岡県三島市）護摩堂の藪に於て、竹木を剪り取る者これあらば、相断り
急ぎ召し連れ来るべきもの也。仍て件の如し。

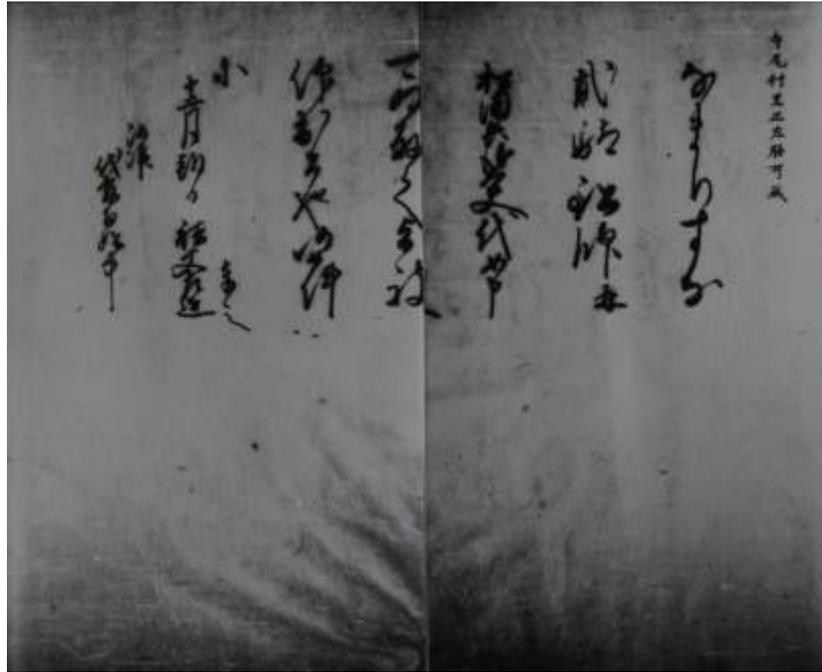
霜月廿一日 焔和伊予守（花押）
護摩堂寺内 山角上野介（花押）
松田右兵衛大夫（花押）（松田康長）
伊東助十郎（花押）

解説

三島護摩堂の所有林での竹木伐採の禁止をうたったもので、違犯者を直ちに
召し連れよ、と厳しい姿勢を示している。本制札は護摩堂敷地内に掲げら
れたが、北条氏家臣の**松田右兵衛大夫**など四名の連署となっている。

「雑学」 ~~~~~
{ 「遠山の金さん」
{
{ 『小田原旧記』によれば、遠山氏は伊豆衆二十家の一であり、
{ 後北条氏草創以来の譜代家臣であった。そして、松田家・大道寺
{ 氏とともに後北条氏の三家老として重きをなした。三番家老の遠
{ 山家は北条家滅亡後徳川家に召し抱えられ、一族より「遠山の金
{ さん」を輩出することになる。
{
~~~~~

# 松田家の歴史



(84) 年未詳十二月一日 北条氏邦 (カ)、河津の代官・百姓中に対して鉛砂二駄を採取するよう命じる

北条氏邦朱印状 (カ) 写

なまりすな」 貳駄、鉛師并」松田兵衛大夫代如申、」可  
為取之旨、被」仰出者也、仍如件、

未

奉之

十二月朔日

秩父左近

河津、

代官・百姓中

国立公文書館内閣文庫所蔵 武州文書所収 秩父郡寺尾村里正左膳所蔵

(読み下し)

鉛砂貳駄、鉛師ならびに松田兵衛大夫代(松田康長の代官)申す如く、これを取らすべきの旨、仰せ出さるるもの也。仍て件の如し。

未(ひっじ)

これを奉る

十二月朔日(ついたち)

秩父左近(北条氏邦の家臣)

河津(静岡県河津町)

代官・百姓中

解説

鉛砂とは、鉄砲玉の鋳型を造る時の材料となる砂のことで、鉛師は鉄砲玉などを製造する職人のことを指しているものと思われる。伊豆の河津は海辺に近い郷村であり、良質の鉛砂が採取できたのであろう。

# 松田家の歴史

(85) 年未詳十二月十一日 松田憲秀、北条氏の命により原氏に対して  
窪田城の番普請二五〇〇人を割り当てる

松田憲秀書状写

急度申候、其地窪田御当番定、御番」普請式千五百人ニ  
候処、此内千人御披露」之上、被成間敷之由候歟、御大  
途御赦免之儀、」努無之候、如毎度、式千五百人可有御  
勤候、」為其一翰申入候、恐々謹言、

極月十一日

松尾憲秀（花押影）

原大

原太炊

御陣所

（東京大学史料編纂所所蔵影写本 原文書）

（読み下し）

急度申し候。其の地窪田（千葉県袖力浦町久保田に所在する窪田城）御当番の定め、御番普請式千五百人に候処、此の内千人御披露（報告する）の上、成され間敷きの由に候歟（か）。御大途（北条氏の当主）御赦免の儀、努（ゆめゆめ）これなく候。毎度の如く、式千五百人御勤めあるべく候。其のため一翰申し入れ候。恐々謹言。

極月（（ごくげつ）十二月）十一日

松尾憲秀（花押影）

原大（臼井城（千葉県佐倉市）主の原氏の

原太炊

一族。下総には多数の原氏一族が分立していた）

御陣所

解説

当文書は年未詳だが、**松田憲秀**が官途（かんと）左馬助から受領（ずりょう）尾張守に改称したのが永禄十二年（1569）と見られることや、北条氏と里見氏が同盟関係を結んだのが天正五年（1577）十一月頃であることから、その間に発給されたものと推察される。そのような中でも有木城（千葉県市原市有木）の取り立て、椎津城（市原市椎津）の確保など、北条氏の里見氏に対する軍事的優勢が続いた天正四年頃の可能性が最も高い。ちなみに、窪田城は椎津城の西南約2.5キロメートルに位置している。

# 松田家の歴史

## 笠原政堯考

笠原政堯については内通者とのレITTERルが貼られ、討たれたという説が通説になっているが、一方で、北条家滅亡後僧となって三島市の蔵六寺を開山し、一生を過ごしたという寺伝もある。

### 政堯反逆者説

笠原政堯は笠原光貞の次男、笠原新六郎常克で、松田憲秀の養子となり、新六郎政堯と称した。しかし、松田家にも直秀が生まれ、政堯は松田家の家督は継げず、笠原家に帰された。その後、笠原能登守に実子の平左衛門照重が誕生した為政堯は笠原氏の家督も継げなかった。主君は直秀ばかりを取り立て主君の強い要望もあり弟が松田家を継いだので、この原因を作った主君氏政公に対して不信の念を抱くに至った。政堯は戸倉城の城主として武田家に相對していた時に政堯に伊豆一国を与え、武田勝頼の聲にするという条件で、武田方に味方になるように、種々の方法で勧誘したので、1581年10月になって、武田家に降伏して、北条氏に謀判することとなったのである。そして、武田方の応援を得て、来攻した北条方と戦って義弟の笠原平左衛門を討取るという結果にまでなった。しかし、その翌年の1582年3月に、武田勝頼は織田信長に滅ぼされた。政堯は僧になって謹慎をしていたが、1590年の豊臣秀吉の小田原攻めの時に、笠原政堯は「松田家は元々北条家の家来ではなく、早雲公が小田原城を攻めるときに応援をしたのである。松田家の応援がなければ小田原城をこうも易々とは落とせなかったではないか。早雲公にしても策略を用いて小田原城を乗っ取ったのである。北条家も早雲公、氏綱公、氏康公と比べ氏政公、氏直公は人心の掌握、人物の大きさといい、格が違うではないか、秀吉様を見よ、22万の大軍に物量も豊富、全国の大名を引き連れ、頼りにしていた伊達政宗までも秀吉様にひれ伏してしまった。今は戦国の世である、自分の立場を考え、秀吉様へ付くのが得策ではないか。」と言い、後に打ち首になった事になっているが、一方で次の説もある。

### 政堯忠臣説

直木賞作家、NHK大河ドラマ「天と地と」の原作者、小説家新田次郎氏は小説「武田勝頼」の中で、「武田が滅んだ後、織田、徳川は必ず関東に兵を進めてくるに違いない！そうさせない為にはなるべく武田を長持ちさせることだ！従って北条氏政と松田憲秀は徳川を抑制する為に伊豆地方を武田に寝返りさせようと考えていたのであり、笠原政堯が武田に降ったのは北条氏政の命によるものと信じている」と記載している。又、三島市の蔵六寺の寺伝によれば笠原政堯が僧になって蔵六寺を開山し、1626年迄生きていたとある。政堯反逆説も豊臣秀吉の流した戦略的流言であり、忠臣政堯は氏政公により密かに逃がされていた可能性も出てくる。またこれが真実だとすれば北条家の為に泥を被った政堯は北条家にとって忠義の臣であった事になる。どちらが真実かは今後の調査に任せたいと思う。

# 松田家の歴史

## (17) 天正三年(1575)三月二日北条氏政、松田新六郎に笠原氏の陣代と豆州郡代を命じる

北条氏政判物

笠原千松幼少付而、陣代之事、其方二申付候、自当年乙亥歳、来葵未歳迄九カ年、諸家請取可走廻、九カ年立候者、経公儀千松に可相渡、然者代官所同心衆私領如此間、請取厳密二可致之、就中、豆州郡代之事、如先規相改、毛頭掟無妄様二可被走廻、仍状如件、

天正三年乙亥三月二日

氏政 (花押)

松田新六郎殿

(静岡県史料所収 松田文書)

(読み下し)

笠原千松幼少に付いて、陣代の事、其の方に申し付け候。当年乙亥(きのとい)の歳より、来る葵未(みずのとひつじ)の歳迄九カ年、諸家請け取り走り廻る(めぐる)べし。九カ年立ち候わば、公儀を経て千松に相渡すべし。然れば代官所同心衆の私領此の如き間、請け取り厳密にこれを致すべし。就中(なかんずく)、豆州郡代の事、先規の如く相改め、毛頭掟(おきてみだり)なき様に走り廻らるべし。仍て状件の如し。

天正三年乙亥(きのとい)三月二日

氏政 (花押)

松田新六郎殿

### 解説

軍勢を指揮する立場にあった笠原千松が幼少のため、松田新六郎が笠原氏の陣代に命じられたものである。この中で北条氏政は、九年後、千松にその権限を譲るよう言い渡している。また、笠原氏は伊豆北部の郡代にも任命されていたため、その要職も新六郎に譲ることになったものと思われる。松田新六郎は笠原新六郎のことで、武田勝頼から上杉景勝にあてた書状の中で松田新六郎は松田憲秀の次男と書かれている。

# 松田家の歴史

## (26) 天正九年(1581)十月二九日 武田勝頼、(笠原)松田新六郎の内応により武田氏の持城となった戸倉城に曾祢河内守を遣わす

武田勝頼書状

廿七日之書状遂披見、得御意候、一如顯先書候、今度松田新六郎忠節無比類候、併其肝煎故候、一戸倉へ之加勢以出合被相移之由尤候、弥人数無不足指籠、堅固之仕置專一候、一松新家中長敷者之人質、早速加催促、可被請取儀肝要候、一近郷之地下太(大)略召連、妻子戸倉へ相移候之由可然候、一日泉頭出足輕候之処、為始安井次太夫、戸倉衆出合、城内へ追入、近辺之郷村放火之由心地好候、一松新人数並二地下人等戸倉ニ有留候輩、又敵地へ退候者共、慥被聞届注進尤候、一獅子浜之儀、自落候否聞届度候、一為始梅雪齋、信・上之諸卒、今朝指立候キ、至着城者、毎事可有相談候、勝頼も不日二可出馬候、猶敵説被聞届、節々注進尤候、恐々謹言、

(天正九年)

十月廿九日

勝頼(「勝頼」朱印)

曾祢河内守殿

(新編甲州古文書所収 堀内幸太郎氏所蔵文書)

(読み下し)

廿七日の書状披見(聞いてみる)を遂げ、御意を得候。一、先の書に顯わし候如く、今度松田新六郎の忠節、比類なく候。しかしながら其の肝煎(きもいり)の故に候。一、戸倉への加勢、出合を以て相移らるるの由尤もに候。弥人数不足なく指しり、堅固の仕置專一に候。一、松新(松田新六郎)家中長敷者(主だった者)の人質、早速催促を加え、請け取らるべき儀肝要に候。一、近郷の地下人((じげにん)領主の支配下にある土地の住民)大略召し連れ、妻子戸倉へ相移り候の由然るべく候。一、泉頭((いずみがしら)静岡県清水町玉川にある泉頭城)より足輕を出し候の処、安井次太夫を始めとして、戸倉衆出合い、城内へ追い入れ、近辺の郷相に放火の由、心地好く候。一、松新人数ならびに地下人等戸倉に留まりあり候輩(ともがら)、又敵地へ退き候者共、慥(たし)かに聞き届けられ注進尤もに候。一、獅子浜の儀、自落(戦わず城を捨て逃げ去ること)候や否や聞き届けたく候。一、梅雪齋(穴山梅雪)を始めとして、信・上(信州・上州)の諸卒、今朝指し立ち候いき。着城に至りては毎事相談あるべく候。勝頼も不日(近日中に)に出馬すべく候。猶敵説聞き届けられ、節々注進尤もに候。恐々謹言。

十月廿九日

勝頼(「勝頼」朱印)

曾祢河内守殿(武田勝頼が戸倉城へ遣わした家臣)

# 松田家の歴史

## 解説

伊豆の戸倉城は最初、武田方の三枚橋城（静岡県沼津市）と対峙する北条氏の拠点であった。北条・武田の両氏は天正七年頃より対立関係が激化し、伊豆・相模の国境付近で抗争を繰り返していたが、同九年に至り、松田新六郎の武田方への内応により、戸倉城は武田氏の抱えるところとなった。武田勝頼は先鋒として戸倉城に向かう曾祢河内守に対して、城の警備の心得や、松田新六郎の家臣より人質を取ることなどを命じた。また、北条方に属する泉頭城の城兵が戸倉城へ攻め寄せて来た時に、味方の兵が追い散らして敵方の郷村に放火したことを賞賛するとともに、獅子浜城をめぐる状況報告を求めている。ただ、松田新六郎の武田方への内応については、直木賞作家、NHK大河ドラマ「天と地と」の原作者、小説家新田次郎氏は小説「武田勝頼」の中で「武田が滅んだ後、織田、徳川は必ず関東に兵を進めて来るに違いない。そうさせない為にはなるべく武田を長持ちさせることだ。従って、北条氏政と松田憲秀は織田、徳川を抑制する為に伊豆地方を武田に寝返りさせようと考えていたのであり松田新六郎(笠原政堯)が武田に内通したようになったのは北条氏政と松田憲秀の戦略であったと考える。」と書いている。また、この頃の武田はもう落ち目で、松田新六郎(笠原政堯)が武田に付く魅力は無いのである。

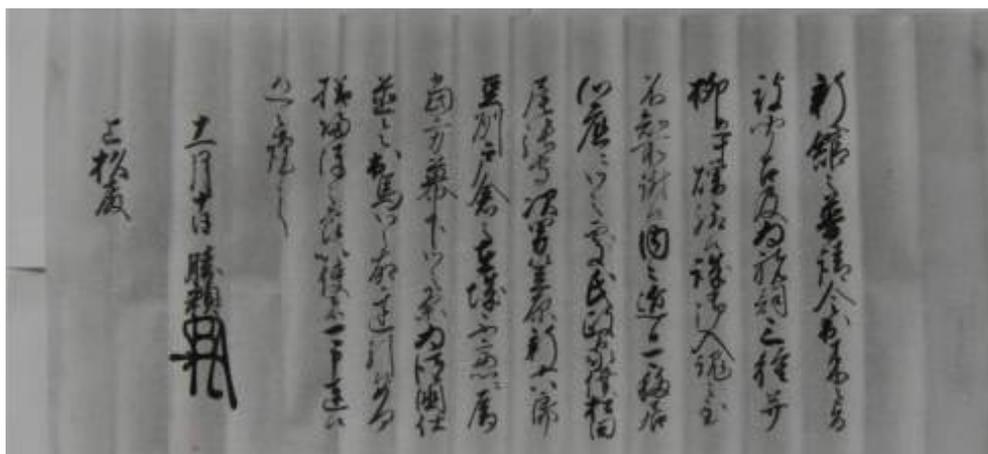
「雑学」 ~~~~~

「惣領と庶子」

神奈川県松田町には松田町惣領と松田町庶子という地名がある。由来は「松田有常松田郷に住みて領主たり、有常二子あり、太郎某は弟なれ共妻の出なるにより太郎として本家を継がせた。次郎某は妾腹なる故に兄なれ共庶子として分家す。是惣領庶子に村の名の由りて起これる所以ってなり、此れ以前は一邑にして松田と称えしこと論なし」とある。惣領地区を「上松田」庶子地区を「下松田」と言ったこともあったが、惣領と庶子に戻っている。

~~~~~

松田家の歴史



- (27) 天正九年(1581)二月十日 武田勝頼、戸倉城の城将笠原(松田)新六郎が武田方へ内応したことを上杉景勝に報じる

武田勝頼書状 (切紙)
「上杉殿 (切封墨引) 勝頼」

新館之普請令出来之旨、」被聞召及、為祝詞、三種并」
柳五十贈給候、誠御入魂之至、」不知所謝候、内々近日
可移居」心底二候之处、氏政家僕松田」尾張守次男笠原
新六郎、」豆州戸倉之在城、不慮二属」当方幕下候之条、
為彼国仕」置、令出馬候故、遅引候、如何」様帰陣之
節、以使者可申達候、」恐々謹言、

(天正九年)

十一月十日
上杉殿

勝頼 (花押)

(米沢市教育委員会所蔵文書)

(読み下し)

新館(武田勝頼が山梨県韮崎市に築いた新府城のこと)の普請出来(しゅったい)せしむるの旨、聞し召し及ばれ、祝詞として、三種(酒の肴)ならびに柳五十贈り給い候。誠に御入魂(じっこん)の至り、謝すところを知らず候。内々に近日居を移すべき心底に候候のところ、氏政の家僕松田尾張守次男笠原新六郎、豆州戸倉の在城、不慮に当方幕下(ばっか)に属し候の条、彼国の仕置のため、出馬せしめ候故、遅引し候。如何様(いずれかの)の帰陣の節、使者を以て申し達すべく候。恐々謹言。

十一月十日
上杉殿

勝頼 (花押)

松田家の歴史

解説

北条氏と武田氏は元亀二年(1571)より再び同盟を結び、天正六年(1578)までその関係が持続していた。しかし、上杉謙信の死去に伴う上杉景虎(北条氏康の子で元亀元年四月に謙信の養子となった)と上杉景勝(謙信の姉の

子)との家督争いである「御館(おたて)の乱」で、武田勝頼が景勝を支援し、その結果として景虎を自害させるに至ったため、北条氏と武田氏との関係は天正七年の夏頃より急速に悪化した。それは北条氏が同年八月下旬に、駿河国と相模国の国境足柄峠に位置する足柄城の普請を、三田郷(厚木市)の百姓に命じていること(『南足柄市史』や、北条氏政が九月初旬に武田勝頼の伊豆への進出を千葉氏に報じた書状(『神奈川県史』資料編など)によって知ることができる。その後も武田勝頼による北条領国境への攻勢が続いたため、天正九年六月に、北条氏は武田軍に備えるため浜居場城の錠を定めている。当文書はそのような状況の中で、戸倉城の城将であった松田憲秀の次男笠原新六郎が、武田勝頼に内応したいきさつを上杉景勝に知らせたものである。勝頼は、新府城の完成を祝して三種と御酒を贈り届けた上杉景勝に、戸倉城の仕置等で出陣しているため、返礼が遅延したと答えている。なお、この文書は裏面の墨跡により、切封であったことが確認される。

明治以降の松田家

松田憲成	(1843~1914)	松田家 19代	天保 14年 12月 8日生 大正 3年 3月 17日亡
松田憲義	(1868~1932)	松田家 20代	明治元年 1月 12日生 昭和 7年 1月 28日亡
松田義次郎	(1919~1947)	松田家 21代	大正 8年 1月 10日生 昭和 22年 2月 7日亡

松田義次郎は東京府立第六中学校以来の親友に気象庁長官 有住直介氏、お茶の水女子大学教授 林良一氏、丸善石油取締役兼千葉製油所長(現在コスモ石油) 高橋一氏、国税局 広瀬博氏、学校以外の友人に画家 菅谷英二氏、親しい後輩に NHK 朝の連続ドラマ「雲のじゅうたん」、「ザ、ガードマン」、「あぶない刑事」、「赤い衝撃」、「京ふたり」、「オトコの居場所」等で活躍をした俳優中条静夫氏(本名中条静雄氏)などがいた。義次郎は柔道を趣味とし、健康であったが、第二次世界大戦中罹病し、帰宅したが、熱があっても防空壕を掘ったりして無理を重ね 29歳で他界した。残された家族は義次郎亡き後も上記の親友の方々と他界されるまで家族ぐるみで親しくさせて頂いた。

松田家の歴史

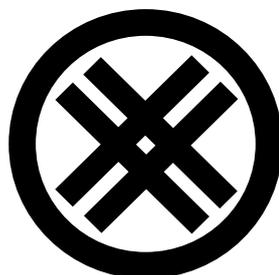
松田一族と家紋

松田家の家紋は松田家 8 代頼秀の頃は「丸に二引き」を使用していたが、その後、旗印であった「二重直違い」を家紋とした。加賀前田家の時代になって「丸の内二膳箸」を使用するようになり、現在に至っている。

「二重直違い」	相模松田家本家 徳川旗本松田家 備前松田家 室町幕府官僚松田家（松田幸松丸流）
「丸ノ内二膳箸」	相模松田家本家（松田四郎兵衛憲次流） 相模松田家分家（松田熊之助憲郷流） 相模系有賀松田家（有賀縫殿助流）
「丸に二引き」	相模系高岡松田家（松田弾三郎秀也流） 相模系埼玉松田家（松田右京康吉流）
「丸に二本松」	室町幕府官僚公人奉行（松田丹後守秀興流）
「升到唐花」	室町幕府官僚（松田助太郎頼純流）



「二重直違い」



「丸ノ内二膳箸」



備前「二重直違い」



「丸に二引き」



「丸に二本松」



「升到唐花」

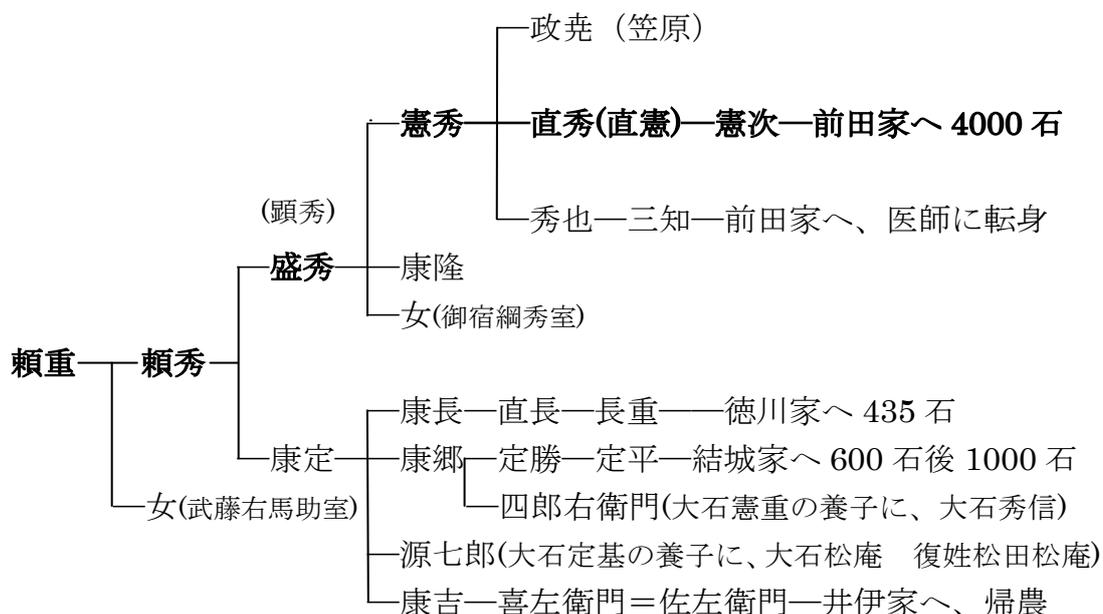
松田家の歴史

松田家の関連したことが記載されている書物と著者

「古事記」「吾妻鑑」「平治物語」「源平盛衰記」「梅松論」「管領記」「松田氏系図(秀郷流系図松田氏の部)」「佐野松田氏系図」「新編相模風土記」「御評定着次第」「永享以来御番張」「松田城址」「松田の史話(松田町教育委員会)」「松田の興亡と松田郷(中野敬次郎氏)」「神奈川県史概略-上(松田の歴史)」「小田原記」「北条五代記」「文安年中御番帳」「相州兵乱記」「関侍伝記」「長倉追罰記」「異本小田原記」「小田原衆所領役帳」「小田原旧記(小田原秘鑑)」「北条役帳」「関八州古戦録」「加賀藩侍帳」「諸士系譜(津田信成氏)」「下山治久氏著書」「武田勝頼(新田次郎氏)」「川村掃部氏著書」フリー百科事典「ウィキペディア」伊東潤氏 両角倉一先生 「神奈河戦国史稿(前田右勝氏)」松田勝徳氏(備前松田家子孫) 松田一夫氏(埼玉松田家子孫) 松田賢二氏(備前松田家子孫) 金沢市立玉川図書館近代資料館 南足柄市郷土資料館館長 笠間吉高氏 南足柄市史編集委員会「松田氏関係文書集」筑波大学付属図書館 パソコン指導 唐沢章三氏 その他諸先生。
上記の書物及び著者の方より参考、引用、ご指導を頂きました。

2007年8月20日 松田家 22代 松田邦義

小田原北条家時代の松田家略系図



松田一族のその後

松田兵衛太夫康長

松田康長が山中城で討ち死にした後、遺子が遺跡を継いだ後、1595年に徳川家康に召し出され、435石にて徳川家の旗本となった。

松田孫太郎康郷

徳川家康の次男結城秀康に600石にて召し抱えられた。

松田家の歴史

松田家略系図

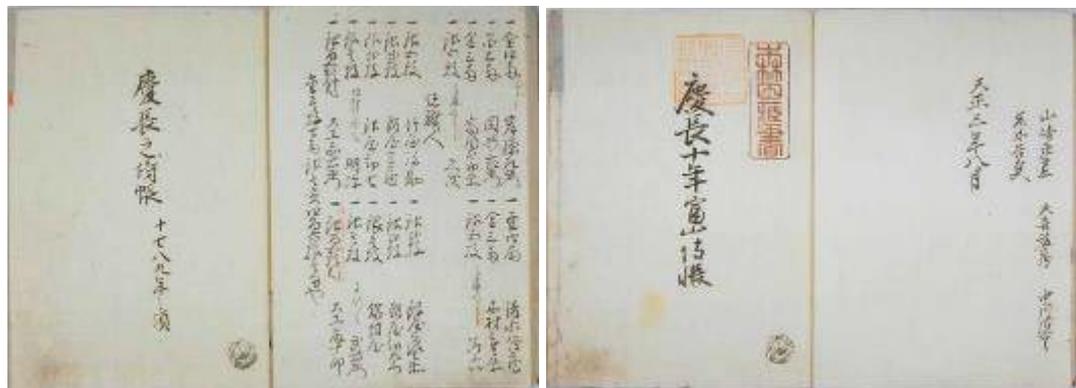
松田邦義作成

中臣鎌足（藤原鎌足）—不比等—房前—魚名—藤成—豊沢—村雄—秀郷—千常—
 一文脩—文行—公行—公光—経範—（波多野）経秀—秀遠—遠義—義通—
 義常（義経）—高義—成高—盛家—（松田）成家—宗栄—成栄—頼高—直高—



松田家の歴史

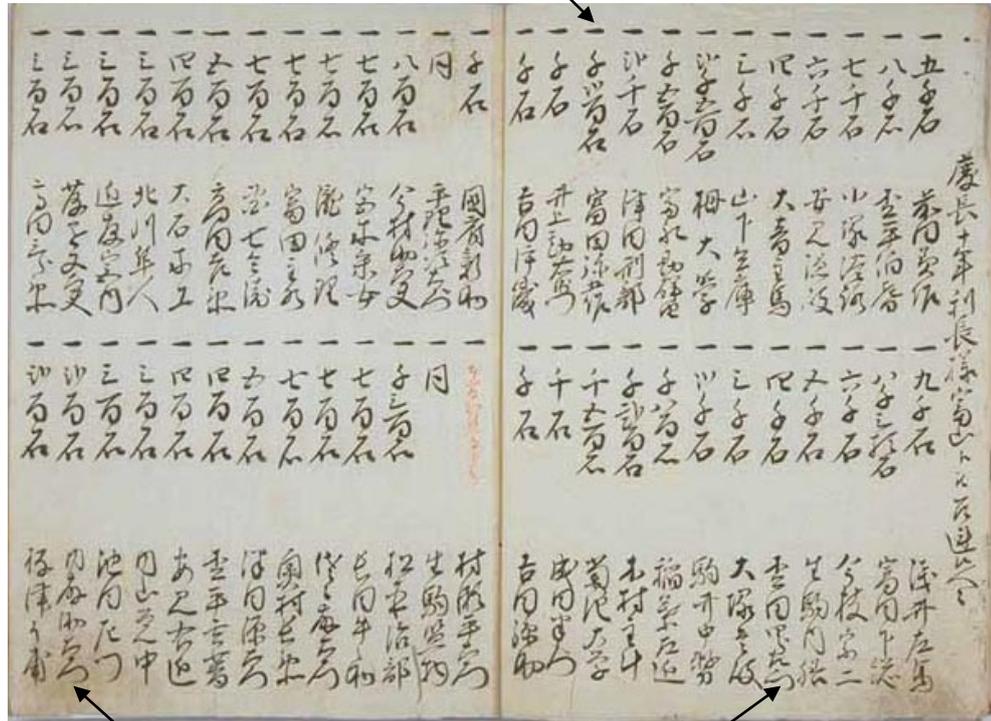
加賀藩 慶長元和寛永侍帳



松田家の歴史

加賀藩侍帳 慶長10年富山侍帳 慶長10年利長様富山へ召連れられ候人々

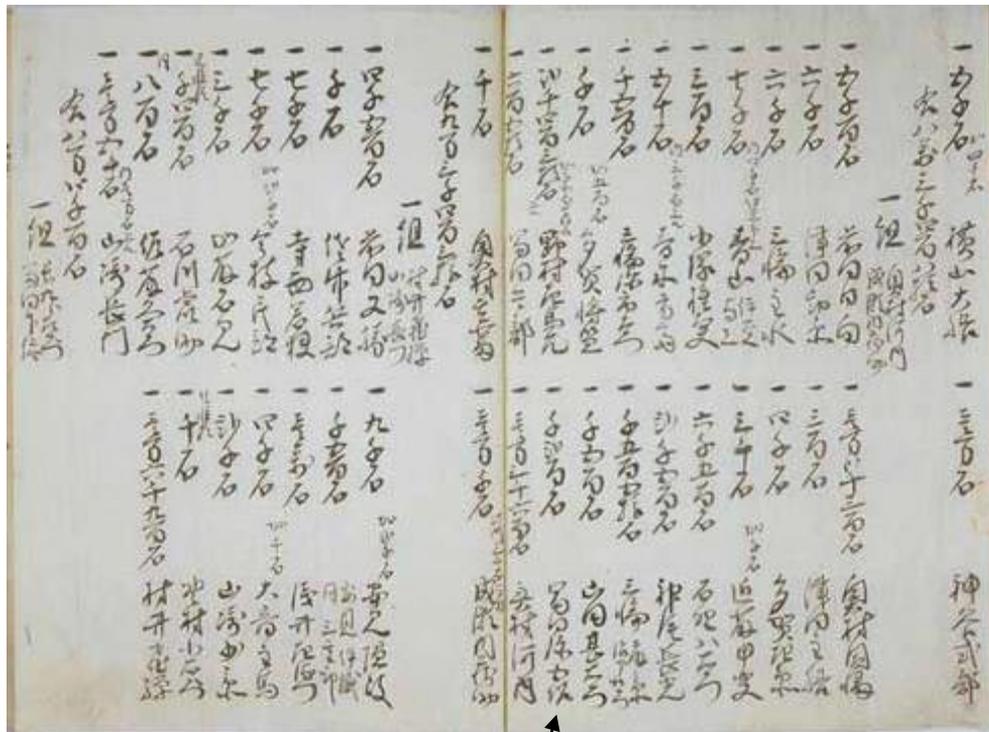
富田弥五作(松田直憲娘婿)



内藤助右衛門(直行)

松田四郎左衛門(直憲)

寛永4年侍帳

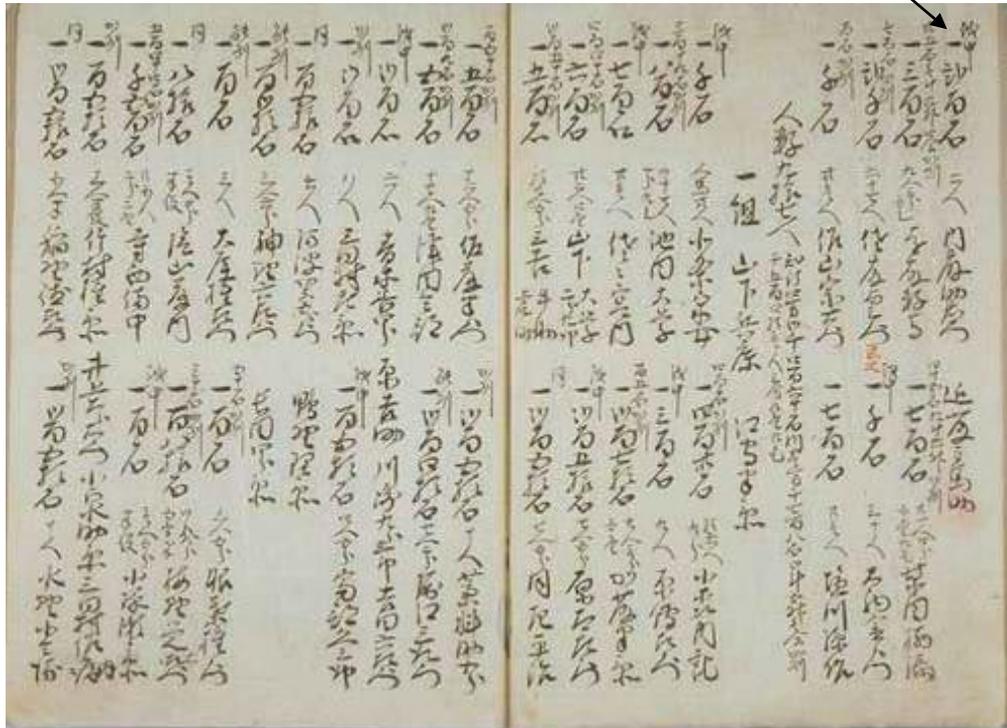


富田弥五作

松田家の歴史

慶長 17~19 年 慶長之侍帳

内藤助右衛門



寛文元年侍帳

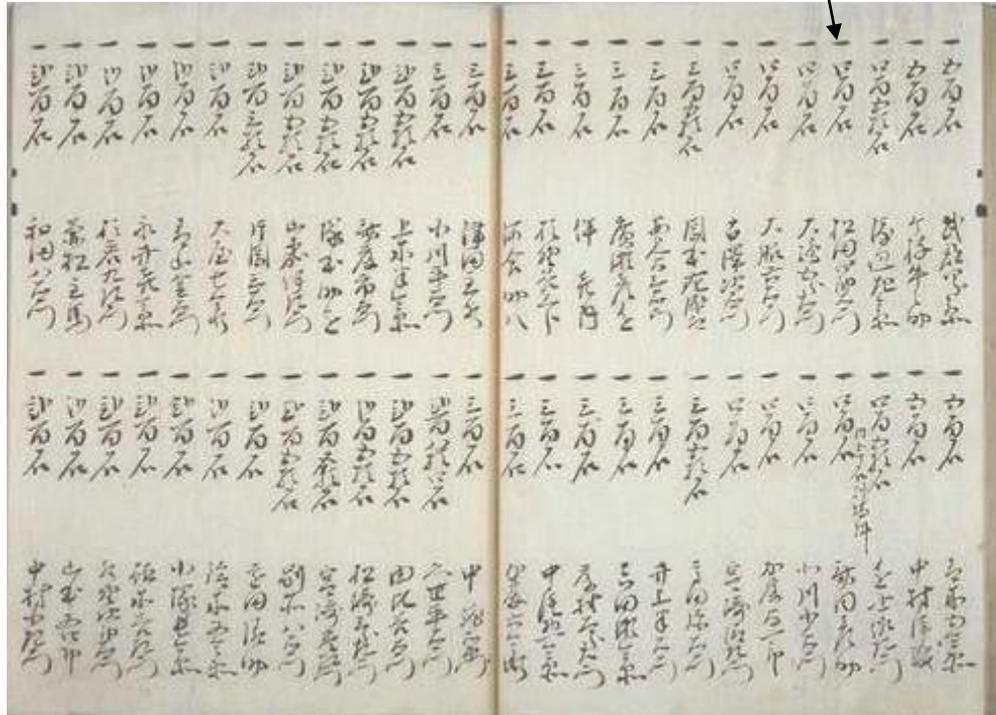


松田四郎兵衛(憲次)

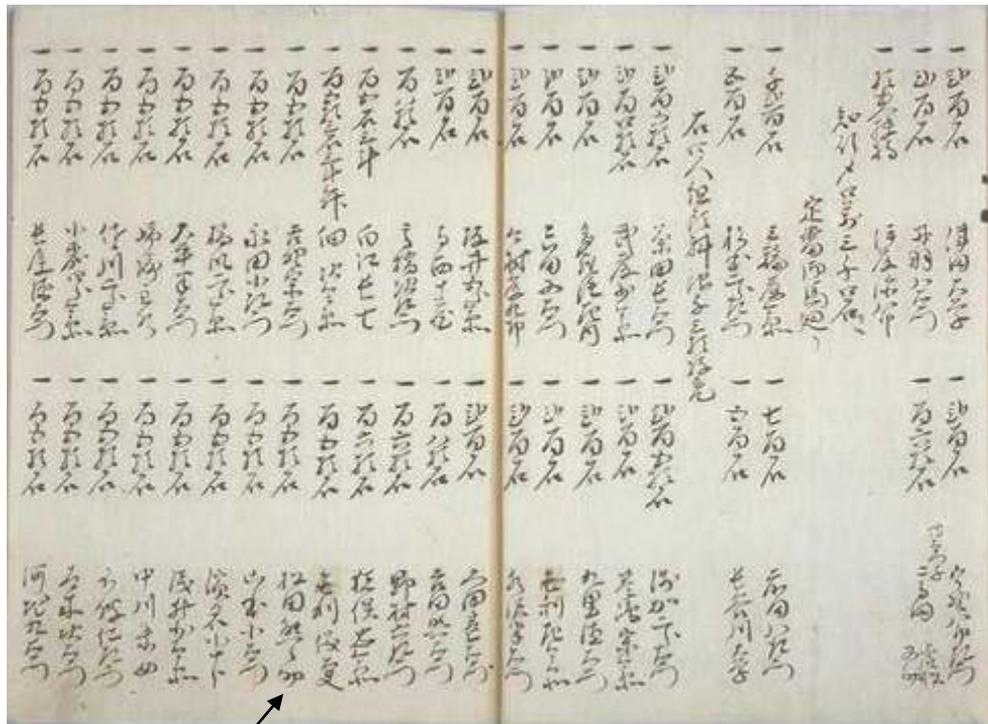
松田家の歴史

寛文侍帳

松田四郎右衛門(憲俊)



寛文侍帳

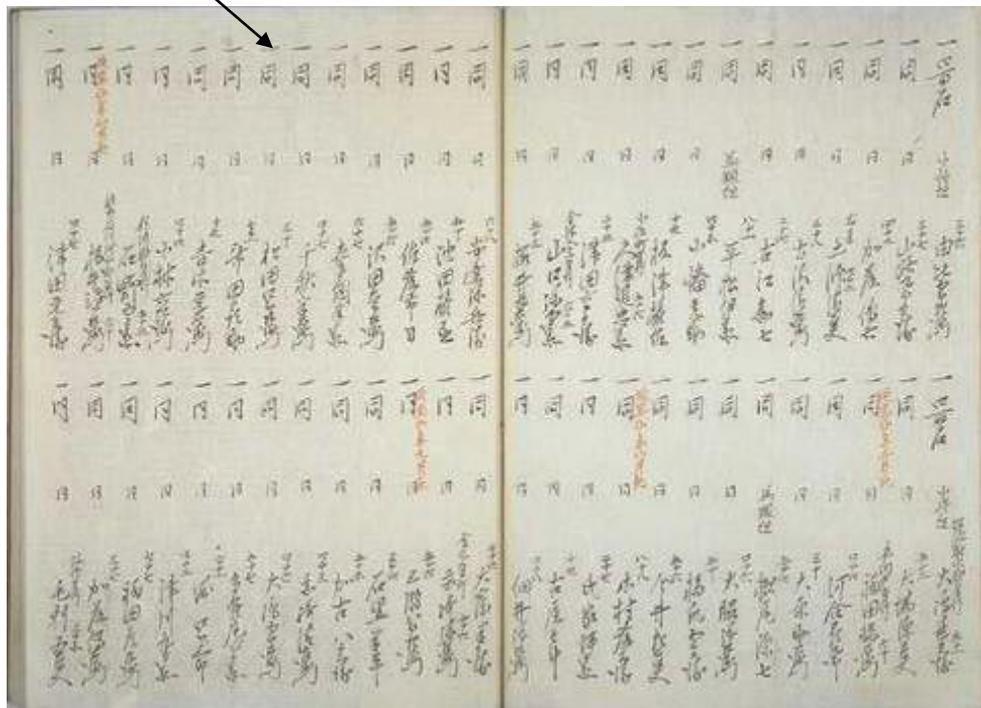


松田熊之助(憲郷)

松田家の歴史

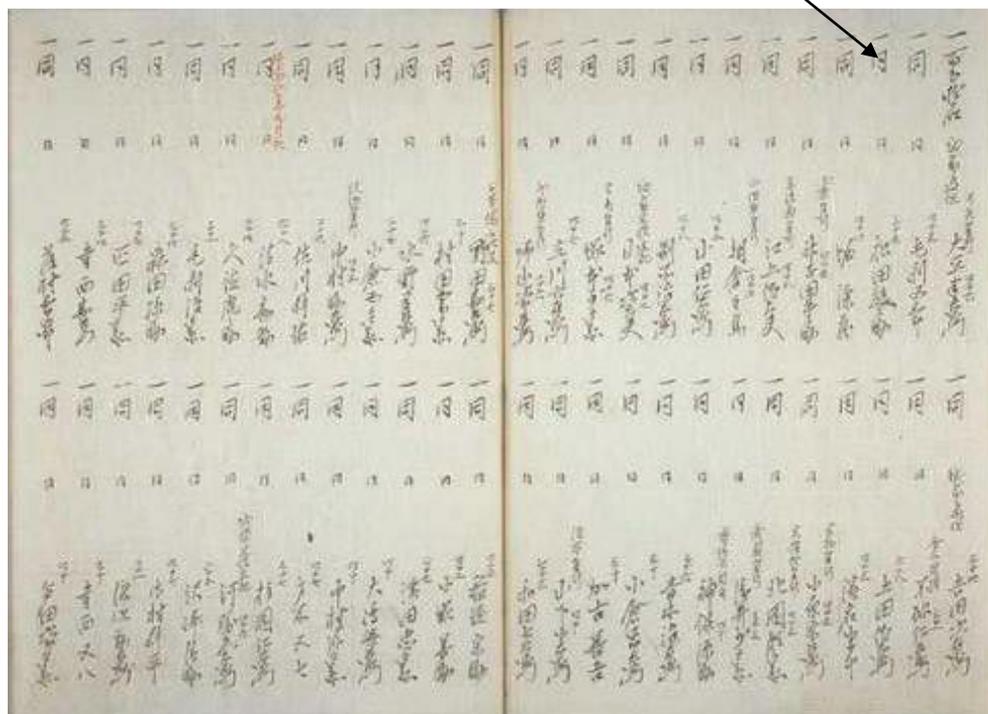
寛文侍帳

松田四郎左衛門(郷道)



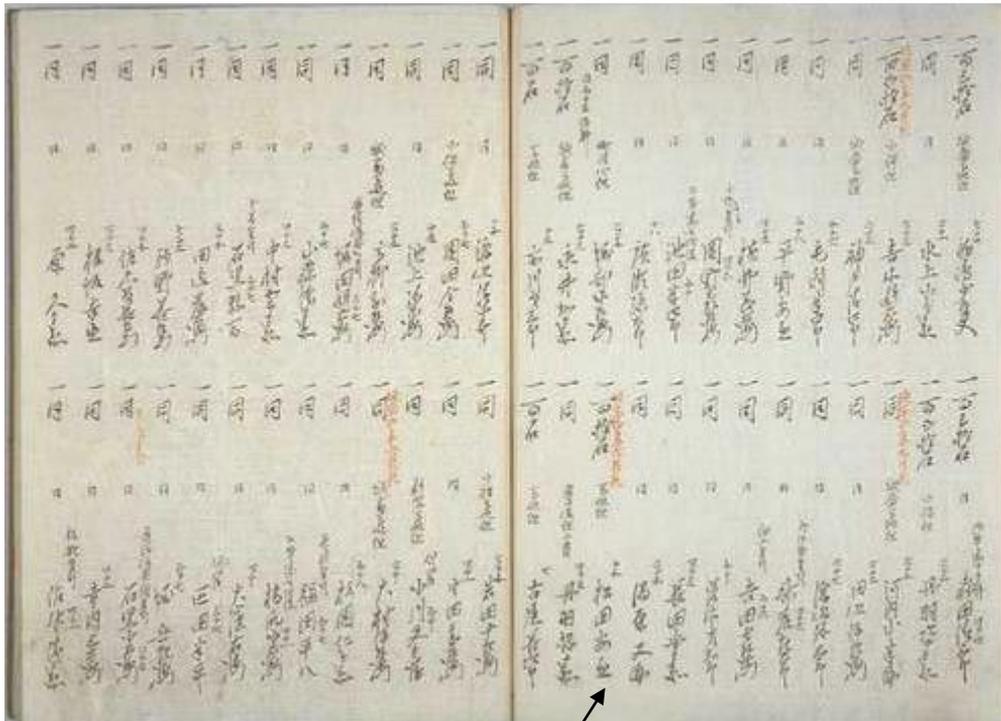
寛文侍帳

松田熊之助(憲郷)



松田家の歴史

寛文侍帳



松田安丞

松田家の歴史

あとがき

「松田家の歴史」を纏めようと思いついたのは、小学生の時に見た父（義次郎）の形見の日記を思い出したからである。父の日記には邦義は松田家 16 代となっていたが、長い間何故 16 代なのか疑問に思っていた。系図を調べているうちに、京都にいた 7 代目の頼重は備前松田家より将軍の命で関東に来て相模松田家の宗家を家督し、子の頼秀と共に活躍した。江戸時代の先祖達は京都から来た頼重を松田家初代と見ており、邦義は 16 代との父の日記にも納得がいったのである。また父の母（かほり）の話も記憶に残っていた。松田家の先祖は「家老」だったとか、神奈川県松田町の出身だ、等々を、断片的に覚えていたのである。思い起こせば東京都文京区本郷「浄心寺」の老御住職は父もない小倅を「若さま」と呼び、変なお坊さんだと思っていた事も思い出した。「松田家の「歴史」を纏め出したころは子孫の為に今残しておかないと、自分達が何処から来たのか、先祖は何をしてきたのか、何も分からないのでは残念であると考えた。先祖達は本当によく頑張ってきたと思ひ、また、自分を初め子孫たちも頑張る行かねば、と思ったのである。松田家の歴史を思い起こしてみると、幾たびかの危機があった。其のたびに幸運と、一族を初め松田家を盛り立てて下さった方々のお陰で松田家は今まで存続して来たのである。つわもの達の頑張りは勿論であるが、11 代直憲の室のように 1590 年に主家は倒れ、父親は亡くなり、生活環境も全く変わり、暖かい小田原から冬の寒い金沢に移転し、五人の子供達を残し、夫は病没し、間もなく長男も 16 歳で病没し、口では言い表せない御苦労があったと思う。また、私の母旭子も若くして夫を亡くし、二人の子供と姑を残され、美容室を営しながら頑張る、松田家の危機を乗り越えた。松田家が危機を乗り越えられたのはこのように系図に見られない多くの女性達やつわもの達のお陰である。今後生きる者達はこれらの事をよく噛みしめて生きて欲しいと思った。また、歴史を纏め出してから自分がこの世に存在する不思議さをより一層感じるようになった。この歴史の何処か少しでも変われば自分の存在は無かったのである。例えば、全然関係の無いと思われる「本能寺の変」が、あの時に無かったなら私は生まれてこなかったのである。本能寺の変が無ければ豊臣秀吉が 1590 年には小田原城を攻めなかったであろうし、先祖達も違う人と結婚していたであろうし、自分は生まれてこなかったのである。こう見ると松田家にとってはにつくき敵である筈の豊臣秀吉も私個人にとっては恩人（？）と思う事さえある。歴史とは全く不思議で興味深いものである。また、この「松田家の歴史」は金沢市立玉川図書館近代資料館の資料として保存活用される事になった。

松田邦義

松田家の歴史

本籍移す出生女松田義次郎存出昭和五拾年参月
 九日没付入籍

この謄本は、除籍の原本と相違ない
 ことを認証する。

昭和五拾壹年四月拾日
 八王子市長 後藤 聰一

		男 長			
出生		母	父	出生	
年				昭和五拾壹年	
月				参月	
日				六日	
				邦 義 我	
				松田義次郎	
				坦子	
				長男	

松田家の歴史

<p>東京府豊多摩郡中野町大字中野千四百八拾七番地ニ於テ 大生父松田憲義長男正八年正月拾七日受付入籍 昭和七年正月拾八日前之ニ憲義死シ之因リ母松田相統居テ 今於四年六月拾日受付 東京府八王子市南町九番地ニ轉籍届多昭和拾四年六月拾日 八王子市長関谷源次衛受付今月久松日送付全戸除籍</p>		<p>東京府豊多摩郡中野町大字中野千四百八拾七番地ニ於テ 大生父松田憲義長男正八年正月拾七日受付入籍 昭和七年正月拾八日前之ニ憲義死シ之因リ母松田相統居テ 今於四年六月拾日受付 東京府八王子市南町九番地ニ轉籍届多昭和拾四年六月拾日 八王子市長関谷源次衛受付今月久松日送付全戸除籍</p>	<p>東京府豊多摩郡中野町大字中野千四百八拾七番地ニ於テ 大生父松田憲義長男正八年正月拾七日受付入籍 昭和七年正月拾八日前之ニ憲義死シ之因リ母松田相統居テ 今於四年六月拾日受付 東京府八王子市南町九番地ニ轉籍届多昭和拾四年六月拾日 八王子市長関谷源次衛受付今月久松日送付全戸除籍</p>
		<p>東京府豊多摩郡中野町大字中野千四百八拾七番地ニ於テ 大生父松田憲義長男正八年正月拾七日受付入籍 昭和七年正月拾八日前之ニ憲義死シ之因リ母松田相統居テ 今於四年六月拾日受付 東京府八王子市南町九番地ニ轉籍届多昭和拾四年六月拾日 八王子市長関谷源次衛受付今月久松日送付全戸除籍</p>	<p>東京府豊多摩郡中野町大字中野千四百八拾七番地ニ於テ 大生父松田憲義長男正八年正月拾七日受付入籍 昭和七年正月拾八日前之ニ憲義死シ之因リ母松田相統居テ 今於四年六月拾日受付 東京府八王子市南町九番地ニ轉籍届多昭和拾四年六月拾日 八王子市長関谷源次衛受付今月久松日送付全戸除籍</p>
<p>主 戸</p>		<p>主 戸 前</p>	
<p>出生正八年正月拾日</p>		<p>松田憲義</p>	
<p>松田義次郎</p>		<p>松田憲義 長男 母 如母</p>	

除籍

東京府豊多摩郡中野町大字中野千四百八拾七番地ニ於テ
 大生父松田憲義長男正八年正月拾七日受付入籍
 昭和七年正月拾八日前之ニ憲義死シ之因リ母松田相統居テ
 今於四年六月拾日受付
 東京府八王子市南町九番地ニ轉籍届多昭和拾四年六月拾日
 八王子市長関谷源次衛受付今月久松日送付全戸除籍

071 0424

松田家の歴史

<p>本籍</p> <p>東京市神田區</p> <p>鍛冶町八番地</p>		<p>071 0308</p>				
<p>明治廿八年六月廿九日家督相続</p> <p>小只カホリト婚姻届出大正八年七月廿六日交付</p> <p>東京市豊多摩郡中野町大字中野千四百八十八番地ヨリ轉籍届出大正九年七月廿六日交付</p> <p>昭和七年七月廿八日後一時奉移分東京府王子市中町廿拾四番地ニ於テ死之同居者松田カホリ南出合月奉拾日送付廿拾九日同市長城所國三郎交付合月奉拾日送付</p> <p>七月廿九日</p> <p>昭和拾四年六月拾日松田義次郎ノ家督相続届名アリタニヨリ本戸籍ヲ抹消ス</p>						
主	戸	前				
<p>松田憲義</p> <p>出生 明治元年正月於上日</p>	<table border="1"> <tr> <td>母</td> <td>父</td> </tr> <tr> <td>董</td> <td>松田憲成 長男</td> </tr> </table>	母	父	董	松田憲成 長男	<p>松田憲成</p>
母	父					
董	松田憲成 長男					

松田家の歴史

<p>大正九年三月七日死亡今月於八日届出今日東京府豊多摩郡 町蔵所戸籍更岡谷精一史作今月多於日送修</p>		<p>慶應四年於五月於八日死亡今日届出今日史作 叔母入籍</p>	
母		父	
<p>出生 安政元年三月八日</p>	<p>出生 天保於四年於五月八日</p>	<p>母 松田憲成妻</p>	<p>父 七冲野勝男 二女</p>
薰		憲成	